

令和5年度 公園緑地研究所調査研究報告

一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所



P ARKS AND O PEN S PACE R ESEARCH I NSTITUTE R EPORT 2023

P ARKS AND O PEN S PACE R ESEARCH I NSTITUTE

目 次

巻頭言

公園緑地研究所 所長 進士 五十八	1
-------------------	---

I. 研究報告

01. 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究 金成 太郎	20
02. Park-PFI 推進支援ネットワークの運営について 本野 優	24
03. 令和5年度 講習会総括 多田 啓哉・本野 優	26

II. 都市公園制度制定 150 周年記念事業報告

04. 都市公園制度制定 150 周年記念事業について 浦田 啓充	30
05. 都市公園制度制定 150 周年記念事業 別添資料	39

III. 研究顧問等発表論文

06. 都市の緑空間をめぐる新たなパースペクティブ 横張 真 研究顧問(東京大学大学院 工学系研究科 教授) (公園緑地 Vol. 84 No. 1 2023 巻頭論説)	60
07. ランドスケープ関連計画の成立と今後の展望 柳野 良明 研究顧問(公益財団法人都市緑化機構 専務理事) (公園緑地 Vol. 84 No. 1 2023 論説)	65
08. しなやかな国土創成に寄与する“みどり”と公園緑地 ～太政官布達 150 年を経て～ 涌井 史郎 一般社団法人日本公園緑地協会 副会長 (東京都市大学 特別教授) (公園緑地 Vol. 84 No. 2 2023 巻頭論説)	71
09. 日本の公園の未来を模索する ～海外の公園の動向と日本の公園の課題より～ 池邊 このみ 研究顧問(千葉大学 グランドフェロー) (公園緑地 Vol. 83 No. 5 2023 特別連載)	77
10. ニューヨークの公園事情と市民力 林 まゆみ 理事(一般社団法人みどり・人・まち研究所 代表理事／ 兵庫県立大学 元教授) (公園緑地 Vol. 84 No. 4 2023 論説)	83

11. 日本の公園 150 年史 (3) 東京の市区改正と恩賜公園
12. 日本の公園 150 年史 (4) 関東大震災の復興公園
13. 日本の公園 150 年史 (5) 緑地計画と大緑地
14. 日本の公園 150 年史 (6) 名古屋、川崎、横浜の環状緑地帯と大緑地
15. 日本の公園 150 年史 (7) 1932 年台北都市計画・公園系統と折下吉延
越澤 明 研究顧問(北海道大学 名誉教授)
(公園緑地 Vol. 84 No. 1 2023 特別連載)
(公園緑地 Vol. 84 No. 2 2023 特別連載)
(公園緑地 Vol. 84 No. 3 2023 特別連載)
(公園緑地 Vol. 84 No. 4 2023 特別連載)
(公園緑地 Vol. 84 No. 5 2023 特別連載) 87

IV. 資料

- 一般社団法人日本公園緑地協会 研究所長・研究顧問 名簿 140

「日本庭園」の本質的価値から「公園多様性」を考える

公園緑地研究所長：進士 五十八

●都市公園としての日本庭園

54年前の大阪万博(1970)の会場の一角には日本庭園が政府出展され、以後広く親しまれてきた。

当時、「過去・現在・未来の日本庭園」をコンセプトとして、大阪府や阪神造園建設協同組合らが全力を挙げてこれを完成し話題になった。万博以後も記念庭園として保存活用され、近年大阪府は国の名勝指定を検討中であり、組合も半世紀にわたる維持管理の経験の上に文化財庭園としての庭園マネジメントについて勉強しているという。

担当のO氏から私に「(仮)都市公園としての日本庭園の価値と継承」をテーマに基調講演せよとの依頼があった。

イベントは令和6年5月に「(案)公共施設としての日本庭園マネジメント シンポジウム」として企画され、全国各地の都県市など所管の特別名勝指定庭園管理者らとの経験交流を通じて①公園行政における「日本庭園」への管理意識、②文化財庭園の歴史文化的価値(=真実性・authenticity)の維持継承、③日本庭園の広報・集客・来園者対応、④今後の展望、等を議論しようということである。

実は私はO氏との会話を経て、改めて「公園行政担当者や公共造園関係業界にとって“日本庭園”というものの取り扱いに対する或る種のとまどいの存在」を感じた。それは、名勝指定を受けた文化財庭園の扱い方の難しさと対処法への不安ということのみではなく、公園行政でどのように日本庭園を位置付ければよいのかという、明快な指針の無さ

へのとまどいのような気がする。

そこで本稿では、「公園と庭園のちがいにについて」考えてみたい。一般的にそのことを曖昧にしているためと考えるからである。

●庭園・日本庭園と都市公園はどこがちがうか

私は若いころ造園学会の理事会に、幹事として陪席して当時の理事の意見や発言からいろいろのことを学んだ。今でもよく覚えているのは、後に筑波大学教授に就かれる池原謙一郎氏のことである。教師であった先生の父君は種田山頭火とも交流があった俳人であったようだが、学会で発言するとき度々「辞書」ではこうだがという言い方をされ、言葉の意味や定義をしっかりと吟味される方だと感心したものだ。池原先生を思い出したのは最近見た辞書編集者のTVドラマ、三浦しをんの「舟を編む」に触発されたからだ。以下のように私も手元の『広辞苑(第7版)』(2018)で紹介してみる。

「庭園」 観賞・逍遙などのため、樹木を植え、築山・池などを設けた庭。特に計画して作った庭。

「日本庭園」 社寺・城・住宅等に造られる日本特有の伝統的な庭園。多く、樹木・石・池などで自然を模した景観をつくる。

「公園」 公衆のために設けた庭園または遊園地。法制上は、国・地方公共団体の営造物としての公園(都市公園など)と風致景観

を維持するため一定の区域を指定し、区域内で種々の規制が加えられる公園（自然公園）とがある。

これでわかることは、庭園は「私」であり、公園は「公」であるということ、ないということである。一般市民がふつうにイメージしているのはどうも、「私園・private garden」と「公園・public garden」という区別であるがそれはまちがっていることがわかる。むしろ観賞や逍遙などのために土と緑と水を用いて計画的に造られた（＝造園された；gardening, landscapingされた）園地はすべて「庭園garden」であって、設置目的が公衆のためで、その管理者が国・地方公共団体である場合が「公園・都市公園」だということなのである。

であれば、前述した「公共施設としての、、、、、、」とか、「都市公園としての、、、、、、」とかの言い方をしてまで、公園行政マンや公共事業に係る造園業界人が庭園の管理や運営についてわざわざ特別視する必要はいったいどこにあるのだろうか。

強いて言えば、ただの「庭園」ではなく「日本庭園」であることに起因するのだろう。辞書では日本庭園は、自然風景式など日本特有の伝統的庭園と説明している。もちろん〇氏が課題にしている「国指定名勝庭園等文化財庭園」の場合は、歴史的文化的価値の継承が求められているので、通常の公園緑地や庭園の維持管理とは違って原状改変等には慎重でなければならない。しかし、庭園の自然景観を好ましい形で維持し、利用者が好ましく感じるよう美しく心地よい園地体験やサービスを提供するようメンテナンスし、パークマネジメントするのであれば、せいぜい不特定多数に供用する「公共施設・都市公園」ならではの留意点では何ら変わらないはずだ。

辞書風に解釈するならば、以上のように考察することができる。

しかし、それでもわが国の公園行政の歩みを考えると、まだまだ「庭園」と「公園」ではイメージを異にするのが現実であろう。私たち日本人一般の心情では庭園と公園は全く別ものとして定着しているような気がする。

辞書では、公衆のための営造物の庭園が「公園」だと読めるが、一般市民はもとより関係者にあっても、言葉からの連想では“庭園は上で、公園は並”と錯覚しているのだ。

実際面での「公園」には、いわゆる美しい庭園的な修景の高質な園もあれば、子どもの遊び場、運動施設、墓園まで多彩な種類があるにもかかわらず、一般的な整備コスト、メンテナンス予算の単価などでは少なくとも「日本庭園」と他の「一般的公園・緑地」の間には大きな差があるのが事実だから、専門家であっても公共のものはすべて「公園」であって、日本庭園ほどにそれぞれの公園にふさわしい造園力を発揮しなければならないとは考えられないのだろう。

以上のような語感、一朝一夕に生まれたものではない。明治6年「公園制度」を誕生させた近代日本はイギリスを範とし前代までの緑地のストックである幕藩体制下の社寺境内地空間、風致と景勝地、そして元の地方領主の大名庭園等を近代社会の「公園」と呼び変えて市民に開放してゆくことになる。

そのとき、元来日本庭園では中国由来の考え方、園名には造園の趣旨を盛り込むようにしていたが、太政官布達第16号の示した「公園」という新しい文字に反応して、偕楽園は「常磐公園」、成趣園は「水前寺公園」、栗林園は「栗林公園」と別称される。愛知県の岡崎城址は「岡崎公園」となるが城址には、ただ「公園」と大書された石碑さえ建立されている。よほど「公園」に新味を感

じたのであろう。

しかし一方でたとえば、練兵場跡の新地に造成された日比谷公園のように工事間もない公園地は植栽が安定するまでの一定の時間経過を待たなくては、それまでの大名庭園のような景観質を醸成することなく、公園事業に従事する者を世間的に、また日本庭園の庭師などは「公園植木屋」とやや差別的に呼称したらしい。

●公園行政における日本庭園の価値

永らく公園行政は富国強兵時代の財務担当者からは予算的にも冷遇され続けたし、それ故に政府の公園政策もひたすら欧米先進国の一人当たり公園面積に追いつこうと量的向上第一であった。観光立国宣言の「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」やインバウンド誘客などによる観光立県志向と地方創生における世界文化遺産・日本遺産・庭園街道などガーデンツーリズムの流れのなかで「日本庭園の価値」の発見もあって、ようやく近年、その質的向上の段階を迎えつつあるというところであろう。

このとき当然、一般的な公園緑地の高質化も強く求められるが、そのときの技術的規範として有効なのが「日本庭園」であることはまちがいない。30余年まえの経験、韓国の大邱市中心部の都市公園を訪れたが、伝統的な韓式庭園建築、公園の門や柵、ペープメントに到るまですべて韓式の意匠で、実に歴史的な風格を醸し出していた。

一言でいえば、それぞれの国の庭園様式は、その国の植生・水景など自然風土、市民の生活文化、民俗、食・農・工芸・美術などが複合したその国固有の地域性や場所性の表出であり、正に住民にも観光者にも魅力的なランドスケープ質をもっている。

ところが、近代都市化と文明路線の一般化のなかで、それぞれの国固有の庭園技術は、文化財的扱いの中で保存されはしたものの、

一般的な都市計画事業や公園緑地へのスポーツレクリエーション的要求への対応に向かうなか、又、ランドスケープデザイナー自身の関心も含めて、造園技術のもつ風土性、すなわち、日本庭園技術は日本固有の自然立地、自然材料、地場材料、地方の職人技術であることは忘れられる傾向にあった。

現在、GREEN EXPO 2027（横浜）が相模の里山立地に計画されているが、囲まれた社寺の伝統的な日本庭園形式とはまた別の里山の修景が工夫されるべきであろう。少なくとも日本庭園というと枯山水という定形的造園からは脱却しなければならない。

いずれにせよ、「庭園」と「公園」は、景観質において絶対に違うものではないし、世界的に高い評価を受けてきた「日本庭園」の本質や特質を改めて理解して公園行政に臨んでほしいものである。

●庭園多様性・公園多様性・景観多様性で美しく国づくりを目指そう

高質の景観質は、ひとり公園のみならず、日本の都市、日本の国土全体においても具現化したい課題である。日本公園緑地協会の高梨雅明会長がリードしてくださっているNPO法人「美しく国づくり協会」の活動でも同様の高い志に立っているが、私は、美しい空間や景観の原型は日本庭園に凝縮していると考えている。

その国その地方を訪れる人々（観光客）にとっても、日々目の当りにしてくらす人々（住民）にとっても、その国その地方の大地の自然と歴史の風景を構成する地形、地質、植生、水、地理、気候風土と自然に連続する「地の風景—郷土景観」に優るものはない。郷土景観の粋が、日本庭園技術に凝縮している。

よって日本各地に展開する都市公園であってもひたすら画一的な工業製品を多用してコ

ストカットだけを目指すことなく、出来るだけその地域固有の、或いは造園家独自の個性的公園の計画設計を目指してほしいと願っている。少なくとも、公園だから日本国中同じ、町中同じ調子で揃えるのが当然とは考えないでほしいものである。

とかく公園行政においては、画一的、統一的が当たりまえという考え方でいる方が多いが、ダイバーシティの世紀にあって早々に脱却したいものである。

子どもたちにとっても、地域住民にとっても、ここが私たちの遊び場、私たちの公園と実感できること。公園という公共施設でさえ“私たちの・・・”と思える、そうして自分事にできれば公園は大切にされ、真に市民生活の場所になる。

日本庭園というとお金のかかるものと思うひとも多いだろうが、実際はそうではない、その土地のよさを生かし、その敷地からの眺望を生かし、近くにあるものを活用してローコストでハイクオリティの場所を実現してきたのが日本の庭園・『作庭記』の根本であったのだ。

少なくとも、どこに行っても同じでは面白くない。住民にとってのよりどころにならず、無意味なスペースといわれてはならない。「プライド・オブ・プレイス」は、公園にとっても不可欠な目標あり、その規範を「日本庭園」から学んでほしい。

最後にCMのように恐縮であるが、拙著『進士五十八の日本庭園』（市ヶ谷出版社：2024）の一部を紹介する。「公共施設としての日本庭園」への一部回答例でもあるからだ。

第一は、本書のまえがき「平和と自然」について。ワーグナー・ナンドールの「哲学の庭」と石上純也の「水庭」である。公園であっても庭園であっても、造園の本質は人類の理想境ガーデンであり、最高にアモーレ（愛）のあるアメニティ・デザインであり、

私は「平和と自然」だと確信している。その形は、自由自在で立地環境やデザイナーの個性的展開が求められる。それによってGarden diversityが具現化し豊かな地域交流が招来される。

第二は、本書第6章の「帰真園」の成立プロセスと庭園の特色である。公共施設としては、本来、各所に結界を配すのが日本庭園であることを踏まえつつバリアフリー、ユニバーサルデザインの思想と形を導入しようとチャレンジした例である。

第三は、本書第6章の「ポートランド ジャパニーズガーデン」の活動である。60周年を迎える本園は、ピースランタン（平和の灯籠）に象徴される平和的な日米文化交流に尽力すべく、様々なソフトウェアを展開している。

日本庭園の本質はハード技術のみならず、夢窓疎石の「庭に得失はなし、得失は人の心にあり」で、心の問題でもある。

心の問題は、公的であれ私的であれ重要事・重大事というのが「日本庭園の技心一如・自然に順う」というものである。黒澤明監督作品「生きる」で志村喬演じる市民課長が夜更けの公園のブランコに乗って「ゴンドラの唄」を口ずさむシーンに感銘を受けた人も少なくなかろう。だからこそ「庭園」も「公園」も人生をかけて取り組むにふさわしい仕事だと思えるのだ。

（東京農業大学名誉教授・元学長／福井県立大学名誉教授・前学長／福井県政策参与／日本公園緑地協会理事）



まえがき 読者のみなさんへ - 「庭2つの心：平和＋自然」

私の造園研究の核心は、「平和と自然」である。世界の現在は、「人類の知よ」いずこ?を痛感するほど貧困だからである。

各国の歴史と共にある庭園の本質は、エデンの園、パラダイス、極楽浄土、桃源境にある。平安、安寧、美しく平和な環境空間の実現である。また、日本庭園の特質は、日本人の自然観に順い自然を熟知し自然と共生する環境デザインで、21世紀地球社会の要請とも重なる。2つの庭をみてほしい。

1つは、ハンガリー動乱下、自ら西側に亡命した哲学者彫刻家 Wagner Nándor (1922-1997) 作の「哲学の庭」。キリス

ト、仏陀など宗教の祖のすべてが同じ球一点を見ている。宗派はちがうが誰もが「平和」を目指している。ナンドールは「違いよりも共通性を分かり合うことで、平和を具現したい」という。800年前、越の国(福井県)に曹洞宗大本山永平寺を開山した道元禅師は「他の宗教を誹るものは正しい宗教でない」と語っている。

だから私も、単なる異国趣味で JAPANESE GARDENS を読むことなく、日本庭園の基底を流れる DNA:「平和志向と自然共生の知恵」を、誰にでも理解できる本を世界に提供したいと思った。

Preface The Heart of Two Gardens: Peace + Nature

At the core of all my landscape architecture research, is the theme "Peace and Nature". In light of the world's present unrest, I feel increasingly and acutely aware of the degrading and impoverished state of the world and wonder, "Where did humanity's wisdom vanish to?" and hence my research theme.

The essence of garden designs of the various countries of the world, influenced by their histories, can be found in that country's version of heaven or paradise: Eden, Arabic Jannah Paradise, the Buddhist Amitabha's Pure Land, China's Tāoyuán jing (Shangri-La), etc. These gardens are the representation of an ideal, serene, tranquil and beautifully peaceful environment. At the foundation of the essence and characteristics of Japanese garden design is the Japanese people's perception of nature, one compliant with nature's principles of coexistence - fundamentally environmental design - which I see beautifully overlapping with the needs of our 21st century society. Case in point, I present to you these two gardens.

The first is the Garden of Philosophy in Nakano Ward,

Tokyo, conceived by philosopher and sculptor Nándor Wagner (1922-1997) who had been forced to flee to Sweden from his native Hungary in the turmoil of the Hungarian revolution, and eventually landed in Japan. As part of his sculpture which forms the heart of the garden, he depicts Christ, Buddha, Abraham, Echnaton, and Lao Tse standing in a circle looking at the same sphere in the center of the circle. His message being that regardless of the differences in their religions, they all were seeking "peace." Nándor declared that "Rather than looking for differences in culture and religion, I want to find similarities. It is only through those things we share that we can become closer."

Similarly, 800 years before, Japanese Buddhist priest, writer, poet, philosopher and founder of the Eihei-ji Temple (the main temple of the Sōtō school of Zen Buddhism) Dōgen Zenji, had said something very similar, "The one who denigrates another's religion does not belong to the right religion."

『哲学の庭』ワグナー・ナンドール（日本名：和久奈 南都留）1994年完成作品。ハンガリーと日本の外交関係開設140年・国交回復50年記念として、ワグナーちよ夫人からの寄贈で東京都中野区哲学堂公園内に2009年建立された（構想：進士五十八、設計：加園貢＋中野区公園課。進士「哲学の庭」からのメッセージ『東京人』、2016）庭は3つの輪で、第1の輪は方形で地を、円形で天を表す。台上5体はすべて中央の球を注視。球は真善美・平和を象徴。祈りにひれ伏すアブラハム、左にエクナトン、キリスト、仏陀、老子へ、宗教の祖が続く。2の輪は聖フランシスコ、達磨、ガンジー。3の輪は聖徳太子、エスティニアス、バビロン王ハムラビ。

Photo: Part of the Nándor Wagner (1922-1997) sculpture collection donated by his wife Chiyo, to commemorate the 140th anniversary of the establishment of diplomatic relations between Hungary and Japan, which forms the heart of the Garden of Philosophy in Nakano Ward, Tokyo (design concept - Isoya Shinji, design drawings - Mitsugu Kazono and Nakano Ward parks dept.).

There are three concentric rings of people in this sculpture arrangement - representing religion, philosophy, and law - symbolizing the idea that in order for the different people of the world to become closer, we need to return to a common philosophy and values. The first ring has the five patriarchs of the world's major religions standing in a circle, all transfixed on a common sphere, as described in the text of the book. The second ring features Bodhidharma, Saint Francis, and Gandhi and the third Prince Shotoku, Justinian I, and Hammurabi.

自然の庭 石上純也設計の2018年作品、ボタニカルガーデンアートビオトープ「水庭」。栃木県那須町所在、二期クラブ創業20周年記念として2007年オープンしたアート・ビオトープ・レジデンスの隣接地。その土地の記憶を再構成した自然再生の先端的作品。森林→水田→放牧地→水庭が、建築家石上により318本の樹々、水系により連結する160個の池のビオトープに結実した（施工：櫻井淳・静岡グリーンサービス）。
ecology+landscape+biodiversity+biotope+art を統合化、地球時代の日本庭園を示唆している。「建築の未来の道筋を再定義できる影響力」が評価され、デンマークの「オベル賞(2019)」を受賞。（画像提供：株式会社nikissimo）
本文p.107生き物術参照。



2つめの庭は、現代日本の建築家の石上純也（1974- ）の作品「ボタニカルガーデン アートビオトープ『水庭』」。かねて著者は「日本庭園は美しいビオトープ」と主張してきたが、石上作品はエコロジーのみならず美しい自然の再生にチャレンジしており、正に地球環境の世紀における「日本庭園の未来像」を象徴している。自然共生的自然観の日本文化は深刻な地球環境問題への対処にも有効だろう。

旧来の英語直訳本は背景の日本を知らないひとには理解できない。本書は日本文化を熟知しない英語圏の読者にもわかるように、大局からの合理的説明、ビジュアルや英語

ネイティブスピーカーの翻訳による解説を工夫。日英2カ国語版「日本庭園の心と技の全てが分かる完全版」を完成させたと自負している。

本書を通読されれば直ちに分るだろうが、数ある世界の庭園のなかで、地場の自然材料を活用する造園が特徴の「日本庭園」は、立地、規模、用途、意匠ほかあらゆる面で景観多様性に富んでいる。「庭園多様性」は、多様な生き方を求めている世界の環境市民にとって JAPANESE GARDENS 最大の魅力となるだろう。

ぜひ本書で Garden-diversity をエンジョイしてほしい。

進士 五十八

In this book, I do not want to emphasize the unique exoticism of Japanese gardens but rather uncover the primary foundation or DNA of Japanese garden design founded in the wisdom of coexistence with nature and orientation towards peace and relay that to the world in an easily understood manner.

The second garden is the Botanical Farm Garden Art Biotop “Water Garden”, designed by architect Junya Ishigami (1974 -) which is located in the Nasu-kougen highlands in Tochigi Prefecture. This garden features 318 trees which were saved and relocated from a nearby land development and then situated carefully between 160 small pondlets made with traditional rice field construction techniques to allow for beautiful flowing water, with moss carpets established throughout, creating a “new nature.” It combines the various elements in a new configuration emphasizing aspects of nature that could not be made by man, and the elements of manmade art that cannot be found in nature. It plays with light, reflections and combinations of natural elements in a density not found in nature, while serving an ecological conservation mandate.

I have always declared that Japanese gardens are in essence beautiful biotopes but Ishigami's creation is not only a successful attempt at creating a beautiful natural environment art form but represents the future of Japanese garden design in the century of world environmental awareness. I believe that the culture and tradition of Japan which strives to respectfully

coexist with nature, offers solutions to the world for how we can address the serious environmental problems we face in our world today.

Books on this topic in the past were hard for non-Japanese speakers to understand, suffering from the bane of direct translation and requiring too much detailed knowledge of history and cultural implications. This book endeavors to simplify the explanations, concepts and background information and explain it in more naturalized English while combining all this with an abundance of pictures and visual aids.

As I hope you will understand thoroughly after reading this book, Japanese gardens differ from other garden design styles of the world in their flexibility and adaptability, embracing the use of locally available materials, making masterful use of naturally occurring topographical features and the surrounding natural scenery, complying with the needs and limitations presented in each locale and above all showcasing diversity. I believe this serves as a template for how society can more sustainably live, embracing diversity in unison with nature, further enlarging the appeal Japanese gardens have to the citizens of the world.

May everyone enjoy the “garden diversity” presented in this book.

Isoya SHINJI

Photo: The Botanical Farm Garden Art Biotop “Water Garden”, a 2018 creation by architect Junya Ishigami (1974 -) located in the Nasu-Kougen highlands of Tochigi Prefecture. This creation draws on and reflects the historical land-use faces of this property which was originally wooded, then cleared for rice fields and then became meadowlands, taking elements from each era and recombining them into a manmade natural biotope art form water garden. 318 trees were relocated from a nearby land development and situated carefully between 160 small pondlets made with traditional rice field construction techniques to allow for beautiful flowing water and then moss carpets established throughout creating a “new nature.” This garden is touted to have, “The influential power to redefine the path of the future of architecture” and has been awarded numerous prestigious prizes including Denmark's 2019 Obel Award for Architecture. (Photo credit: nikissimo Inc.)

Designed by © junya ISHIGAMI+associates, construction by Jun Sakurai, Shizuoka Green Service Co.

29, 世田谷区二子玉川公園内の帰真園

(2013年開園：東京都世田谷区、旧清水邸書院と日本庭園)

高齢社会下ユニバーサルデザイン対応の初の公設日本庭園

二子玉川園（東急電鉄経営遊園地、1922-1985）跡の再開発により新設された世田谷区立の「二子玉川公園」（総面積6.3ヘクタール）の中央部に2013年4月開園した本格的日本庭園が「帰真園」（面積5800平方メートル）。本園は多摩川畔で二子玉川駅至近に位置。緑の国分寺崖線と水の多摩川の2つのエコシステムが交わる場所にあり、富士山や丹沢の山々への眺望と武蔵野と玉川八景気分を味わえる。

作庭意図は源流から海までの多摩川水系軸と武蔵野の松や雑木、伊豆の根府川石、武家庭園ならではの直線護岸ほか江戸東京地域の文化的自然表現にある。一方、高齢

社会下のユニバーサルデザインを目指して車イスで園全体を周遊できるものにした。

ところで市民主権の現代社会では、公的資金で「日本庭園」を開設するには、多くの課題を解決しなければならない。世田谷区では、市民福祉・環境共生・文化教育・公民連携を柱に、以下①～⑦をクリアして事業を推めた。帰真園はその好例であろう。

①企画・監修：世田谷の熊本区長は東京農業大学長の進士五十八教授を委員長に造園事業全ての監修を依頼。

②発注方式：造園学会賞受賞者数名を指名、プロポーザル方式で作庭家と設計者を選定、公平性を担保。設計者に戸田芳樹、

29. Kishin-en Garden

(Public Japanese Garden/ Former Shoin of the Shimizu Residence in Futago-Tamagawa Park, Setagaya-ku, Tokyo, 2013)

Kishin-en (5,800 m²) is a full-scale Japanese garden that opened in April 2013 in the center of Futago-tamagawa Park (6.3 hectares) as part of the redevelopment of the former Tokyu Futakotamagawa Amusement Park. The park is located alongside of the Tamagawa River, close to Futago-tamagawa Station. Located at the convergence of two ecosystems, the forests of the Kokubunji Escarpment and the waterway of the Tamagawa River, it offers views of Mt. Fuji and the Tanzawa Mountains and gives visitors a taste of the Musashino Plain and the so-called Eight Scenic Spots of Tamagawa.

The garden design is intended to represent the cultural and natural environment of the Edo/Tokyo region: the water system of

the Tamagawa River from its source to the sea; the pines and the woodland of the Musashino plain; the display of andesite known as Nebukawa-ishi from Izu; and the straight shoreline unique to gardens of the samurai class during the Edo period. The entire garden is wheelchair-accessible in an effort to achieve a universal design for an aging society.

In today's citizen-sovereign society, many issues must be resolved before a publicly funded "Japanese garden" can be established. In the case of Setagaya Ward, the following seven conditions needed to be met in compliance with the basic tenets of civic welfare, environmental coexistence, cultural education and community coordination:



左：書家の小田川大岳氏による、庭門掲額の揮毫

Left: "Kishi-en" in the calligraphy of the famous Daigaku Odagawa, framed and mounted at the garden gate.

作庭家に高崎康隆を決定。

③バリアフリー化：伝統的日本庭園では、高低差のある敷地、親水性のための沢飛石、反橋など各種バリアによる景観変化の演出が多用された。ところが高齢社会の居住空間にはユニバーサルデザインが不可欠。スロープ園路の帰真園は車イスで水と触れ花植えも楽しめ視点場を巡れるよう設計する。

④予算：コスト低減が求められ「企業のCSR」による支援の可能性を模索。「庭屋一如」が日本庭園の基本だが公園予算では本格的日本建築は不可。そこで区の文化財部

門が保存してきた清水建設㈱の元副社長宅の柱材の活用を発意。大手ゼネコンの社会貢献事業として「旧清水邸書院（世田谷区登録有形文化財）」復原工事を要望、園の主景が完成。

⑤次世代育成：グローバル社会を生きる世田谷の子供たちは、やがて世界を舞台に活躍する。そこで重要なのはアイデンティティ（＝日本文化）。しかし高層マンション育ちの現代っ子に日本建築・日本庭園・和室・床の間・縁側・茶華道文化の体験は皆無。世田谷区が「日本語教育特区」として小中学校生徒の日本文化教育を推進していることから帰真園をその体験場と位置づけた。

1. Design Leadership: General supervision commissioned to a singular professional in the field of landscape architecture. The author was commissioned to supervise the entire project as the chair of its planning committee.

2. Project Commission: The garden designers and architects were selected through a competitive proposal process so that impartiality was assured. Candidates were selected from former recipients of the annual Japanese Institute of Landscape Architecture award. From this

process, Yoshiki Toda and Yasutaka Takasaki were selected as the architect and landscape architect.

3. Accommodating a barrier-free environment: In traditional Japanese gardens, unintended barriers such as differences in ground level, steppingstones over a stream or pond, and arched bridges are used to promote unique kinetic and visual experiences. Kishien-en was the first public Japanese garden to adhere to the principle of universal design for an aging society.



園内主要園路は車椅子で移動可能。休憩鑑賞可能なユニバーサルデザインの風景場面

All of the main paths in the garden were designed in accordance with universal design principles making them easily accessed by wheelchairs or guests with other disabilities and allowing them places to rest as well as prime viewpoints from which the garden can be appreciated and garden elements can even be touched from a wheelchair.

⑥公民連携：清水建設株式会社はじめ、区内の五島美術館寄贈の石灯籠などを再利用し、公民連携の見える化を図る。

⑦園名のネーミング：「帰真」の意味は、Return to Nature。自然回帰、本質に立ち帰ることの意義を標榜。著者が「帰真園」を選んだ理由は東洋庭園の園名には造園の思想が表出されるべきで、『江南園林史』の著者、楊鴻勛(YANG HONG XUN)先生が中国山東省濰坊市(ウェイファン)人民公園に設計した「帰真園(2006開園)」に共感したからである。

著者としては社会的要請のクリアと作庭理念を両立してこそ、公共的に日本庭園を開設することが可能となる現実を読者に伝えたいのである。

4. Budget: Consultants and contractors were sought to participate in "Corporate Social Responsibility (CSR)" in response to the demand for cost reduction. Traditionally, a garden and its architecture are integral parts of a qualitative whole, but given the project budget, designing and constructing a full-fledged Japanese building was difficult to achieve. The Cultural Asset Department of the city conceived the idea of utilizing the structural members preserved from the residence of the former vice president of the Shimizu Corporation. The city asked a general contracting firm to restore the former *shoin* of the Shimizu Residence (a registered tangible cultural asset of Setagaya Ward) to comply with their CSR mandate, and the garden was thus provided with its architectural focal point.

5. Training the next generation: Setagaya's children, living in a globalized society, will soon be active on the world stage and their identity is important (i.e., awareness of their Japanese culture). However, children growing up in high-rise condominiums of today have no experience with traditional Japanese architecture, Japanese gardens, Japanese-style rooms, *tokonoma* alcoves, verandas and the culture of tea



古くから日本の象徴である富士山を眺めるための、富士見台。富士山形の築山で、晴れていれば眼下に清流多摩川、遠くに富士が大きく眺められる

The Fujimi-dai emulation mound of the iconic Mt. Fuji from the top of which, on a clear day, you can see the real Mt. Fuji.

ceremonies and flower arrangements. Setagaya, as a special Japanese-language education zone (designated by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology) has been promoting education about Japanese culture among elementary and junior high school students, and decided to use Kishin-en as a site for this experience.

6. Public-private partnership: Stone lanterns and other items donated by the Shimizu Corporation and the Goto Art Museum were reused. This is a tangible example of public and private partnership.

7. Naming of the garden: *Kishin* means "return to nature." It is important to go back to what is essential. The name Kishinen was selected to express the philosophy behind the garden design, which was inspired by remembering a garden with the same Chinese characters in its name, designed by Yang Hong Xun in Weifang city in Shandong Province of China.

This garden demonstrates that a contemporary Japanese garden is only possible when it satisfies both the social needs and the philosophy of garden design.



上左：清水建設㈱から社会貢献として寄贈された、旧清水邸書院 **上右：**旧清水邸書院から観る、五島美術館から寄贈された石灯籠 **下：**旧清水邸書院からの池泉の眺め。近くを流れる多摩川の源流から二子玉川の地までがテーマで、池底に使われている砂利は、二子玉川で採取された多摩川砂利を使用

Upper left: The rebuilt structure made from the structural components of the former *shoin* study of the Shimizu Residence, donated by Shimizu Corporation. **Upper right:** A stone lantern, one of many items donated by the Gotoh Museum, as seen from the Shimizu-tei *shoin* study. **Bottom:** In emulation of the nearby iconic Tamagawa River, the park has a waterway emulating the main stages of the river using gravel and large river stones and boulders from the Tamagawa River in the waterscape, evoking strong imagery and connection.

30、アメリカ ポートランド市のジャパニーズガーデン(オレゴン州)

(1967年・戸野琢磨設計)

**森林公園の変化ある地形を生かし半世紀かけて育まれた日本式庭園
日本の伝統文化と美をアメリカ人に伝える本格的文化センター**

日本とアメリカをつなぐ文化施設をつくりたいと考えた日米有志の手で、1967年に開園された。庭園設計は、アメリカ・コーネル大学でLandscape design (造園)を学び東京農業大学で教鞭をとった戸野琢磨(1891-1985)により、教え子の平欣也が初期工事(1964-1969)を担当した。

海外の日本庭園の多くは、メンテナンスとマネージメントに課題があるが、本園の場合は、施工後も日本からの庭園ディレクターたちが次々と常駐し、高質のメンテナンスと拡張整備を続けた。木や苔の成長成熟によって、庭園の質は年々高まり、北アメリカを代表するジャパニーズガーデン

へと成長した。

近年は財団CEOスティーブ・ブルームの強力なリーダーシップで、また庭園主任学芸員内山貞文らスタッフによる国内外でのピースシンポジウム活動などにより、海外で開設されている代表的日本庭園として注目されている。財団CEOスティーブは「Inspiring Harmony and Peace (調和と平和をもたらす日本庭園)」をスローガンに、世界のジャパニーズ・ガーデン界のネットワークをリードしている。

ポートランドのジャパニーズガーデンは、市の森林公園の一画にあり、高低差に富んだ複雑な地形を生かして、基本設計者

30. Portland Japanese Garden

(Oregon, USA, 1967)

Dedicated in 1961, the Portland Japanese Garden was formally opened in 1967. The garden was created with hope for “forging a healing connection to Japan on the heels of World War II.” It was designed by Takuma Tono (1891-1985), who studied landscape architecture at Cornell University and taught at the Tokyo University of Agriculture. The construction was initiated (1964-69) by Kinya Hira, one of Tono's former students.

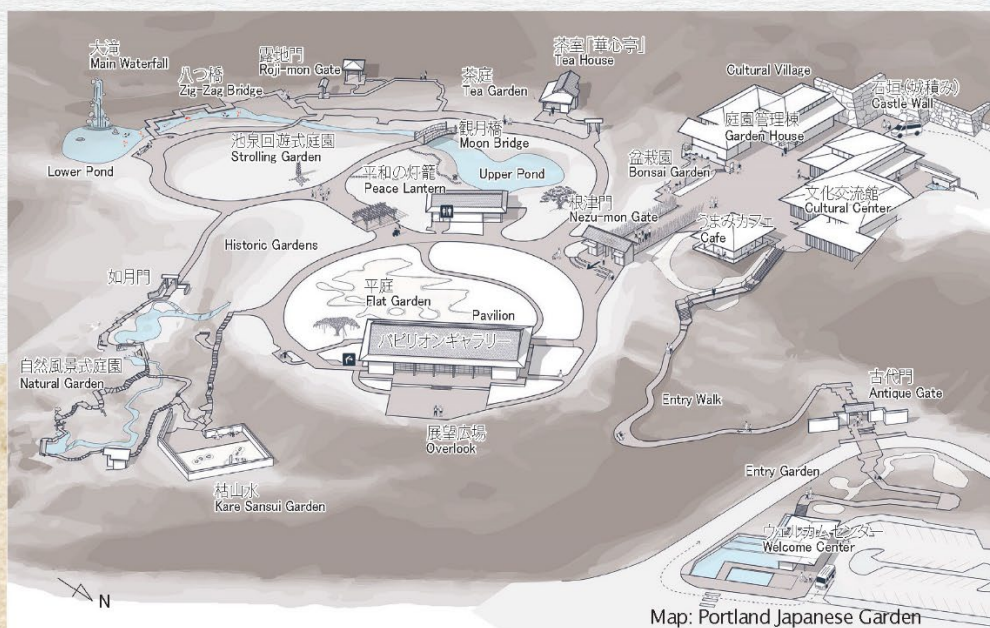
The Portland Japanese Garden occupies part of a forested city park. The complex topography of the site, with many different levels, makes it possible to bring

together, without any anomaly, several different gardens of diverse styles - a flat garden, a strolling pond garden, a tea garden, and a rock garden - and integrate them into one overall kaiyū-style (circuitous strolling) garden.

Many Japanese gardens outside of Japan face challenges of maintenance and management. However, the Portland Japanese garden, thanks to a succession of eight resident garden experts or “Garden Directors” from Japan from 1964 to 1990, has continued to enjoy high-quality maintenance as well as steady improvement and significant expansion.

の戸野の後、3-4年交代で滞米した8名の庭園ディレクターが各々平庭、池庭、茶庭、石庭をつくり、多彩な庭園様式を違和感なく共存させて、各型式をつなげた回遊式庭園を完結させている。本園のもうひとつの特色は、ソフトウェアの充実で、当初から日本文化の展示・講演ホールを、庭園と同等に重視してきたことである。

2017年竣工の文化交流館は、世界的建築家隈研吾(1954-)の設計で、質の高い展覧会を継続的に企画している。アメリカでは最もアクティブな日本文化センターと評価され、多彩な日本文化がアメリカ人に体験され吸収されている。来園者らは、時代を超えて受け継がれてきた日本の心と関係者の異文化交流への情熱に感動している。



左：1970年代に小樽の商家から移築された正門 右：日本の代表的造園家で、本園の設計者 戸野琢磨の枯山水庭園 (1967年設立)

Left: Antique gate with autumnal Japanese maple. (Photo: William Sutton) Right: Dappled light on kare sansui garden (Photo: Wayne Williams)

右：平庭とパビリオン（百畳敷の書院）
 下：園内の平庭と外部の森林の連続性の演出に注目
Right: The Garden and Pavilion Gallery (Photo: Jonathan Ley) **Below:** The Garden: subtle but skillful delineation of the garden with the forest behind (Photo: Tony Small)



右下：文化交流館(カルチュラル・ビレッジ)
 隈研吾設計、2017年設立
Bottom right: Cultural Village campus and Learning Center building (Photo: Bruce Forster)



The growth and maturation of trees and moss have also helped to improve the quality of the garden year after year and as a result, the Portland Garden is the best-known Japanese garden in North America and regarded as the best outside of Japan.

In 2008, following the eight garden directors, Sadafumi Uchiyama became the first garden curator (2008-2013), which coupled with the strong leadership of CEO Steve Bloom and the efforts of their staff, have helped the Portland garden become well known for their work as advocates of cultural diplomacy using art, culture, and nature to create inter-cultural understanding through peace-centric programming including organizing

international peace symposiums and other such events.

One unique and notable feature of this garden is the existence of a facility called the “Cultural Village” added in 2017. The Cultural Village, designed by Kengo Kuma, organizes high quality exhibitions, lectures and other cultural activities. The garden is said to be the most active Japanese culture center in the United States and for over a half a century has introduced Americans to diverse aspects of Japanese culture. Visitors are most impressed by its authentic Japanese spirit which has been kept alive by the vision and enthusiasm of the community associated with this garden.

Raising Public Awareness of Japanese Garden Culture in North America

1. Facilitating world peace through communication between diverse cultures

The Portland Japanese Garden, a U. S. public benefit foundation, was established in 1963 as an extension of the voluntary work of the citizens of Portland to bridge the deep divide left by World War II between Japan and the United States. In the search for a way to overcome the destruction and tragedy of the war and to build a bridge between



two different cultures, a common desire to "love nature" that transcended culture was crystallized in the form of the Japanese Garden. In 1955, the mayor of Yokohama gifted Portland a peace lantern inscribed with the words "Casting the Light of Everlasting Peace."

2022 Tokyo Peace Symposium
(Photo: Ken Katsurayama)

ピース・シンポジウム東京2022でピース・ランタンについて語る、
ポートランド・ジャパニーズ・ガーデンCEO、スティーブ・ブルーム氏

アメリカにおける日本庭園文化の発信と普及

(1) 異文化コミュニケーションで世界平和へ

ポートランド市民の自主的な活動の延長線の上に、第二次世界大戦が残した両国の深い溝を市民レベルで埋めるためのアメリカ合衆国公益財団法人「ポートランド日本庭園」は1963年に設立された。戦争による破壊や悲惨さを乗り越え、二つの異なる文化を繋ぐ架け橋を作る方法を模索した結果、文化を超えた「自然を愛する」という共通の思いが日本庭園という形で結晶することとなった。本園にはその後1955年横浜市長平沼亮三氏から「Casting the Light of Everlasting Peace」という英文が刻まれたピース・ランタン（平和の灯籠）が寄贈されている。



Peace lantern donated by Kew Gardens in London in 2022
2022年 ロンドン キュー植物園に寄贈されたピース・ランタン

2. Encouraging understanding of the complex Japanese culture through experiential events

The 12 acre (4.8 hectare) garden is located on a western hilltop in Washington Park overlooking the city of Portland and is enjoyed by nearly 500,000 visitors a year.

Completed in 2017, the Cultural Center commonly referred to as the "Cultural Village" was built through a shared vision with architect Kengo Kuma. It is a place to experience diverse aspects of Japanese culture through dialogue with the garden and nature, as well as through a wide range of Japanese arts and crafts that are showcased in the garden.



Performance by Youth Taiko Group at Children's Day event (Photo: Jonathan Ley)

子どもの日イベントにおけるユース太鼓グループによる演奏

(2) 多彩な日本文化の体験と理解

庭園（12エーカー＝4.8ヘクタール）は、ポートランド市街を見下ろすワシントンパークの丘にあり、ポートランド市民はじめ年間約50万人に及ぶ来園者に親しまれ、日本の庭園文化を継承しつつ、次世代につなぐ新しい日本文化発信・交流プラットフォームとしての可能性を広げている。



2017年に完成した文化センター（通称「Cultural Village」）は、建築家・隈研吾氏との共通ビジョンによって実現され、日本の自然観・芸術・工芸を幅広く世界に発信し、また、庭や自然との対話を通じて多様な日本文化体験場になっている。

Lion Dance performance at the New Year's Day event (Photo: Jonathan Ley)

正月イベントにおける獅子舞パフォーマンス



Ikebana Demonstration accompanied by Shamisen (Photo: Jonathan Ley)

三味線演奏をバックにした生け花のデモンストレーション



Tea Ceremony Presentation (Photo: Jonathan Ley)

茶道のプレゼンテーション

3. Japanese garden design and maintenance techniques training

In 2020, the garden expanded its international activities and partnerships by launching a new organization, the Japan Institute, to share the Garden's vision and unique activities with the world. The Institute offers innovative international programs such as the Peace Symposium series which will be held on six continents, as well as the promotion of global collaboration. The Institute consists of the following three components:

(1) Center for Culture and Art

(2) International Exchange Forum

(3) International Japanese Garden Training Center

The most notable of these three components is the Japanese Garden Training Center, which was launched in 2015, prior to the Institute's establishment. Major renovation and expansion of the Training Center's operations occurred in 2017, and in 2022 with a new 5 acre (2 hectare) campus site purchased to accommodate all of the Training Center's programs and activities.



Photo: Portland Japanese Garden

(3) 日本庭園の作庭・管理技術のトレーニング

2020年には、庭園のビジョンとユニークな活動を世界へ発信・共有するための新組織「ジャパン・インスティテュート」を立ち上げ、国際的な活動とパートナーシップを拡大する。6大陸での開催を目指す「ピースシンポジウム」など、斬新な国際プログラムやグローバルコラボレーションの促進や体験教育を特徴とするインスティテュートは、次の3つから成る。

1) Center for Culture and Art(文化芸術センター)

2) International Exchange Forum(国際フォーラム)

3) International Japanese Garden Training Center

(日本庭園トレーニングセンター)



Photo: Portland Japanese Garden

その中でも注目されるのが、インスティテュート設立に先立って(2015年)始動していた日本庭園トレーニングセンターである。2017年の大規模改修に伴い、トレーニングセンターの事業も拡充。2022年には、新たに2ヘクタールにおよぶキャンパス用地を活動拠点とした。

The North American Japanese Garden Association was established in 2011 to answer the need for an institution that offered training to improve the skills of Japanese garden professionals in North America. Though initially intended for North American Japanese garden professionals, the center now welcomes participants from more than a dozen countries around the world. The center offers a comprehensive learning program about Japanese gardens in English, including practical design and construction skills. It is the only educational program that is dedicated to addressing the needs of Japanese garden professionals outside of Japan.

2011年には、北米日本庭園協会も設立されて関心は高いが、海外日本庭園専従者の技術向上を目的とした訓練教育機関の必要性は高い。当初、北米の日本庭園技術者を対象としていたが、現在は世界十数か国からの参加者を迎えている。センターは、実技を含む日本庭園の英語での総合学習プログラムを提供している。海外日本庭園関係者のニーズに対応した唯一の教育プログラムである。



Photo: Portland Japanese Garden

4. NORTH AMERICAN JAPANESE GARDEN ASSOCIATION (NAJGA)

NAJGA traces its roots back to the 2009 International Conference on Japanese Gardens Outside Japan held at California State University, Long Beach, where leaders in the field of Japanese gardens residing in North America met. The conference reaffirmed the need to establish an organization to maintain and enhance Japanese gardens in North America. In 2011, NAJGA was formally established as a "501 C (3)" non-profit organization by Japanese garden practitioners, administrators, landscape architects, researchers and other Japanese garden enthusiasts.

NAJGA's vision was to create a healthy and peaceful world through Japanese gardens and to educate and support the art, craft, and spirit of Japanese gardens in North America. NAJGA works to share knowledge, improve techniques, and promote research in order to maintain and pass on the sustainability, lasting value, and social impact of Japanese gardens in North America and beyond.

NAJGA's main activities include the publication of a newsletter, journal, and workshops focusing on practical exercises in garden design, construction, and maintenance. NAJGA also holds biennial conferences, during which a broad network is developed through lectures, round-table discussions, and workshops.

NAJGA currently has more than 300 members in the U.S., Canada, Japan and Europe, and is governed by a volunteer Board of Directors and Executive Committee. Partnerships have also been established with the Japanese Garden Society, Academic Society of Japanese Gardens, both in Japan, the Japanese Garden Society in UK and European Japanese Garden Association.

(Text by Sadafumi Uchiyama, Curator Emeritus, Portland Japanese Garden)

(4) 北米日本庭園協会について

NAJGAのルーツは、2009年にカリフォルニア州立大学ロングビーチ校（CSULB）で開催された北米在住の日本庭園分野のリーダー達による「日本国外における日本庭園に関する国際会議」に遡る。会議では、北米の日本庭園を維持・向上させるための組織を設立する必要性が再認識された。2011年、NAJGAは、造園家、研究者、管理者、実務家を含む200人により「501 C(3)」非営利団体として正式に設立された。

NAJGAのビジョンは、日本庭園を通じて、健康的で平和な世界を創造し、北米における日本庭園の芸術、技術、心を啓蒙・サポートするとされた。北米における日本庭園の持続可能性、永続的な価値、社会的インパクトを維持・継承するため、知識の共有、技術向上、研究促進などを目的とした活動をおこなっている。

NAJGAの主な活動には、ニュースレターの発行、年刊誌の発行、庭園設計・施工・管理など、実技演習に焦点を当てたワークショップなどがある。また、隔年ごとにはカンファレンスも開催し、そのなかでは講演、座談会、ワークショップなどを通して幅広いネットワークが構築されている。

現在NAJGAは、アメリカ、カナダ、日本・欧州に300名以上の会員を擁し、ボランティアで構成される理事会と実行委員会によって運営されている。日本庭園協会、日本庭園学会、英国日本庭園協会やヨーロッパ日本庭園協会などとのパートナーシップも確立している。

(文責 内山貞文、ポートランド日本庭園 名誉キュレーター)

I . 研究報告

大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

事業部次長：金成 太郎

1. はじめに

大都市都市公園機能実態共同調査は、平成3年から東京都と全国の政令指定都市が参加して、各都市の都市公園担当者が抱える共通の課題について調査することを目的に始められた。その成果は、国へ提言することで制度の改善や新規施策として盛り込まれるなどしてきている。

2. 令和5年度大都市都市公園機能実態共同調査について

令和5年度は以下の5つの調査を行った。

表-1 調査項目一覧

番号	調査項目
(1)	「都市公園における公民連携事業の取り組み状況と課題」に関する調査研究
(2)	「公園緑地の管理運営を担う中間支援組織に関する調査及び発掘」に関する調査研究
(3)	「ルールの弾力化に伴う公募による都市公園の利活用導入」に関する調査研究
(4)	「新たな公園緑地の管理運営手法」に関する調査研究
(5)	「事例調査とHPデータの再整理」に関する調査

(1) 「都市公園における公民連携事業の取り組み状況と課題」に関する調査研究

1) 調査の目的

公募設置管理制度（Park-PFI）は、制度創設以来2022（令和4）年12月末時点で135件の公募案件があり、その内の49件は、既に事業が開始されている。このように、公募設置管理制度の活用事例の増加とともに、制度の認知度も向上してきている。

今後、Park-PFIの取組をより効果的に推進するためには、実施事例を継続的に検証し、Park-PFIの取り組みに伴い発生している課題についてテーマを絞り調査を実施し、取り組み状況を共有し、制度・運用の改善を行うことが求められる。

継続的な調査として令和5年度の公民連携事業公募の実施状況調査、過年度において新規公募事業の中から特徴のある公募事例の事例調査を実施し、事例集として蓄積する。また、Park-PFIを含む公民連携事業の取り組みに伴い発生している課題についてテーマを絞り調査を実施し、取り組み状況を共有する。

2) 調査の内容

Park-PFI等公民連携事業について、検討会参加都市に事前アンケートを実施し各都市が抱える問題意識等を共有するとともに、とくに課題として挙げられた特定テーマについて、検討会における意見交換や参考事例の情報提供を行うことで、課題解決に資する対応策等を取りまとめた。

3) 調査結果と課題

今年度調査において、Park-PFI制度の課題

としてとくに挙げられたのは、特定公園施設の品詞確保であった。今後、新たにPark-PFI事業を進めていくためには、各都市が事業対象となる公園の実情に合わせて、適正な事業スキームの構築と公園特性に合わせた独自の工夫、徹底した情報提供、想定されるリスクに対応が必要であろう。また、Park-PFI制度による公園施設が整備され、供用開始されるなか、今後の課題として最長20年にわたるPark-PFI事業をどのようにモニタリングし事業評価を行い、公園の魅力向・賑わい創出等を実現していくか。管理運営における公民連携の実践・継続体制が模索される段階に入っている。

これまで広域公園や総合公園等の比較的規模の大きな公園で展開してきたPark-PFIであるが、街区公園、近隣公園等の規模の小さい公園における公民連携のあり方についても考えていく必要がある。

（２）「公園緑地の管理運営を担う中間支援組織に関する調査及び発掘」に関する調査研究

１）調査の目的

少子高齢化など社会情勢変化に対する公園の見直し機運の高まり、愛護会など市民協働の担い手において進行する高齢化、公園利活用を巡るニーズの多様化など公園の整備、管理、利用の各分野で対応の取組が求められている。その反面、行政の財源や人材、技術等には限りがあり、中間支援組織による取組の重要性が増している。

従来、公園みどり関係の外郭団体や指定管理者等により、行政と利用者間の調整や利活用の支援を中心する活動が行われてきた。これら従来の活動団体とこれからの時代に求められる中間支援組織との違いには不明瞭な点もあり、中間支援組織の定義や役割の整理が必要である。また、市民協働や公園利活用等に関わる中間支援の担い手をどのように確保するかといった点も明確ではない。

そのため、本調査では、中間支援組織に類する団体や活動の先進例について情報収集を行い、中間支援組織の定義や役割を明確にし、担い手の確保や連携体制の構築など中間支援組織との連携に係る留意事項に関する検討を行う。それにより、今後の中間支援組織との連携に向けた基礎的な整理を行うことを目的とする。

２）調査の内容

①既往の中間支援組織及びそれに類する団体とその取組について文献調査等による情報収集を行い、中間支援組織の役割や取組概要等の整理を行う。

②政令市及びそのほかの都市における中間支援組織との連携実績の有無やその概要、担い手確保の手法、中間支援組織との連携に係る課題意識等について、各都市における中間支援組織の連携状況の把握を行う。

③中間支援組織の先進的な活用事例の調査を行い、支援方法・課題等を把握する。

④各都市の活用状況や先進例を踏まえ、行政・中間支援組織間の役割分担、担い手確保・人材育成、財源確保等の中間支援組織との連携に関する留意事項を整理し、課題軽減に向けた対応策について検討する。

３）調査結果と課題

政令市等各都市の活用状況や先進例を踏まえ、行政と中間支援組織間の役割分担、中間支援の取組内容、評価、中間支援組織の発掘・育成等の中間支援組織との連携に関する取組のあり方と留意事項を整理し、課題軽減に向けた対応策について検討した。

（３）「ルールの弾力化に伴う公募による都市公園の利活用導入」に関する調査研究

１）調査の目的

大都市では人口集積が進んでいるため、公園利用者をターゲットとできる民間事業者が公園に関心を持ちやすいという特性があり、社会実験などを通じて民間事業者等のアイデアを活用し、これを契機に柔軟な公園の利活

用を図り定着していくという手法が比較的導入しやすい条件にある。また、地域のまちづくりの場や自己実現の場、サードプレイスとして、利用側である地域住民からの公園利活用に関する提案が寄せられており、そうした住民の声を反映した成果が公園の魅力向上につながっている事例も多くみられる。こうした公募での多様な事業者による公園利活用への導入は、今後もより幅広い主体・テーマによる柔軟な利活用が進むことが期待される。

このため、社会実験の実施や、企業や地域住民も含めた多様な主体による公園の柔軟な利活用の導入について、現状及び課題と、今後期待される都市公園の内容、民間事業者等の分野、利活用の内容等について検討し、都市公園における実験的な利活用の推進に寄与することを目的とする。なお本調査においては、利用許可・行為許可の範囲の小規模またイベント時など短期間なものを対象とする。

2) 調査の内容

- ①大都市における多様な主体による公園利活用公募の導入状況の把握
- ②その他都市における多様な主体による公園利活用への導入状況の把握
- ③公募・実施者から見た公園利活用の可能性の把握

3) 調査結果と課題

多様な主体による公園利活用に向けては、

- ①行政の考え方の整理と意識改革
- ②対象公園の選定、目指す将来像の整理
- ③ニーズの把握
- ④提案を受け入れる態勢整備

が重要となる。

このうえで、実施者に手を挙げてもらうための行政からの支援も不可欠となる。

多様な主体を含めた公園の利活用にむけては、公園や地域の特性により求められる内容が異なることから、取り組みを進めていく中で、様々な形で試行を繰り返しながら知見を積み重ねていくことが必要となる。

(4) 「新たな公園緑地の管理運営手法」に関する調査研究

1) 調査の目的

指定管理者制度が創設されてから20年が経過し、制度導入された各都市の公園では、民間のノウハウや経営スキルを活かした運営管理により、公園の特色を活かした自主事業の取り組みによる市民サービス向上、維持管理コストの削減といった成果を得てきた。

一方で、期を重ねるごとに、更新時の応募者が1者（前期と同じ事業者）となるが多くなり、公募の目的の一つである「より多くの提案の中から、より良いものを選択することができなくなるといった課題が生じている。

これに対して、事業者が裁量やノウハウを発揮しやすく、収益を確保できるような工夫が行われているが、多くの事業者の参入意欲を引き出し、公募による競争原理を働かせるには、十分な状況とはなっていない。

そこで、各都市における指定管理者制度等の民間活力を取り入れた管理運営の実態を調査するとともに、これまで指定管理者制度が果たしてきた役割・意義を振り返り、今後より魅力的で満足度の高い公園とするために最適な管理運営手法を検討するために、以下の調査を行う。

2) 調査の内容

- ①各都市の指定管理者制度の状況把握
- ②各都市の活用状況や先進例を踏まえ、「使われ活きる公園」に資する管理運営となるよう、指定管理者制度の更なる改善や新たな管理運営手法のあり方について取りまとめる。

3) 調査結果と課題

公募選定や事業開始後のモニタリングにおいても、事業者の取り組みや努力を評価するための指標等を明確にすることともに、事業者の組織形態による事業目的の違いも念頭において、公園事業の特徴にあった指定管理者制度の形を考える必要がある。

（５）「事例調査とＨＰデータの再整理」に関する調査

１）調査の目的

公園緑地に関する個別課題について、各都市の現状や対応状況を調書、文献調査、ヒアリング等を通じて把握・整理することで、今後の施策展開の参考に資する事を目的とするものである。

２）調査の内容

①「都市公園における災害用トイレの整備」に係る事例調査

東日本大震災や熊本地震など、大規模な災害に対する地域住民の防災意識の高まりなどから、災害時の公園の役割が注目される中、市民の生活環境や衛生面の安全安心の確保のため、公園における災害用トイレの整備の必要性が高まっているが、その推進に向けて、各都市の取り組み状況を把握する調査を行う。これにより、都市公園における災害用トイレの整備の方針等を定めていない都市における、今後の整備方針や整備目標等、進め方の参考となる資料作成を目的として調査した。

②「災害時における公園の使い方」に係る事例調査

各都市の地域防災計画においては、都市公園の広域避難地、一時避難地としての指定はされていても、災害ごみの仮置き場としての位置づけが明確に定められていない場合が多く、災害ごみの仮置き場という想定外の公園利用が発生した場合には、対応に苦慮することとなる。

そのため、あらかじめ災害時の公園の使い方への検討が望まれることから、事例等の調査を行い、災害時における公園の使い方の方針・指針を定めていない都市における、方針・指針検討の参考となる資料作成を目的として調査した。

③「公園愛護会の活性化策及び公園愛護会がない公園の環境維持方法」に係る事例調査

大都市における公園愛護会数の現状や公園愛護会の活性化策又は公園愛護会によらない公園の環境維持方法等について調査を行う。これにより、大都市の公園における愛護会活動の活性化及び公園愛護会活動がない公園の環境維持方法についての検討に資する資料作成を目的として調査した。

④「健康増進法の改正に伴う都市公園の禁煙化に向けた取組状況」に係る事例調査

令和２年の健康増進法改正を受け、都市公園の禁煙化についても社会的関心が高まっており、議会などからも都市公園における「望まない受動喫煙」を防ぐよう求められている。この都市公園の禁煙化への対応状況について各都市の現在の検討状況や今後の取組を調査し、大都市における動向を整理する。これにより、社会的関心が高まっている禁煙化への対応についての情報共有や、庁内説明の参考とする資料作成を目的として調査した。

⑤「都市公園における効果的・効率的な除草等」に係る事例調査

都市公園の管理において、公園利用者に良好な環境を提供する上で、除草は最も基本的かつ重要な維持管理作業である。近年、厳しい財政状況の中で、限られた予算内での維持管理を強いられている状況下において、十分な頻度や面積の除草ができないことにより、除草作業の間隔が空き、その間、雑草が繁茂した状態となっている公園も見受けられる。今後、限られた予算の中で除草を実施するに当たっては、従前の機械や人力による除草以外に新たな除草手法を検討していくことが求められる。

そこで本調査では、各都市の除草の状況や事例把握を行い、公園の特性等に応じた除草方法や雑草の発芽抑制方法、地域住民等との関わり方について、効果的・効果的な除草手法等の検討に寄与する資料作成を目的として調査した。

Park-PFI 推進支援ネットワークの運営について

事業部事業課課長補佐：本野 優

1. はじめに

平成29（2017）年5月、都市公園法が改正され、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場などの整備、改修などを一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」（以下「Park-PFI」）が創設された。

本制度は、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園利用者の利便性の向上を図るとともに、行政側の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上を図ることが期待されるものである。

一般社団法人日本公園緑地協会（以下「当協会」）では、Park-PFIの更なる普及推進に寄与すべく、公民連携のためのポータルサイト「Park-PFI推進支援ネットワーク（Park-PFI Promotion Support Network 略称：PPnet ピーピーネット）」（以下「PPnet」）を設置し運営している。

本稿では、当協会の概要とPark-PFI の概要、PPnetの機能など、Park-PFI推進のための当協会の取組みについて紹介する。

2. Park-PFI（公募設置管理制度）の概要

Park-PFIとは、都市公園において、飲食、売店などの公園施設（これらを「公募対象公園施設」という）の整備と、当施設からの収益を活用し、園路・広場など（これらを「特定公園施設」という）の整備を行う事業者を、公募により選定する手続きである。Park-PFIによる事業には、都市公園法上の特

例措置が適用される。

（1）特例措置

- ・設置管理許可期間（通例は10年）の特例として、Park-PFIに基づき選定された者（以下「選定事業者」）に、上限20年の範囲内で設置管理許可期間を保証された。
- ・建ぺい率（原則2%）は、Park-PFIの特例として10%の上乗せが認められた。
- ・占用物件の特例として、選定事業者は自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔（「利便増進施設」という）の設置が認められた。

（2）Park-PFIの活用メリット

1) 公園利用者のメリット

飲食店、売店などの施設が充実することで利用者へのサービスが向上する。また、老朽化し質が低下した施設の更新が期待でき、公園の利便性、快適性、安全性が高まる。

2) 公園管理者のメリット

民間資金を活用することで、公園整備、管理運営にかかる財政負担が軽減される。また、民間の創意工夫も取り入れた整備、管理、運営により、公園のサービスレベルの向上が見込まれる。

3) 民間事業者のメリット

都市公園内でのビジネスチャンスの拡大が挙げられる。特例措置により、従前に比べ規模の大きな施設の設置管理や、長期の設置期間も保証され、長期的視野での投資、経営が可能となる。また、緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に整合した広場などを一体的にデザイン、整備できることで、収

益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる。

なお、公募対象公園施設は都市開発資金、特定公園施設は社会資本整備総合交付金による支援の対象となっている。

(3) Park-PFIの実施事例

令和5（2023）年12月末時点で、176件の公募案件があり、そのうちの開業済みが79件となっている。継続的な制度の活用事例の増加が認められる（当協会調べ）。

実施事例としては、神戸市東遊園地のテイクアウト形式のカフェ、横須賀市長井海の手公園のカフェ・レストラン、沖縄市コザ運動公園の宿泊施設・コンビニエンスストア、名古屋市鶴舞公園の飲食施設等、川崎市皐橋水江町線沿道及び池上新町南緑道のコンビニエンスストア、岡山市北長瀬未来ふれあい公園のピラティス提供スペースなど、様々な公募対象公園施設が見られる。

3. Park-PFI推進のための取り組み

(1) 「Park-PFI推進支援ネットワーク（PPnet）」

Webサイト「Park-PFI推進支援ネットワーク（PPnet）」（<https://park-pfi.com/>）は、Park-PFIにかかる公民の情報を一元的に収集・発信に加えて、相互の情報交換ができることにより、初期段階における制度の周知・普及と事業の実現化に寄与することを目的と

したプラットフォームであり平成30（2018）年2月1日に開設、運営している（図-1）。

参加にあたっては、情報の保護および反社会的勢力などの排除のため登録制とし、国の制度推進を目的としていることから、参加費用は無料としている。参加団体は、地方公共団体およびPark-PFI制度に賛同する公益法人や民間事業者である。

令和6年3月末現在の登録者数は地方公共団体が851団体、民間事業者は776社の合計1,627団体である。業種は銀行、鉄道、不動産、建設、メンテナンス、造園、コンサルタント、商社、製造販売、飲食などである。

(2) Webサイトの構成・特徴

- I. サウンディング情報、社会実験、公募情報（整備・管理運営）
- II. 地方公共団体情報・事業発案前の情報収集、民間事業者情報・参画希望情報
- III. プロポーザル情報（調査・検討）
- IV. 実施事例（Park-PFI、PPP事業）
- V. トピックス
- VI. 講習会、セミナー開催情報
- VII. 関連情報

これまで、Park-PFIを含むPPP事業のサウンディング情報約450件、社会実験約10件、公募情報約310件を結果も含め提供した。実施事例（Park-PFI、PPP事業）は約70件を提供した。

そのほか、Park-PFIなどに関する講習会の開催情報や、トピックスとして国土交通省の公民連携支援事業など関連情報も提供した。

Webサイトの特徴的な機能としては、地方公共団体担当者もしくは民間事業者担当者から、直接、民間事業者の担当者に連絡できるフォーム機能が挙げられる。活用方法は、サウンディングや、公募の際に登録されている民間事業者の中から目的にあった民間事業者を抽出し、直接連絡を行い、参加を促すことができる。情報交換の場として、活発な利用を期待したい。



図-1 PPnet トップページ
(<https://park-pfi.com/>)

令和5年度 講習会総括

企画部企画課課長 多田 啓哉
事業部課長補佐 本野 優

1. はじめに

誰もが安全・安心な暮らしができる社会や地域の実現に向け、当協会では公園緑地等の計画・施行・管理・運営等に携わる人材の育成や専門的知識・技術の普及啓発をはかることを目的に講習会を実施している。令和5年度は、毎年実施している「公園緑地総合講習会」、「パークマネジメント講習会」、「プールの安全管理のための管理責任者講習会」、一般社団法人日本公園施設業協会と共催している「遊具の『日常点検講習会』」に加え「地方都市における公募設置管理制度 Park-PFIの事例を学ぶ」、「公園緑地における利用者対応講習会」、の計6つの講習会を開催した。その他「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会第一部の先進事例発表会を開催した。なお令和5年が都市公園制度150周年記念の年であることから「公園緑地総合講習会」、「パークマネジメント講習会」を都市公園制度150周年記念事業として実施した。

2. 令和5年度の講習会実施状況

(1) 令和5年度公園緑地総合講習会

本講習会は、公園緑地に関する調査、研究、事例等の講義および現地視察研修により、実務者として必要な専門的知識、技術の向上を図ることを目的としている講習会で、名称を公園緑地総合講習会にかえ実施した。

10月4日(水)と5日(木)の2日間、会場での対面講習とWEB配信により実施するとともに6日(金)にコロナ禍で中止してい

た視察を実施し66名(会場32名、WEB34名、視察18名)の方に参加いただいた。

講義では、1日目は始めに都市公園制度150周年記念の基調講演をいただいた。続けて国土交通省より「公園緑地行政をめぐる最近の動向」、次に公園における協働をテーマとしたお話をいただくとともに関連する事例についての講義をいただいた。2日目は国土交通省より「都市緑化行政の動き」についてお話いただくとともに、「ガーデンツーリズム」、「公園におけるインクルーシブ」をテーマとしたお話をいただいた。

3日目は視察研修を4年ぶりに実施し、2日目の講義テーマであった「公園におけるインクルーシブ」の事例として「平塚市総合公園 みんなの広場」、「ガーデンツーリズム」の事例として「大磯城山公園 旧吉田茂邸」、「明治記念大磯庭園」の視察をおこなった。

【テーマ・講師等】

1日目：10月4日(水)

テーマ等	講師等(敬称略)
都市公園制度制定150周年記念 基調講演～これからの公園緑地担当者に期待すること	東京農業大学 名誉教授 福井 県立大学 名誉教授 日本公園緑地協会公園緑地研究所 所長 進士 五十八
公園・緑地行政をめぐる最近の動向	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 課長 伊藤 康行
協働時代の公園に問われる公共性	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 赤澤 宏樹
つくり続ける公園 みなとのもり公園運営会議の活動	みなとのもり公園運営会議 代表 辻 信一 神戸市 建設局 公園部管理課 利用活用担当課長 牛若 健吾

2日目：10月5日（木）

テーマ等	講師等（敬称略）
都市緑化行政の動き～都市の緑を守り育てる～	国土交通省都市局公園緑地・景観課 緑地環境室 室長 湯澤 将憲
月刊『ノジュール』におけるガーデンツーリズムへの期待	株式会社JTBパブリッシング ソリューション事業本部 交流プロデュース部 副部長 小林 茂
湘南邸園文化ツーリズム～今も息づく邸宅と庭園の文化～	湘南邸園文化祭連絡協議会事務局 戸田 啓太
都市公園の遊び場をインクルーシブに	日本体育大学 子どものからだ研究所 助教 寺田 光成
平塚市総合公園 みんなの広場の整備について	平塚市 都市整備部 総合公園課 課長 小澤 雄一

3日目：10月6日（金）

視察
平塚市総合公園 みんなの広場 大磯城山公園 旧吉田茂邸 明治記念大磯庭園

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、回答者の89%の方々が満足（46%）、ほぼ満足（43%）との回答をされており、参加者の多くの方に高い評価を得たものと考えている。

（2）パークマネジメント講習会

都市公園制度制定 150 周年・指定管理者制度 20 年「これからの公園緑地」講習会

本講習会は、公園緑地に携わる地方自治体や指定管理者等を対象に、専門家による講義や先進事例を紹介することで、「パークマネジメント」の基本的な考え方、導入の効果や課題等について学んでいただき、公園の管理運営に関する知見の拡大や知識の向上に役立てていただくことを目的とした講習会である。

令和5年度は12月12日（月）に会場での対面講習とWEB配信により実施し77名

（会場19名、WEB58名）の方にご参加いただいた。

内容については、都市公園制度150周年記念の基調講演につづき、新たな都立公園の整備と管理のあり方、横浜市と沼津市の公民連携の事例、制度創設から20年がたつ指定管理者制度の現状と課題についてのお話いただいた。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等（敬称略）
都市公園制度制定 150 周年記念 基調講演 公園制度 150 年と「都市公園新時代」	東京農業大学 名誉教授 熊本県立大学 名誉フェロー 蓑茂 壽太郎
新たな都立公園の整備と管理のあり方について	東京都建設局公園緑地部 計画担当課長 曾我 千文
横浜市「公募型行為許可制度」	横浜市 環境創造局公園緑地部 公園緑地管理課担当係長 今村 隆
沼津市中央公園再整備と沼津の暮らしを豊かにするマーケット「週末の沼津」	沼津市 都市計画部緑地公園課 利用推進係長 渡邊 和之 一般社団法人 lanescape 代表理事 小松 浩二
令和4年度指定管理者制度アンケートからみる都市公園における指定管理者制度導入の現状と課題	元東京農業大学 地域環境科学部教授 金子 忠一

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて100%「満足」と回答をいただいております、参加者には高い評価を得たものと考えています。

（3）プールの安全管理のための管理責任者講習会

プールの管理については、平成19年3月に文部科学省、国土交通省から出された「プールの安全標準指針」において、「プールを

安全に利用できるよう適切かつ円滑な安全管理を行うため、『管理責任者』等からなる管理体制を整えることが必要である」とされており、本講習会では、主にプールの管理責任者に携わられる方を対象に、安全で衛生的な管理及び運営の知識や技術を体系的に修得していただくことを目的に平成 20 年より実施している。

新型コロナウイルス感染症拡大により令和 2 年度は中止し、令和 3 年度からWEBによるライブ配信により実施しており、令和 5 年度も 5 月 18 日（木）、19 日（金）の 2 日間にわたりライブ配信により実施し 13 名の方に参加いただき、講習会の最後に行う修了試験において、すべての方が所定の成績をおさめ、修了証を発行した。

（４）遊具の「日常点検講習会」

本講習会は、日常的に都市公園や保育園、幼稚園、小学校等において遊具の点検を担当している方々に、より精度の高い日常点検を行うための専門知識と技術を習得していただくことを目的に、（一社）日本公園施設業協会と共催で、平成 17 年度より全国主要都市で実施している。

令和5年度は全国7か所で計8回の講習会を実施し、計771名の方に参加いただいた。

開催都市・日時	会場
札幌 8月24日	北海道立総合体育センター
広島 9月20日	広島商工会議所
北九州 9月21日	福岡県立ももち文化センター
仙台 9月28日	サンフェスタ
名古屋 10月6日	名古屋市公会堂
吹田 10月18日	第1サニーストンホテル
東京1 11月1日	東京フレンドホール
東京2 11月8日	東京フレンドホール

（５）地方都市における公募設置管理制度 Park-PFI の事例を学ぶ講習会

本講習は、「公募設置管理制度 Park-PFI」を活用した地方都市における公民連携による都市公園事業の事例を紹介することで、知識習得や対応能力向上を図ることを目的とした講習会である。

令和 5 年度は 7 月 28 日（金）に対面・ライブ配信にて開催し 154 名の方に参加いただいた。

講習の内容については、初めに「太政官布達第 16 号と Park-PFI」と題して都市公園と公民連携の歴史を解説頂いた。その後、各都市の Park-PFI 取り組み事例について紹介頂き、最後に参加者に対する Park-PFI に関する質疑応答を実施した。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等（敬称略）
太政官布達第 16 号と Park-PFI	公益財団法人都市緑化機構 専務理事 椰野 良明
Park-PFI の活用状況について	国土交通省公園緑地・景観課公園利用推進官 石川 啓貴
横須賀市における Park-PFI の取り組みについて	横須賀市建設部公園管理課 官民連携事業担当課長補佐 小野 聡三郎
小諸市における Park-PFI の事例紹介 飯綱山公園官民連携 魅力向上事業	小諸市総務部財政課 財政課長補佐マネジメント 推進係長 吉澤 一男
別府市の Park-PFI 事業	別府市建設部公園緑地課 公園緑地課長補佐 兼 公園 整備係長 小野 能久
佐世保市における Park-PFI の取り組みについて	佐世保市都市整備部公園緑地課 主査 林田 真季
質疑応答	司会 椰野 良明 回答者 ・石川 啓貴 ・小野 聡三郎 ・吉澤 一男 ・小野 能久 ・林田 真季

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満

足」「ほぼ満足」をあわせて 97%の方々から「満足」と回答をいただいております、参加者には高い評価を得たものと考えています。

(6) 公園緑地における利用者対応講習会

本講習会は、公園緑地の管理運営に携わる公益団体、法人、公共団体、個人を対象として、利用者からの要望・要求への対応について、基本的な考え方を認識いただくとともに、一般的なクレーム対応の基礎を紹介することで、対応方法について学んでいただき、クレームや利用者満足度向上に関する知識習得や対応能力の向上を図ることを目的とした講習会である。

令和 5 年度は 2 月 6 日（水）にライブ配信により実施し、75 名の方にご参加いただいた。

講習の内容については「クレーム対応の基礎を学ぶ」と題して顧客満足、クレーム対応の 4 つの基本手順を紹介頂き、その後クレーム対応の実例を紹介頂いた。

【テーマ・講師等】

テーマ等	講師等（敬称略）
「クレーム対応の基礎を学ぶ」	株式会社インソース 津田 ひとみ

【満足度】

会場参加者へのアンケートにおいて、本講習会に対する満足度の調査結果をみると、「満足」「ほぼ満足」をあわせて 86%の方々から「満足」と回答をいただいた。

3. その他

(1) 「都市公園制度制定 150 周年記念講演・先進事例発表会」

「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会第一部としておこなっている先進事例発表会は、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会と全国 1 級造園施工管理技士の会

(一造会) 及び当協会が共同で平成 30 年度より行っているもので、各々の団体が実施しているコンクールの最優秀作品等の発表を行っているものである。令和 5 年度の全国大会は都市公園制度制定 150 周年記念事業であることから全国大会に先がけ令和 5 年 10 月 27 日（金）に都市公園制度制定 150 周年記念講演とともに実施された。事例発表では第 18 回一造会大賞「大賞」、2023 ランドスケープコンサルタンツ協会賞「最優秀賞」を受賞した 2 作品と、第 39 回都市公園等コンクール「国土交通大臣賞」した 3 作品の発表をいただいた。なお、2023 ランドスケープコンサルタンツ協会賞「最優秀賞」の「東遊園地再整備」については第 39 回都市公園等コンクールの国土交通大臣賞も受賞されている。

都市公園制度制定 150 周年記念講演・先進事例発表会

(敬称略)

都市公園制度制定 150 周年記念講演	
基調講演	公園緑地のこれからを考える (一社) 日本公園緑地協会 会 長 高梨 雅明
第 18 回一造会大賞	
一造会大賞	
作品名	造園の新たな領域を考える ～緑化フェアを経験しての思いから
発表者	東洋緑化(株) 総括部長 平野 晶也 氏
2023 ランドスケープコンサルタンツ協会賞	
最優秀賞 (設計部門)	
作品名	東遊園地再整備
発表者	(株) エス・イー・エヌ環境計画室 代表取締役 津田 主税 氏
第 39 回都市公園等コンクール	
国土交通大臣賞 設計部門	
作品名	佐世保中央公園リニューアル
発表者	(株) 森緑地設計事務所 福岡事務所 今泉 智之 氏
国土交通大臣賞 都市公園制度 150 周年記念部門	
作品名	長井海の手公園 (ソレイユの丘)
発表者	(株) 日比谷花壇 地域創生事業本部 執行役員 本部長 道越 勇夫 氏
国土交通大臣賞 都市公園制度 150 周年記念部門	
作品名	公園からはじめるエリアマネジメント
発表者	(一社) かかみがはら暮らし委員会 代表理事 長縄 尚史 氏

Ⅱ. 都市公園制度制定 150 周年記念事業報告

都市公園制度制定 150 周年記念事業について

1. 実施概要

令和5（2023）年は、公園設置に関する太政官布告から150周年を迎える記念の年となることから、これまでの我が国の都市公園の歴史や果たしてきた役割を振り返りつつ、公園の意義・必要性を国民一般に広く再認識していただくとともに将来に向けた公園のあり方を提案・発信していくことを通じて、都市公園の更なる発展を図るまたとない機会となる。この機会をとらえ、国・地方公共団体・関係団体が連携した取り組みを進めることとした。

（1）期間

太政官布告が1月に発せられたことを踏まえ、令和5年1～12月の1年間にわたり、記念事業を行うこととした。

（2）推進体制

都市公園の整備・管理に関わる国・地方公共団体・関係団体が連携して効果的な取組を進めることに鑑み、これらの者を構成員とする推進委員会を設置した。

推進委員会において、記念事業全体の取組方針を整理し、全国の地方公共団体及び全国レベルの関係団体（緑・公園関係団体協議会構成団体）に対し、文書等にて取組実施への協力を呼びかけた。（地方レベルの関係団体には、適宜、関係する地方公共団体から呼びかけを行ってもらうこととした。）

（3）取組方針

これまでの周年記念事業の取組内容も参考

に、①都市公園制度制定150周年記念全国大会の開催、②都市公園制度制定150周年記念顕彰、③地方公共団体等における「都市公園制度制定150周年」を記念する事業の実施、④都市公園制度制定150周年関係の刊行物の作成、の4本柱を軸とした取組を行うこととした。

個々の事業の実施に当たっては、実施団体の自主性を尊重することとし、実施内容に過度な重複が生じないように、必要に応じ推進委員会で調整を行うこととした。

（4）ロゴマークの制作

推進委員会より（一社）ランドスケープコンサルタンツ協会へロゴマークの制作を依頼し、作成されたロゴマークについて、推進委員会に報告のうえ決定した。決定したロゴマークを推進委員会より、地方公共団体、関係団体等へ配布するとともに、日本公園緑地協会及びランドスケープコンサルタンツ協会のホームページにおいて公開し、その活用を推進した。

2. 日本公園緑地協会における取り組み

（一社）日本公園緑地協会では、都市公園制度制定150周年記念事業の推進事務局として、地方公共団体、関係団体等のご協力を得て、基本方針に沿って、以下のような取り組みを実施した。

（1）記念フォーラム・全国大会の開催

1）記念フォーラムの開催

都市公園制度制定150周年記念事業のキック・オフ・イベントとして、1月17日に日比谷図書文化館日比谷コンベンションホールにおいて、記念フォーラムを開催した。五十嵐康之国土交通省大臣官房審議官(当時)の基調報告「都市公園150年の歴史と今後の展望」、越澤明北海道大学名誉教授による基調講演「太政官布達から150年」などを行った。(資料1)

2) 講演会・講習会等の開催

今年は、都市公園制度制定150周年であるとともに、関東大震災から100年の節目の年であることも踏まえ、9月1日に「しなやかな国土形成の基盤“みどり”と公園緑地」をテーマとする記念講演会を開催した。涌井史郎東京都市大学特別教授による基調講演などを行った。

また、講習会についても、都市公園制度制定150周年と呼応した内容として実施し、10月4～6日に実施した「公園緑地総合講習会」においては、進士五十八元福井県立大学学長の基調講演、12月12日に実施した「これからの公園緑地」講習会においては、蓑茂寿太郎元公園財団理事長の基調講演をそれぞれ行った。

3) 全国大会の開催

「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会は、10月25日に第一部、10月27日に第二部をそれぞれ開催した。第一部は国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、都市公園制度制定150周年記念講演・先進事例発表会として開催し、高梨雅明日本公園緑地協会会長の基調講演や都市公園コンクールの大賞受賞作品の発表などを行った。また、第二部はイイノホールにおいて開催し、主催者挨拶、来賓挨拶、表彰などに続き、全国都市公園等整備促進協議会の会長である松戸徹船橋市長による講演「都市公園制度制定150周年記念 未来の“みどり”をどう描き、実現していくか」、横張真東京大学教授

による講演「都市の緑空間をめぐる新たなパースペクティブ」などを行った。(資料2)

(2) 広報活動

1) 機関誌「公園緑地」における都市公園制度制定150周年記念特集

令和5年発行の機関誌「公園緑地」第83巻第4号から第84巻第3号までの5つの号において、都市公園制度制定150周年記念特集を掲載した。各号では、巻頭論説(進士五十八、涌井史郎、横張真、蓑茂寿太郎、池邊このみの各氏による論説)を設けるとともに、「日本の公園150年史」について越澤明北海道大学名誉教授による特別連載を掲載している(連載は継続中)。また、太政官公園のこれまでとこれからをテーマに全国の太政官公園のリレー連載を行っている。これらの特集と全国大会・講演会・講習会等との連携を強化し、効果的な広報に努めた。(資料3)

2) ポータルサイトの設置

日本公園緑地協会ホームページにおいて関連のポータルサイトを設置し、適時の情報発信を行った。

3) ロゴマークの作成と配布(前掲)

推進委員会よりランドスケープコンサルタンツ協会に依頼し、都市公園制度制定150周年記念のロゴマークを作成した。ロゴマークは、推進委員会より、地方公共団体、関係団体等へ配布するとともに、日本公園緑地協会及びランドスケープコンサルタンツ協会ホームページに掲載しその普及を図った。(資料8)

4) 広報素材「都市公園150年のあゆみ」の制作

広報素材「都市公園150年のあゆみ」を制作し、各方面において広報活動に活用いただくため日本公園緑地協会ホームページに掲載した。また、貸出用パネルを作成し、国営公園、地方公共団体等において普及啓発素材として活用いただいた。国土交通省では、4月14日から27日までの間1階ロビーにおいてパ

ネル展示が行われたほか、全国大会等の機会に展示を行った。(資料4)

5) みどりの日新聞キャンペーン

5月4日には、日本経済新聞朝刊紙面において、「誕生から150周年 さらに「使われ活きる」都市公園へ」をテーマとした「みどりの日」新聞キャンペーンを実施した。掲載記事では、小野良平立教大学教授(日本造園学会会長、当時)へのインタビュー等を行った。(資料3)

(3) 顕彰事業

1) 都市公園等コンクールの都市公園制度制定150周年記念部門

令和5年度第39回都市公園等コンクールにおいて、新たなライフスタイルを牽引する取り組み、複合領域の連携や様々なステークホルダーの連携により新たな価値を創出する取り組み、多くの公園利用者のウェルビーイングの向上に資する取り組みなど、都市公園の未来を牽引する先進的な取り組みを対象とする「都市公園制度制定150周年記念部門」を設け募集を行った。多数の応募があり、同部門では国土交通大臣賞2件、国土交通省都市局長賞1件、日本公園緑地協会会長賞2件、審査委員会特別賞2件が選定された。

2) 都市公園制度制定150周年記念公園施設登録

都市公園制度制定以降150年にわたる長い歴史の中で、都市公園が国民の暮らしやライフスタイルを投影しながら果たしてきた役割を振り返り、これらを象徴し、かつ現存する公園施設を登録の上、先人が築いてきた公園整備のプロセスや市民とのかかわりの歴史としてこれらの公園施設の事跡を記録し、広く国民に周知するとともに次世代に伝えることを通じて、都市公園に対する関心の喚起や意義等の再認識を促し、都市公園の更なる発展に寄与することを目的とする「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録」を実施し

た。実施に当たり、都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議(座長: 涌井史郎東京都市大学特別教授)を設置し、登録基準、申請方法等の検討及び公園施設登録候補案の作成を行い、推進委員会において決定した。

3. 関係団体の取り組み

関係団体においては、実施方針を踏まえ、様々な取り組みが実施された。以下ではそのうち主な取り組みを紹介する。

(1) 公益財団法人都市緑化機構

都市緑化機構では、全国都市緑化フェア、春季における都市緑化推進運動期間、毎年10月と定められている都市緑化月間などの機会をとらえ、都市公園をはじめとする都市における身近な緑の空間の重要性に対する理解の促進と市民の都市緑化意識の高揚のため、積極的な活動を行った。

4月26日から6月18日まで、宮城県仙台市において開催された第40回全国都市緑化仙台フェアは、「杜の都から始まる未来、みどりを舞台に人が輝く」をテーマに、仙台の歴史・文化の象徴でもある青葉山エリアにおいて、市民協働による大花壇づくりや、造園業者・自治体等が参加しての庭園出展などが行われた。また、全国都市緑化仙台フェアの中心的な行事として、5月24日に、佳子内親王殿下のご臨席のもと、令和5年度全国都市緑化祭を開催した。さらに、6月10日には、関連行事として、仙台市民会館において、「未来の杜せんだい2023シンポジウム『未来につながる新しい杜の都の姿』」と題し、「杜の都」の緑を守り育んできたこれまでの取り組みや、緑のある屋外空間での新たな楽しみ方などに関するシンポジウムを開催した。

都市緑化月間中の10月6日には、東京都千代田区の有楽町駅前広場において、斎藤鉄夫国土交通大臣を来賓として迎え、都市緑化キ

キャンペーンを開催し、花鉢配布などを実施した。(資料5)

また、10月26日には、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「防災公園技術研修会2023東京『関東大震災100年を踏まえた、防災公園の計画・整備』」と題し、改めて地震災害からの教訓を認識し、これからの安全・安心まちづくりに資する防災公園の今後の方向、計画・設計技術について広く紹介することを目的として、研修会を開催した。

他に、春季における都市緑化推進運動期間及び10月の都市緑化月間には普及啓発ポスターを作成し、国、地方公共団体、緑化関係団体、日本商工会議所の会員、日本民営鉄道協会加盟の私鉄各社等に配布し掲示した。

(2) 一般財団法人公園財団

公園財団では、管理を担当する国営公園において、都市公園制度制定150周年を記念する様々な活動を実施した(詳細は国営公園の項参照)。また、公園財団が管理する都市公園において、都市公園制度制定150周年記念事業のロゴと説明文が入ったミニノートを来園者に記念に配布した。

2月21日には、都市公園制度制定150周年記念事業として「都市公園の管理運営を再デザインする！」をテーマに公園管理運営フォーラムを開催し、蓑茂寿壽太郎財団理事長(当時)の基調講演などを行った。12月21日には、令和4年10月にとりまとめられた都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」を踏まえ、「都市公園新時代～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～」をテーマとするセミナーを開催した。(資料6)

公園財団が事務局を担当しているWUPジャパンでは、「世界公園週間2023/期間4月22日～4月30日」において、「2023 marks the 150th Anniversary of the Establishment of

Public Parks in Japan」と題した記事を投稿し、海外に向けて情報発信を行った。本記事は、WUPのニューズレター(4月号)やウェブサイトに掲載された。(資料7)

(3) 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会

ランドスケープコンサルタンツ協会では、推進委員会からの依頼を受けて、ロゴマークの制作を行った。(資料8)

また、機関誌CLAジャーナル第183号において、都市公園制度制定150周年を記念した特集を掲載するとともに、これと連携し、1月27日には、ランドスケープ・フォーラム「都市公園制度150周年 都市公園の歴史・今・未来を語ろう」を開催した。また、8月29日には、特別セミナーとして「グリーンウェッジアーバニズム」、9月26日には、都市ビジョンセミナーとして「『都市公園新時代を考える』都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言を踏まえて」をそれぞれ開催した。(資料9)

(4) 関西地域～関西地域の緑・公園関係団体支部及び(公財)国際花と緑の博覧会記念協会

関西地域の緑・公園関係団体の各支部等は、実行委員会を組織し、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会との共催により、「都市公園制度制定150周年記念フォーラム in Kansai」と題し、「関西における都市公園の成り立ちと今後の展開」をテーマとするフォーラムを8月18日に開催した。本フォーラム実施にあわせて、国際花と緑の博覧会記念協会では、記念冊子「関西5園の歴史と未来」を作成した。(資料10)

4. 国営公園の取り組み

全国の国営公園では、それぞれの公園の特徴にあわせて様々な関連イベント等が実施された。以下では、そのうち特徴的なものを紹介する。

① 国営木曽三川公園

国営木曽三川公園では、巨大こいのほりのデザインを都市公園制度150周年仕様のものとしたほか、150周年記念事業としてリバーサイドフェスティバルなどが実施された。(資料11)

②淀川河川公園

淀川河川公園では、同公園の開園50周年と連動して都市公園制度150周年を記念する取り組みが行われた。太政官布告が発出された1月15日にちなみ、1月14日～1月22日の期間「展望塔グリーンライトアップ」が実施された。また、「背割堤 夏の休日2023」をはじめ様々な連携イベントが実施された。

③国営明石海峡公園

国営明石海峡公園では、150周年を記念した「地上絵」が登場し好評を博したほか、春のカーニバルなど都市公園制度制定150周年を記念する様々な関連イベントが実施された。(資料12)

④海の中道海浜公園

海の中道海浜公園では、春季のフラワーピクニック期間中に、クジラの顔と150周年を記念した芝絵「クジラ山の地上絵」が制作され、記念写真撮影コーナーも設けられたほか、「150周年記念特別サイト」が公開され、公園を含めた地域の変遷や歴史情報が発信された。また、秋季は「150周年記念パネル展」と公園の歴史を学ぶ「うみなか検定」が開催された。冬季のうみなかキャンドルナイトでは、1万本のキャンドルアートにあわせ「150周年記念ロゴ」が市民協働により制作された。(資料13)

⑤国営沖縄記念公園

国営沖縄記念公園では、都市公園制度制定150周年記念事業として、美ら海花まつり「春到来！彩（いろどり）廻り」が開催され、春の花・夏の花を中心に多種多様な花の展示が行われた。(資料14)

⑥「都市公園150年のあゆみ」パネル展

各国営公園では、日本公園緑地協会作成の

「都市公園150年のあゆみ」パネルを活用した広報活動が行われた。国営昭和記念公園では、同公園の開園40周年を記念する展示等が行われ、これと呼応して「都市公園150年のあゆみ」のパネル展示が行われた。また、国営讃岐まんのう公園では、同時開催の「瀬戸内海国立公園展」との合同によるパネル展示が行われた。(資料15)

5. 地方公共団体の取り組み

全国の地方公共団体では、それぞれの地域の特徴に応じた都市公園制度150周年に関連する様々な取り組みが行われた。150周年を迎える公園がある地方公共団体においては、これらの公園を中心とした取り組みが展開された(明治6年に開設した東京5公園のある東京都や関連の区、大阪府、新潟市など)。また、同時に迎えた周年事業と連携した取り組みも多く見られた(千葉県誕生150周年、岐阜県の養老公園県営化100周年、国営昭和記念公園開園40周年、淀川河川公園開園50周年など)。さらには、仙台市では全国都市緑化フェアと連携した取り組み、横浜市では2027年横浜国際園芸博覧会と連携した取り組みが行われた。

都市公園制度150周年を迎えた機会をとらえて、いくつかの地方公共団体では、公園の柔軟な利活用に資する企画が実施された。東京都では、「都立公園で、あなたのやりたいことかなえます」と題し、広く都民から都立公園で実施したい企画を募集し、最優秀として選定した企画を実際に実施した。東京都北区の飛鳥山公園では、本年を「これまでの150年を振り返り、これからの150年を目指す挑戦の年」と位置付け、みんなで一緒に飛鳥山公園の使いこなし方を考える「飛鳥山公園150の夢」の募集が行われた。

また、横浜市では、「地域の仲間とこんなことをやってみたい」、「自分の会社でこんなことをしてみたら楽しいのではないかと

思う、自由な発想による企画の募集が行われた。さらに、熊本市では、「150周年記念！公園へ行こう in winter～冬の都市公園を使いこなす利用促進キャンペーン～」、「150周年記念！公園へ行こう in autumn～心地よい秋の季節の都市公園を使いこなす利用促進キャンペーン～」と題して、イベント等に伴う公園使用料を無料とし、公園利用の促進に資する取り組みが行われた。

こうした柔軟な公園利用の促進、公園利用の活性化に資する取り組みが積極的に展開されたことは、今回の都市公園制度制定150周年記念事業の特徴のひとつである。

以下では、これらのうち代表的な事例を紹介する。

（１）東京都及び関係区

１）東京都

東京都では、都立公園の指定管理者等の関係団体等から構成される実行委員会を組織し、東京都を主体として、これまでの都立公園の歴史や果たしてきた役割を振り返りつつ、公園の意義・必要性を都民一般に広く再認識してもらうことや将来に向けた公園のあり方を提案・発信していくことにより今後の都立公園の更なる発展を図るため、関係者が協力して東京都都市公園制度制定150周年記念事業を展開した。

同事業は、150周年を迎えた公園を中心に全都立公園において実施された。令和4年12月に行われた駒沢オリンピック公園におけるキック・オフ・イベントに始まり、令和6年3月までそれぞれの都立公園の特徴に対応した様々なイベントが行われた。実行委員会では、専用のポータルサイトを設け、イベントカレンダーでは、盛りだくさんのイベント等について、その実施状況が随時掲載された。

（資料16、17）

また、公園布告が発出された1月15日や上野公園・芝公園の誕生日に当たる10月19日を

中心として、都庁をはじめ都の施設や民間施設において、緑のライトアップ（一部施設においては別仕様）が実施された。（資料18）

上野恩賜公園では、誕生日に当たる10月19日から22日までの間、「上野恩賜公園開園150周年総合文化祭」が盛大に開催された。同公園内の竹の台広場に特設ステージが設けられ、上野の魅力を感じられるステージコンテンツが4日間に渡り繰り広げられた。19日にはシンポジウム「『上野への愛』で上野の山・池の未来を語る」を開催、21日には開園150周年の記念式典が行われた。式典では、記念植樹が行われたほか、東京都立総合芸術高等学校の生徒が作曲・振り付けした「うえのん」（上野恩賜公園公式キャラクターで都立公園150周年記念事業特別アンバサダー）のテーマ曲と曲に合わせたダンスが披露された。また、公園全体に様々なイベントブースが設けられ、同公園は祝祭ムードに彩られ大変な盛り上がりとなった。このほか、フォトスポットの設置、新品種のサクラの命名、デジタルスタンプラリーなどの催しが開催された。（資料19、20、21）

芝公園では、10月から11月にかけて「都立芝公園開園150周年イベント～これまでの150年これからの150年～」が開催された。芝公園の歴史をめぐるガイドツアーや、学生による演奏、かぼちゃの絵付け、リレー書道、モルック体験など、子どもも大人も楽しめるワークショップ、花と光のムーブメント「芝公園×150th anniversary」などが行われた。11月3日には、「わがまちの愛しき公園たち」と題する特別セミナーが東京プリンスホテルにおいて開催された。東京太政官5公園の地元関係者等が一堂に会し、それぞれの公園や地域の魅力を語り合う出色のセミナーとなった。（資料22-1、22-2）

また、前掲の通り、「都立公園で、あなたのやりたいことかなえます」と題し、広く都民から都立公園で実施したい企画を募集し、

最優秀企画として選定した企画を実施する募集企画が行われ、選定された最優秀企画は順次実施された。募集企画としてはこのほか、「あなたが行ってみたい将来の都立公園」をテーマとする「こどもたちが描く将来の都立公園絵画コンクール」、「都立公園って楽しい！」をテーマとした「あなたの一押しフォトコンテスト」、「都立公園150周年おめでとう！フォトモザイクアートパネル展示」などが実施された。（資料23、24）

さらに、都立公園でのイベント等に加え、新宿駅西口広場でのパネル展の開催、地下鉄との協働によるスタンプラリー、レインボーブリッジやフジテレビ社屋等のライトアップ、各区や民間事業者が実施するイベントとの協働・協賛など地域や民間企業等を巻き込んだ多彩な関連イベントが展開された。

（公財）東京都公園協会では、専門誌『都市公園』238号において「特集 都市公園制度制定150周年」を掲載するとともに、広報誌『緑と水のひろば』の特別号として「都立公園150年のあゆみ」を発行した。（資料25、26）

令和5年が、関東大震災の発生から100年目を迎える年であることから、東京都では関東大震災100年を契機としたムーブメントの展開として、関係区による復興小公園の再生を後押しすべく、パンフレット「復興小公園の再生」を作成した。これに呼応し、関係区ではホームページに特設サイトを設けるとともに、震災復興小公園説明板の設置やまちあるきマップの作成などの取り組みが行われた。（資料27）

2）東京都北区（飛鳥山公園）

東京5公園のひとつ飛鳥山公園のある東京都北区では、区の広報誌の新春号において、公園の特集が企画された。また、飛鳥山公園では、関係団体・企業からなる飛鳥山150周年プロジェクト事務局が設置され、Park-PFIにより整備された施設のオープンとも歩調を

あわせ、数次にわたる記念イベントが実施された。5月13日に開催された第1弾では、「150の夢がはじまる」と題して、公園を会場に「これからの公園について考える。」をテーマにトークセッションが行われた。山田加奈子新区長も登壇し、充実したトークが展開された。また、前掲の通り「飛鳥山公園150の夢」の募集が行われた。（資料28、29）

3）東京都江東区（深川公園）

同じく東京5公園のひとつ深川公園のある東京都江東区では、150周年を記念して地元町会・商店会・区民などが中心となって結成した民間団体「深川門前仲町景観まちづくりの会」が、「日本初の都市公園 深川公園ありがとう150年」と題する記念イベントを開催した。10月1日から11月27日に深川公園・富岡八幡宮・深川不動堂にちなんだクイズラリーを開催したほか、11月11日には富岡区民館で深川公園の歴史をテーマにした講演会「深川公園の歴史」や関係者による植樹祭が行われた。（資料30）

（2）大阪府

大阪府では、専用のポータルサイトを設けるとともに、150周年を迎えた住吉、浜寺両公園をシンボライズした独自のロゴマークを作成するとともに、両公園を中心に、様々な記念事業が実施された。7月26日には、吉村洋文知事の記者会見において、「都市公園制度制定150周年記念事業について」が取り上げられ、両公園において実施される記念イベント、150周年を契機にオープンする主な施設やイベント等についての発表が行われた。（資料31）

住吉公園では、平成30年よりリーフレット「住吉公園歴史探訪」を発行するなどの取り組みが行われ、その集大成として記念誌「住吉公園と住吉さん 住吉大社から生まれて150年」が発刊された。この書籍の出版記念イベントを兼ねて、8月5日に住吉大社吉祥殿

において「住吉公園 歴史探訪フォーラム」が開催された。フォーラムでは、越澤明北海道大学名誉教授の基調講演、記念誌の執筆陣による講演やトークセッションが行われた。公園内では、「すみすみ公園フェスタ」をはじめ年間を通じて多くの記念イベントが開催された。(資料32)

浜寺公園では、9月30日に同公園内にある大阪府羽衣青少年センターにおいて記念フォーラム「浜寺公園150年のあゆみ」が開催され、橋爪紳也大阪府特別顧問の基調講演等が行われた。また、公園内では、「子どもが主役MIRAI～みんなみんなつながっている～」など、年間を通じて多彩な記念イベントが展開された。(資料33)

11月5日には、浜寺公園をメイン会場、住吉公園をサブ会場として、「都市公園制度制定150周年記念おおさか都市緑化フェア」が盛大に開催された。同日は、「阪堺電車貸切運行～レトロ車両で行く歴史探訪旅行～」として、住吉公園と浜寺公園を結んで2往復の記念車両の運行が行われた。車内では、上記住吉公園の記念誌の著者である水内俊雄大阪公立大学客員教授の歴史講話が開催された。(資料34、35)

さらには、大阪府では、これらの記念事業等の実施に合わせ、Instagramでの「フォトコンテスト」や「スタンプラリー」など、新たな公園施設の利用やイベントへの参加を通じて、府営公園の魅力を発見する取り組みとして、すてきな公園「みつけ」プロジェクトが実施された。

(3) 政令指定都市

1) 仙台市

仙台市では、4月26日から6月18日まで、青葉山公園等をメイン会場として、第40回全国都市緑化仙台フェアが開催され、約115万7千人の来場があった。「杜の都から始まる未来、みどりを舞台に人が輝く」をテーマに、仙台の歴史・文化の象徴でもある青葉山エリ

アにおいて、市民協働による大花壇づくりや、造園業者・自治体等が参加しての庭園出展などが行われた。また、全国都市緑化仙台フェアの中心行事として、5月24日に、佳子内親王殿下のご臨席のもと、令和5年度全国都市緑化祭を開催した。さらに、6月10日には、杜の都の環境をつくる条例制定50周年、都市公園制度制定150周年を記念して、仙台市民会館において、未来の杜せんだい2023シンポジウム「未来につなぐ新しい杜の都の姿」が開催された。自然に恵まれた仙台のまちの特徴やみどりとの共生のあり方について、涌井史郎東京都市大学特別教授の基調講演やパネラーによるトークセッションが行われ、仙台ならではのみどり空間の魅力やこれらを利活用したエリアの価値の向上の取り組みなどについて情報発信が行われた。(資料36、37)

2) 横浜市

2027年に国際園芸博覧会の開催が予定されている横浜市では、公園を起点として魅力あるまちづくりをより一層進めるため、都市公園制度制定150周年記念事業「はま・ゆめパーク」として、自由な発想による公園活用企画を広く募集し、提案のあった企画のなかから15件が選考された。横浜市では、これらの企画の実現に向けて調整を進め、本取組を通じて、横浜を含む一都三県で初めての万博となる2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の開催へとつなげていくこととしている。(資料38)

また、11月2日には、神奈川近代文学館において、都市公園制度制定150周年記念シンポジウム「横浜の公園150年とこれから～GREEN×EXPO 2027に向けて～」が開催され、国際園芸博覧会に向けた機運醸成が図られた。シンポジウムでは、伊藤康行国土交通省公園緑地・景観課長の基調報告、進士五十八東京農業大学名誉教授の基調講演などが行われた。(資料39)

3) 新潟市

新潟市では、明治6年に太政官布告により開設した白山公園において、写真展、パネル展、竹あかりライトアップ、公園探訪ガイドツアー、まち歩きなど150周年を記念する多くのイベントが開催された。

4) 熊本市

熊本市では、都市公園の魅力を更に発信し、市民に一層親しまれるよう、一年を通じて様々な取り組みが展開された。1月から3月には、「150周年記念！公園へ行こう in winter～冬の都市公園を使いこなす利用促進キャンペーン～」、10月から11月には、「150周年記念！公園へ行こう in autumn～心地よい秋の季節の都市公園を使いこなす利用促進キャンペーン～」と題し、身近な公園の役割を改めて認識し、今後の利活用のあり方などを考える機会とすべく、イベント使用料を減免するキャンペーンが実施された。

また、1月15日には、熊本城天守閣の緑のライトアップが実施されたほか、4月から5月には、令和4年「緑の都市賞」内閣総理大臣賞を踏まえ、産官学民で連携して取り組んでいる緑のスポットを巡るデジタルスタンプラリーなどが実施された。(資料40)

(4) その他の取り組み事例

以上紹介した事例のほか、各地方公共団体において都市公園制度制定150周年を記念する様々な取り組みが行われた。

千葉県では、令和5年が千葉県誕生から150周年の年となることから、都市公園制度制定150周年記念とタイアップした取り組みが行われた。千葉県誕生・都市公園150周年記念県立都市公園スタンプラリーが実施されたほか、県庁本庁舎や県立都市公園では巡回形式

でのパネル展「都市公園150年のあゆみ」、県立青葉の森公園では11月11日に「千葉県誕生・都市公園150周年記念 あおばまつり」が開催された。

岐阜県では、太政官布告により設置された県営養老公園が、県営化してから100周年という節目をむかえることから、これと呼応して独自のロゴマークを制作するとともに、同公園において、年間を通じて様々なイベントが実施された。

愛知県では、県営大高緑地において開催されたあいち都市緑化フェアやあいちで発見インスタフォトコンテストが都市公園制度制定150周年記念事業として開催された。また、愛知県一宮市では、国営木曽三川公園とタイアップし、「いちのみやリバーサイドフェスティバル」や「いちのみや秋の緑化フェア」が同公園を会場として150周年記念事業として実施された。

また、令和5年は、関東大震災から100年という節目となったことから、関東大震災に関連する催しも東京都、神奈川県を中心に数多く実施された。講演会、シンポジウムのほか、博物館等の施設において様々な展示が行われた。8月28日には、東京ビッグサイト国際会議場において、国土交通省主催の「関東大震災100年シンポジウム」が開催されるとともに、8月26日から28日にかけて、関東大震災から最新の防災技術まで、子どもから大人まで楽しめる防災に関するコンテンツが多数出展した「関東大震災特別企画展」が国営東京臨海広域防災公園において開催された。

資料1

(一社)日本公園緑地協会／都市公園制度制定150周年記念フォーラム



都市公園制度制定150周年記念フォーラムの開催

(一社)日本公園緑地協会主催により、1月17日に都市公園制度制定150周年を記念するキック・オフ・イベントとして「都市公園制度制定150周年記念フォーラム」を開催。

■開催日時 令和5年1月17日13時～17時

■開催場所等
日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール（東京都千代田区）及びライブ配信

■プログラム

- ①基調報告：都市公園150年の歴史と今後の展望 国土交通省大臣官房審議官 五十嵐康之
- ②基調講演：太政官布達から150年 北海道大学名誉教授 越澤明
- ③講演：太政官布達と文化財行政の展開～今、私たちのなすべきこと～
文化庁文化財第2課主任文化財調査官 平澤毅
- ④講演：公園発祥の地から国際博覧会へ
横浜市環境創造局みどりアップ推進担当理事 橋本健
一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会推進戦略室長 脇坂隆一



資料2

(一社)日本公園緑地協会／都市公園制度制定150周年記念全国大会



都市公園コンクールでは「都市公園制度制定150周年記念部門」を設け表彰



松戸徹船橋市長による基調講演



資料3

(一社)日本公園緑地協会／
「公園緑地」における都市公園制度150周年記念特集・みどりの日の新聞キャンペーン



「公園緑地」における都市公園制度150周年記念特集



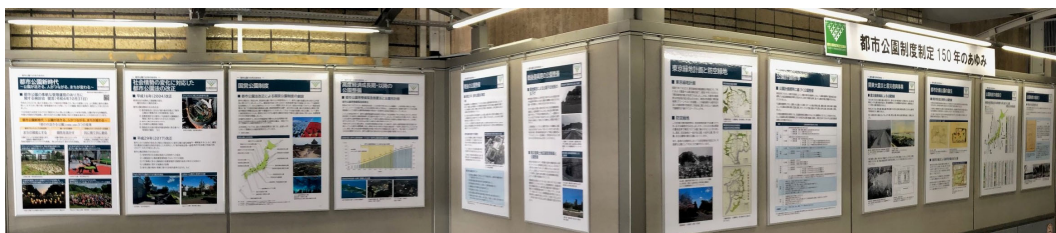
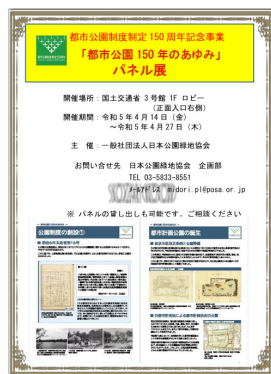
日本経済新聞での「みどりの日」新聞広告
全国都市公園等促進協議会・(一社)日本公園緑地協会

資料4

(一社)日本公園緑地協会／都市公園制度制定150周年記念パネル展示



国土交通省ロビー
において「都市公園
150年のあゆみ」
パネル展示を実施



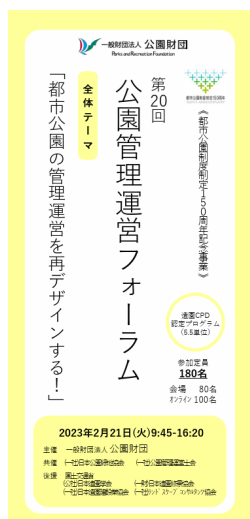
(公財)都市緑化機構／都市緑化月間・都市緑化キャンペーン2023



緑豊かな都市づくり・街づくりを推進するため、10月6日、東京都千代田区の有楽町駅前広場において、都市緑化キャンペーン2023が開催された。



(一財)公園財団／
公園管理運営フォーラム&オンライン公開セミナー



資料7

(一財)公園財団・WUPジャパン／都市公園制度制定150周年の海外への情報発信

World Urban Parks ジャパン(WUPJ)による海外への情報発信



「World Urban Parks ジャパン (WUPJ)」(事務局:一般財団法人公園財団)の記事

「2023 marks the 150th Anniversary of the Establishment of Public Parks in Japan」(「2023年日本は都市公園制度制定150周年を迎えます」)を「WORLD URBAN PARKS」(世界都市公園会議)のホームページに掲載。



World Urban Parks
ジャパン



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

資料8

(一社)ランドスケープコンサルタント協会／都市公園制度制定150周年記念ロゴマークの制作

都市公園制度制定150周年記念ロゴマーク

(一社)ランドスケープコンサルタント協会では、都市公園制度制定150周年記念ロゴマークを制作。全国で実施された都市公園制度制定150周年記念関連行事等において本ロゴマークを活用。

都市公園制度制定150周年記念ロゴマーク

「漢字の十を15組み合わせることで150年を表し、樹木が枝を広げ成長する様子を表現したもので、十が交差する点には錯視効果により見えない果実が浮かび上がる」ようデザインされており、ポジ型とネガ型でワンセット(どちらかのみまたは両方同時に使用可)となっている。



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

資料 9

(一社)ランドスケープコンサルタント協会／
都市公園制度制定150周年を記念するフォーラム&セミナーの開催及び機関誌での特集

東京の都心部をめぐって

第2回 ランタス・ブ・フォーラム 都市計画展覧会 150周年

都市公園の歴史・今・未来を語ろう

都市公園の歴史を今年1月、150周年記念「第2回ランタス・ブ・フォーラム」で迎える。CLA（国際公園・緑地学会）は、都市公園の歴史を振り返るだけでなく、今後都市150周年記念に際し、都市公園の歴史についてCLAのメンバーが、都市公園の現在・未来を語り合う。

日 時：令和5年12月7日（金）14:00~17:30

開催方法：オンライン参加（Zoom）

参 加 費

定：1,000 名

第1部

参 加 費 14:00~16:00

都市公園の歴史とCLA

CLA（国際公園・緑地学会）

国際公園・緑地学会（International Association of Landscape Professionals）

～国際公園・緑地学会、ランタス・ブ・フォーラムの歴史～

小林 浩人

～都市公園の歴史を語る～

CLA 150周年の歴史を語り、都市公園の歴史を語る

～都市公園の歴史を語る～

糸谷 正様

都市公園の今と未来の取り組み

「都市公園の未来は誰の手に」

都市公園の未来は誰の手にあるのか？

Urban Planning for the Future

小野 隆史

「都市公園の未来は誰の手にあるのか？」

CLA 150周年の歴史を語り、都市公園の歴史を語る

～都市公園の歴史を語る～

佐藤 健次郎

～都市公園の未来を語る～

150周年記念「第2回ランタス・ブ・フォーラム」を開催。

1958年10月、都市公園の歴史を振り返る「ランタス・ブ・フォーラム」を開催。

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

～都市公園の歴史を振り返る～

2023年度CLA国際委員会
財公連携制度制定150周年記念事業
特別記念フォーラム

CLIA

グローバルウェッジ
アーバンイズム

みどりやさしこむまちづくりの
歴史と理論と現代の実践

講師
フタバノ・レメス・デ・オリヴェイラ
ミラノ工科大学
建築都市研究科教授

Prof. Fabiana Lemes de Oliveira
Department of Architecture and Urban Studies
Politecnico di Milano

プログラム

10:30
開演会場：小野 地
[CLA国際委員会]

18:35 ~ 18:50
講演：フタバノ・レメス・デ・オリヴェイラ
[ミラノ工科大学教授]
・定員満席

10:15 ~ 10:45
質疑応答
・定員満席

18:45 ~ 18:50
まとめ：吉岡真弓
[CLA会長]

■参加費： 無料

■抽選： 先着 200名

■申込期限： 8月24日
[17:00 締切]

■場所： オンライン
[Zoom 配信]

会場PO23特別プログラム

■お申込： Peitix

<https://peitix.com/event/peitix-2023-08-24-01>

■お問合せ：
一般申込窓口
CLA国際委員会事務局
〒100-0005
東京都千代田区千代田3-7
住友ビル5階
TEL 03-5563-0300
FAX 03-5563-0258
E-mail: info@cla-jp.com

CLA



no. **183**

機関誌CLAジャーナル

特稿 2022年ランドスケープアーキテクチャシンポジウム(Ⅲ)



**都市公園制度150周年記念
～都市公園制度と
ランドスケープコンサルタンツ～**

一般社団法人ランドスケープアーキテクチャ協会
上田雅夫 伊藤 達矢

都市公園制度とは何ぞや
都市公園制度は、昭和11年(1936年)制定された「都市公園法」に基づいて制定されたものであり、昭和12年(1937年)施行されました。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。

都市公園制度の歴史
都市公園制度は、昭和11年(1936年)制定された「都市公園法」に基づいて制定されたものであり、昭和12年(1937年)施行されました。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。

都市公園制度の意義
都市公園制度は、昭和11年(1936年)制定された「都市公園法」に基づいて制定されたものであり、昭和12年(1937年)施行されました。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。この法律は、都市公園の設置、管理、利用に関する事項を定めています。

機関誌CLAジャーナル183号において、
都市公園制度150周年について特集

資料 10

関西緑・公園関係団体支部+(公財)国際花と緑の博覧会記念協会／
記念フォーラムの開催と記念冊子の発行

8月18日に記念フォーラム
「関西における都市公園の
成り立ちと今後の展開」を
開催



これにあわせて、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会では、記念冊子「関西5園の歴史と未来」を発行

 関西広域連合 Kansai Metropolitan Area Council	都市公園制度制定 150 周年記念フォーラム in Kansai 関西における都市公園の成り立ちと 今後の展開
日時	令和 5 年 8 月 18 日 (金) 13:00 ~ 17:00 (12:30 ~ 受付)
会場	花博記念公園緑地緑化・花博記念館 F3B38-0036 大阪市東淀川区花博記念館 (花博記念公園緑地緑化)
参加費	無料 (事前申し込み必要、先着順) 定員数 200 名 ※オンライン (Zoom 定員数 200 名) 両方の方法に参加はできません ※申し込みはhttps://www.kansai-met.go.jp/kyouen/kyouen_kourei/kyouen_kourei.htmlにておこなってください。
予定費	無料
内容	開 演 氏： 堀江 祐子、堀江 真由美 13:10 ~ 14:00 開演前会 (公園緑地行政の動向について) 伊藤 洋行 氏 開会式 (花博記念公園緑地緑化・花博記念館にて) 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 14:00 ~ 15:00 講演会 (近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること) 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 15:00 ~ 15:15 第 1 部： 都市公園、開演 15:10 ~ 15:25 伊藤洋行 (1) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 15:25 ~ 15:40 堀江祐子 (1) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 15:40 ~ 15:55 堀江真由美 (1) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 15:55 ~ 16:10 伊藤洋行 (2) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 16:10 ~ 16:25 堀江祐子 (2) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 16:25 ~ 16:40 堀江真由美 (2) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 16:40 ~ 17:00 講演会 (開演の近代園と、その近辺・土空間の内外、将来に向けて) 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 第 2 部： 都市公園、開演 17:00 ~ 17:15 伊藤洋行 (3) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 17:15 ~ 17:30 堀江祐子 (3) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 17:30 ~ 17:45 堀江真由美 (3) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 17:45 ~ 18:00 伊藤洋行 (4) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 18:00 ~ 18:15 堀江祐子 (4) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 18:15 ~ 18:30 堀江真由美 (4) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 18:30 ~ 18:45 伊藤洋行 (5) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 18:45 ~ 19:00 堀江祐子 (5) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 19:00 ~ 19:15 堀江真由美 (5) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 19:15 ~ 19:30 伊藤洋行 (6) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 19:30 ~ 19:45 堀江祐子 (6) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 19:45 ~ 20:00 堀江真由美 (6) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 20:00 ~ 20:15 伊藤洋行 (7) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 20:15 ~ 20:30 堀江祐子 (7) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 20:30 ~ 20:45 堀江真由美 (7) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 20:45 ~ 21:00 伊藤洋行 (8) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 21:00 ~ 21:15 堀江祐子 (8) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 21:15 ~ 21:30 堀江真由美 (8) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 21:30 ~ 21:45 伊藤洋行 (9) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 21:45 ~ 22:00 堀江祐子 (9) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 22:00 ~ 22:15 堀江真由美 (9) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 22:15 ~ 22:30 伊藤洋行 (10) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 22:30 ~ 22:45 堀江祐子 (10) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 22:45 ~ 23:00 堀江真由美 (10) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 23:00 ~ 23:15 伊藤洋行 (11) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 23:15 ~ 23:30 堀江祐子 (11) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 23:30 ~ 23:45 堀江真由美 (11) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 23:45 ~ 24:00 伊藤洋行 (12) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 24:00 ~ 24:15 堀江祐子 (12) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 24:15 ~ 24:30 堀江真由美 (12) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 24:30 ~ 24:45 伊藤洋行 (13) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 24:45 ~ 25:00 堀江祐子 (13) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 25:00 ~ 25:15 堀江真由美 (13) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 25:15 ~ 25:30 伊藤洋行 (14) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 25:30 ~ 25:45 堀江祐子 (14) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 25:45 ~ 26:00 堀江真由美 (14) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真由美氏、伊藤 洋行 氏 26:00 ~ 26:15 伊藤洋行 (15) 近代公園の発展と、公園に関する「大阪府立第十六号」をめぐること 堀江 祐子氏、堀江 真

都市公園制度制定150周年記念
150th Anniversary of the Establishment of the Municipal Park System

関西5園の歴史と未来

京都府立京丹波公園
京丹波公園
京丹波公園
京丹波公園
京丹波公園
京丹波公園

公営財団法人国際花と緑の博覧会記念協会

資料 1 1

国営公園／国営木曽三川公園

国営木曽三川公園の「巨大こいのぼり」

国営木曽三川公園では、「138タワーパーク」で開催するスプリングフェスタにおいて地上に描かれる巨大こいのぼり（奥行10m×長さ40m）を都市公園制度150周年にちなんだ模様により制作

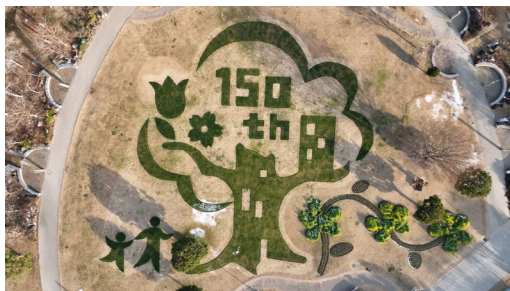


資料 1 2

国営公園／国営明石海峡公園

国営明石海峡公園に芝生の地上絵

国営明石海峡公園では、都市公園制度制定150周年を記念して、「移ろいの庭」に、芝生の地上絵「夢の樹公園」が完成し好評を博している。昨年の秋に西洋芝の種を蒔いて芝生の地上絵を制作したもの。



資料 1 3

国営公園／海の中道海浜公園

ポータルサイトを
設置し様々な関連
イベントを実施



資料 1 4

国営公園／国営沖縄記念公園

国営沖縄記念公園の美ら海花まつり 「春到来！彩（いろどり）廻り」



国営沖縄記念公園(海洋博公園)では都市公園制度150周年記念事業として「美ら海花まつり」を開催。今年のテーマは「春到来！彩（いろどり）廻り」。春の花・夏の花を中心に多種多様な花の展示を実施。都市公園制度制定150周年を記念した立体花壇も登場。令和5年1月21日（土）～3月31日(金)。



資料 1 5

国営公園／国営昭和記念公園

国営昭和記念公園開園40周年記念行事と連携したパネル展示



国営昭和記念公園開園40周年



都市公園制度制定150周年



資料 1 6

東京都／東京都都市公園制度制定150周年記念事業のキック・オフ・イベント

東京都の「都立公園開園150周年」



令和4年12月10日に都立駒沢オリンピック公園において、150周年記念事業のキック・オフ・イベントとして点灯式及び「うえのん」の特別アンバサダー任命を実施



上野恩賜公園公式キャラクター「うえのん」(さくらの妖精)

東京都／都立公園150周年特設サイトの設置など

東京都都市公園制度制定
150周年記念特設サイト

150周年記念事業概要
都立公園紹介
イベント
応募要項

公園めぐり
デジタル
スタンプラリー

2023.1.15～2024.3.31

スタンプを揃えて、特製ピンバッジをゲット！

東京都市公園制度制定150周年特設サイトはこちら▶▶▶

東京に最初の公園が生まれたのは、
今から150年前

日本に公園制度が定まり、東京に最初の公園が生まれたのは、今から約150年前。明治26年（1893）に発せられた「太政官布達」によるものとされている。この時期、近代日本の歴史の中でも、極めて重要な出来事である大政奉還が行われ、新しい明治の時代を迎え込むための目標のひとつであった。（筑波大 都市公園緑地学専攻 1998 年度より）

令和5(2023)年は、太政官布達から150周年を迎える記念の年になります。150周年記念事業実行委員会では、これまでの都立公園の歴史や役割を振り返りながら、公園の意義や必要性を皆様と広く普及し、さらに緑地を深めてもらうことや将来に向けた公園のあり方を調査・発信していくことで都立公園の新たな発展を促すとともに、皆様

特設サイトの設置をはじめ、関連施設のライトアップ、公園活用への企画の募集、スタンプラリー、絵画コンクール、フォトコンテストなど多彩な催しを実施

都立公園 150周年記念事業
あなたの一押し
フォトコンテスト

「都立公園って楽しい！」

8月22日(水)～11月30日(木)

最優秀賞 (1名) 一ギフカード3万円
優秀賞 (2名) 一ギフカード1万円
特別賞 (2名) 一ギフカード5千円
入賞者 (20名) 一ギフカード1千円

WEB応募、Instagram応募の2種類
Instagram応募

150周年
歴史めぐり
スタンプラリー

8月10日(土)～11月5日(土)

スタンプラリー
150周年記念スタンプラリー
150周年記念スタンプラリー
150周年記念スタンプラリー

わがまちの愛しき公園めぐり

これまで150年とこのまちの150年へ

150周年記念事業実行委員会

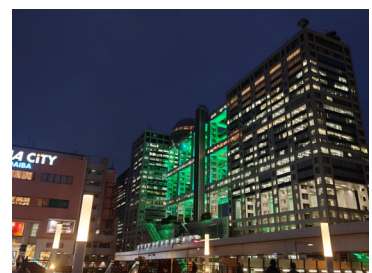
資料 18

東京都／関連施設の緑のライトアップ

施設名	日程	時間
東京銀行第一本庁舎	10月19日(木)～22日(日)	17時30分～21時
上野東公園 犬蔵の芝居★ 竹の白広場の大噴水★	10月19日(木)～22日(日)	17時～22時
日比谷公園 日比谷美術館 日比谷公園堂	10月19日(木)～22日(日)	17時～22時
浮城公園 風車	10月19日(木)～22日(日)	17時～21時
駒沢オリンピック公園 オリンピック記念館	10月19日(木)～22日(日)	17時～21時
道祖上野動物園 正門★	10月19日(木)～22日(日)	17時～22時
多摩動物公園 正門の彫刻広場	10月19日(木)～22日(日)	17時～22時
目黒臨海water館 ガラストーム	10月19日(木)～22日(日)	17時～22時
井の頭自然文化園 木蓮正門	10月19日(木)～22日(日)	17時～22時
隅田川に架かる橋 (白鷺橋、吾妻橋、駒形橋、草橋、墨田橋、浅羽橋、浅羽橋、永代橋、飯大橋、 錦州橋、塩田大橋)	10月19日(木)	日没15分後～23時
東京ビッグサイト	10月21日(土)	日没～22時
フジテレビジョン本社	10月19日(木)～22日(日)	17時～23時
レインボーブリッジ	10月21日(土)・22日(日)	日没30分後～24時



東京都庁



フジテレビ社屋



浮間公園



レインボーブリッジ

資料 1 9

東京都／上野恩賜公園開園150周年総合文化祭



大勢の人で賑わう総合文化祭



小学校によるメガアート作品発表
「上野公園図屏風」



上野公園開園式典(10月21日開催)
における記念植樹

資料 2 0

東京都／上野公園開園150周年記念式典～「うえのん」のテーマ曲とダンスを披露

10月21日に開催された上野公園開園150周年記念式典において、東京都立総合芸術高等学校の生徒さんたちが作曲・振り付けした「うえのん」(上野恩賜公園公式キャラクターで都立公園150周年記念事業特別アンバサダー)のテーマ曲と曲に合わせたダンスが披露された。



写真は都立総合芸術高校ホームページより転載

資料 2 1

東京都／上野公園での様々な催事

新しいサクラの名前が決まりました

令和4年3月18日にお知らせした、都立上野恩賜公園の新しい園芸品種のサクラについて、みなさまから投票いただいた結果、新しい園芸品種の桜の名前は、上野白雲桜（ウエノシラユキザクラ）に決まりましたのでお知らせします。

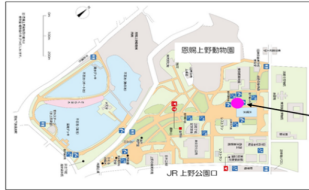
【投票結果】

位	名称案	ヨミガナ	得票数（票）	得票率（％）
1	上野白雲桜	ウエノシラユキザクラ	618	53.4
2	恩賜系桜	シノブカサカイトザクラ	343	29.6
3	上野桜	ウエノザクラ	197	17.0

投票期間令和4年3月18日～4月15日 有効投票数1,158票

今後は、公財団法人 日本花の会の「桜の園芸品種認定制度」で「ウエノシラユキザクラ」として登録し、上野恩賜公園で生まれた品種として、保護と活用を行います。

【案内図】



ウエノシラユキザクラは、噴水広場のボードウォーク博士像の手前にあります。

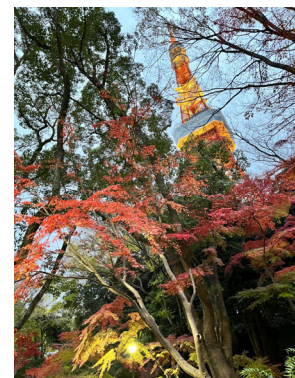


フोटスポットの設置

デジタルスタンプラリーと缶バッジ

資料 2 2-1

東京都／都立芝公園開園150周年



資料 2 2-2

東京都／特別セミナー「わがまちの愛しき公園たち」

【主催】東京都公園制度制定150周年記念事業実行委員会

「東京都公園制度制定150周年記念事業」特別セミナー

わがまちの愛しき公園たち

～太政官布達公園が歩む
これまでの150年とこれからの150年～

日 時 令和5年
11月3日(金・祝)
13:00～16:30

会 場 東京プリンスホテル 2F
「サンフラワーホール」

参加無料 会場費・オンライン参加費
※オンライン参加費は別途要となります。

定 員 会場参加（先着順）70名程度
※オンライン参加も可能

詳細情報 申し込み
下記ホームページ内の応募フォームより
10月27日(金) までにお申し込みください。
定員になり次第、締め切りとなりますので、
お早めにお申し込みください。
(おのりQRコードからご申し込みいただけます)

<https://www.tokyo-park.or.jp/TokyoPark150years/info/004.html>

東京都公園制度制定150周年記念事業実行委員会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 東京都庁本庁舎5階
TEL: 03-356-7813 FAX: 03-356-7812

わがまちの愛しき公園たち

～太政官布達公園が歩む
これまでの150年とこれからの150年～

特別セミナープログラム
13:00～14:00

開会式 「公園」の歴史・文化・価値を語り継ぎ、未来を語りつづける
～東京都公園制度制定150周年の歴史～

特別講演 谷口 栄 (葛飾区主査学芸員、観光考古学会理事)

トークセッション 「わがまちの魅力的スポット “太政官布達公園の今”」

トークゲスト
浅草：西山 繁夫 (浅草観光ボランティアガイド)
芝：澤内 隆 (港区観光大使)
上野：木村 雄二 (上野桜守の会 運営委員長)
深川：龍澤 潤 (深川東京モダン館管理事務所 副所長)
飛鳥山：井上 潤 (渋沢栄一記念財団 渋沢史料館顧問)

会場アクセス
東京プリンスホテル
● 駅：東京メトロ丸の内線 茗荷谷駅 徒歩10分
● 駅：有明線 新大塚駅 徒歩1分
● 駅：有明線 大塚駅 徒歩7分
● 駅：有明線 大塚駅 徒歩10分

11月3日開催の特別セミナー「わがまちの愛しき公園たち」

(1) 特別講演「『公園』(群集遊観ノ場所)のはじまりとまちづくりー太政官布達公園150年の歴史ー」
講演者 谷口 栄 (葛飾区主査学芸員、観光考古学会理事)

(2) トークセッション「わがまちの魅力的スポット “太政官布達公園の今”」
トークゲスト

浅草：西山 繁夫 (浅草観光ボランティアガイド)
芝：澤内 隆 (港区観光大使)
上野：木村 雄二 (上野桜守の会 運営委員長)
深川：龍澤 潤 (深川東京モダン館管理事務所 副所長)
飛鳥山：井上 潤 (渋沢栄一記念財団 渋沢史料館顧問)

(3) トークゲストによるパネルディスカッション「太政官布達公園から始まる、地域と人々がつなぐ未来」
ファシリテーター 龍澤 潤 (深川東京モダン館管理事務所 副所長)

資料 2 3

東京都／「都立公園で、あなたのやりたいことかなえます」募集において最優秀企画4件を選定実施

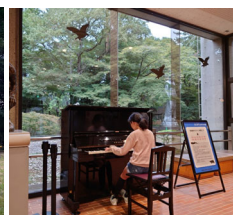
都立公園で、あなたのやりたいことかなえます 最優秀企画

東京都公園制度制定150周年記念事業実行委員会において、最優秀企画4件を選定いたしました。
イベント詳細については詳細パンフレットをご覧ください。

最優秀企画	企画内容	開催地	開催
防災キャンプ	おまち公園や公園のトイレの使いかたなど、災害時の対応方法、まちづくりの大切さなど。	・ 新大塚公園 ・ 中野公園 ・ 中野公園 ・ 中野公園 ・ 中野公園	・ 10月27日(金) 13:00～16:30 ・ 10月28日(土) 10:00～13:00 ・ 10月29日(日) 10:00～13:00 ・ 10月30日(月) 10:00～13:00 ・ 10月31日(火) 10:00～13:00
ギフトスタイルマーケット	おまち公園や公園のトイレの使いかたなど、災害時の対応方法、まちづくりの大切さなど。	・ 新大塚公園	10月27日(金) 13:00～16:30
ハロウィンパレード	おまち公園や公園のトイレの使いかたなど、災害時の対応方法、まちづくりの大切さなど。	・ 新大塚公園	10月27日(金) 13:00～16:30
パークピアノ	おまち公園や公園のトイレの使いかたなど、災害時の対応方法、まちづくりの大切さなど。	・ 新大塚公園	10月27日(金) 13:00～16:30



防災キャンプ



パークピアノ



ギフトスタイル
マーケット



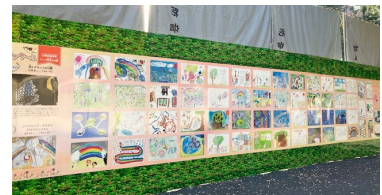
ハロウィンパレード



東京都／こどもたちが描く将来の都立公園絵画コンクール



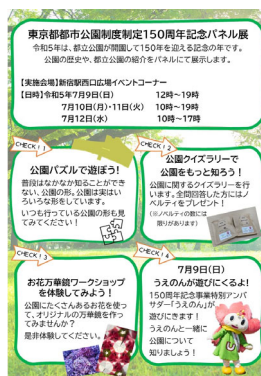
受賞作品の展示



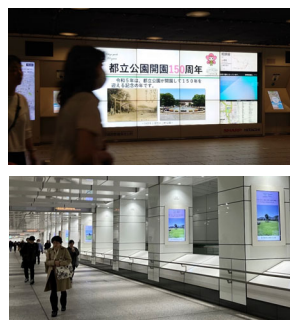
資料 25

東京都／様々な広報活動・西口広場及び通路サインージへの掲出等

新宿駅西口広場でのパネル展



全84公園の通路サイン
サインへの掲出



「都立公園150周年
記念ブック」の発行



芝公園



東京都公園協会発行
の広報誌「都立公園
150年のあゆみ」

資料 2 6

東京都／東京都都市公園制度制定 150 周年記念「It's My Park Day!～みんなで公園日和～」



「みんなで公園お手入れ」で
清掃活動をする「うえのん」



砧公園
「クロスカント
リーイベント」

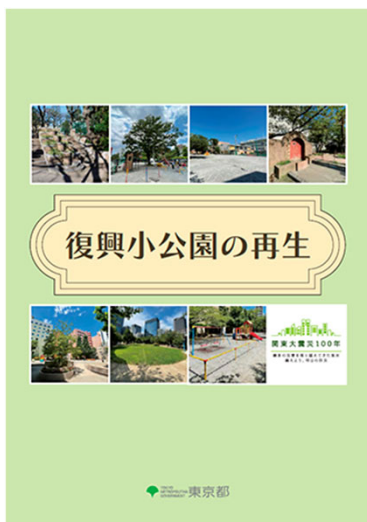


木場公園
「きままにボランティア
～大花壇に花を植えよう!～」



資料 2 7

東京都／関東大震災復興小公園の再生



東京都作成のリーフレット
「復興小公園の再生」



説明版の設置状況(江東区立臨海公園)



関東大震災 100 年

幾多の災害を乗り越えてきた東京
備えよう、明日の防災

江東区の公園に設置された説明版

資料 2 8

東京都北区/飛鳥山公園150周年プロジェクト



第1弾 150の夢がはじまる トークセッション 公園が生き産む!

2023年5月13日(土)、当日は残念ながら雨でした。屋外開催を予定していましたが、shibusawa hatコミュニティスペースに会場を移し、トークセッションのみの実施となりました。
「これからの公園について考える。」をテーマに繰り広げられた充実のトーク! ぜひアーカイブをご視聴ください!

ファシリテーター 藤戸 龍也
参加者: 大久保 伸博、藤田 雅也、藤田 雅也、山田 浩太、やまだ 加奈子、青木 純



「飛鳥山150の夢」を募集

写真等は北区観光協会ホームページより転載



トークテーマ
これからの公園について考える。

5月13日開催

- ① 飛鳥山は社交場? 新名所shibusawa hat!
- ② 一緒に考えよう公園の使いこなし方!
- ③ 歴史を紡ぐ新時代の公園妄想会議!

江戸時代、徳川吉宗が花見の御用地として抱いた飛鳥山は、時を経て明治(1873)年に上野・芝・浅草・深川とともに日本初の公園に指定されました。そして、令和5年(2023)は、そこから数えてちょうど150周年!

これまでの150年を振り返り、これからの150年を目指す挑戦の年、みんなと一緒に飛鳥山公園の“使いこなし方”を考えていきましょう。

皆様からの飛鳥山の150の夢をお待ちしています!

入力フォームはこちらをクリック

第1弾 150の夢がはじまる

資料 2 9

東京都北区/飛鳥山公園150周年プロジェクト

東京都北区の飛鳥山公園では5月13日開催のトークセッション「150の夢がはじまる」を皮切りに数次にわたるイベントを公園内で展開。



写真等は北区観光協会ホームページより転載



資料3 2

大阪府／府営住吉公園・記念誌の発刊と記念フォーラム

- ・府営住吉公園では、指定管理者と学識経験者が中心となってリーフレット「歴史探訪」を発行。
- ・発行したリーフレットをもとに記念誌「住吉公園と住吉さん」を発刊。
- ・記念誌の発刊にあわせ公開フォーラム「住吉大社から生まれて150年」を開催。



リーフレット
「歴史探訪」



8月5日に開催された公開フォーラム



記念誌「住吉公園と住吉さん」

資料3 3

大阪府／府営浜寺公園・開設150年記念フォーラム



明治より続く浜寺公園の歴史や地域に根差した公園として、これからの浜寺公園のあり方などを講演。
大阪府特別顧問の橋爪紳也氏の基調講演や各パネラーの方を交えたパネルディスカッションを実施。
場内には、浜寺公園の歴史を感じることができる写真やパネルを展示。

都市公園制度開設150年記念事業
開設150年記念フォーラム
「浜寺公園150年のあゆみ」
参加費無料
大府府営浜寺公園は令和5年に公園開設150年を迎えます。そこで公園開設150年を記念して、浜寺公園の歴史を学ぶ歴史フォーラムを開催致します。
明治から始まる浜寺公園の歴史に触れ、昔を懐かしんだり、浜寺公園の新たな魅力を感じていただけたら幸いです。
観覧券 200円
日時 令和5年9月30日(土)
10:30~13:00 (10時開場)
会場 大府府営浜寺公園 体育館 (浜寺公園内)
定員 先着200名
第1部 10:30~11:25
講演 白砂青松の公園
—浜寺公園が紡いだ150年の歴史—
講師 橋爪 紳也
(大阪府特別顧問)
第2部 11:25~13:00
パネルディスカッション 浜寺公園150年の歩み
と今後について
パネラー 伊佐美 瑠子
(浜寺水線小学校 名誉校長)
七野 大一
(郷土史愛好家)
畑中 政昭
(高石市振)
明治35年 和泉名所図説
募集方法
・郵送又はFAXによるお申込み (要領)
・インターネットからのお申込み
・メールによるお申込み
写真データをさがしています
150周年記念HPへ掲載・花嫁のために浜寺公園の思い出を残しています。お心当たりの方はぜひご一献ください。
申込方法・写真募集の詳細について上記QRコード (URL) から大阪府HPをご確認ください。

資料 3 4

大阪府／都市公園制度150周年記念おおさか都市緑化フェアの開催

11月15日に浜寺公園をメイン会場、住吉公園をサブ会場としておおさか都市緑化フェアを開催



資料 3 5

大阪府／阪堺電車の貸し切り運行

11月5日に歴史ガイド付きの貸切車両で、浜寺公園会場と住吉公園会場を結ぶ「都市公園制度制定150周年記念 阪堺電車貸切運行」を実施。
貸切ったレトロな車両内で、大阪公立大学水内俊雄客員教授による住吉公園～浜寺公園間の歴史講話が行われた。



資料36

仙台市／第40回全国都市緑化仙台フェア

開会式 令和5年4月26日(水)



主催者挨拶



実行委員会代表 仙台市長 郡 和子

開会宣言



実行委員会副会長
公益財団法人都市緑化機構理事長 横濱 真氏

「第40回全国都市緑化仙台フェア未来の杜せんだい2023公式記録」より転載



未来の杜せんだい2023
~ Feel green! ~

メイン会場
青葉山公園追廻地区

資料37

仙台市／第40回全国都市緑化仙台フェア



メイン会場西公園南側地区

* 西公園は明治6年太政官布告により桜ヶ岡公園として明治8年に開園

「第40回全国都市緑化仙台フェア未来の杜せんだい2023公式記録」より転載

都市公園制度制定150周年記念事業 未来の杜せんだい2023シンポジウム

第一部 基調講演



東京都市大学特別教授
高井 史郎氏

第二部 トークセッション



未来の杜せんだい2023
~ Feel green! ~

「杜の都」の緑を守り育ててきたこれまでの取り組みや、緑のある屋外空間での新たな楽しみ方などに関するシンポジウムを開催。

- 基調講演「未来につなぐ新しい杜の都の姿」
東京都市大学特別教授 高井 史郎
- トークセッション「杜の都・仙台のみどりの恵みと魅力」
＜モデレーター＞園芸デザイナー・タレント 三上 真史
＜クロストーク＞シンガーソングライター さとう 宗幸
NPO birth事務局長 佐藤 留美
有町公園周辺エリアまちづくり協議会理事長 氏家 正裕
＜コメンテーター＞東京都市大学特別教授 高井 史郎

資料 38

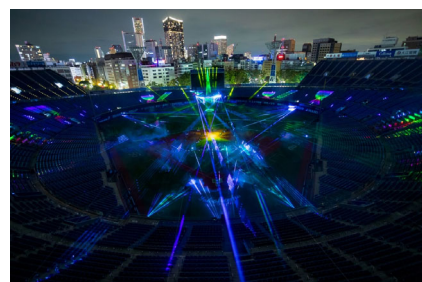
横浜市／はま・ゆめパーク

「はま・ゆめパーク」
として、横浜市内の公
園を活用し、「地域の
仲間とこんなことを
やってみたい」、「自
分の会社でこんなこ
とをしてみたら楽しい
のではないか」など、自
由な発想による公園活
用企画を広く募集。15
件を選考。



企画名	主な企画内容
BALLPARK FANTASIA 2023	「おちちや」でテーマとした2023年春から夏にかけて東京の様々な公園を巡り、自由に遊びながら自然を満喫する。
移動式おとけ屋 PLAY BUS 企画 プレイバス（前期）	おとけ屋（遊具）とおとけ夜更す「プレイバス」が公園に設置されて様々な遊びを可能にする。
CHEER MEETS PROJECT	社会福祉施設や児童福祉施設など、多様な施設を訪問し、ダンスパフォーマンス、歌、紙飛行機やゲームのプレイワークショップを行う。
ふゆとともちり 自然と体験！	身近なものを利用して自然の現象について、子供から大人まで遊び、自然の仕組みを学ぶ機会を通じて季節や自然の仕組みを体験してもらう。
「フューアビリティ・フュスティア Ⅱ 展覧」	もともと自然をテーマとする「フューアビリティ」社会の未来を絵画で表現し、公園に設置された展示物を通してコンテンツを体験する。
東京の自然・都市風景展「スポーツカー クラブ」	東京の自然と都市風景をテーマとし、これら2つの異なる視点を組み合わせたスポーツカー・スタンプラリーを開催し、自然や都市の魅力を体験できる機会を提供。
自然をテーマとした自然美術アートフェス	自然をテーマにして、自然や都市風景をモチーフとしたアート作品を展示、アートを通して自然、都市の魅力を体験できるようにするイベントを開催。
子供から自然保護意識を 体験する公園ツアー	子供から自然保護意識を、自然の仕組みや自然の恵みを守る大切さを伝える公園ツアーを開催。大人まで参加可能な自然保護のイベントを行う。
地域の公園や施設と共同で自然を 楽しむイベント	地域の公園や施設と連携して自然をテーマにしたイベントを開催し、自然を愛でる機会や自然や都市の魅力を体験できる機会を提供。
映画館に公開されたスポーツ場とレク の3つの（市、区、町）	高層ビルを公園に改造し、映画館に公開されたスポーツ場、レクリエーションを行う、地域の魅力を体験する。
公園プロジェクト	身近な公園で自然を体験し、自然保護意識を高め、自然を愛でる機会を提供する。自然や都市風景をテーマにしたアート作品を展示する。
竹フェス！	竹の活用に関する展示やワークショップを開催し、竹の活用に関する知識や技術を学ぶ機会を提供する。竹の活用に関する展示やワークショップを開催し、竹の活用に関する知識や技術を学ぶ機会を提供する。
木フェス！	樹木の活用に関する展示やワークショップを開催し、樹木の活用に関する知識や技術を学ぶ機会を提供する。樹木の活用に関する展示やワークショップを開催し、樹木の活用に関する知識や技術を学ぶ機会を提供する。
よりどりみどりの公園プロジェクト	公園を自然環境の宝庫とし、自然の恵みを利用する機会を提供する。自然や都市風景をテーマにしたアート作品を展示する。
公園に自然の恵みを体験する	自然環境の恵みを利用する機会を提供し、自然の恵みを利用する機会を提供する。自然や都市風景をテーマにしたアート作品を展示する。

BALLPARK FANTASIA 2023



写真は「BALLPARK FANTASIA 2023」ホームページより転載

資料 39

横浜市／記念シンポジウムの開催



開催の挨拶
五十嵐 康之 政策局 政策担当理事
基調報告 『公園緑地行政の動向について』
伊藤 康行 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長
基調講演 『公園とみどり 横浜の150年』
進士 五十八 東京農業大学名誉教授・元学長
講演 『横浜市の公園緑地行政のこれまでとこれから』
藤田 辰一郎 横浜市 環境創造局 みどり政策推進担当理事
講演 『GREEN×EXPO 2027について』
脇阪 隆一 2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長



資料 4 0

熊本市／都市公園制度制定150周年記念事業

熊本市の都市公園制度150周年記念の取り組み

熊本市では都市公園制度制定150周年を記念して、様々な取り組みを実施

- ・ 150周年記念！公園へ行こうin winter～冬の都市公園を使いこなす利用促進キャンペーン～
- ・ 150周年記念！公園へ行こうin autumn～心地よい秋の季節の都市公園を使いこなす利用促進キャンペーン～
(いずれも、イベント使用料を減免するキャンペーン)
- ・ 1月15日に熊本城天守閣のグリーンのライトアップ
- ・ 市の都市公園事業についてのパネル展示、スタンプラリーなど



写真は熊本市ホームページより転載



都市公園制度制定150周年に関連し開催された主要なフォーラム等一覧表

日程	種類	テーマ等	主催者等	基調講演者等
1月17日	記念フォーラム	都市公園制度制定150周年記念事業記念フォーラム	(一社)日本公園緑地協会	越澤明・北海道大学名誉教授
1月27日	フォーラム	都市公園制度150周年 都市公園の歴史・今・未来を語ろう	(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会	-
2月21日	フォーラム	都市公園の管理運営を再デザインする！	(一財)公園財団	袁茂寿壽太郎・財団理事長
5月13日	トークセッション	150の夢のはじまる	東京都北区	-
6月10日	シンポジウム	未来につなぐ新しい杜の姿	仙台市・(公財)都市緑化機構	涌井史郎・東京都市大学特別教授
8月5日	フォーラム	住吉大社から生まれて150年	住吉公園指定管理共同体・住吉大社・大阪府	越澤明・北海道大学名誉教授
8月18日	フォーラム	関西における都市公園の成り立ちと今後の展開	関西緑園連団体支部・(公財)国際花と緑の博覧会記念協会	丸山宏・名城大学名誉教授
9月1日	記念講演会	「都市公園制度制定150周年及び関東大震災100年」講演会	(一社)日本公園緑地協会	涌井史郎・東京都市大学特別教授
9月30日	記念フォーラム	浜寺公園150年のあゆみ	大阪府	橋爪紳也・大阪府特別顧問
10月19日	シンポジウム	『上野への愛』で上野の山・池の未来を語る	東京都	進士五十八・東京農科大学名誉教授
10月20日	トークセッション	公園緑地のこれからを担う世代が語る本音トーク	東京都	上野公園総合文化祭
10月21日	記念式典	東京都都市公園制度制定150周年・上野恩賜公園開園150周年記念式典	東京都	-
10月27日	全国大会	ひろげよう 育てよう みどりの都市	(一社)日本公園緑地協会	横張真・東京大学大学院教授
11月2日	シンポジウム	横浜の公園150年とこれから～GREEN×EXPO 2027に向けて～	横浜市	進士五十八・東京農科大学名誉教授
11月3日	セミナー	わがまちの愛しき公園たち	東京都	東京5公園の地元関係者
11月11日	記念講演会	深川公園の歴史	深川門前仲町景観まちづくりの会(東京都江東区)	-
12月21日	セミナー	都市公園新時代～より柔軟な公園利活用と新たな担い手との共創～	国土交通省・(一財)公園財団	-

Ⅲ. 研究顧問等発表論文

都市の緑空間をめぐる 新たなパースペクティブ

Alternative perspectives on urban greens

横張 真 東京大学大学院 工学系研究科 教授

Makoto YOKOHARI (Professor, Graduate School of Engineering, The University of Tokyo)



1. 資源の徹底活用と分散

「LEGO」という組み立てプラスチックブロックのおもちゃがある。世界中の多くの国の子供達が、一度は遊んだことがあるおもちゃのひとつだろう。LEGOがデンマークの会社であることはよく知られるところだが、その本社はデンマークのどこか。首都コペンハーゲンと思われがちだが、実はビルンという、コペンハーゲンから約300km離れたユトランド半島の真っ只中の町にある。ビルンの人口は6,000人余。町というより村と言った方が正しいかもしれない。

世界的な企業が、なぜコペンハーゲンから遠く離れた地に本拠を構えるのか、私の友人のコペンハーゲン大学の教授に尋ねたことがある。彼の答えはこうだった。「農業国デンマークは産業革命を経験しなかった。その結果、大都市が若く優秀な人材を吸い取ってしまうことが起きず、今も全土に優秀な人材が散在している。LEGOブロックを発明したのはビルンに暮らした大工だったが、彼はいち早くプラスチックの時代が到来することを予見し、大工としての技とプラスチックを組み合わせ、LEGOブロックを発明したんだ」

デンマークは「ドイツの盲腸」と揶揄されることもある小国である。ドイツ本土から北海に突き出た盲腸のようなユトランド半島と大小の島々からなる狭小な国土に、600万人ほどが暮らす。資源もほとんどなく、あるとすれば人材だけ。少なくとも経済面では、消滅しても世界経済への影響は限定的という意味も含めて、盲腸と揶揄されるわけだ。

しかしデンマークは、LEGOブロック以外にも、家具や照明、家庭雑貨など、秀逸なデザインの日用品を生む国として、世界をリードし続けている。世界の暮らしやすさランキングでは、常に最上位を競っている

福祉国家でもある。デザインや福祉という観点から考えれば、デンマークは、世界が生存するために不可欠な臓器のひとつとも言えるべき国家だろう。そうした国家を支えるのが、今も全土に散在する優秀な人材であることは、注目に値する。

人口も経済規模もまるで異なる日本とデンマークを同列に語るのはあまりに乱暴な話である。しかし、資源に乏しいなか、「人材」という資源を国土全体に分散させながら、それを徹底的に使い尽くすべく福祉体制を整えるという国家のあり方は、人口減少・少子超高齢化が進み、経済の縮小も必至とされる日本の行く末を考える上で、示唆に富むのではないか。

2. グレーなコンパクトからグリーンな分散へ

コロナ禍に翻弄されたこの3年余り、その正の副産物のひとつに、ICTの急速な普及と、それに伴うワークスタイル・ライフスタイルの多様化があった。いわゆるテレワークの普及により、ルーティン業務であれば自宅のPCひとつで対応が可能になったことは、毎朝、通(痛)勤電車で揺られることもなく、育児や介護と業務の両立が図れる等、様々なライフステージにある方や障がい等を持った方でも業務継続ができるようになったという意味で、社会的に大きなプラスとなった。

加えて、近年の急速な技術・社会変革として、環境配慮型パーソナルモビリティや、再生可能エネルギーの小規模分散型グリッドの開発がある。これまでは、自家用車に代わる環境配慮型モビリティというと、電車・バス等の乗合型の公共交通機関ばかりが取り沙汰されてきた。しかし、近年注目される動きとして、小型電気自動車や電動キックボード等の環境配慮型パー

ソナルモビリティの、サブスクリプション形式による地域社会での共有がある。エネルギーについても、再生可能エネルギープラントを中心とした各種の小規模プラントを効率的に組み合わせた、分散型グリッドにかかわる技術開発が進みつつある。

これらの技術はすべて、集積と大規模化による効率性を至上としてきた従来の様々なシステムのあり方を、根底から覆すものとなる。それは当然、都市のあり方にも、抜本的な見直しを迫るものとなる。人口減少や少子超高齢化に直面する日本の都市の多くでは、CO₂の排出削減やライフライン等の都市インフラの効率的整備・維持管理を目的とした対策として、都市のコンパクト化、すなわちコンクリートや鉄、ガラス、アスファルト等で構築された市街地をできるだけコンパクトにし効率化を図る、「グレーなコンパクト」を標榜したまちづくりが推奨されてきた。

だが、ICTによるテレワークや環境配慮型パーソナルモビリティのサブスクリプション形式による社会的共有、再生可能エネルギーの小規模分散型グリッドの普及は、集積を伴わずとも環境負荷の少ない効率的な都市経営が可能となることを示唆する。従来、分散した市街地は、周囲の農林地を無秩序に蚕食したスプロール状市街地として、都市計画の失敗を象徴するもののひとつとされてきた。しかし、新しいグリーンな技術やシステムにもとづく分散は、環境負荷や都市経営の非効率化をもたらすことなく、狭大な密集市街地よりも、自然に恵まれ敷地面積にもゆとりがある、魅力的な都市の形成につながるものとなる。

こうした新たな都市像は、より広域的な都市圏、さらには国土レベルでの都市と地域のあり方にも、再考を促すものとなる。今後は、三大都市圏や政令市への人口・経済の集積がもたらすメリットは、必ずしも絶対ではないとの認識が、社会的に共有されていくのではないかと。「グレーなコンパクト」から「グリーンな分散」へ。分散にもとづく人的資源の徹底活用の下地が、日本でも整い始めている。

3. 多様性と包摂性

これまでの都市計画は「分化と純化」を旨としてきた。たとえば土地利用については、用途地域の指定により、個々の街区の土地利用上の用途を定め(=分化)、

その用途に限った建築物等のみにより街区を埋めていく(=純化)ことが目指されてきた。そうした考え方は、そのまちに居住・勤務する人びともにも影響を与えてきた。たとえば、東京のなかでも最もビジネスに特化した街のひとつである大手町・丸の内・有楽町地区(大丸有地区)を考えてみよう。このまちは、職種のみならず年齢や性別、学歴等の個人的特性において、きわめて類似した人びとの集団だった。様々な個人的特性を軸としたレーダーチャートにより表現するなら、極めて類似したシェイプの多角形の人びとが積層されてきたのが、従来の大丸有地区だった。

しかし、コロナ禍を通じたテレワークの急速な普及等により、コロナ禍以前は30万人に達していた大丸有地区の昼間人口は、ほぼ日常に戻ったとされる現在においても16万人程度にとどまっているという。それではまちの未来が描けないとしたら、これからの大丸有地区は、従来は存在しなかったようなシェイプの多角形を持った人びともを引きつけ得るまちへと変貌する必要がある。高齢者や肉体的・精神的な障がいを持った方、子育てや介護を担った方のなかには、決まった時間・場所で勤務するのは難しいものの、テレワーク等を組み合わせた柔軟な勤務形態により、高いポテンシャルを発揮していただける方もいる。そうした多様なシェイプの多角形の人びとを積層させることで、まち全体としての多角形の面積が、類似した人びとだけを積層したときの多角形よりも大きくなり、結果として、まち全体としてのポテンシャルが高くなること。そうした発想の転換が、これからのまちづくりでは必須になるのではないかと。

多様な人びとからなる社会を象徴する言葉として、「多様性と包摂性(Diversity & Inclusion: 以下D&I)」がある。D&Iというと、障がいや多様な性(LGBTQ)のあり方が取り沙汰されることが多いが、それはいわば過渡期の状況だろう。障がいや多様な性といったラベリングによって相互の異質性を際立たせるのではなく、例えば身体的・精神的な障がいや多様な性を一人ひとりの個性と捉え、互いの尖ったところや凹んだところを尊重し補完し合うことが、ラベリングの先にあるべき状況ではないか。また、個性がお互いに異なっていたとしても、同質な面はあるはずである。そうした同質性を結節点としながら、さまざまな個性を持った人びとが共存できる社会の形成を目指す

ことこそが、D&Iの本質ではないか。D&Iは、「個性の尊重と同質性の発見」と理解されるべきである。

またD&Iの推進は、人権であり社会的正義の問題であることは当然ながら、それにとどまるものではない。人口減少・少子超高齢化に直面する日本にあっては、あらゆる人的資源の徹底活用といったプラクティカルな意味合いをも持つだろう。社会が必要とする才能を、年齢や障がい、ライフステージ等にかかわるハードルを設定することで排除してしまう余裕は、これからの日本にはないはずだ。ここでもデンマーク等の福祉先進国家を範とした、新たな社会のあり方にかかわる発想の転換が求められる。

4. 多機能性をめぐる課題

緑空間は本来、「グリーンな分散」や「多様性と包摂性」といった、今後の社会をうらなうキーワードと相性が良い。集約型のコンパクトな都市は、グレーな市街地が「地(matrix)」をなすなかに、緑空間が「図(patch, corridor)」として浮かぶ姿として構想されてきた。これからの分散型の都市では、緑空間が地となり、そこにグレーな市街地が分散しつつ図として配置される構造をなすものとなる。しかし、今後の社会をうらなうキーワードと相性が良いはずの緑空間でありながら、これまで、そうした特性が十全に発揮されてきたとは言い難い。

緑空間は、ちょうどスマホ(スマートフォン)のように、多機能性がその特徴のひとつとされる。しかし、スマホはただ多機能なのではなく、各種機能のオペレーションの共通性とその柔軟性にこそ特徴がある。スマホは、電話やカメラ、情報端末、音楽端末といった多様な機能を有しながら、そのいずれをとっても一眼レフカメラやPC、据え置き型ステレオ等の個別の単機能の機器に比べ、性能的には劣るものである。それでも、それらの機能が片手で持てる小さなボディに集約され、どの機能も共通のオペレーションのもとにあり、直感的な操作ができる。加えて、機能を発揮させるためのアプリを個々人が必要に応じてインストールしたり削除したりと、使い手の必要に応じたカスタマイズができる柔軟さを持つ。そうした特性が、スマホの爆発的な普及につながったといえる。

緑空間もまた多機能とされるが、スマホ同様、どの

機能をとっても一流ではない。機能的にもっと優れた構造物やデバイス等がつねに存在する。例えば、環境保全にかかわる世界共通の目標のひとつにグリーントランスフォーメーション(以下「GX」)がある。都市の緑空間にもGXへの貢献が期待されるが、GXの諸相のひとつである低炭素化に着目した場合、緑空間の貢献は定量的側面を議論する限りは、きわめて小さなものにすぎない。

加えて緑空間は、スマホのようにオールインワンパッケージとはいかず、とくに限られた面積の緑空間が複数の機能を果たそうとすれば、より低レベルの機能しか提供し得ない可能性が高い。営造物として整備される場合が多いので、スマホのように、置かれた状況や時代の要求に応じ、形態や機能を変化させる柔軟性にも欠ける。

そうした緑空間の多機能性にかかわる限界を克服するには、個々の緑空間を別個に考えるのではなく、複数の緑空間を適切に役割分担させながらシステム化し、緑空間の集合体として様々な機能を満たすことが求められる。また、置かれた状況や時代の要求に応じ、果たすべき機能を変化させる柔軟性を備えることも、問われるだろう。

多機能性をめぐる新たな発想にもとづく緑空間の計画やデザインにあたっては、それを的確に評価する手法も必要である。従来の緑空間の評価は、個別の空間ごとに、各機能にかかわる得点の積算としての総合点により、なされることが多かった。しかし、それでは二流の性能の積み上げにすぎず、社会の期待に十分に應えるものにはなり得ない。一定のエリアを単位に、複数の緑空間が的確な関係性や役割分担のもとにシステム化され集合体をなしていることや、それら複数の緑空間が時間軸のなかで適宜役割を変えながら全体バランスが図られているといった柔軟性をも、評価に加える必要がある。

5. 領域性の多元的解釈

スケートボードやパルクールといった新しいスポーツが注目されている。スケートボードはすでに東京オリンピックで正式種目に採用されたが、パルクールも2024年開催のパリ・オリンピックの正式種目となる予定である。これらのスポーツはそもそも、緑空間を

含むまちなかのオープンスペースをプレーヤーの視点で見立て、活用することで発展してきたものである。計画者やデザイナーが空間のあり方を提示し、人びとの利用を誘導するのではなく、プレーヤー自身が空間を見立て、見立てに従って自由に空間を使うところに、スポーツとしての特徴がある。本来は、決まった設えや競技場があるのではなく、凹凸のある地形や手すり、フェンス、階段、壁面などの構造物を自由に見立て、そこでどのようなパフォーマンスを発揮するかを競うスポーツが、スケートボードでありパルクールである。

これからの都市の緑空間に求められるのは、地権者やデザイナーの意図ばかりが卓越するのではなく、個々人の個性に応じた様々な利用や活動を柔軟に受け止め得る、まちなかのヴォイドとしての性格だろう。その意味で緑空間は、D&Iを実現する上できわめて重要な空間と位置付けられるのではないかと。利用者の意向や見立てが入り込む余地がある空間ほど、これからの都市は魅力的になる。そうした時代が到来しつつある。

利用者の意向や見立てを受容する余地があるヴォイドとしての緑空間は、周囲の建築物や道路等の構造物と一体になることで、さらに魅力が増す。伝統的な日本家屋は、雨戸や引き戸、襖、障子といった可動式スクリーンや、その間に存在する縁側や土間といった中間領域的空間の存在等により、目的や時間帯、気候等に応じて、その設えを柔軟に変化させつつ、屋内外が一体となった空間を形成している。目的や状況に応じて領域性の多元的な解釈が可能となる空間構造を、その特徴としている。緑空間（屋外）とその周囲の構造物（屋内）についても、中間領域的空間を伴いながら、領域性の多元的な解釈を可能とするような空間構造を目指すべきではないか。そうすることで、緑空間が有するD&I実現のためのポテンシャルはさらに強化されるものと考えられる。

昨今のまちづくりのキーワードのひとつに「イノベーション」がある。まちの再開発等に際して、イノベーションが起こるまちをどうつくるかが問われている。しかし、イノベーションは「イノベーションのための空間」といった出来合いの場によって起こるのではなく、自ら活動の場を見出した主体が、そこで自発的に形成されるコミュニティを伴いつつ起こるものだろう。それは、D&Iをもたらし緑空間のあり方と通ず

るものといえる。カギは、利用者の意向や見立てが入り込む余地の存在である。

6. 暫定性の積極的な評価

近年の急速なICTとテレワークの普及は、様々なライフステージにある方や障がい等を持った方でも業務継続ができるようになったという意味で、社会的に大きなプラスをもたらすこととなった。その一方、在宅等の社外での日常業務が可能となったことは、これまでのように全社員が出勤することを前提に社屋を確保する必要性がなくなったことをも意味する。今後、テレワークのさらなる普及等により、より多様なワークスタイル・ライフスタイルが社会に浸透すると、余剰の業務スペースが随所に発生することで、とくに建設年次の古い中小のテナントビルを中心に空洞化が加速し、空きビルや空閑地が同時多発的に発生するだろう。こうした現象はすでに地方都市の中心街で多く認められるところだが、今後は三大都市圏や政令市においても、再開発の見込みが立たない空きビル・空閑地の大量発生が懸念される。

なかでも空閑地は、時間貸し駐車場として暫定利用され、それが空洞化を象徴する荒廃した景観として社会問題化している場合もある。そうした状況に対し、空閑地の有効活用を図るべく、これまでに国や自治体において、市民緑地認定制度をはじめ様々な取組みがなされてきた。こうした取組みの多くは、空閑地を緑地・広場として、少しでも長く、できれば恒久的に利用することを目指した制度設計がなされている。しかし地権者にすれば、緑地・広場としての利用は収益性が低く、制度的支援があってもなお、インセンティブが働かないケースも多いだろう。

そうした現状に対して、空閑地の緑地・広場としての暫定利用を、より柔軟に検討する方向性もあってよいのではないかと。例えば、ビジネス街に立地する時間貸し駐車場は、夜間や週末、季節によっては稼働率が低いところも少なくないだろう。そうした実態に即し、通常は駐車場として利用しつつ、稼働率の低い時間帯や曜日、季節については、可動式の施設や植栽を用いながら、暫定的な緑地・広場として利用する、といった方策も検討できるのではないかと。また、町丁目等の一定のエリアを単位に、エリアマネージメント団体な

どの公共的性格を有した主体が調整役として機能するなかで、地権者の異なる複数の空閑地を対象に、収益性を担保する駐車場としての利用と、公共性を担保する緑地・広場としての利用を計画的に配置し、収益性と公益性をエリア全体で共有することも検討し得る。

こうした考えは、空閑地の緑地・広場としての活用に際し、少しでも長く、できれば恒久的に利用することを目指してきた従来の発想に対し、駐車場等の他の利用との共存を図りつつ、暫定的であることをむしろ積極的に位置付けた緑地・広場としての利用のあり方を志向するものである。余剰の業務スペースの急速な増加とそれに伴う空きビル・空閑地の同時多発的発生が懸念されるなか、空閑地の緑地・広場としての暫定利用をより柔軟に捉える発想は、アダプティブかつ現実的な解となるのではないか。

7. これからの「緑屋」に求められるもの

分散、包摂性、柔軟な多機能性、多元的な領域性、暫定性といった、本稿で述べてきたキーワードは、いずれもが近代の都市計画・緑地計画の文脈からは、パラダイムシフトを迫る挑戦的なものと響くかもしれない。実際、現行の制度体系のもと、こうした概念にもとづく計画を実現しようとするのが容易ではないことは、想像に難くない。

では、こうした概念が日本にとって未知のものかと言えば、決してそうではないだろう。江戸時代の江戸の街は、市中に多くの農地を内包する分散型の構造を有していた。伝統的な日本家屋は、柔軟な多機能性や多元的な領域性を具現化したものだった。災害が多発する国土にあっては、都市の構造物といえども、その多くは暫定性を基本としていた。多様性と包摂性に欠けてきた面は否めないが、分散、柔軟な多機能性、多元的な領域性、暫定性といった概念は、日本の文化・文明と非常に親和性が高いものだったのではないか。

なかでも、ランドスケープにかかわる職能としての「緑屋」は、本来、とくに分散、柔軟な多機能性、多元的な領域性、暫定性を旨とした性格を有した職能だった。予め設定した計画やデザインを忠実に具現化するのではなく、立地の自然や社会の有り様を読み、見立て、その特性を造形や計画に柔軟に織り込むところに真骨頂があったはずである。そうした空間に対するア

プローチは、気候変動や政治不安等のなか、不確実性・非予定調和性が高まる現代と未来の世界に対して、多くの示唆をもたらすものとなる。日本の緑屋が培ってきた叡智を、世界が必要とする時代なのである。

しかし、そうした叡智を世界に発信するには、それを的確に伝える必要がある。口承されてきた民謡があったとしよう。それがいかに素晴らしいものであっても、口承でしか伝えられないとしたら、魅力を楽しむ主体は、限られた人びとだけになってしまう。一方、その民謡を五線譜に載せることができれば、世界中の人びとが享受できる可能性が生まれる。しかし五線譜に載せることは、民謡の特性のひとつである、五線譜では表現し得ない微妙な節回しやニュアンスを諦めることをも意味する。それでもあえて五線譜に載せるのか、微妙な節回しやニュアンスにこだわり、口承にとどまるのか。

グリーンインフラについて、緑屋は、自家菜園中のものとして、レインガーデンに代表される、緑や自然素材からなるインフラと解釈する。しかし、そうした考えは、民謡を口承に留めるようなものであり、所詮は従来のインフラのアンチテーゼにしかなり得ない。グリーンインフラの本質は、素材が鉄やコンクリートであれ、立地の自然や社会の有り様を読み、見立て、その特性を計画やデザインに柔軟に取り込むといった、様々なインフラのあり方にパラダイムシフトをもたらすものであるべきだろう。

これからの緑屋に求められるのは、口承にもとづく民謡を五線譜に載せる努力ではなかろうか。微妙な節回しやニュアンス(=緑や自然素材)を捨てても、五線譜に載せる(=様々なインフラのあり方にパラダイムシフトをもたらす)努力ができれば未来が展望できる。口承にとどまるなら分野は縮小しいずれ消滅する。

緑屋の将来は、民謡を五線譜に載せる英断ができるかにかかっている。

ランドスケープ関連計画の成立と今後の展望

Establishment of Landscape-related Plans and Future Prospects

2

棚野 良明 公益財団法人都市緑化機構 専務理事

Yoshiaki NAGINO (Executive Director, Organization for Landscape and Urban Green Infrastructure)

I. はじめに

明治6(1873)年の太政官布達により公園制度が始まって以来、市区改正条例や公園計画標準などを通じて、公園の計画、整備は進められてきたが、緑地に関する計画としては、昭和14(1939)年の東京緑地計画協議会による東京緑地計画が嚆矢となろう。これは、新たに緑地を定義するとともに、首都圏における緑地の計画的配置を企図したものであり、一定の地域を対象としたランドスケープ計画の始まりの一つといえる。

戦後、昭和30年代から40年代にかけては、例えば、昭和41(1966)年の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」における「歴史的風土保存計画」など、地域が限定されるものの、歴史的風土を保存するためのランドスケープ計画が制度化されている。

また、昭和50年代には、緑とオープンスペースの総合計画といえる「緑のマスタプラン」や「都市緑化推進計画」のように都市を対象としたランドスケープ計画が、法律には基づかないものも制度化されている。

平成の時代になると、環境保全や生活の豊かさを求める国民のニーズ等を背景として、法律に基づくランドスケープ計画が誕生した。都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下、「緑の基本計画」という)」や景観法第8条に基づく景観計画である。これらは市町村等が策定主体となって、都市全体を対象にした計画制度となっている。

また、都市計画法第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や同第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」などのように、ランドスケープ計画を包含する都市の総合計画も都市計画法において定められている。

本稿では、これらのランドスケープ関連計画の中で、

代表的な法定計画である緑の基本計画、景観計画(根拠となる景観法を含めて)を取り上げ、その成立経緯と今後の展望について、旧建設省、国土交通省で両制度の創設に関わった経験も踏まえ、述べてみたい。

II. 緑の基本計画の成立と今後の展望

1. 緑のマスタプランの成立とその限界

(1) 緑のマスタプランの成立経緯

緑の基本計画の成立経緯を述べるにあたり、その前身となる緑のマスタプランについて触れておきたい。

緑のマスタプランは、昭和51(1976)年7月の都市計画中央審議会答申「都市において緑とオープンスペースを確保する方策としての緑のマスタプランのあり方についての答申」を踏まえ、昭和52年4月に発せられた建設省都市局長通達の「緑のマスタプラン策定要綱」に基づくものである。

これに先立ち、昭和46(1971)年8月、都市公園整備五箇年計画の根拠となる都市計画中央審議会「都市における公園緑地等の計画的整備を推進するための方策に関する中間答申」において、「今後の都市計画においては、公園緑地系統を明確に位置づけることによって、これと斉合した都市整備を進める必要がある。」とし、都市計画として決定される「整備、開発又は保全の方針」において、自然環境の保全、公園緑地の整備等に関する「緑のマスタプラン」を早急に策定することが提言されている。新都市計画法施行後の早い段階から、都市公園整備の上位計画として緑のマスタプランの必要性が指摘されていることは注目されよう。

(2) 緑のマスタプランの特徴

緑のマスタプランの主な特徴としては、①都市計画区域単位に都道府県知事が策定すること、②将来の

人口、市街化区域の規模をもとに、確保すべき緑地の量（市街化区域面積に対して概ね30%以上）、都市公園等施設として整備すべき緑地の量（住民一人当たり概ね20㎡以上）を目標水準として設定すること、③環境保全、レクリエーション、防災、景観構成（後年追加）の4つの観点から緑地の系統的配置を行うこと、④計画された緑地について、実現のための施策の方針を策定すること、などが挙げられる。

緑のマスタープランは、緑とオープンスペースに関する初めての総合計画であり、緑地の系統的配置などランドスケープ計画技術を敷衍したこと、東京緑地計画協議会における緑地概念を継承し、公共の緑だけでなく、広くオープンスペースを計画対象としたこと、画餅に帰すことがないよう、投資額も含め具体的な確保のための事業、規制手法等を明示したこと、など画期的と言える内容であった。

また、都市計画法の「整備、開発又は保全の方針」に基本的事項を反映させることとしていたため、線引き都市において策定率が100%であったことも特筆すべきことである。

(3) 緑のマスタープランの限界と見直し研究会

平成5（1993）年、建設省都市計画課において緑のマスタープランの運用実態を把握するため都道府県に対し調査を行った。その結果、「整備、開発又は保全の方針」との連携など、一定の機能を果たしていることは評価されたが、制度的にも、実務的にも課題が多いことも再確認された。

具体的には、都市公園等の施設緑地の整備、緑地保全地区等地域制緑地の指定を計画に位置づけてはみたものの、事業費や計画決定プロセスなどについての裏付けに乏しく、非現実的な計画となる傾向があったこと、これに起因し、関係機関との調整、公開が行われず、行政の内部資料に留まっている計画が多いことなどが確認された。

これら緑のマスタープランにおける様々な課題に対して、見直しの方向性を議論する「緑のマスタープラン見直し研究会」（注1）が都市計画課に設置された。

その中では、都市計画法に新たに規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」への対応、環境保全システムの充実、生産緑地地区の位置づけなどのほか、計画の策定主体、実効性・公開性の確保、都市緑化施策の追加、詳細性・戦略性の導入（地区レベルの緑地

計画の策定）なども議論された。

2. 緑の基本計画の成立

① 緑の基本計画制度創設の経緯

研究会の成果を反映すべく、当初緑のマスタープラン策定要綱の改正を念頭に検討していたが、緑に関する計画制度の法定化の可能性についても並行して検討された。その背景には、環境基本法が成立し、都市計画においても環境に配慮した具体的な制度の創設が求められていたこと、緑の政策大綱（平成6年7月）が策定されたように、建設省内においても緑に関する政策的関心・理解が高まっていたことなどが挙げられる。

結局、緑地保全地区や緑化協定制度に留まっていた都市緑地保全法を改正し、緑のマスタープランを都市緑化推進計画も含めて法定化することとなり、都市計画の体系の中に、緑の基本計画が誕生した。

② 緑の基本計画の特徴

新たに創設する計画は、研究会の議論が反映されている。基本的には、緑のマスタープランを超える、実効性の高い総合的な計画制度を目指した。具体的には、市町村を策定主体とすること、市民の協力等を得るために公開を義務とすること、地区レベルの緑化事業（緑化重点地区総合整備事業として創設）との連携を図ること、都市緑化推進計画との統合を図ることなど、結果的には地方分権や情報公開の潮流を見越した、新しいタイプの法律に基づく計画制度となった。

なお、地区プランである緑化重点地区は、ドイツのFプラン（土地利用計画）とBプラン（地区建設計画）に対応して、Lプラン（公園緑地計画）とGプラン（緑地整備計画）が存在することを参考にした。

また、市町村を策定主体としたことによって、計画の広域性が担保できなくなることから、緑の基本計画の策定にあたり、都道府県広域緑地計画の策定を推奨した。市町村の区域を超える利用が見込まれる広域公園や指定区域が市町村の区域を超える風致地区など広域的な緑地の位置づけが難しくなるためである。

3. 緑の基本計画の意義と進展

緑の基本計画は、国会の議決を経た法律に基づく制度となったことが極めて重要である。都市全体を対象にするランドスケープ計画が初めて法定計画となったことは公園緑地行政全般にとってその意義は計り知れないと思う。

また、緑の基本計画制度の創設は、公園緑地関係制度には重要な意味を持つ。緑の基本計画の計画事項とすることにより、関係法令との連携を図ることが可能となり、公園緑地に関わる諸制度の上位計画として再構成された。平成16(2004)年の景観緑三法制定の際には、都市公園の整備の方針も計画事項に加わり、都市緑地法という総合的な法律名となった。昭和47(1972)年都市計画中央審議会答申において、既に「都市における公園、緑地等の整備保全に関する法律(仮称)」の制定が提言されていたが、30年以上かけてそれに近い法律が実現したことになる。さらに、平成29(2017)年改正により、都市公園の管理の方針、生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項も緑の基本計画の計画事項に追加され、都市緑地法は、農地や公園のマネジメントも含め、より総合的な法律となった。

なお、地方分権一括法で公表を義務づける規定(旧都市緑地保全法第2条の2第5項)は努力義務となっている(現行都市緑地法第4条第7項)。計画の公表は極めて重要である。土地利用規制など直接的な拘束力がないマスタープランは広く住民に周知され、共有されてこそ意味があるからである。また、当初計画事項にあった「緑地の配置の方針に関する事項」(旧法第2条の2第2項第三号イ)も整理されているが、配置計画は、緑地の有機的な連携を担保する根幹であり、その必要性は変わらない。

4. 緑の基本計画の今後の展望

緑の基本計画の策定状況は令和4(2022)年3月末で695市町村となっている(国土交通省調べ)ように、かなり普及している制度と言える。緑のマスタープランという土壌があったことや法定計画となったことの結果であろうが、少なくとも大都市周辺においては、緑に対する住民の関心は高く、行政計画としてのプライオリティも高くなっているとも言えるだろう。「緑の基本計画」というシンプルな通称としたことも良かったと思う。

市町村の策定手法は、当初想定していた以上に進展している。庁内の合意形成や住民意見の募集など策定手続きは緑のマスタープラン時代に比してはるかに進歩している。内容的にも、生物多様性地域戦略との連携や水系を取り込んだ水と緑の計画など多様化、高度化してきている。

一方、社会経済状況の変化等により、緑の基本計画の計画内容については、技術的に再構築すべき点も見られるようになっている。具体的には、以下の通りである。

①環境関係情報を反映した計画とすること。

グリーンインフラに対する関心が高まっているが、都市におけるグリーンインフラの計画は、緑の基本計画で十分対応できる。そのためには、都市計画基礎調査などにより精緻な環境関係情報を収集する必要がある。例えば、都市のヒートアイランド化を改善するための気象情報、生態系ネットワークの構築のための生物情報、流域治水対策や健全な水循環を確保するための水関連情報などを収集し、科学的データに基づく緑地の配置計画を策定することが求められる。

②人口減少や都市の縮退を反映したものとする。

緑のマスタープランでは、将来人口や想定市街化区域面積など計画フレームの設定が計画立案の前提にあった。しかし、人口減少下では、そもそも計画フレーム自身も再考しなければならないし、市街地周辺部における緑地保全施策も強度の土地利用規制を課さなくても対応可能になる。新たな思想で緑の基本計画をはじめ土地利用計画を再構成する時期に来ている。立地適正化計画との連携など都市構造の再編の視点を考慮することも必要だろう。

③マネジメントの視点を重視した計画とすること。

平成29年改正で都市公園の管理方針を計画事項に加えたように、これからの緑地計画は、公園に限らず緑地全体をいかにマネジメントしていくかも重要な視点である。民間企業や市民団体と連携した管理・運営の仕組みも計画に加えていくことが必要であろう。

④一般的な地域の計画論を構築すること。

従来の計画論では、重要な緑地の保全や充足していない地域への公園整備や都市緑化など、課題に対する公園緑地施策の処方箋は描いていた。しかし、一般的な地域に対する計画論はやや希薄である。緑に対する関心が高まる状況の中で、このような地域に対する手法も含めて計画論を構築しなければならない。緑化地域や新たに創設された用途地域である田園住居地域などは注目すべき手法であろう。

このほか、実務的には、計画が着実に実施されているかについて毎年度フォローアップするなど、進捗管理を行うことも必要である。

また、都道府県広域緑地計画は、広域的な観点からの緑地の保全、都市公園の整備、管理・運営の方針を示すものであり、緑の基本計画を補完する意味でも不可欠である。策定済みは現在24都道府県に過ぎず、未策定の都道府県については、積極的な策定を期待したい。

Ⅲ．景観計画（景観法）の成立と景観行政の今後の展望

景観計画は、景観法の重要な構成要素であり、ここでは、景観法としての成立経緯などを述べることにする。

1. 景観法成立の経緯

(1) 都市における景観行政の取組

景観法が成立する以前から、景観に関しては都市行政を中心に様々な施策が講じられてきた。制度的には、旧都市計画法から存在する風致地区、美観地区があり、伝統的建築物群保存地区、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区といった都市計画の地域地区、地区計画等がある。さらに、屋外広告物法や緑地保全・都市緑化関係制度も含まれるであろう。

一方、事業面でも、都市景観形成モデル事業、街なみ環境整備事業、歴史的地区環境整備街路事業など景観整備に関する支援制度は昭和50年代後半から行なわれており、全国に多くの成果も残している。

(2) 景観法制定の背景

景観法は、平成16年、「景観法案」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」のいわゆる景観緑三法として一括で審議され、全会一致で成立した。

景観法成立の背景については、既に多方面で述べられているので、ここでは、その要点について述べる。

まず、第一に、国土交通省内における景観行政に対する政策的シフトが挙げられる。平成15(2003)年7月に国土交通省「美しい国づくり政策大綱」がまとめられた。これは、国土交通行政全般において、景観に配慮した事業、施策を講じていく宣言であり、景観法案策定の際には、省内の協力が積極的に行われ、法案提出がスムーズに進められた。

第二に、政府与党（自由民主党国土交通部会街並み

景観小委員会）においても、景観に関する法制度が積極的に議論され、平成15年12月には、景観に関する基本法の制定が提言されていたことが挙げられる。景観法のような新たな法律の制定は、行政だけで進められるものではなく、与党の支持は不可欠である。立法化にあたっての与党内調整や国会審議のみならず、景観の日制定などその後の制度の普及啓発等に多大な支援があった。

第三に、500弱の地方公共団体が既に自主条例として景観条例を制定するなど、積極的に景観の整備・保全の取組が行われていたことが挙げられる。そして、先進的な地方公共団体から、景観に関する国民共通の基本理念の確立やいざという時に発動される規制制度が求められていたことなども法制化の動機づけになった。

第四に、当時は観光施策の推進が国の重要施策となっており、観光立国関係閣僚会議において「観光立国行動計画」（平成15年）が制定され良好な景観形成を推進する動きが政府全体としても取り組む体制にあったことも挙げられる。

このような背景を踏まえ、景観法案が提出された。なお、景観法は、当初「都市及び農山漁村等における良好な景観の形成に関する法律」という長い名称も考えられていたが、結果的に「景観法」というシンプルな名称になったことは、その後の普及啓発には有意義であったと考えられる。

また、都市計画課において、法律、土木、建築、造園などの職種にこだわらず、総力を挙げて法案化したことは、景観法の制度内容の充実や景観室の創設、その後の政策展開に有効であったと思う。

(3) 景観法の特徴

景観法は、基本理念のほか、景観計画、景観協議会、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設、景観地区、景観協定、景観整備機構などで構成され、基本法的な性格と具体的な規制や支援措置が定められた実定法的な性格を有している。

その特徴としては、①都市部のみならず、農村部や自然公園も含む景観を計画対象とすること、②地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容などを柔軟に決めることができるようにしたこと、③景観計画区域の変更命令など強制力を発揮できる措置を付与したこと、④美観地区を景観地区に発展させ、景観地区とし

て建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度を設けていること、などが挙げられる。

なお、景観法第2条の基本理念の第2項に「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ」という規定があるが、この文章には、個人的には思い入れがある。景観というものの本質がここに掲げられているからである。

2. 景観法の施行状況

景観法に基づく景観行政団体も着実に拡大した。令和4年3月末時点で、景観行政団体は、799団体（都道府県40団体、政令市20団体、中核市62団体、一般市町村677団体）となっている（国土交通省調べ）。政令市など自動的に景観行政団体にならない一般市町村でも広く活用されている。愛媛県などは県内市町のすべてが景観行政団体となっている。

景観法は前述のように、市町村の自主性を活かす制度設計になっている。法律そのものは市町村の取組を後押しするものであるが、市町村の景観に対する姿勢を試すものでもある。景観計画策定済は646団体、景観重要建築物730件、景観重要樹木279件、景観地区55地区、屋外広告物条例を制定した景観行政団体101団体などとなっており、各種制度が多様に活用されている。

景観行政は基本的には規制行政であり、地方においては新たな土地利用規制には積極的ではない地方公共団体も多い。そのような中で、多くの一般的な地方都市においても制度が活用されていることは注目される。

3. 景観計画について

ランドスケープ計画としての景観計画について述べておきたい。

景観計画の具体的な内容としては、まず、景観計画区域、行為の制限に関する事項がある。景観計画区域は、景観行政を行う土俵であり、建築物の建築や工作物の建設などの届け出を必要とする行為（高さ、壁面の位置、形態・色彩等）に対して、景観形成基準を定めることで良好な景観形成を誘導するものである。さらに、特定の届出対象行為については、景観形成基準の形態意匠の制限に適合しない場合は、設計変更命令を行うことができるようにしている。

このほか、景観計画では、景観重要建築物・景観重要樹木に関する事項を定めるとともに、屋外広告物に関する事項、景観重要公共施設に関する事項なども定めることができる。景観に関する規制だけでなく、景観を構成し保全・創出すべき建築物や公共施設なども計画対象としており、景観に関する総合計画となっている。景観計画に記載された景観重要公共施設などについては、それぞれの法律に基づく景観に関する特例措置が設けられている。

当初、計画事項として「良好な景観の形成に関する方針」があったが、地方分権一括法により、努力義務化されている（景観法第8条第3項）。景観計画は、景観のマスタープランでもあり、「良好な景観の形成に関する方針」は、景観行政団体として、例えば歴史的景観を極力保全するなど、どのような景観形成を目指しているか、住民に周知し、景観規制などについて理解を求めるものであり、計画事項としては極めて重要である。

景観行政団体の中には、景観計画を策定していない地方公共団体も散見されるが、景観計画は景観行政の基本であり、実効性を確保するために、早期の策定を期待したい。

4. 景観行政の今後の展望

(1) 「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」報告

景観法制定から10年経過したことを契機に、関連制度について幅広く点検・検証するための「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」が設置され、平成27年（2015年）7月に報告書がとりまとめられた。景観行政の課題と今後の展望を示唆するものとして、その内容の一部を紹介しておきたい。

まず、地域の景観がどのような地形、自然、歴史、文化等の積み重ねによって成り立っているか、そのベースとなる景域（本報告では、地理的、生態的、歴史的、文化的に同様の特徴を有する一定の地域と定義している。）の特性を読み解き、将来的にどのような景観形成を目指すのかを踏まえ、行政区域にこだわらず、良好な景観形成に向けた計画策定を行うことが重要と指摘している。

主な論点としては、広域景観の形成（景観行政団体の連携方法）、創造的な景観協議の在り方（事前協議のあり方、景観協議の進め方）、景観を資産としてとら

えることによる地域価値の向上、新たな課題に対する景観マネジメントなどであった。

景域を読み解く景観計画の策定や事前の景観協議の必要性などが指摘されたことは、より質の高い景観形成を推進する上で重要な視点である。市町村を超える広域景観については、景観行政団体間による景観協議会の活用により対応することが立法時から想定されていたが、改めて、都道府県の役割が指摘された。また、立法時にあまり議論されていなかった太陽光パネルや風力発電施設などの設置に係る公益性と景観保全の公益性との調和についても指摘されたが、現在でも継続する課題であろう。

(2) 景観に配慮したまちづくりに向けて

景観に配慮したまちづくりは、ウェルビーイングな生活環境を創出する視点から、また、地域のアイデンティティの醸成や観光など地域活性化の視点から、今後さらに注目すべき政策になるものと考えられる。良好な都市景観を望まない住民は皆無に近いであろう。そのためには、上記(1)の視点に加え、景観行政を進める上で、以下の点について留意することも必要と考える。

① 良好な景観の形成に対する企業や住民のコンセンサスの醸成

良好な景観を形成するためには、規制に対する住民の更なるコンセンサスを得ることが不可欠である。景観法で規制できない軽易な行為などにより景観が阻害されることが散見される。企業や住民が、景観を阻害する行為を自ら制御し、良好な景観形成に向けて協力して頂くことが肝要である。そのためにも、景観形成の方向性を明示する景観計画の策定、普及啓発が重要である。

② 総合行政としての取組み

景観行政は総合行政である。シンボルロードなど公共空間は整備されても、沿道に立地する建築物や工作物が景観に配慮されなければ良好な景観は形成されない。

土地利用規制だけでなく、良好な景観形成に資する公共事業の実施、建築物等に対する助成などの支援措置、電線類地中化などに対する予算措置も必要である。文化財保護行政も含め、総合行政が講じられることにより良好な景観は形成される。

③ 景観行政を支える人材の確保

一般的な法律や条例の運用は、基準等に即することにより行政組織として対応可能である。しかし、景観行政において、個別の行為に対する判断はある程度人間の感性によるところが大である。例えば、建築物や工作物の色彩に関する景観形成基準として、マンセル値を用いるケースがある。客観性や事前明示性、事務の効率性等の点において、正しい選択ではあるが、その審査は機械的になる恐れがある。優れた感性・知識を有する担当者が、周囲の景観を勘案して、色彩を判断の方が良いケースも考えられる。景観の事前協議なども含め、景観行政の運用にあたっては、一定の専門的知識を有する人材の確保が必要である。

景観法の制定は、景観に対する国民の関心を高めるとともに、景観行政の進展に大いに寄与したことは確かであろう。法律の施行後、景観が改善・保全された事例も多い。しかし、景観行政に取り組んでいる現場では、常に景観を変更する動きは存在する。規制の対象とならない行為も行われるし、他の公益的な事業との調整も必要となる。行政による地道な景観マネジメントを継続することが基本であるが、景観法の基本理念にもあるように、企業や住民一人一人が良好な景観を国民共通の資産として捉え、行政と一体となって創造していくことも必要であろう。

(注1)

委員長：丸田頼一千葉大学教授、ほかに学識経験者や地方公共団体の委員としては、勝野武彦日本大学助教授、田代順孝千葉大学助教授、蓑茂壽太郎東京農業大学助教授、石川幹子ランドスケープデザイナー、高橋信行(財)日本緑化センター常務理事、越澤明神奈川県都市計画課副技幹、須加和隆(後任 林真郎)埼玉県公園緑地課係長といった方々であった。敬称略。肩書は当時のもの。

(参考文献)

榎野良明：特別寄稿「都市と公園緑地計画の話」 公益財団法人都市計画協会 新都市2022年8月号、特別寄稿「景観法と景観行政の話」 同2022年11月号

しなやかな国土創成に寄与する“みどり”と公園緑地 ～太政官布達150年を経て～

Greenery and Parks and Green Spaces Help Create a Flexible National Land
- 150 Years after the Dajokan Decree

涌井 史郎(雅之) 東京都市大学 特別教授

Shirou WAKUI (Special Professor, Tokyo City University)



1. みどりの風が吹き始めた世界

明治6(1883)年1月、公園の要件を記した太政官布達第16号以来、150年間の都市公園や緑地の歩みを振り返る最近。漸くここまで来たかと心躍る目立ったトピックスが立て続けに届けられ、密かな喜びを感じている。

しかし、皮肉なことにそうした風が吹き出す契機は何とCovid-19という不幸にあった。つまり自然を軽視した人間の欲望の宿痼が、人獣共通ウイルスを呼び覚ましたというパンデミックの起源が世界に共有され、改めて人類と他の生物とのあるべき関係への洞察が深まったからである。それから、みどりの風を主役にしたライフスタイルの変革が、世界同時並行的に起きた。

例えば、外出のリスクは、リモートワークの世界的拡散をもたらした。そこに生じた、ゆとりある時間は、近隣の小さなみどりを探訪。或いは公園を利活用し、その空間を楽しむといったこれまで持ち得なかった時間消費を生み出すという社会現象をもたらした。当初、パンデミック拡散のリスクから逃れる緊急避難の対症療法としての選択が、やがてその魅力を深め、サードプレイスとして公園が持つ空間機能への目覚めが定着し始める。

コロナ禍の衝撃は、次第に深刻な地球環境問題への頭での理解が、パンデミックという現実と、自然災害の激甚・頻発・集中化を背景に、ひたすら経済成長一本槍の社会への疑念と併せ、次第に自分事として捉えられる状況を生んだ。

地球、わけてもその生命圏(バイオスフェア)にこれ以上の環境負荷をかけず、人類の生存基盤、自然を資本財として考え、その自然と共生する社会構造の模索が、一般社会に於いて自然に当然と受け止められ、

その風は必然的に緑色に染め上げられていった。

その始まりの一つが、欧州発のグリーン・リカバリーなる概念である。Covid-19の収束を前提に、気候変動などのリスクの極大化に備えるためにも、脱炭素に留まらず、Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)。生態系を活用した災害対応や食糧危機に対処し、低迷凋落する経済を環境を主役にした経済でリカバリーをするという議論の深まりがそれである。

更に、自然の恵沢は限りあるものという理解を前提に具体策を模索する動きも急となった。地球表面の僅か30km足らずの生命圏(バイオスフェア)の中で活動する全ての生物がシステムの一部を成す繊細な構造のシステム。つまりエネルギーと物質の再生循環を自律的に行えるシステムそのものを早急に保全する具体策を講じる必要性の検討が、漸く表面化してきた。

論者は、歴代経団連会長を会長に迎えた「国連・生物多様性日本委員会」の会長代理を10年以上務めた。その役割は2050年の最終目標「自然と共生する世界(Living in Harmony with Nature)」を具現化するために、中期の目標管理を担う事であった。論者は、次期2030年目標が定まるまで「生物多様性の主流化」。つまり生物多様性の重要性を認識する社会を創成する活動を10年間担う役割を背負った。就任当初は生物多様性という言葉すら理解をされなかったものの、その後次第にNbS(Nature-based Solutions: 自然に根ざした社会課題の解決策)の思想を重視するべきとした世界的世論が緩慢ではあったが形成されるに至った。

このような地道な積み上げの結果、2050年目標を現実化する為に、昨年末のCOP-15に於いて更なる一歩を踏み込んだ次期中期目標への合意形成がなされたことに格別の喜びを感じた。

COP-15は「国連生物多様性の10年」の期末2020

年までに、議長国中国が主役となり開催され、2030年への中期目標を議決する予定であったが、中国の強固なゼロコロナ政策が優先され、開催が延期に次ぐ延期で実現出来なかった。そこで条約事務局があるモントリオールにおいて中国を議長としたまま2年遅れでCOP-15が開催された。

その成果は2030年までの中期目標を「ネイチャーポジティブ（自然再興）」、つまりこれ以上の自然生態系の縮退に歯止めをかけ、それを再生するという意欲的な取り組みへの宣言である。それは、2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおけるコミュニケの付属文書「G7 2030年 自然協約（G7 2030 Nature Compact）」、つまり2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標達成に向けG7各国が自国の陸と海の30%以上を保全する「30by30」を基本として加盟各国が協約するという画期的成果である。

わが国の状況に照らせば、陸域では国立公園など自然公園等が20.5%、海域の13.3%が法定地域として確保されている。残りについては、OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）と呼称される法定地域以外で生物多様性に貢献する地域を公民から募集し、審査の上で認定する作業が開始されている。

又、企業に自然の情報開示を求める「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」と「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」では、互いにCOP-15で採択された目標の15「ビジネスや金融機関が生物多様性に関わるリスクや依存、影響について開示するために締約国が措置を講じる」合意を受けTNFDなどを基に自然生態系について段階的な開示の強化を表明し、連携して企業がバナンスコードとして、これまでの脱炭素TNCDと同様、開示を義務付ける方向が濃厚となっている。

2. 日本から発信された自然共生という思想

この間、わが国は、決して国際的世論の末尾を追いかけるだけでは無かった。寧ろ世界に率先してみどりの風を起こしていったと言える。論者が委員長を務めた環境省の「生態系を活用した防災・減災に関する考え方（Eco-DRR）」の整理は2016（平成28）年に取り

まとめられ、「地域循環共生圏構想」、そして各省庁の個別政策を統合した国としての統合的環境戦略「生物多様性国家戦略」等は国内外からも高い評価を受けている。

とりわけCOP-10における「SATOYAMA イニシアティブ」は途上国から高い評価を受け、自然共生モデルとして定着し始めている。

しかし乍ら、その傍らで土地利用を含めた国土の公的計画論。国立公園など自然公園、或いは都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の実装には土地所有者の権利もあり、かなりの困難が伴っている。時代感から言えば当然と片付けられる、経済成長を目線の中心にした開発中心の社会通念や価値観とのコンフリクトが常に課題となってきた。

その傾向にかなり大きなインパクトを与えたのが、2011（平成23）年3月11日14時46分18.1秒に発生した東日本大震災である。地震・津波・原子力事故による複合的大災害であった。その実体験が、先のEco-DRR 自然を活用した防災・減災の機能への目覚めであった。

2013（平成25）年には「国土強靱化基本法」が立法化され、その一部にグリーンインフラが言及された。そして漸く2021（令和3）年「第5次社会資本整備重点計画」に於いて、自然資本の利活用を謳った「グリーンインフラ」が計画に位置づけられ、その実装が官民連携プラットフォームによって推進する体制が整い、予算処置を伴う活発な実装が図られようとしている。

加えて今年1月、とある縁から次期国土形成計画に対する意見を総合政策局から求められ「地球の持続性に向けた行動は、まさにNbSの具体化に掛っている」「生物多様性条約締約国第10回会議（COP-10）で締約された2050年長期目標（Living in Harmony with Nature）を世界モデルとして示せる潜在力を有しているのは、国土の歴史に自然共生の叡智を刻んできたわが国こそ相応しい」「日本の国土には、里山等自然をリスpektし、自然の応力（災害など）を最小化しつつ、その恵沢を最大化させる技術と生活文化が歴史的に積層」「そうした技術と文化を遺伝子とし、より科学された方策、グリーンインフラ等を積極的に社会実装すべき」「これまでの国土形成計画は、経済・産業に偏重し、国土が有する自然資本財の価値を明示してこなかっ

た。そこに言及すべき」といった意見を述べさせて頂いた。そうした提言がどれ程功を奏したかどうかはわからぬが、中間報告に国土を刷新する4つの重点テーマの一つとして「グリーン国土」なる一文が入ったことは、国内にもみどりの風が恒常的に吹き始めたものと考えている。

CBD（国連生物多様性条約締約国会議）がCOP-10に、2050年を目標年とする、「自然と共生する世界（*Living in Harmony with Nature*）」長期目標を開催国であるわが国から提案したのも、わが国の歴史・文化からすれば当然のものであった。

当時欧米の締約国は、わが国の提案によるこの目標像に対し比較的冷淡であったと記憶している。それは自然を位置づける宗教と文化・文明の基質の違いに起因している。人類という存在を自然の一員として捉えるのか、将又金融用語とも化している「Stewardship（財産を管理することを任された者の責務）」。つまり論者は「神が創造された自然という荘園の管理を委ねられた者としての責務」として捉えるかの違いがそこにあると考えている。よって「管理する側が何故、管理される側と共生する事が目標化されるのか」という疑問がそこにあったのであろう。

現代においてなお、自然の恵沢と災害に向き合いつつも自然に対するリスペクトを忘れぬ自然観が文化として根付いている稀有な先進国、日本ならではの提案であった。

その間、武内和彦（前国連大学上級副学長・東大教授）等の努力により会議に「SATOYAMA イニシアティブ」が諮られる等、二次的自然の維持や保全の効果についての議論が深まり「元本を損ねず利息という生態系サービスで人々の暮らしが支えられる」事例が世界から集まり、それと共に共感の渦が広がった。それらの積み上げが、グローバルサウス、とりわけ自然の恵沢を前提に日常の暮らしが支えられ、必ずしも大規模な投資を伴わず、しかも馴染み深い方策であることにグローバルサウスの国々の賛意を得、その勢いが2050年目標への締約に繋がったと理解をしている。

さて「SATOYAMA イニシアティブ」は略語であり、当時の正式名称は「社会生態学的生産ランドスケープ（socio-ecological production landscapes: SEPLs）」であったが、今は略語の方が汎用化されている。SATOYAMA 的エシカルな土地利用は、わが国

のみならず世界にいくつもの類例が報告されている。その共通項は、地元で入手および再生が可能な資源を優先して多用し、結果、栄養物の再利用、空間および時間の多様性の確保等、その土地に生きる人々の自然への知識および文化・伝統に基づく土地利用の意思決定がなされている事である。それが森林生態系である場合には、遷移を利用に即した姿。一定の林相を維持し続け、その為に人為的干渉。つまり日常的「手入れ」が不可避となる。

例えば、休耕期間を設けながら、栽培する作物や家畜を循環させる移動耕作という慣習がある。これは、土地の肥沃性の回復、つまり持続可能な生産の潜在能力を確実にする。

このようなエコロジカルな土地利用のモデルとされるのが、わが国の「里山」である。とは言え、その典型として雑木林という言葉で括られる形態の里山は、あくまでもその一部の姿でしかない。例えば、塩田の地域では、「塩木山」と称される松を主体にした里山が存在するのと同様、再生循環型の自然資本財の持続可能な利用目的は多岐に亘り、それに伴う里山を構成する林種も様々である。又前述したように、いずれの里山も、遷移を利用に即した姿で留め、一定の林相を維持するためには、人為的干渉としての手入れを怠る事は出来ないという共通点がある。

例えば雑木林の里山を見てみよう。再生循環を果たすためには、先ず根株を残し、成長した上部の枝を薪・柴・木炭の原材料など、エネルギー供給の素材として、或いはキノコ栽培の菌を植え付ける「ほた木」として定期的に採取し、落葉は、野良の堆肥の材料として収穫する。つまり根株は資本であり、上部構造は利息に例えられよう。しかしその持続性を担保する為には、上部構造の定期的な伐採を行い、下草刈りや間伐を怠らず、休眠芽を育成する。それが「手入れ」である。こうした作業を「萌芽更新」という。御伽草子に言う「お爺さんは山に柴刈りに…」という表現は、主幹を伐採後凡そ30年をかけて元の姿に戻すためのきめ細やかな手入れを日常とする農山村の姿を物語っている。

3. 「いなす知恵」。しなやかな国土管理とその主役“みどり”

わが国に於ける、土地利用に伴う再生循環の思想は、

四季に支えられた自然の恵沢（生態系サービス）を最大化し、その真逆。アジアモンスーン気候と火山の相乗積が生み出す災害という応力を最小化する上に欠かせぬものであった。それは、この列島の隅々に人々が定住するにつれ、自然信仰に伴う土地利用上の戦略、ある種のルールとして人々に定着化されていった。

論者は、そうしたわが国固有の自然共生と再生循環の思想を、「自然と共生する暮らしを得る為の、凌ぎといなしの知恵」と表現している。そうした観点から前述の里山を考えてみると、そこに驚くべき知恵がある事を感じ得る。

人々が定住する「里地」には、森林生態系を二次的自然に固定化した「里山」と同様に、草地生態系を固定化し、採草放牧地として利活用した「野辺」という空間も存在し、その両者が一体となって、2千年に亘り、里地の暮らしの基盤「野良」を「刈り敷農法」等地産地消的再生循環の仕組みを支え続けてきた。

更に、里山と野辺が外郭線となって、内側に自然の恵沢を最大化するコモンズの様相を呈した「コンサーベーション・エリア (Conservation Area)」が広がるだけではなく、その外側に戦略的に里地を守る不変の自然地「プレザベーション (preservation)・エリア」が、計画的とさえ評価できる地域が存在している。しかもそれは自然度に即したグラデュエーション。コモンズとしての里地エリアから外側に先ず「外山（或いは端山

等）」、次いでその外周に「奥山（深山とも）」、そしてその最奥に神仏に準えられる「嶽」が位置づけられ、それらが複合して、災害の防備 (Eco-DRR 生態系を活用した防災減災) や生物多様性等、生態系サービスの不変性を意図したエリアが位置づけられている。

そうしたシームレスな再生循環的土地利用の空間配置は、我々の祖先が明らかに意志と意図を持った構図であることを、信仰の世界から見て取ることが出来る。具体的は、里地には日常の信仰を受け止める「里社」や「仏堂や寺」があり、奥山には「奥社」或いは「奥の院」が設けられ、嶽はまさに山岳信仰そのものの崇めるべき対象として存在していた。また平野部に於いても、例えば東北地方、とりわけ岩手・山形の集落の外周部に佇立する、草木の恵みに感謝をささげた山川草木悉皆仏性の表現「草木塔」にもそうした信仰を見て取ることが出来る。

このような自然を神仏に準えるほど敬愛するエシカルな思想こそ、冒頭に記した生物多様性2050年長期目標の Living in Harmony with Nature。つまりわが国から発信する「自然共生」のモデルではなかるうか。

4. 次の世代に

明治6年の太政官布達から150年。岩倉具視を団長とする1年9か月に及ぶ遣米欧使節団の記録が大使随

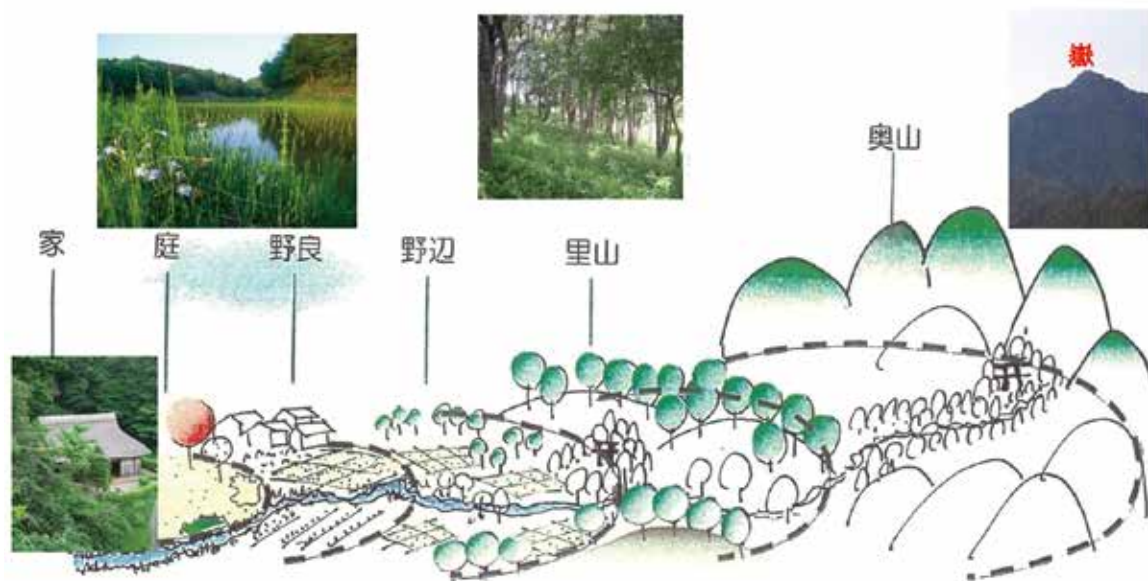


図 日本のシーノグラフィー

行の久米邦武により5編5冊に取りまとめられ刊行されている。とりわけその実記に於いて、街路の広場を含めて概ね「公苑」と記述されているが、建築物と広場、街路樹、そして公園と一体化した姿を美しいと表現し、その機能を社交の場の提供と共に都市労働者への社会政策の一環として捉え、散策や運動の場としても活用され、道路や街灯と同様に近代都市に必要不可欠な施設という認識で著述している。

太政官布達の公園設置の発令は、布達発令の時期から考え、この「特命全権大使米欧回覧実記」に記された近代都市の整備に都市公園が不可欠という、わが国の政治的権力の最高峰で構成された使節団員が共有した認識の深まりと無縁ではないと史料する。

わが国の都市は、欧米のそれと異なり、城の周囲を除いて城壁を備えず。農村が風化したと表現できる程、都市と農村の境界が曖昧であり、里山・野辺・野良を市域に併存させていた。敢えて言えば、みどりの城壁とでもいうべき設えを有していた。市街地には、社寺林、庭園などが加わり、里地と変わらぬ自然共生に十分なみどりを、量と質の両面から備えていた。

つまりコンパクトに防衛機能を優先し、オープンスペースは広場程度しか有さない建蔽された都市であったが故に、その城壁を取り壊し、わざわざ公園緑地を計画的に配置せねばならぬ欧州の諸都市とまったく事情が異なっていた訳である。外国人の目から見ても江戸などは庭園都市として評価される程であった。

しかしそれが災いした。みどりを社会資本として設えるという発想が欠落してしまった。遣欧使節団の啓発があっても、それは文明開化された近代都市を条約改正の悲願を含めて諸外国に見せつける為の設え程度に留まってしまったのである。それでも地方都市に至るまで太政官布達を契機に相当数の公園が整備された。

都市公園や緑地の本質的価値に基づく計画的整備に至らずややもすると整備そのものが近代都市の形式的設えに留まったその欠陥が、決定的な悲劇と繋がってしまったのが関東大震災である。計画的に配置・整備された避難地としての公園緑地や、避難回廊としての緑地整備が為されぬまま、巨大災害に見舞われたからである。

震災の3年前、1920（大正9）年、第7代東京市長に就任した後藤新平は「生物学的法則に準拠した都市計画」を標榜し、大風呂敷と揶揄された道路や公園整

備などの量と配置の水準を定めた「東京市政要綱」を策定した。しかしその任を離れ第二次山本権兵衛内閣の組閣中、1923（大正12）年9月1日突如として関東大震災が発生。死者行方不明者10万5千人という未曾有の惨劇に晒された。内務大臣と帝都復興院総裁を兼務した後藤は、先の東京市政要綱に準拠した帝都復興計画を立案し、その一部を実現させる。今年は丁度その関東大震災から100年に相当する。

つまり太政官布達発令から50年を経て漸く啓蒙的で外向きの都市公園や緑地が、惨劇を経て漸くその重要性の本質に目覚め、計画的な社会資本として整備する方向を得たと言えよう。

そしてそれから100年、つまり布達以来150年。

全国の都市公園整備面積は2021年沖縄本島の面積1,199km²を超え、1,303km²に達している。個所数も113,828個所となり、国民一人当たりの面積も10.8m²と50年前と比較しても5倍強と伸長。ところが地方自治体の財政事情もあって、整備は進捗をしても、その管理や運用が不十分との指摘も多い。

しかし世界はこの程度の水準では無く、更なる質・量の整備を推進すべきとの方向が、これまで以上に強まる傾向となろうとしている。

そこで民間の活力を導入しつつ、地域にとって魅力的であり、コミュニティの核に位置付けられるよう「公園PFI」が導入され、併せてその管理・運営についても、公益性を高める上で前向きな方策に対応できるよう、より柔軟な利用の方策の検討が進められつつある。

これまで一般的に整理されてきた都市公園や緑地の機能。つまり利用効用と存在効用の内、漸く利用効用の強化策。即ち都市公園をサードプレイスとして身近に感じ、多様を楽しめ、地域コミュニティの成熟に貢献できる仕組みを内包しつつ大きく前進している。

取り分け地域コミュニティの醸成にとって公園緑地が果たす役割は大きい。何故その点を強調するのかと言えば、論者は近い将来を展望するならば、地域コミュニティの再構築という社会課題の解決こそ不可欠な要因であると思料しているからである。

コミュニティの原単位である近隣を考えれば、それを構成する多様な人々が理屈抜きに共有できるのは、その土地（トポス）への愛着であろう。

また、コミュニティを形成する要因とその構造を、「公・共・私」というカテゴリーから考察するならば、

言うまでも無く、サードプレイスとしての豊かな時間消費。防災、そして子育て・健康・福祉などの近隣単位でのウェルビーイングな日常の確保と緩やかな相互扶助にとって「共」の再構築という観点は極めて重要となる。

しかし共の再構築にとって、経済的格差やライフスタイル、そしてウェルビーイングへの価値観の相違等は大きな障害となり、その為にも近隣が共有できる要素を見出す事が不可欠となる。

つまり、共の再構築にとって「多様性と寛容性」。これは常にワンセットでなければならない。

したがって、唯、その土地で暮らしを営む、地縁共同体の要素だけでは自ずとこと足りない。その上に、近隣が一体となって育む運動体や動機があってこそ、より繋がりが補強される。

そうした中で頭に浮かぶのは、「生物多様性」の概念を定義し、その意味を世界に広めたハーバード大学のエドワード・ウィルソン (Edward Osborne Wilson) 名誉教授が主張する「バイオフィーリア」。つまり「人々は、本能的に自然とのつながりを求める」の概念である。

価値観の多様性、生活基盤の違いはありながらも、人々は「バイオフィリックデザイン」された花やみどりに彩られた環境価値や、それを維持するための活動を共有する。それは丁度、民族や生活習慣の違いがあってもアートの前では人々が平等に美や感動を共有することに似ている。

そうした意味で、バイオフィリックデザインそのものの公園緑地は、近隣のコミュニティ再構築の中核となり得るとともに、その活動が更なる居住環境におけるウェルビーイングの水準そのものを上げる為の「エリアマネージメント」組成の大きな契機になるとも言えよう。

この様に、公園緑地は利用の側面のみならず、近年ではまちづくりの質的向上、つまり環境価値を向上させる「存在効用」としての機能にも大きな関心が寄せられGX (Green Transformation) を促す存在として着目されつつある。

そうした着目の典型が、過日 (今年) 7月7日から高松市に於いて開催された、「G7第2回都市大臣会合」であろう。そこでは「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに議論が重ねられたが、その最終コミュニケーションにその成果がまとめられている。

そこでは「二酸化炭素 (CO₂) を吸収し、生物多様性の保全にもつながる緑地確保の重要性」が強調され、「民間投資を促進・奨励する市場環境を整備できる措置を実施するべき」との一文が盛り込まれ、日本政府からは「第三者機関が民間の緑化事業を評価する認証制度の導入に向けて準備を進め、利用効用もさることながら、都市における公園緑地、そして市街地農地を含め、その存在効用の拡大こそが持続的未来を確実なものとするという共通認識が明確に示された。

且つて1967年シンガポール政府は「Garden City (緑の都市)」政策に取り組み、2011年にその政策をさらに発展させ「City in a Garden (緑に囲まれた都市)」とし、そのモデルを「ガーデン・バイザ・ベイ」に実装させた。

このG7都市大臣会合は、地球をガーデンに見立てるなら、次世代以降の子孫にとっても、世界が普遍的・持続的なガーデンとして受け継がれるように、まさに全球的「シティ・イン・ア・ガーデン」の実現を図る貴重な一歩と言えよう。

太政官布達150年、関東大震災100年という節目に、公園緑地が利用効用の向上と持続的未来に貢献し、都市という環境負荷のマイナスの供給源を緩和するみどりの存在効用を、質と量の双方の側面からさらに充実を期すという国際的合意形成が成立した事に、歴史の流れを感じ、大いなる感動を覚える。

論者は専門家の一人として、太政官布達150年を期に、漫然と佇むのではなく、次の世代にどのような都市や地域、そして世界を創成できるのかを、弛まず模索し続けねばならないと自問する今日この頃である。

日本の公園の未来を模索する ～海外の公園の動向と 日本の公園の課題より～

Exploring the Future of Japan's Parks
Trends in Overseas Parks and Issues Facing Japanese Parks

池邊 このみ 千葉大学 グランドフェロー

Konomi IKEBE (Grand Fellow, Chiba University)



1. 2030年までの日本

現在、我々の業界では、横浜で2027年に実施される国際園芸博覧会の準備が本格化し、大阪万国博覧会2025と共に、熱い期待が集まっている。しかしながら、万国博覧会については、当初の参加国の出足の遅さを克服したものの、世界的な建設費の高騰が続いていることから、延期の予測もある。一方、それ以前に完成される海外のランドスケープアーキテクトと日本人の世界的建築家のコラボレーションによる、関西の拠点梅田駅前にできる広大な公園の完成もあり、かつての大阪万博と同じく、大阪のイメージを大きく変え、よりアジアに近い国際拠点としての発展が見込まれている。大阪万国博覧会のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」とされており、コンセプト「People's Living Lab」とともに、①SDGsを達成することにより貢献する②日本の国家戦略であるSociety5.0を実現するという2つの目的が掲げられており、「未来社会の共創」がテーマとなっている。

さらに、私達の業界の期待を大きく背負った横浜国際園芸博覧会は、テーマは、「幸せを創る明日の風景」となっており、『植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指す』ことが目標とされ、以下の4つのサブテーマが掲げられている。①自然との調和、②緑や農による共存、③新産業の創出、④連携による解決、これから2030年までの日本を考える時、これらの2つの国際的な催事への期待は非常に大きく、その後の日本を占うものとなることは間違いのない。

また、東京都においては、絵画館前の歴史あるイチヨウの保全問題で大きな話題になった神宮外苑のホテル併設の野球場と高層ビルの開発のみならず、ラグビー場、室内球技場、テニスコートなど、すべて新設され神宮外苑の景観は一変する。アフターオリンピックのこの時期になぜ、多くの競技場をすべて新設し、歴史的風致景観として重要なイチヨウ並木を損なうまでして開発することが、果たして必要であったのかが問われている。これに対して、日本イコモスが声明を出すなど一連の動きをしてきたものの、業界や学協会などで一丸となった反対などもできないまま、事態が進行していることには憤りを覚える。これらの事態に我々が社会的・技術的貢献ができるか、将来の世代に対する責任を果たす必要が生じている。

コロナ禍の日本では、屋外の空気を求めて、従来、あまり公園緑地に関係を持たなかった人々にも、公園や公開空地、河川緑地などにも人の流れができるようになり、緑や環境に関する意識の高まりもみせた。さらに、同時期からグリーンインフラに関する検討も国レベルから地方公共団体にも波及し、市や区レベルでも、緑の基本計画への導入や単独での検討も始まってきている。また、Park-PFIは、じわじわと全国各地に波及しているものの、その多くは、やはり民間施設の建設に関する資本力の関係から造園界単独での参入は難しく、コンソーシアムの一翼を担うという状況にとどまり、指定管理の時より、やや植栽計画、植栽維持管理という従来の専門領域に戻っている。企画・運営部分は、広告代理店系やデベロッパーなどに託されていることは、民間に施設建設を負わせるというこのスキームから見ていたこととはいえ、企画・開発の主導権をもてない現状を変えていくため、広告代理店やデベロッパー側からの発想だけに頼ることなく、ラ

ンドスケープ側からのアプローチが必要とされている。そのための一助として、次章でコロナ以前より日本とは大きく方向性が変化している海外の事例を紹介したい。

2. 世界の公園事情【気候温暖化・生態系保全・産業遺産】

コロナ禍以前より、海外で取り組まれてきた公園のトレンドは、この章の表題に記述した気候温暖化、生態系・産業遺産の保全・活用であり、世界の公園では、これら3つのキーワードを踏まえ目的を明確にした公園建設が盛んであり、ランドスケープ、建築、土木の技術者が協働して実現されているものが多くみられる。中でも、キーワードをみてわかるように、ランドスケープの中の主流は、気候温暖化や生態系保全等であり、これは、国際社会の命題からしても当然のことである。しかしながら、日本では、いまだにありてい言えば、環境省系の知見が緑地保全系以外の公園に主目的として反映された事例はほとんどなく、いまだに縦割り行政の障壁が大きい。同様なことは、グリーンインフラ計画にも言えることである。諸外国では、グリーンインフラによる空間実現として、特に街路樹の足元をレインガーデンにするような事例が最初に紹介されたが、日本では、道路機関、下水道機関、そして昨今地下埋設がすでに終了している国道などにおいては、水道、電気、ガスなどがすでに共同溝として、埋設されており、これから、そこに再び手をいれることは、体制、予算ともに非常に難しく、昨今の線状降水帯対策が必要とは言え、実現は難しい状況にある。

さて、前置きが長くなったが、これからいくつかの公園を紹介したい。特に注目していただきたいのは、その体制にある。

最初に紹介するのは、ロンドンのスタジオ Twelve Architects とナショナル トラスト保護慈善団体が、マンチェスターの使われなくなったキャッスルフィールド高架橋に作成したリニアパークである。これは、使用されなくなった鉄道の高架橋を活用するという発想としては、ニューヨークのハイラインに類似するが、非常に長い鉄道空間を12の区間に切り分け、12人の建築家により発注・設計されている。その目的は、都市に自然をもたらしながら、地域の産業遺産としての

鉄道高架をどのように保全できるかを示したものになっており、それぞれの区間ごとに建築家が自然と産業遺産のコラボレーションを一般市民に親んでもらうための工夫がまさに12区間で競合するように作られており、ハイラインの上をいく内容のライン状の公園になっており、鉄道高架がグリーンインフラとして、変貌した非常にわかりやすい事例である(写真1)。



写真1 キャッスルフィールド高架橋に創設されたリニアパーク
(マンチェスター) 出典: www.dezeen.com

次に紹介するのは、著名な建築家フランク・ゲーリーが、ランドスケープアーキテクトのローリー・オリンとエンジニアリング会社のジオシンテック Consultants社と協力して計画したもので、ロサンゼルスで51マイルにわたって、再生・活性化する計画である。これもまた、いわゆるグレイインフラであった河川排水路をグリーンインフラに変えた事例であり、フランク・ゲーリーの今までの建築の作風を頭に置くと、なかなか想定できない事例である。

さらに次の事例では実際にできる空間の規模は小さいものの、意義としては非常に大きいことを認識していただきたい。なんと、「気候変動に伴い進行する地の破壊により、北米全体で鳥が30%減少」という予測に対応するために、ブルックリン植物園のCEOが、多様なバックグラウンドを持つ合計33の異なる建築事務所に対して、気候変動によって個体数の減少する鳥の習性を詳細に伝え、それらの鳥が営巣できる巣箱の設計を依頼し、多様な形態の巣箱が公園内に沢山でき、その変わった巣箱を見に来る人の注目を集めている。一見すると変わった巣箱のある様相は、公園景観としては面白いだけであるが、市民や子供達に、多様な鳥の習性とその行動に適合した巣箱が必要であ

ることや、それによって営巣という生態系の重要な側面に寄与することで、減少している渡り鳥の数を少しでも食い止めることが必要であることを伝えるという教育的意味合いも大きい。

産業遺産を生態系公園に生まれ変わらせた事例もある。これは、テネシー州にあるかつて囚人達が働いていた農場跡地を活用した広大な敷地を対象としたものである。ここでは、囚人の農場という地域の負の遺産を、長期的かつ多段階な計画により生態系公園として生まれかわらせることで、地域の環境的健全性への貢献のみならず社会的、経済的な発展に寄与することを明確にしている。いまや生態系公園は、自然的、社会的貢献のみならず、地域の経済的発展に寄与すると認識されていることが学ぶべき観点である。かつて、ロンドンオリンピックでは、会場となった敷地の湿地で約6,600匹以上のヘビなどを中心とした脊椎動物を捕獲した上、周辺のスラムクリアランスを行った。現在では捕獲したそれらの生物をもとの地に戻し、なおかつそれら生物の営巣のしやすい起伏や水辺、植生などを再生し、現在では野鳥観察なども目玉にした広大な生態公園としたことで、地区周辺の開発もされ、地域経済に大きく貢献した事例がある。まさにそれ以上の事例として注目されている(写真2)。

次はグレイインフラをグリーンインフラに変える計画として現在、注目されつつある事例であるが、ニューヨーク市のブルックリン・クイーンズにある1950年代に建設された老朽化した高速道路の一部を緑で覆い公



写真2 囚人の働いていた農場跡地の公園(テネシー州)
出典：www.dezeen.com

園として使用する提案である。北欧系の建築会社 BIG により発表されたこの計画は、交通量の多い車の流れに合わせながら、「BQ Expressway」を「BQ-Park」に変えるものである。第一段階として、ウォーターフロントにあるファーマン・ストリート (Furman Street) やブルックリン・ブリッジ・パーク (Brooklyn Bridge Park) に沿って、シンプルなデッキ構造で覆われた道路を建設する。そして、このデッキ構造を新たな緑地をつくるためのプラットフォームとし、斜面



写真3 高速道路の立体化による公園創出計画(ブルックリン・クイーンズ高速道路)
出典：www.dezeen.com

を公園にすることで、ブルックリンハイツ地区とブルックリン・ブリッジ・パークを接続させる構想であり、大規模な立体的な高速道路の再生計画として世界から注目を集めている(写真3)。

また、非常に小さな民間の事例であるが、注目されているものとしては、米国企業の SHoP Architects と Ken Smith Workshop による事例である。イースト川沿いの小さな土地に集合住宅を建設する際に、多面的な金属スクリーンを用いて近隣のムール貝の生息地として機能する岩の多いビーチを模した空間として計画し、住民にとってのリフレッシュの場と生態系のための空間を共存させているものもある。

このような事例を紹介しているとそれだけで誌面が終わってしまうが、最後に今までの事例とは異なる警笛をならすためのアーティストが実施した作品を紹介して終わりにしたい。それは、マンハッタンのミッドタウンのマディソン・スクエア・パークに植えられた49本の杉の枯れ木の森である。これは、アーティスト兼デザイナーのマヤ・リンによるもので、気候変動による生態系の死滅への意識を高めるために、ニューヨークのマンハッタンの中心に作られたものである。枯れ木を植えるというシンプルなデザインであるが、この場所に許可され、そして毎日、おそらくはニューヨークの中で一番多くの人達が目にし、住民だけでなく、多くの来街者が目にすることに意義がある。日本でもこのくらいのことはできないことではないだろうが、警笛をならそうという機運さえないことが、社会の差として受けとらなければいけないとすれば恥ずべきことである(写真4)。



写真4 マディソンスクエアパークに植えられた49本の枯れた杉(アーティスト作品) 出典: www.dezeen.com

3. 進化の早いスポーツ界との新しいコラボレーション

スポーツの世界の進化が激しい。ここ数年で多くの新しいスポーツが開発され、SNS等を通じて、短時間で世界中に広まり、子供達から大人までもが練習するようになり、多くの若年層のアスリートが誕生した。また、それらの新しいスポーツ人口の増加は、短期間に多くのファンを生み出し、そして着目すべきは、それらの新しいスポーツに巨額のスポンサーが付き始めていることである。中には、数年の間にオリンピック種目にまで育ったものも少なくない。そして、それらを支えるスポーツ用具の技術開発や革新も目を見張るほどである。

2020東京オリンピックで種目入りした空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィンに加え、BMX(ビーエムエックス、バイシクルモトクロスの略)が、バスケットボール競技の中に3x3バスケットボールがその後に続き、最近では、アルティメット・フリスビー、ヘディス、ビリッカー、フットゴルフ、eスポーツなどもわずかな期間にスポーツ人口を増やし、今後の公式種目入りを目指してる。

しかし、このようなニュースポーツの日本における競技人口は少なく、スケートボードや、スポーツクライミング、パリ五輪から正式種目となるにブレイキン(ブレイクダンス)などに集中していて、日本はニュースポーツ後進国となっており、当然、ランドスケープ業界においてもあまり注目したことはない。古くから運動公園は、公園空間の重要な施設として位置づけられてきた。しかしながら、近年は国際競技のできる施設の必要性など、先に述べた東京都の事例のように競技施設が主体となって作られる事例が多い。しかしながら、上記のニュースポーツの中には、あまり大きな空間を必要としないものもあり、新宿中央公園に設置されたボルダリング施設のように、Park-PFIで導入されるものも出現してきた。ランドスケープ業界でも、スポンサーなどの付きやすい新しいニュースポーツの普及などを目的に、スポーツの動向に目を向けて、それらの業界とすぐに連携できるよう日頃から人材交流などをする必要がある。スポーツ施設は、従来から公園と親和性の高い施設であり、いわゆる競技場建設以外に、地域コミュニティを活性化できる場として重要

である。現在日本では、いわゆる競技場建設と公園とが分離されてしまった傾向にある。かつて高齢者用にできたゲートボール場とは異なり、時代の要請を柔軟に受け止められるミニスポーツ、ニュースポーツを公園リニューアルに明確に打ち出した事例が待たれる。ちなみに私の住む地域では、古いビルを道路から透明ガラスで見えるボルダリング練習所に変えた事例が契機となり、地域のマンションの地下にもボルダリング練習場ができるような連鎖が始まっている。ボードスポーツに使用できる公園建設も一部でみられるが、スポーツ施設業界とのコラボレーションによる新しい公園施設の提案が待たれる。

4. 街の街区公園の再生から街のバリューアップを

日本では、コロナ禍に公園の来客数が多くなり、Park-PFI制度の全国展開、コミュニティガーデンの人気や農園レストランなどの隆盛などで、それなりの成果を見せているように見える。しかしながら、コロナ禍に海外では、ソーシャルディスタンスをうまくとれるように工夫された公園や、ニューヨークのハドソン川沿いの整備や川につき出したデッキなどには、多くの人々が川沿いの風を求めて、またランニング途中の一時休息の場所としてにぎわいを見せていた。ニューヨークではコロナ禍以前に比べ非常に多くの緑や花が溢れるという現象が起きた。オープンテラスを持つ多くのレストランで、プランターでソーシャルディスタンスのツールを手作りし、人々の顔の高さに設定されたプランターに植えられた草花や観葉植物を集客に役立てていた。それは日本のプラスチックやビニールのソーシャルディスタンスグッズと異なり、今もなお撤去することなく街の彩となっている。

そこで提案したいのが、街の景観の価値を下げていくといわれる街区公園を我々造園に関わる人間の力で再生することである。ともすれば、面白くもなれないと思われるかもしれないが、寂しい、暗い、放置されていると思われるような空間を地域の人々がびっくりするような、一目で変化を感じさせることができるような空間に変えることは非常に意義があることでもあり、公園の価値を認めてもらえる大きな機会になる。今、私達のやるべきことは、たとえ小さな公園で

あっても花や緑や、遊具などの力でまちの様相を変え、あるところでは格調高いみどりの街並みとして、違う場所では、従来とは全く異なる花の多いコミュニティガーデンとして、また、工夫を凝らした新しい遊具で子供達の人気の空間に変える。街を歩く人々に驚きを与えるようなインパクトのある変身をさせることである。

Park-PFIは、資金力のある大企業にしかできないが、街区公園の再生をボトムアップで実施することは、先達から、街区公園を託された我々の責任でもあるからだ。数年前からニューヨークでは、歩いて15分以内の地域内に公園をつくるという政策を掲げ実現しているが、日本では、戦後の昭和31年の都市公園法制定以来、250m以内に街区公園を1箇所設置することが定められており、多くの公園が今も存在している。しかしながら、その街区公園が地域の公園として、あるいは休息の場やリフレッシュの場として役立っている事例は少ない。むしろ、寂しく、危ない場所と化しており、景観的な価値としては、かえってマイナスであることを認めざるを得ない。西東京市のように地域の大きい公園と街区公園をパッケージで委託した事例もあるものの、全国的にはその動きは全くない。

私の在学中、私が所属していた研究室は、千葉大学造園学科造園施設学研究室といい、当時、故・福富久夫先生が教授をなさっていた。福富先生は、(旧)建設省計画課から出向のかたちで、千葉大学に着任なさった先生で、公園の配置計画論を専門とされており、その関係で私の研究室は、公園緑地の計画論を専門とする研究室である。私は民間シンクタンクの勤務を経て、自身が修了した研究室に公募により着任した。公募の際に、千葉大学にある看護学部と協働して、新しい公園像を研究したいという意志を表明したが、着任した10日後に起きた東日本大震災により専攻変更を余儀なくされた。その後も熊本の震災などがあり、文化財や歴史的街並みなどを研究したいという学生が研究室に集まるようになり、残念ながら学部を超えた新しい公園像の研究はできなかった。それだけは、私が自分の研究室に着任しながら都市公園の仕事をできなかったという後悔を今も持ち続けている。

しかしながら、私には、団地再生の経験がある。街区公園よりは新しいものの、昭和50年代に建設された団地の植栽空間はお世辞にも美しいとは言えず、団

地の賃料にも影響すると思われた。当時の団地には、周囲からの視線を防ぐため多くの常緑樹が住棟を取り巻くように植えられていた。年月を経て、それらの樹木は高木になり、団地を暗い寂しい雰囲気にし、そして日の当たらない足元空間には雑草しか生えない空間と化していた。しかしながら、それらの常緑樹を伐採すると、当時の植栽を考えた方が植えたであろう里桜が埋もれた常緑樹の中からみつきり、今では、団地にある保育園のエントランスを彩っている。団地の植栽と同じく当時の公園は、公園周囲の住宅のプライバシーや逆に公園で遊ぶ子供達のプライバシーを守るという両方の必要性から、常緑樹で周囲に植えるというのが慣習となっていた。私も若い頃、児童公園の設計をしたときに、当時の地方公共団体の方から、常緑樹の植栽や落葉樹でも花や実のなるような鳥や蝶などの虫の集まるものは避けてくれと言われた覚えがある。数多くある街区公園はほとんどが長方形で、常緑樹植栽に覆われている。それらは、今、いわゆる負の遺産と化しているが、見方を変えれば街の景観を変える、あるいは、コミュニティガーデンにすれば地域の人々の繋がりを強化したり、コミュニティへの誇りの醸成にもつながる大きなポテンシャルをもつ空間だとも言える。2013年に江東区の亀戸7丁目の公園が、デベロッパーと区の資金を得て再整備され、整備後も NPO 団体の支援によって美しいガーデンを維持している事例がグッドデザイン賞を受賞している。この事例では、区の独自の制度とデベロッパーの資金により、整備後1年間、NPO のコーディネーター料を負担することで成立した事例である。デベロッパーが自分達の建てるマンションに隣接するこの公園がマンション売却のマイナスになると考え、逆に入居者にとってもプラスになるガーデン空間としようと考えたことが契機になっている。しかし、このように地域の不動産の価値がマイナスになることは、地域の戸建て住宅や中古マンションの査定にも影響する。

街区公園や街路樹等、戦後に計画的に整備されたものの多くが現在、再整備に必要な時期を迎えている。街路樹は昨今、ゲリラ豪雨や台風などの災害や倒木等、多様な理由により植え替え等が検討されている。残念ながらその中に街区公園に手をいれる話はでない。しかしながら、街区公園のリニューアルは、まさに地域のグリーンインフラ計画の骨格として非常に有

効でもある。また、これをコミュニティの発議とすることも可能である。

横浜市の緑の市民税（横浜みどり税）を原資とした「地域緑のまちづくり事業」は、地域の問題点や課題のために緑を媒介として解決しようという発意があり、支援を希望する団体にまちづくりの専門家がアドバイス等を行い、計画を作成し、認可されると緑や花による地域の活動に助成が行われるというものである。今年で14年目になるが、横浜市の各区で急速に広まりつつある。この事業は補助額も大きく、他の市町村で実施するのは難しいと思われるかもしれないが、先に述べた災害対策名目のグリーンインフラ実現予算として考えると低廉でコストパフォーマンスのよいものとなり得る。

重要なことは、緑や花のしかも低い予算で、いわゆる地域力や不動産価値を高めることができるということとを明確に社会に示し、街区公園の存在価値を示すことにある。これこそは、造園家にしかできないことではないだろうか。おりしも2023年は、都市公園法施行150周年でもある。先達が250m 区画に1個という精度で設置した素晴らしい地域資産を、まさに負の資産にしておくのはあまりにももったいない話である。

5. おわりに

大阪万博や国際園芸博など、今後、5年ほどの間に、私達の周りで起こる社会的現象は、私達の業界の変換のチャンスとポジティブに受け止め、一過性のイベントで終わることなく、行政、民間、NPO 団体などが、連携して生み出せる新しい公園像の提案の契機としなければならない。我々は、博覧会の見学者ではなく、次世代の公園経営のために、公園の維持管理運営費の減少を食い止め、地域の公園リニューアルのための予算取得を社会に認めてもらうための新たなアクションをしなければならない。そしてそれは、先に述べたグッドデザイン賞で認められたようなわずかな予算で、不動産価値とコミュニティ活性化の両方を満たすことのできる力を社会に認めさせ、街区公園を使える資産として、議会や何より住民に認めてもらうことが必要とされている。それは小さいプロジェクトに見えるかもしれないが、社会の需要のある大きな貢献であるという自負をもって臨んでもらいたい。

3

林 まゆみ 一般社団法人みどり・人・まち研究所 代表理事／兵庫県立大学 元教授

Mayumi HAYASHI (Representative, Research Institute for Green, Human and Society/
Former professor, University of Hyogo)

1. 永続的な管理運営費用の調達システム

2023年9月、久しぶりにニューヨーク（以下NY）の土を踏んだ。コロナ禍後では、初の遠征であったが、日本造園学会のメンバーと共に、パークマネジメントの調査を目的としていた。中でも、セントラルパークや、2021年に最終エリアが開園したブルックリン・ブリッジパークの管理運営はとても刺激的で、是非この場でも紹介させていただきたい。

まず、最初に挙げたいのが、ブルックリン・ブリッジパーク（以下BBP）とその整備や管理運営を統括しているBBP コーポレーションである。BBPは、面積約34ha、全長約2.1kmのマンハッタンの東南の対岸に位置する新設された公園で、長い間寂れていた港湾区域を、年間500万人が訪れる美しい公共空間へと変貌させたものである。公園は、大都市の中心地であるマンハッタンと海岸線を再び結びつけ、多くの斬新で実験的な工夫が施されている。世界的なウォーターフロント・プロジェクトのベンチマークともなっているのだ。下図に見られるように、6つのピアが整備され

て、それぞれで、新鋭の取り組みがなされている。例えば、ピア1では、変化にとんだ水辺の体験ができ、毎日のように様々なイベントが催されている。ピア2は市民の活動的なレクリエーションに目的が据えられている。ピア3ではピクニックが楽しめ、ピア4ではボート遊び、ピア5では様々な競技が観戦できる。ピア6では、子どもたちが多様な遊びを体験できる。また、挑戦的な設計としてのハイウェイの騒音から敷地を守る巨大な音波偏向地形を成すマウンドや、外部空間のファニチャーから石張りのテラスに至るまでのサステイナブルな廃物利用（9.11の瓦礫も含まれている）、在来種を活用した生物多様性の増進、活動的な様々なレクリエーション・プログラムなど、耳目に新しい数多くの試みが入り入れられている。

我々が訪れたのは、この公園の整備や管理運営に携わってきたBBP コーポレーションという組織である。実は、この組織の存立形態が大変ユニークだ。公園の整備や管理運営費用は、近隣で行った住宅開発の収益を基盤としているもので、その持続性や潤沢な資金力は他に例を見ない。日本風に言えば、BBP 会社といっ



写真1 放棄されたウォーターフロント 1990年
©Alex MacLean



写真2 ブルックリン・ブリッジパークの全景 2021年
©Alex MacLean



図1 以前のウォーターフロントと現在の姿
©Michael Van Valkenburgh Associates

たらイメージが湧くだろうか。組織自体は半公共的で、運営母体の役員には NYC の副市長なども名を連ねているが、市役所のランチではなく、基本的には独立した非営利組織である。このコーポレーションが設立されてきたプロセスの原動力がまさに「市民力」なのである。それについて述べてみよう。

この沿岸エリアは、19世紀後半には、ウォーターフロントに沿ってレンガ倉庫の開発が急増し、多くの船の往来で賑わっていた。しかし、1883年のブルックリン橋の開通、1909年のマンハッタン橋の開通などを経て、道路を用いたコンテナの輸送が発達したことからこのエリアの貿易は急激に減速した。20世紀の半ばごろには、これらの地域の多くは老朽化し、20世紀の終わりまでには多くの倉庫が取り壊され、放棄されていた。治安も悪く人気のない港湾が広がっていた。

1984年、港湾局が棧橋を商業開発用に売却する計画を発表したことで、この場所の公共資源としての価値が再評価され、ウォーターフロント地域の公園建設を求める住民運動がおこった。BBP 連合と呼ばれているものだった。呼称を変えながらも、実はこの市民運動が BBP の成立に大きな役割を果たしたのだった。

当時、デベロッパーのワレンタスは、北部エリアで Dumbo (ダンボ) と言われる地区をおしゃれな住区に変貌させ、街の発展に成功していた。さらに南のこの地域を開発しようとして土地の一部を購入したが、市民の反発を招き、訴訟問題を引き起こした。結局、彼の新たな開発に対しては、州や市からの認可がおりなかった。最終的には、近隣の住民から発生した公園建設を求める草の根運動は、地元の市民、市役所、そして州政府からも、公園の構想を進めるという合意を得

て、財政的な約束を取り付けるに至った。市民の力が公園の成立までにつながったのだ。1998年に、ブルックリン区長であったコールデンが公園の計画プロセスを念頭にブルックリン・ウォーターフロント地域開発コーポレーション (以下 BWLDC) を設立し、2000年9月にはこのウォーターフロントの公園の基本構想を作成することが決定した。2002年には、NY 市長のブルームバーグと州知事のパタギが覚書に署名して、BBP を建設、開発、運営することに合意した。協定に従って公園を開発するために、BBP 開発コーポレーションが (以下 BBPDC) 設立され、3億ドルの予算がつけられた。

そして、2010年、BBPDC は、BBP コーポレーションとして、公園の計画、建設、維持管理、運営を行う非営利団体が成立した。その仕組みが現在にも引き継がれている。特徴的なことは、この BBP コーポレーションの原資はこのエリアで開発された住宅の固定資産税や収益から永続的に投入されることである。それによって、公園の継続的な維持管理と運営は財政的に自立することが可能となった。紆余曲折を経ながらも、市民の願いが成就したのだ。

一方、住民運動から始まり、このエリアを公園にと提案してきた BBP 連合は BBP コンサーバンシーと改称し、啓発や提案型の組織から、公園のサポートをする組織へと転換した。現在は公園の各種のプログラム提供を担っている。

公園のマスタープランは、2001年に“Michael Van Valkenburgh Associates” (以下 MVVA) というランドスケープの設計事務所によって作成され、その時点でこの公園の広大な敷地や利用計画が提案されていた。その後、MVVA はプロポーザルを行いながら公園の計画設計に携わっていった。2010年には、最初の区画としてピア 1 が公開され、最近では、2021年にエミリー・ローブリング・プラザが整備された。

ヒアリングを行った MVVA 事務所では、NY 事務所の責任者であるポール・ゼック氏が、その経緯を話してくれた。事務所のメンバーと市民、行政などを交えた数百回にもものぼる公園づくりのためのワークショップでは、市民と協働して公園に関する議論をしながら、その形を決めていった。専門家による啓発活動と地域住民との合意形成によって、アクセスしやす

く連続したリバーフロントの公園というビジョンが現実のものとなっていったのだ。

翻って、日本の国内を見ると、このような事例はあるだろうか？例えば、港湾の開発に準じて、物流施設などを作る、などと言う発想ならあるかもしれない。それを「公園を創る」という発想に至るには、やはり「市民力」が必要だろう。市民による何十年ものたゆみない活動が公園の建設をもたらした。公園の価値をより広めて、共有することにより市民力を醸成し、協働していくことが、これからの大きな課題ではないだろうか。

2. “Internal” な組織 セントラルパーク・コンサーバンシー

NY市のセントラルパークと言えば、年間4,000万人以上もの訪問者が訪れる、おそらく世界で最も有名な公園の一つだろう。公園のあるマンハッタンのその南部はフラットな地形が続くが、北上するにつれて、岩盤や多くの起伏が現れていく。セントラルパークはフレデリック・ロー・オルムステッドによってこのような地形を上手く活かした設計で創られている。「都市の肺」と呼ばれているような大都市の中心にありながらも自然豊かな野趣に富んだ公園である。

今回この公園を管理運営するセントラルパーク・コンサーバンシー（以下CPC）におけるヒアリングの内容から一番印象に残っているキーワード、“Internal”という言葉を考えてみたい。「内的な」「内部の」という意味になるのだが、公園の管理運営計画もマネジメントへの評価も全て“Internal”であるという。

日本の指定管理者制度に慣れている私達からすると、公園の管理運営計画の提案や策定に関して、外部との競争や共有もなく、どのようにして作るのだろうか、マネジメントの評価も行政や外部評価もなく？と大いに疑問を感じた。勿論、管理運営業務はNY市との契約であるから、契約の履行に関しては厳密にチェックされてはいるだろう。しかし、“Internal”ってどこまでのものなのだろう、という考えに至った次第だ。競合する他の組織がCPのマネジメントに手を挙げないのだろうか？

しかし、米国の多くのコンサーバンシーの成り立ちを見ると、私たちのこの発想自体がどうも馴染まないようである。世界一と言ってもよいほどの有名なこの



写真3 岩場もある自然豊かなセントラルパーク 筆者撮影

公園は、実は1960年から1970年代にかけては、NY市の予算の減少もあり、すっかり荒んだ公園になっていた。犯罪が多発し、市民がおいそれとは寄りつけない状態であった。それを立て直したのがいくつかの民間組織と行政が協力して発足したこのCPCである。その経緯は多くの記述や図書にも記録されている。公園をより良いものにして市民に提供したい、という理念から成立しているこの組織は、その華々しい成果と共に、経済的な裏付けもしっかりとっている。

予算について、もう少し紐解いてみたい。2022年のアニュアルレポートを見てみよう。350人のスタッフを擁する組織となっているが、まず、収入から。

前年に比べて、NY市からの資金は減少しており、全体の予算の僅か16%しかない。実に8割以上の予算は、CPCが自前で調達しているのである。その内訳を見ると、寄付金や基金の利用などがほぼ50%を占めている。それ以外には、友の会的な組織の会費などがある。会員の継続にも様々な工夫やイベントが企画されている。そして、基金の取り崩しやローンの免除なども。一方、支出では、植物の維持管理などに31%、計画やデザインと建設に13%、総合マネジメントに15%、来園者のプログラム等に5%などがまず順当に挙げられる。しかし、新たに計画された地域を象徴するハーレミアセンターという施設の設立関連に19%、寄付金集めに12%、そして特筆すべきこととして、他の公園の支援に5%とある。積極的な資金集めや、そればかりか、他の公園への支援という社会貢献的な働きもしている。

寄付金集めは、そのためのイベントやパーティをする費用も含まれているとのことだった。

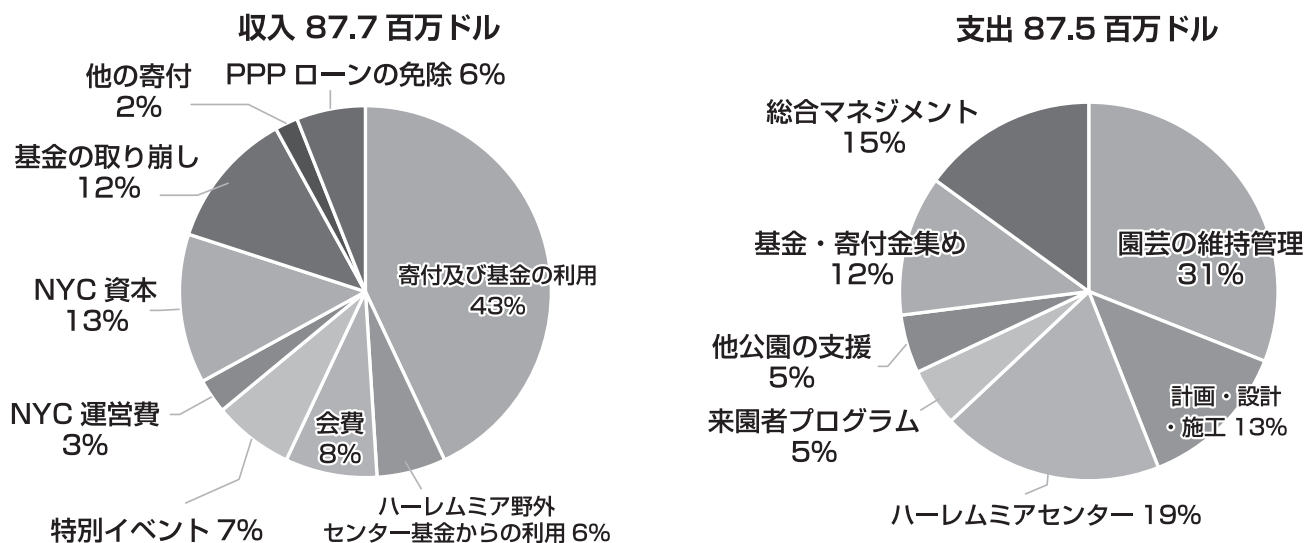


図2 CPC の2022 アニュアルレポートより ©CPC

多くのサポーター、ボランティア、そして経済的な支援者を拡大しながら、持続させているところが、CPC が自立している所以であると考えられる。安直に利益の出る飲食業や物販などの他業種を導入するわけではなく、あくまで公園の活用を促進するための取り組みとして、この寄付金や基金集めが行われている。NY 市の管理運営費や資本は、決して多くはない。殆どが自前で予算立てしているところにも内発的な“Internal”という言葉の重みを実感できる。そしてそれが計画や評価の中にその言葉が使われる所以ではないだろうか。パークマネジメントのコンセプトや理念が明確に把握され、地域とつながることが、基盤となっているのだ。

2024年のオープンを目指すハーレミアセンターの建設も順調に進んでいる。セントラルパークが設立される前から存在したアフリカ系アメリカ人コミュニティであるセネカ・ヴィレッジの解説と検証を通じて公園の歴史やその影響を継続的に継承するものでもある。また、イェール大学環境学部および自然地域保護協会とのパートナーシップによる、新しい気候ラボ・イニシアチブの立ち上げなど、次世代のリーダーの育成を目指す新しいビジネス・リーダーシップのための組織の設立なども目指されている。

「全ての人のために」という理念やセントラルパーク自身の長期的な持続可能性のためのキャンペーンの推進などに重点が置かれている。

これらの様々な取り組みは、セントラルパークが絶

大な人気を誇る中、その継続的な取り組みを支えるものでもあり、公園の美しい景観美とその所有する機能が永続的に守られることを保証するためのものでもある。

CPC の成功は他にも多くのコンサーバンシーを成立させている。しかし、NYC の公園でも CP ほど有名でないところは、友の会やコンサーバンシーとして、スタッフがボランティアで働いているところも多い。それでも、内発的なコンサーバンシーが数多くある。公園と共に歩む市民の育成こそ、我が国の公園がとり入れるべきものではないかと考える。公園が「我がもの、我がこと」として市民に意識されるような様々な取り組みによって、公園の魅力アップと共に、公園を取り巻く市民力を育成していくことは喫緊の課題といえるだろう。

【注・引用文献】

- ・ Central Park Conservancy Annual Report 2022 Annual Report_Inside_2022_Digital.pdf (centralparknyc.org) 2023年10月5日
- ・ Brooklyn Bridge park Corporation https://assets.centralparknyc.org/media/documents/AnnualReport_Inside_2022_Digital.pdf 2023年10月5日
- ・ 田島夏与 (2010) ニューヨーク市における公園緑地の民間管理の現状と課題, 立教経済学研究 63 (3), pp51-69

本号でご紹介した太政官公園。本ページと併せてご覧ください。

日本の公園150年史(3) 東京の市区改正と恩賜公園【P8～15】



金龍山浅草寺真図、明治26年の銅版画、浅草寺の蔵から今年発見された。
庭園や建物が精密に描かれており、資料的な価値が高い(浅草寺所蔵、越澤明撮影)



明治期、深川公園(越澤明所蔵)



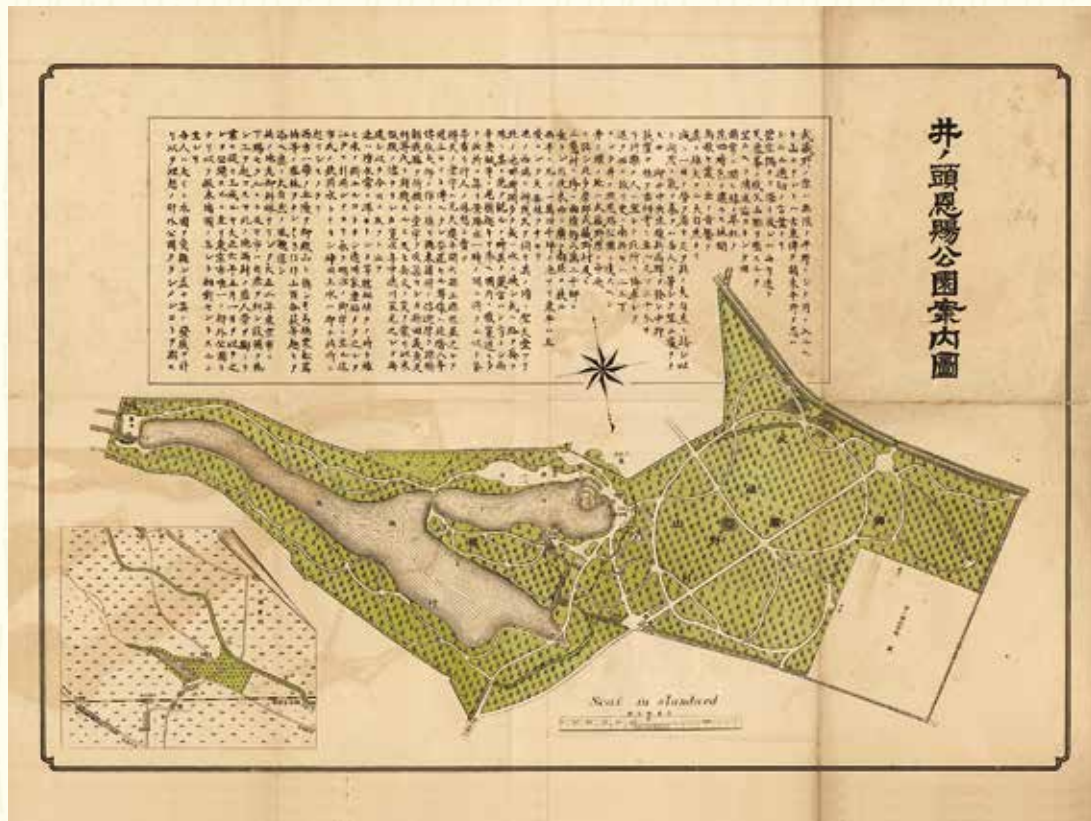
大正期、飛鳥山公園、花見を楽しむ女性たち(越澤明所蔵)



明治38年完成、日比谷公園の野外音楽堂(越澤明所蔵)



昭和初期、浅草公園六区の賑わい(越澤明所蔵)



大正6年5月開園当時の井ノ頭恩賜公園案内図、東京市作成（須田伸一提供、ぶんしん出版所蔵）



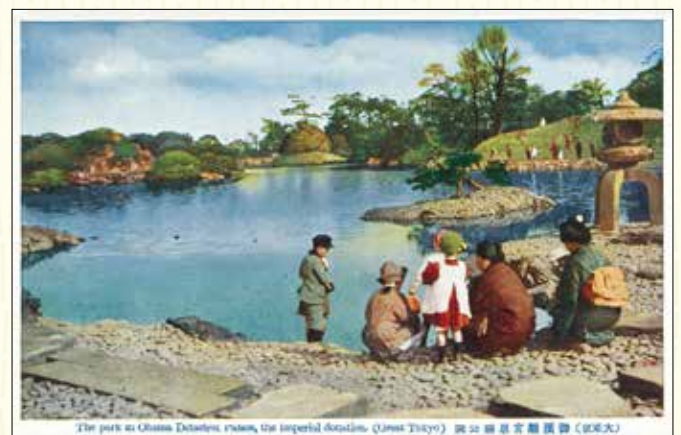
大正期、井之頭恩賜公園の正門と園路（現在は都道の吉祥寺通り、地元の幹線道路）（越澤明所蔵）



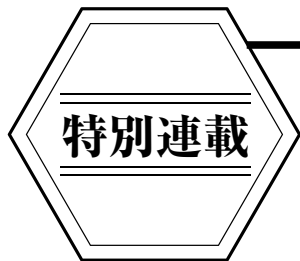
大正期、井之頭恩賜公園の弁財天と井之頭池（越澤明所蔵）



大正13年開園、旧芝離宮恩賜庭園（越澤明所蔵）



昭和初期、御浜離宮恩賜公園（現・都立浜離宮庭園）（越澤明所蔵）



日本の公園150年史 (3) 東京の市区改正と恩賜公園

Creation of Tokyo's Parks by the Urban Improvement Plan and the Donation of the imperial lands

越澤 明

北海道大学 名誉教授 / 一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University)

1. 明治の市区改正設計

明治6年の太政官布告にもとづき、内務省は東京府5公園を始めとして全国各地で公園地を指定し、公園が開設されていった。上野公園は既刊の刊行物があり、飛鳥山は北区博物館の図録があるため、本稿では記載を省くことにする(注1)。また、第一次資料としては『東京市史稿 遊園編』巻4～巻7があり、既刊の刊行物では紹介されていない公園開設にともなうさまざまな苦労や細かな事実が記載されており、今後、各区の学芸員や若手研究者で解読する事を期待する(注2)。

明治中期から昭和初期にかけて東京では、次の3つの政策と法制度で公園が誕生していった。

- ①東京市区改正条例にもとづく公園の新設と改良、
- ②皇室から土地が寄付されて誕生した恩賜公園、
- ③関東大震災の復興で誕生した復興公園(3大公園と52小公園)。

その後、昭和10年代になると、④東京緑地計画と防空法にもとづき、大緑地と小緑地が決定され、事業が着手された。

また、⑤戦後は戦災復興の区画整理(多くは小規模)、旧軍用地の跡地(かなり大規模)、筑波移転跡地の公園が誕生した。

明治政府は首都東京のインフラ整備の立ち遅れに対処するため、既成市街地の都市改良(アーバン・インブループメント、明治時代の用語では市区改正と言う)に取り組み始めた。明治21年に東京市区改正条例が発布されたが、これは大正8年の都市計画法の前身となる法制度である。

東京府では内務官僚である歴代の官選知事(楠本正隆、松田道之)により、明治9年の水道改良調査、明治15年の築港計画などが実施され、それを踏まえて、東京府知事芳川顕正は道路、鉄道、築港を中心とした市区改正案を取りまとめ、明治17年11月、内務卿山

縣有朋に建言した。

この東京府知事建言をもとに政府案を策定するために、明治18年1月、内務省に東京市区改正審査会(会長芳川顕正)が設置され、市区改正及び品海築港が審査され、同年10月、内務卿山縣有朋に提出され、内務卿から太政大臣三条実美に復命、進達した(つまり計画案は完成した)。しかし、政府の最終決定には至らなかった(これを審査会案と言う)。

市区改正に法的な根拠を持たすため、明治21年3月、政府は東京市区改正条例案を元老院(大木議長と議員52名)に付議したが反対が多く、5名の議員を調査委員として付託した(その1人は楠本正隆)。調査委員は廃案と決し、同年6月、元老院は否決した。

しかし、同年7月、内務大臣山縣有朋、大蔵大臣松方正義は東京市区改正条例案を閣議に提出した。首都東京のインフラ整備に必要性を指摘し、国庫に余裕があり、元老院の議は不要と、元老院を痛烈に批判した。政府は元老院の否決を無視して閣議決定し、明治21年8月、東京市区改正条例は総理大臣黒田清隆、内務大臣山縣有朋、大蔵大臣松方正義の三名連署によって公布となった。首都東京の都市改良に着手した山縣有朋と松方正義の決断と功績はもっと知られてよい。

東京市区改正条例が公布された結果、東京市区改正は法定計画となり、法的な根拠を持つ事になった。審査会案をさらに精査して、明治22年5月、東京市区改正設計が決定され、「東京市区改正の内、道路、河川、橋梁、鉄道、公園、魚鳥市場、獸肉市場、火葬場、墓地の部 左の如く定めらる」(片仮名を平仮名に、句読点を追加)として東京府知事高崎五六の名で告示された。これを東京市区改正旧設計と言う。このとき、築港は後回しになり、告示には盛り込まれなかった。本号の表紙に掲載したカラー地図が告示された東京市区改正設計図である。

明治22年5月告示の東京市区改正設計(旧設計)は

日本で初めて法令にもとづき正式に決定、告示された都市計画、都市インフラ整備の総合計画である。その後、公衆衛生・伝染病対策のために臨時事業として上水道改良が追加された。

東京市区改正事業は財源不足と民有地買収に時間がかかるため、都心部の枢要部、火災跡地の整地を除いては、進捗が遅れた。そこで、明治36年3月、市区改正設計の全体を見直し、絞り込みを行い、促成を図ることになり、縮小した設計を東京市長松田秀雄の名で、「東京市区改正新設計 道路、河川、橋梁、公園、鉄道、市場、火葬場及び共葬墓地の部」(平仮名に改め、句読点を追加)を告示した(これを新設計と言う)。

東京市区改正事業は大正7年まで実施されたが、その後は、道路、都市河川、運河、公園などは大正8年公布の都市計画法にもとづく都市計画事業に移行した。上水道、築港、鉄道、市場などは都市計画とは別事業となり、別省庁の事業、市の企業体の事業となった。

東京で市区改正事業が実施されていた時期に、明治15年から大正5年に東京市の人口は88万人から228万人に増加し、東京市に近接する町村の人口は18万人から64万人に増加した。この結果、さまざまな大都市問題が顕著になり、深刻化した。そこで、大正5年頃から内務省では総合的な都市計画制度の必要性を感じ始めて、大正8年の都市計画法の制定に至った。

2. 市区改正公園の総括

大正7年4月、内務省は東京市区改正事業の達成状況を総括記録を取りまとめて、大正8年2月に『東京市区改正事業誌』として刊行した(注3)。この刊行物は東京市区改正事業によるインフラ整備を次の5施設、①道路橋梁、②河濠、③公園、④市場及び火葬場、⑤上水道、に分類している。そこで、③の公園について、その全文を引用する。なお、読みやすさを考慮し、原文の片仮名は平仮名に改め、濁音とし、句読点を加え、数字は算用数字に改めた個所がある。

「 三、公園

一、旧設計に依るもの

日比谷外、48公園 此の面積凡そ百万五千百坪

一、(明治)36年の新設計に依るもの

日比谷外、21公園 此の面積凡そ六十六万二千六百坪

(越澤注 49公園を22公園に削減した。)

一、其の後、追加に係るもの

御茶ノ水外、9公園 此の面積凡そ二万五千三百七十坪即ち、現設計数32公園、此の面積凡そ六十八万七千九百七十坪と為す。而もその内、浅草芝2公園は、今後に大改良を加ふべきもの属す。

(越澤注 新設計が22公園、追加が10公園、合計で32公園となる。)

而して此の外、全く着手にいたらざるものは、下谷公園、御玉ヶ池公園外7公園にして、此の面積五万坪余とす。而して一面には、浅草外2公園不用地として売却を予定したるもの二万八千六百有余坪(主として浅草公園附属地)を有するを以て、此の処分方法を講ずるに於いては、約式百六円内外の財源を得ること難しからざるものと思惟す。依って、公園大改良の資源と為するに足るべし。」

3. 市区改正公園の推移

太政官布告の5公園は社寺境内地など既存官有地の一部を公園地にするという政策であった。一方、明治18年10月の東京市区改正審査会案は、東京全体のインフラ整備という観点から新規公園の必要性和計画理論を打ち出した政府文書であり、日本の公園史にとって大きな意義がある。その冒頭箇所から一部分のみを掲載する(片仮名を平仮名に改め、濁点とした)(注4)。

「人口緻密の都府に園林及び空地を要するは、其の因由一にして足らずも雖も、第一に衛生上より論ずれば、街衢相連なり、……開豁清潔の場所あるに非ざれば、住民日常生活産業より生ずる大気の汚敗を更新するの路なく、……園林空地を市府の内外に設置して、常に無償の清風を居民に供給するの他求むべきの道なし、或は遠隔の大公園に逍遙し、或は近区の空地に慰憩し、……凡そ欧米開明国の都府にして、其の戸口境域の比例に随ひて、公園空地の設けあらざるものなき、……退て吾東京を顧るに、……前段市府衛生上の目的に達せざること誠に尚ほ遼遠なり、今本府市区の改正を計画するの美挙あり、公園空地を増設するの事必ず其の重要の一課題と為さざるべからず、……衛生に関する巨益の外、首府をして首府たるの壮観を煥発せしむること、出火天変の際、人民迴避の場所を得ること、……」

公園空地とは、パーク・アンド・オープンスペースの日本語訳と考えられる。公園緑地に相当する用語が

政府文書で使用されたのはこれが初めてである。

そして、ロンドン、パリ、ベルリン、ニューヨークと比較し、東京では人口2万につき1空地が必要であるとした。東京市には大遊園を15箇所、小遊園を45箇所、合計面積は124万坪と計算した。

最終的には、大遊園11箇所、面積103万坪（買収が必要17万坪）、小遊園45箇所、面積12万坪（買収が必要10万坪）、合計面積116万坪として内務卿に提出された。

審査会案の大遊園、小遊園は、①靖国神社、築土明神及び赤城神社、神田明神及び図書館、麴町平川天神、湯島神社などの社寺、②浜町旧徳島邸及び細川邸（帝都復興事業の浜町公園として実現）、芝旧仙台邸など大名屋敷、①と②を合わせた麴町公園及び旧雲州邸、③万世橋内広場、今川橋脇、柳原和泉橋脇、浅草橋内広場、数寄屋橋外など橋詰（帝都復興事業の橋詰広場として実現）が選定されていたことが特色である。

明治22年5月に告示された東京市区改正設計（旧設計）では、公園は49カ所、合計101万坪（買収必要22万坪）と決定された。第1号公園は日比谷公園であり、第49号公園は王子公園であった。

大規模な公園は、太政官5公園と日比谷公園以外では、富士見公園（靖国神社）、神田公園（神田明神及び図書館）、麴町公園（日枝神社）、下谷公園（旧佐竹邸、復興小公園として実現）、道灌山公園（日暮里村諏訪神社、青雲寺など）、向島公園（水戸徳川家屋敷から土手沿い、帝都復興で隅田公園として実現）、高輪公園（線路沿い、最近発見された高輪築堤の一带）などである。

小規模な公園は、平川公園（平川神社）、清水谷公園（「贈右大臣大久保公哀悼碑」）、万世橋公園、柳原公園（柳原仁社）、坂本町公園（旧坂本町病院跡地）、矢倉公園（元柳橋脇）、虎ノ門公園（琴平神社）、赤城公園（赤城神社）、高田公園（高田八幡神社）、根津公園（根津神社）、緑町公園（本所区旧津軽邸）、品川公園（品川神社）などであり、神社境内地と橋詰が多い。

神社境内地と橋詰以外の特殊な公園としては、大久保利通公の清水谷公園、病院跡地を利用した坂本町公園（注5）、火除け地の一部を利用した富坂公園（小石川砲兵工廠裏の火除け地、現・礪川公園の起源と言える）、などである。大名屋敷跡地の公園化は向島公園と緑町公園であり、非常に少ない。

東京市区改正設計（旧設計）の当初案では公園は、大

遊園、小遊園に分かれていたが、審議の過程で、「大小を区別せずに単に公園と称すべし」となった。このため、最終決定では、大小を区別せず、公園という名称になった。東京市区改正設計においても従来の遊園という用語に代わり、公園という用語に統一された。

明治36年3月に決定、告示された東京市区改正設計（新設計）では、廃止された市区改正公園は、神田公園、向島公園、道灌山公園、平河町公園、万世橋公園、浅草橋公園、虎ノ門公園、根津公園、蔵前公園、厩橋公園、品川公園、王子公園など、27箇所であった。民有地（神社が多い）買収が必要な公園の多くは廃止された。市区改正公園の数は22箇所となり、面積も大幅に減少した。

明治42年3月、東京市区改正委員会は廃止した旧神田公園を復活させ、御茶の水公園として開園した。明治43年8月、東京市区改正委員会は「小公園設置に関する建議案」を議決した。この建議を主導したのは内務省衛生局長の窪田静太郎（法学博士、後に行政裁判所長官）であり、社会政策、貧民救済に熱意があった。明治44年7月、8カ所の小公園候補地が東京市区改正委員会で議決され、同年10月、市区改正公園の追加として告示された（注6）。

その8公園は数寄屋橋公園（帝都復興事業で実現）、虎ノ門公園（戦後、GHQ 駐車場を経て、公園廃止、現・三井不動産ビル）、土手公園（越澤注、四ツ谷駅付近の外濠公園）、蛸殻町公園（帝都復興事業で実現）、若宮公園（牛島神社境内地）、鳥越公園（鳥越神社境内地）、



神田橋公園の案内図。大正9年1月市区改正設計で決定。建築物があり、公園設備は未着手。昭和5年7月公園工事着手、昭和6年3月開園。越澤明所蔵。

浅草橋公園、今戸公園であった。その多くは明治36年3月に廃止された公園計画の復活であった。

大正3年1月、東京市長法学博士男爵阪谷芳郎より

[illegible]

東京市が昭和5年3月に取りまとめた東京市が管理する既設公園33公園、復興公園55公園(大公園3箇所、小公園52箇所)、合計88箇所が図示されている。日本公園緑地協会や東京都公園協会の刊行物では掲載されていない図面であり、資料的な価値がある。本資料は木村英夫氏(元建設省計画局施設課長)から寄贈され、現所蔵は越澤明。

既設市公園

昭和五年三月

公園名	面積	位置	施設	状況	年月日	備考
日比谷公園	二、四六六、三六〇	麹町區(内山町谷町)	兒童遊園、兒童會堂、兒童會堂、兒童會堂、兒童會堂	砂場、砂場、砂場、砂場、砂場	明治三六、一	
麩水谷公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
虎ノ門公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
千鳥ヶ淵公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
土手二番町公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
四谷區須賀町公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
乃木公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
芝公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
愛宕公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
舊芝公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
台場公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
數寄屋公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
坂本公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
千代田公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
宮本公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
海島公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
白山公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	

— 5 —

公園名	面積	位置	施設	状況	年月日	備考
江ノ島公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
大塚公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
上野公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
下谷公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
淺草公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
今井公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
特乳山公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
舊安田公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
横須賀公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
深川公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
旗江公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
飛鳥公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	
井ノ頭公園	一、〇三三、三三三	同	同	同	同	

— 6 —

公園の經營

本公園は總て市に於て統一し、御下賜、寄附の公園、復興大、小公園並に日比谷、虎ノ門公園及水泳場競技場等の如き特殊施設は市が直接管理經營し其他の公園は區に委嘱してゐる。
財源、經營費並に新設改良費は總て公園地より生ずる收入に依るもので、政府の補助金又は一般市經濟よりの補給金等はない、此公園收入は公園未開設地の貸付料公園施設の使用料、入場料等であるが一般施設は勿論無料主義である。

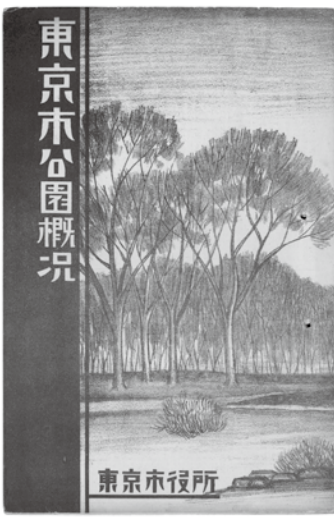
公園内特殊施設

- 動物園 一、(上野公園内面積九、八四三坪飼育動物數二一三種九四四頭、主要飼育舍二十六棟一ヶ年觀覽人一、二四三、二七五人他に日比谷、井の頭に於て小規模に動物を飼育してゐる)
- 水泳場 五、(芝は五〇×一六米、濱町は二五×一六米、月島第二は二五×一〇米、上六は二五×六米、井の頭は天然池水)
- 音樂堂 二、(日比谷、一つはパビリオン式、他は野外劇場式)
- 庭球場 一、(日比谷四、芝二、錦糸二、深川二)
- 舟遊場 三、(日比谷は自由廣場、芝、錦糸)
- 教場 一、(大塚、面積五六〇坪植物四六三種樹木二七五本、濱木、一七〇株及蔬菜花卉等)
- 公會堂 三、(日比谷、舊安田、清澄は記念館)
- 純日本庭園 四、(舊芝離宮、舊安田、清澄、淺草公園の一部)
- 陳列場 六、(日比谷)
- 馬見場 一、(舊芝離宮)
- 兒童遊園 六、(日比谷、上野、芝、錦糸、濱町、隅田)
- 苗圃 六、(羽根澤他五箇所面積四四二〇六坪、栽培植物三七八、七八八本)

公園面積總表

既設市公園	三三ヶ所	二、一四二、二〇三、七〇平方(六四八、〇一六、坪六)
復興公園	五五ヶ所	四三四、五九六、一八平方(一三一、四六五、坪三五)
計	八八ヶ所	二、五七六、七九八、八八平方(七七九、四八一、坪九六)

— 2 —



東京市の既設公園の一覽(昭和五年三月調べ) 出典『東京市公園概況』東京市役所発行、越澤明所蔵

小石川区江戸川橋付近の河岸段丘の緑について、「北側沿岸の勝地は一面崖地にして、四時鬱蒼として老木茂り、幽きよ閑雅の清致あり。自然的に山水の表趣を形成し、遊歩地として実に得易からざるの良地たり、依ってこれを公園となし、持って市民の慰藉に供し度候條、市区改正設計中公園の部に追加せられ度、図面相添え此の段照会候也り」（平仮名に改め、句読点を追加）（注7）と、東京市区改正委員長水野廉太郎（内務次官）あてに申請が出された。本案は可決され、大正3年7月、市区改正設計公園に第32江戸川公園が追加告示された。

また、大正7年3月、第33千鳥ヶ淵公園、第34乃木公園が追加告示されており、大正9年1月、第35神田橋公園が追加告示された。

第23御茶の水公園は明治45年5月に開園していたが、帝都復興事業の街路用地となったため、場所を移動して、昭和3年12月、第36宮本公園として名称も変更して告示した。これが東京市区改正公園としての最後の告示である。

市区改正新設計とその後の追加を含めた36カ所の公園については、その後の経過や廃止、現在の都市計画と都市公園面積などを末松四郎がわかりやすく表にまとめている（『東京の公園通誌 下』東京都公園文庫、1981年、11～13ページ）。

江戸川公園は東京における風致的な公園、河川環境を生かした公園の第一号である。江戸川橋の付近は徳川幕府が関口大洗堰を設けて、水戸徳川家屋敷（後楽園の庭園に引水）と江戸市中（神田上水、水道橋）に分水をした場所である。神田上水の水源地は大正6年に井之頭恩賜公園となった。江戸の水源である神田川（神田上水）の水源部と下流部の2カ所が大正のほぼ同時期に公園化された意義は大きいと考える。これまで東京の公園史に関する既刊の刊行物では、神田川沿いの2つの公園化、さらには千鳥ヶ淵公園を有機的に考える視点は弱かった。

国有地財産の下戻しに関する政策を受けて、浅草公園地については、明治44年5月、行政裁判所の判決で浅草寺に下戻しとなった。浅草寺からは公園地の解除、土地返還の陳情が出され、大蔵省主税局から公園地の実態について照会があり、東京市長阪谷芳郎から要請があり、東京市区改正委員会で繰り返し議論をした。その結果、浅草公園七区は浅草寺に返還して、東京市



大塚公園の案内図。江戸時代は松平定信（楽翁公）の庭園の一部。明治26年養育院。大正14年東京市の公園、社会事業、病院の用地。大正15年5月公園工事着手、昭和3年3月開園。越澤明所蔵。

が財源として維持したい浅草公園六区は公園設備をなすことで決定した。その結果、大正2年6月、内務大臣は浅草公園の総面積6万7千坪から2千300坪を削除する事を認可した（注8）。

4. 公園政策として市区改正の評価

本稿を執筆するに際して、膨大な量の『東京市区改正委員会議事録』（復刻版では『東京都市計画資料集成

明治大正編』全28巻）を初めて全冊を読破した。議事録であり、詳細図は掲載されておらず、たまに簡略図があるのみで、小さな個別案件の細かな議事が大半を占めており、無味乾燥であり、これまで全冊を読む必要性を感じていなかった。しかし、全冊に目を通してこのたび判明したことは、委員が最も活発に議論したのは公園に関する次の2案件、1つは小公園の建議、2つめは浅草公園地の削除、である。

明治大正期の東京市区改正設計と市区改正公園を、東京公園150年史の観点から、どのように評価するかについては、次のように考えている。

1) 東京という大都市全体を見据えて、公園の必要性和配置を国の政策として考え、法定の計画とした意義は大きい。つまり国家による緑の都市政策であり、都市における緑とオープンスペースに関する計画および政策の嚆矢であった。

2) 東京の都心枢要部の旧大名屋敷を各省庁が使用する中で、日比谷練兵場を移転させ、日比谷公園という都心のセントラルパークを実現させた。しかし、他の旧大名屋敷の公園化や大名庭園の保存活用という政策は明治大正期では希薄であった。

3) 非常に小規模であるが、公共施設の移転跡地を公園化する先鞭をつけたのが坂本町公園である。

4) 橋詰の広場・公園化の考えは、関東大震災の帝都復興計画に影響を与えたことは間違いない。帝都復興事業で多数の橋詰広場が実現した。大阪、名古屋の市区改正・都市計画では橋詰を広場・公園化する考えはなかった。

5) 東京市区改正委員会という政府機関が小公園の必要性を建議した意義は大きい。しかし予定地に小さな神社の境内地を選定したことは無理があった。帝都復興では小公園と小学校を併設、区画整理の実施という新政策を打ち出すことで小公園が52箇所誕生した。

6) 大火を延焼遮断する防災緑地の考え方は、明治政府には希薄であった。例えば、江戸幕府の広大な火除け地（一ツ橋の一带、護持院ヶ原、二番三番四番明地）はすべて官立学校と宅地となり、空地は皆無である。

7) 風致、河川、水環境を生かした公園の先駆けをつくった。水と緑の風致的な公園を誕生させた。それは、江戸川公園と千鳥ヶ淵公園である。

8) 高輪品川の鉄道沿い、海岸沿いの市区改正公園が廃止され、復活しなかったことは残念であった。鉄道と海岸の管理にも寄与する点があるはずであったが。

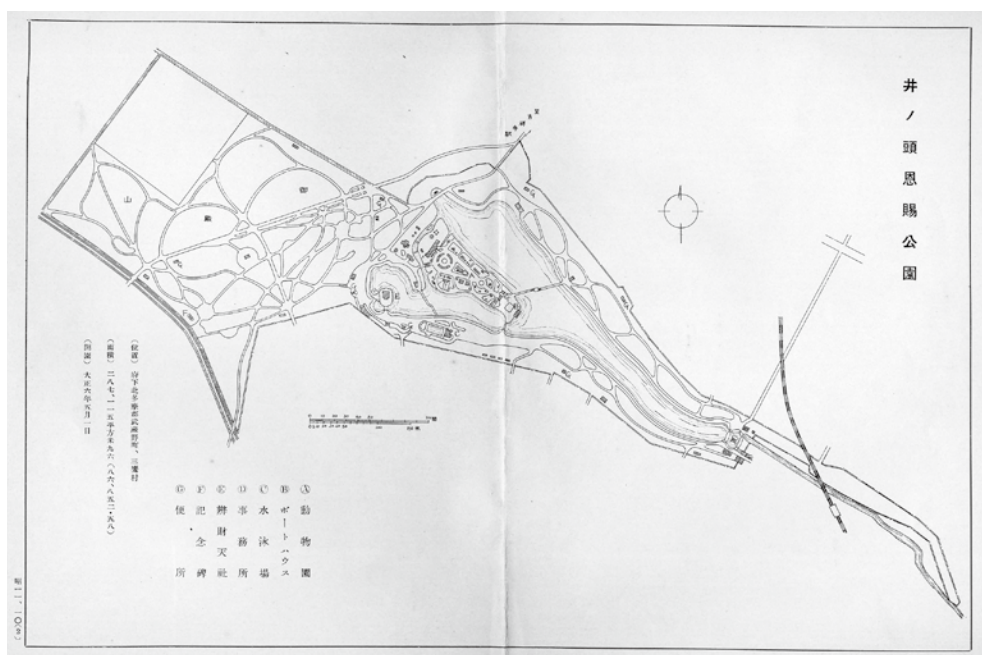
9) 明治大正期に市区改正が不十分ながら動き出し、東京の都市化が一層進展する中で、次に述べる皇室財産の一部を下賜し、恩賜公園とする社会的な雰囲気や宮内省、財界有力者に醸成させた。

5. 恩賜公園と寄付公園

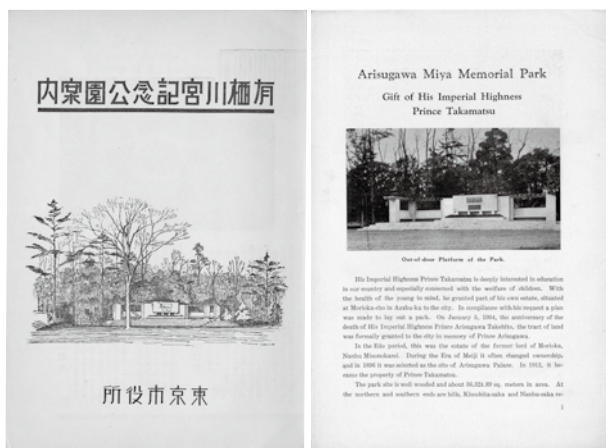
東京の公園の誕生の大きな役割を果たしのが恩賜公園である。宮内省から東京市に公園用地として御料地が御下賜され、それを整備し、誕生したのが恩賜公園である。名称と面積は『東京市恩賜公園』（東京市公園課発行）を引用する。

- ・井之頭恩賜公園、6万6千坪。幕府の水源地
- ・上野恩賜公園、18万9千坪、上野公園地
- ・旧芝離宮恩賜庭園、1万5千坪、紀州家→有栖川宮家→天皇家離宮
- ・猿江恩賜公園、1万6千坪、幕府の御材木蔵

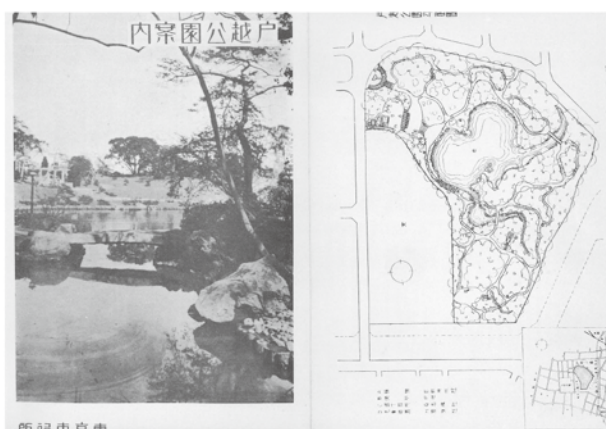
井之頭恩賜公園は日本初の恩賜公園であり、東京初の郊外公園である。この場所は江戸時代から名所であり、江戸幕府の水源地であった。大正2年10月、東京市長阪谷芳郎（明治45年～大正4年市長、元大蔵大臣）は宮内省に井ノ御料地・御殿山御料地の拝借を依頼し、同日、東京市会に「郊外公園設置に関する件」を提出・議決された。大正2年12月、北多摩郡の三鷹村と武蔵野村にまたがる両御料地は東京市に公園用地として御下賜（寄付）された。近接の買収地も加えて、大正6年5月に恩賜公園として開園し、大正10年に水泳場、児童用徒歩池が竣工した。この御下賜には渋沢栄一（東京市参与、阪谷芳郎の岳父）が支援して宮内省と折衝し、郊外公園の構想は本多静六（東大林学教



井ノ頭恩賜公園の平面図。大正6年5月1日開園。昭和11年10月作成図。越澤明所蔵。



有栖川宮記念公園の日本語、英語の冊子(東京市役所)、
越澤明所蔵



戸越公園案内図(東京市役所)、越澤明所蔵

授)ら関わった(注9)。

戦後、東京都は井の頭公園の周囲の民有地に対して建物の高さ制限(風致地区や高度地区の指定)を可能とする都市計画決定をしていない。そのため1972年より公園に接して12階マンションが立ち並び、景観が損なわれ、井の頭池の湧水が減少した。

4箇所の恩賜公園に続いて、関東大震災の前後に財界の安田家、岩崎家は被災した邸宅地を避難地として開放し、その後公園として寄付した。

- ・旧安田庭園、安田家、4千坪、旧池田邸跡
- ・清澄庭園、岩崎家、1万5千坪、旧久世邸跡
- ・有栖川宮記念公園、1万1千坪、旧南部邸跡
- ・戸越公園、三井家、6千坪、旧細川邸跡

また、皇族の高松宮御用地(旧有栖川宮家邸、高松宮家が継承)から寄付され、昭和9年に有栖川宮記念公園と開園した。また昭和7年、三井家から小学校敷地と附属地が寄付され、昭和9年、附属地を戸越公園として開園した。このような大邸宅は旧大名屋敷であることが多く、結果として、大名庭園の遺構が公園化

されたことになる。

昭和5年3月は帝都復興事業が完成した年月であるが、東京市が取りまとめた既設公園の一覧(帝都復興公園は別扱いであり、含めていない)では、東京市が管理する公園は33カ所、214万平方メートル(6万4801坪)であった。帝都復興の大小公園を合わせると、東京市全体の公園は88カ所、258万平方メートル(7万7948坪)であった。明治6年の太政官布告、東京市区改正設計、恩賜公園・寄付公園という取り組みの成果がこの総括表に示されている。

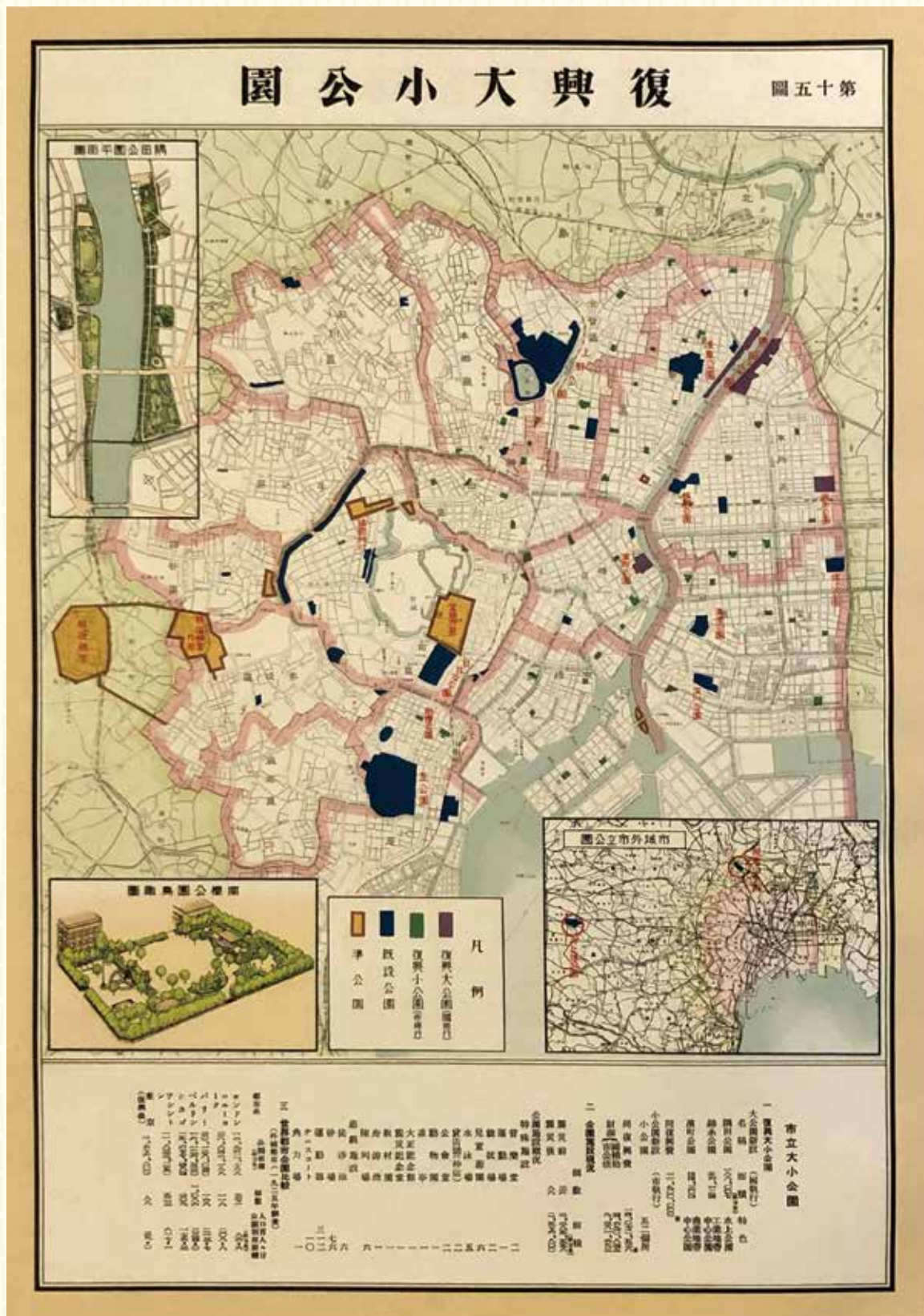
昭和21年11月、芝離宮と並ぶ庭園であった浜離宮(旧徳川将軍家の浜御殿→幕府の海軍所→宮内省の浜離宮)が宮内省から東京都に御下賜され、都立浜離宮庭園となった。

参考文献

- 1)『上野公園ものがたり 開園式典から120周年』東京都公園協会、1996年。前島康彦『東京都公園史話』東京都公園協会、平成元年。東京都公園協会発行の公園文庫に前嶋康彦『日比谷公園』、小林宏茂『上野公園』、末松四郎『東京の公園通誌上下』など。
- 2)『東京市史稿 遊園編第四』東京市、昭和7年～『東京市史稿 遊園編第七』東京都庁、昭和28年。
- 3)東京市区改正委員会編纂『東京市区改正事業誌』大正8年2月。編集責任者は東京市区改正委員会幹事の池田宏(初代の内務省大臣官房都市計画課長となる)。復刻版は『東京都市計画資料集成 明治大正編 33巻』本の友社、1988年。
- 4)『東京市区改正事業誌』17ページ。佐藤昌『日本公園緑地発達史 上巻』都市計画研究所、1977年、159ページ。
- 5)坂本町公園の概要は『わが国ランドスケープの嚆矢 長岡安平』東京都公園協会、2015年、10ページ。
- 6)『東京公園史話』94～99ページ。
- 7)「東京市区改正委員会議事録 第268号」『東京都市計画資料集成 明治大正編 26巻』本の友社、1987年。
- 8)『東京市区改正事業誌』176～182ページ。
- 9)前島康彦『井の頭公園』東京都公園文庫、東京都公園協会、1980年。河井信良、宮川安久『井の頭公園100年写真集』ぶんしん出版、2022年。

本号でご紹介した太政官公園。本ページと併せてご覧ください。

日本の公園150年史(4) 公園緑地150年の歩み【P8～15】



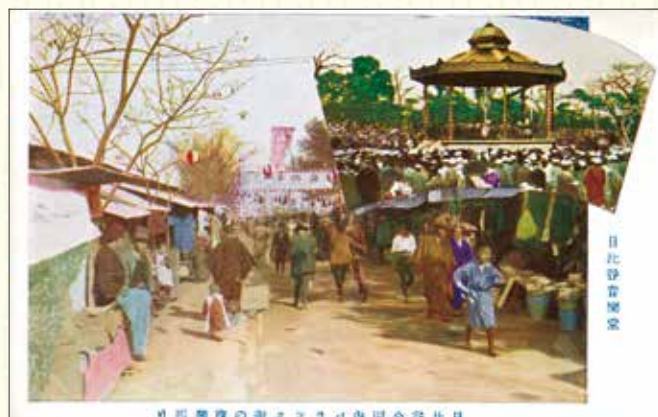
帝都復興の大公園・小公園の配置図(昭和5年3月)

復興大公園(国施行)、復興小公園(市施行)、既設公園、準公園(宮城外苑、明治神宮外苑、明治神宮)の4区分で図示されている。『帝都復興事業図表』は昭和5年3月の帝都復興祭の記念品として作成され、稀覯本である(越澤明所蔵) - 97 -



震災地御巡視

震災直後、震災地を御巡視する摂政宮殿下(昭和天皇)、上野公園(越澤明所蔵)



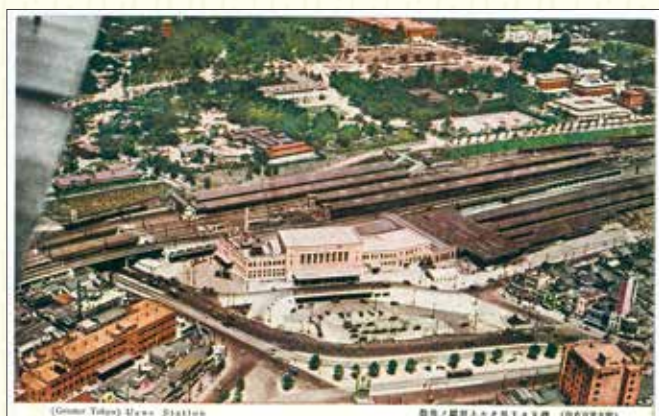
日比谷公園の仮設住宅

野外音楽堂は再建されたが、東京市は公園内にバラック仮設住宅を認めた(越澤明所蔵)



浜町公園の記念塔(写真左)、浜町公園の遊歩道(写真右)

復興大公園の1つであり、公園に乏しい日本橋区の中央公園として計画された。敷地は旧細川邸跡地などを用地買収した。記念塔は震災で壊れたコンドル設計の残材を活用した。幹線道路(清洲橋通り)から浜町公園までのアプローチとして遊歩道を設ける独特の設計を施した(越澤明所蔵)



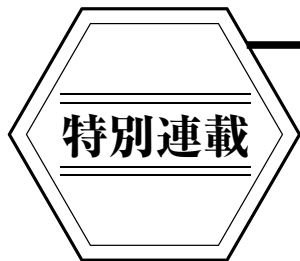
上野駅と上野公園

竣工した上野駅と改修された上野公園。復興計画で駅前広場が新設され、1階・2階立体構造の駅舎となった(満鉄はより大規模にして大連駅の設計に生かした)。上野公園は擁壁が改修されたが、戦後、闇市を収容するために細長いビルが建設された(越澤明所蔵)



昭和大通り

新設された昭和大通りは、幅員が44メートルで、中央部は路面電車と植栽帯であり、すぐれた景観であった。1960年代に中央部は高架の首都高速道路、アンダーパスの車道となり、緑豊かな景観が失われた(越澤明所蔵)



日本の公園150年史 (4) 関東大震災の復興公園

Tokyo's Parks by the Reconstruction Plan after the Great Kanto Earthquake in
September 1923

越澤 明

北海道大学 名誉教授 / 一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor, Emeritus, Hokkaido University)

1. 関東大震災と第二次山本内閣

大正12年(1923年)9月1日、関東大震災が発生した。8月24日に総理大臣加藤友三郎が死去し、山本権兵衛に大命が下り、二大政党が入閣を断り、震災翌日の9月2日、第2次山本内閣が成立した。震災内閣と呼ばれる。副総理格の内務大臣は後藤新平、大蔵大臣は井上準之助、であった。

赤坂離宮の庭の天幕で、蝋燭の明かりで実施された組閣式について、摂政宮殿下(後の昭和天皇)は、強い印象を持たれたためか、絵画に描き永く記録として残すことを望まれた。宮内省の御下命により和田英作(東京美術学校校長)は絵画「山本内閣親任式」(1点の横幅が3メートルの油絵を2点)を製作した。1点は摂政宮殿下から親任を受ける内閣総理大臣、もう1点は次の間で親任式を待つ諸大臣ある。

昭和11年9月1日、絵画「山本内閣親任式」が献上され、吹上御所大広間に掛けられた。この御物の絵画は現在、宮内庁から昭和天皇記念館(国営昭和記念公園内)に長期貸与されており、一般拝観が可能となっている。

2. 帝都復興院と復興計画

政府では復興計画の策定は後藤新平内務大臣が担当した。内務省都市計画局で復興計画の立案作業を進める一方で、後藤新平は統合的、横断的に帝都復興を推進するために、国の新組織が必要であると認識した。9月29日、省と同格である帝都復興院を設立され、後藤新平は内相兼務のままで帝都復興院総裁に就任した。かつての部下である内務省と鉄道省の優秀な事務官僚、技術官僚を帝都復興院に集めた。

副総裁には、後藤新平の台湾総督府、鉄道院総裁の時代に側近であった官僚の宮尾舜治(前職は愛知県知

事から北海道庁長官)と松木幹一郎(前職は東京市政調査会専務理事、後に台湾電力社長)が就任した。技監には直木倫太郎(東京市土木課長、大阪市区改正部長を務めた都市インフラのトップ技術者)が就いた。

計画局長は池田宏(初代の内務省都市計画課長、前職は内務省初代社会局長から東京市第二助役)、経理局長は十河信二(後藤が鉄道院総裁時代の側近、戦後の国鉄総裁、新幹線の父)、建築局長は佐野利器(東大教授のまま兼任、耐震構造学を確立、都市計画法制定の学者側の中心人物)が就任した。

十河信二から強い推薦で、後藤新平にとっては全く無名であった鉄道技師の太田圓三(実兄は詩人の木下杢太郎)を帝都復興院土木局長に大抜擢した。太田圓三を土木局長に採用しないのであれば、十河信二は帝都復興院を辞職するとまで後藤新平に強く迫った。この結果、本来は土木局長の予定者であった直木倫太郎を技監に格上げした。太田圓三は帝都復興院土木局の道路課長に平山復二郎(後に鉄道省建設局長、満鉄理事、土木学会長)、橋梁課長に田中豊(後に東大教授、土木学会長)を抜擢した。

戦前では、東大・京大を卒業する土木技術者に人気がある就職先は鉄道省と満鉄であった。その次は内務省土木局の直轄河川であり、内務省の都市計画行政を志望する都市土木の技術者は変わり者と見なされていた。

土地整理局長は適任者が見つからず、宮尾舜治の部下、稲葉建之助(前職は北海道庁土木部長)が就いた。

内務省都市計画局の第一技術課長(都市土木)の山田博愛、第二技術課長(建築と造園)の笠原敏郎は帝都復興院に異動して、帝都復興院計画局の第一技術課長と第二技術課長になった。内務省都市計画局という組織が実質的には丸ごと帝都復興院計画局に移転したような状態であった。この結果、内務省都市計画局は大臣官房都市計画課に縮小された。

帝都復興院の課長クラスには鉄道省と内務省から優

秀な事務官僚を異動させた。金井清（戦後、諏訪市長）、菊池慎三（後に秋田県知事、横浜市助役）、武部六蔵（後に企画院次長、満洲国の國務院総務長官）などである。

復興計画（幹線道路の配置、大公園の配置、区画整理）の立案は池田宏、佐野利器、山田博愛など内務省系が主導して行った。道路・橋梁・運河・地下鉄など都市インフラの計画は鉄道省系の太田圓三が主導した。

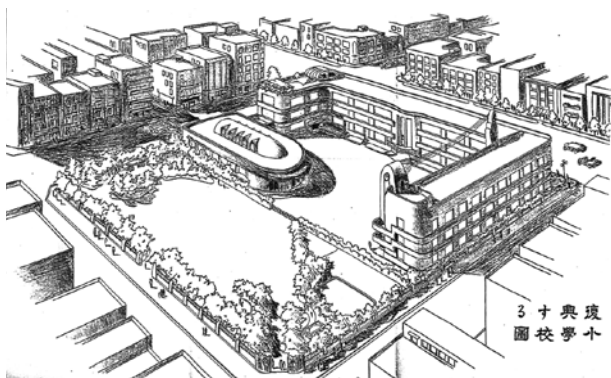
大正12年11月24～27日、帝都復興審議会（委員は大臣待遇を受ける）に政府原案が提出されたが、審議の結果、計画内容が縮小となった。それを受けて、政府は更正予算案を作成し、12月10日招集の帝国議会に提出した。そこで議会多数派の政友会は復興予算を2割削減し、区画整理をごく一部に限定し、帝都復興院予算をゼロにした（つまり帝都復興院の廃止を意味する）。第二次山本内閣は断腸の思いで予算削減を受け入れ、帝都復興事業予算は確定した。

3. 区画整理の断行と永田秀次郎

2度にわたり、帝都復興計画の政府原案・政府予算が削減された結果、帝都復興計画は大幅に縮小されてしまった。昭和天皇も戦後、後藤新平が策定した復興計画の縮小は残念であるとの回顧発言をしている。

復興計画の縮小とは具体的には次の内容であった。

- ①幹線道路（国施行）の幅員を縮小。道路に付随する上野公園前の大広場も廃止。
- ②公園（国施行の大公園）の規模を縮小。隅田公園の規模と延長は半分以下になった。
- ③道路地下の共同溝を断念。地下鉄は東京市営での実施を断念。



復興小学校と小公園の模式図
東京市復興事業局作成、出典：越澤明『東京の都市計画』

④区画整理（国施行）は幹線道路に関係する一部地区に限定。大半の区画整理をどうするかは地元に任せる。

大正12年5月、関東大震災が発生する前に、後藤新平東京市長の退任後に、東京市長には永田秀次郎が東京市会から選出されて就任していた（後に、震災市長と呼ばれる）。永田秀次郎は後藤新平が最初の内相時代に警保局長に抜擢した内務官僚であり、後藤新平東京市長の下では第一助役に就任していた。

復興区画整理の必要性を強く認識していた永田秀次郎は、議会が予算削減したため、実施が困難となった区画整理を東京市の予算・人員で実施することを決意し、東京市会の賛同を得た。また、現場の国と東京市の復興事務所は幹部が兼務して事業の円滑化を図った。

その結果、焼失地の全域に対する区画整理が実施された。この結果、区画整理と同時に実施される小公園も用地が確保されることになり、52箇所の小公園が小学校（耐火構造）とセットで誕生した。

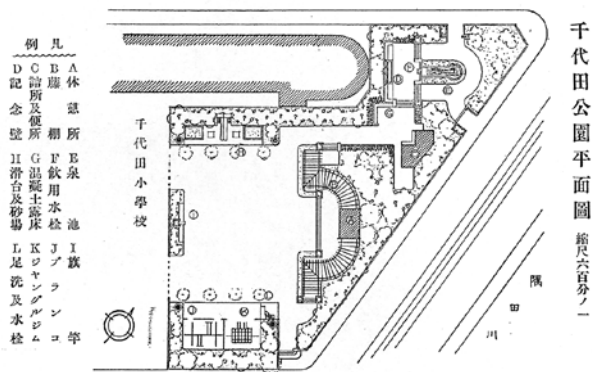
したがって、関東大震災の復興で誕生した52箇所の復興小公園の生みの親は永田秀次郎であると、歴史評価することが適切である。

東京の公園・造園史や政治史に関する刊行物、研究著作では、永田秀次郎市長の貢献を忘れていることが多い。永田秀次郎はその後、拓務大臣、鉄道大臣を歴任し、淡路島出身では最も活躍した政治家であった。俳人としては永田青嵐と号した。出身地、南あわじ市では現在、永田青嵐顕彰全国俳句大会が開催されている。

4. 帝都復興院から復興局へ

大正12年12月27日、虎ノ門事件（摂政宮暗殺未遂、難波大助によるテロ）が発生し、第二次山本内閣は総辞職となった。しかし、すでに国施行の帝都復興予算は帝国議会で議決していたため、その後の内閣によって帝都復興事業が実行された。

1924年（大正13年）2月25日、帝都復興院は廃止され、それに代わり、内務省の外局である復興局が設置された。復興局のトップである長官は政治家ではなく官僚ポストとなった。初代長官は直木倫太郎であるが、次の長官からは知事経験がある内務官僚の事務系高官が就任した。帝都復興院の局は復興局の部となり、幹部職員、中堅職員の多くは復興局にそのまま在職を続けた。



千代田公園平面図 縮尺六百分の一



昭和五年三月帝都復興記念式典で、千代田小学校屋上が昭和天皇の御展望所となった。両図版は越澤明所蔵。

左：千代田公園の平面図。小学校と一体で小公園を設計したことが示されている。この図面の道路側から撮影したのが右の写真である。
右：昭和5年3月帝都復興記念式典で、千代田小学校屋上が昭和天皇の御展望所となった。両図版は越澤明所蔵。

復興局は特別都市計画法に基づいて、東京と横浜の2都市における都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施、市街地建築物法の施行を担当した。大正8年に制定された都市計画法では、国が自ら都市計画事業を直轄事業として実施することは想定していなかった。特別都市計画法を制定した理由は、国が都市計画を実施することを可能とし、区画整理の法制度を整備することが目的であった。

1924年～1930年に特別都市計画法にもとづき帝都復興事業が実施された。この期間中は、東京と横浜の都市計画行政・建築行政は、都市計画東京地方委員会、都市計画神奈川地方委員会、警視庁、神奈川県庁に代わって、復興局と特別都市計画委員会が担った。また、内務省の大臣官房都市計画課は留守部隊として陣容が大幅縮小されており、東京、横浜の両都市以外の全国の都市計画の事務を担当している。

帝都復興事業は1933年(昭和5年)3月31日に完了し、4月1日に復興局は廃止され、残務整理として、復興事務局が設置された(局長は内務次官が兼務した)。『帝都復興誌』が編纂・刊行されて、復興事務局は1932年(昭和7年)4月1日に廃止された。

『帝都復興誌』の建築篇と公園篇は合冊して刊行された。全164頁の『帝都復興誌 公園篇』は帝都復興事業における復興公園の公式記録である。

これに対して、東京市役所は公園のみの復興誌は刊行していないが大公園と小公園の各リーフレットを作成し、『東京市公園概況』という小冊子を作成した。また、昭和7年10月に東京市公園制定六十年祭を開催し、数点の小冊子を作成した。これらのリーフレット、小冊子は東京都立中央図書館、東京都公園協会では全点

は所蔵していない。

昭和5年3月の東京市全体の公園配置図(本連載の前号11～12頁)、帝都復興の大公園・小公園図(本郷のカラーグラビア)で掲載をした。これらの図面で明らかのように、関東大震災の復興で公園が新設された結果、東京市内の公園は質量共に飛躍的に向上した。

5. 大火の延焼防止と避難者の収容

関東大震災の大火の延焼を公園、広場、庭園、河川などが防火帯となり、猛火の拡大を防いだ。災害時における公園の防火機能を初めて実証したのが関東大震災である。

関東大震災の延焼、飛び火を見ると、都心から西南部では日比谷公園、虎ノ門公園、芝公園、愛宕山、日枝神社、赤坂離宮、靖国神社、外濠などが防火帯となっている。都心から北部では、後樂園、東京帝大、湯島聖堂、岩崎家湯島邸庭園、不忍池、上野公園が防火帯となっている。また、浅草寺、松浦伯爵邸庭園、岩崎家清澄庭園の周囲は大火であったが、類焼を免れた。

当時の東京市の人口は217万人であったが、その7割に相当する157万人が公園、広場に逃げ込み、その度、罹災者の住まいとして仮設のバラックが建設され、かなりの期間、家を失った人々の仮住まいの場所となった。また、警視庁と東京市役所も日比谷公園を仮本部とした。災害時における公園の避難機能を初めて実証したのが関東大震災である。

避難者数157万人を収容者の多い順に記載すると次のようになる。上野公園50万人、宮城外苑30万人、芝公園20万人、日比谷公園15万人、浅草公園10万人、

小石川植物園8万人、牛ヶ淵・富士見公園5万7千人、浜離宮5万人、横網町公園5万人（焼死3万8千人）、東京駅広場3万人、虎ノ門・清水谷・麴町公園3万人、土手公園1万人、清澄庭園1万人、千鳥ヶ淵公園・半蔵門外広場3千人、江戸川公園1千人である。

痛ましいのは赤羽に移転した陸軍被服本廠の跡地＝横網町公園である。公園が未整備で、樹木が皆無で、空き地状態であったが、大八車に乗せた布団や家財道具に飛び火し、竜巻のような火災旋風が発生した結果、3万8千人が焼死した。横網町公園には慰霊堂が建設され、毎年、9月1日に関東大震災の死者を弔うために法要が続けられている。第二次大戦後は、3月10日に東京大空襲の犠牲者の法要も営まれている。

6. 復興局公園課長の折下吉延

帝都復興院では計画局第二技術課で東京全体の公園計画を統括する公園技術者が必要になり、折下吉延（東京帝国大学農学科卒、明治神宮造営局主任技師）が抜擢され、大正12年10月16日付けで明治神宮造営局を兼務のまま着任した。

明治神宮造営局（大正4年～昭和2年に設置）において神宮外苑の計画・工事を担当していた折下吉延は、大正8年5月～9年1月、欧米各国の都市計画調査のため海外出張しており、欧米の公園事情に詳しく、かつ、神宮外苑という本格的な都市の緑に関する実務経験を有する技術者であった。

帝都復興院が復興局に改組された時に、復興局建築部（部長は笠原敏郎）は庶務課、技術課、公園課の3課となり、公園の組織が格上げとなり強化された。中央官庁の組織で、公園行政を担当する独立の課が新設されたのは歴史上、初めてである。復興局の公園課は国土交通省の公園緑地・景観課のルーツである。

復興局建築部公園課は国が直轄施行する東京・横浜の大公園の新設と街路植樹植栽を統括した。公園課長の折下吉延は明治神宮造営局の部下である横山信二、井本政信、太田謙吉、水谷駿一、江口日出松、高島隆一などを復興局に異動させた。また新たに東京帝大農学部学士、佐藤昌なども採用された。一方、明治神宮造営局では田阪吉徳が主任技師となり、折下吉延の指導も受けながら外苑の工事を続行した。

東京の三大公園は、隅田公園が横山信二、浜町公園



復興局公園課の業務は、公園の計画・設計・施工・管理・維持管理にわたる。特に、公園の計画・設計は、公園の機能・用途・規模・形状・配置などを決定する重要な役割を担っている。また、公園の施工・管理・維持管理は、公園の品質・安全・美観を確保するために不可欠な業務である。

復興局公園課は、公園の計画・設計・施工・管理・維持管理にわたる業務を統括し、公園の品質・安全・美観を確保するために不可欠な業務である。

項目	金額(円)
公園の計画・設計	1,000,000
公園の施工	2,000,000
公園の管理・維持管理	3,000,000
公園の整備・改良	4,000,000
公園の調査・研究	5,000,000
公園の広報・啓発	6,000,000
公園の施設・設備	7,000,000
公園の環境・衛生	8,000,000
公園の安全・防災	9,000,000
公園の文化・芸術	10,000,000
公園のスポーツ・レクリエーション	11,000,000
公園の教育・研究	12,000,000
公園の国際交流	13,000,000
公園の社会貢献	14,000,000
公園の環境保護	15,000,000
公園の防災・減災	16,000,000
公園の文化・芸術	17,000,000
公園のスポーツ・レクリエーション	18,000,000
公園の教育・研究	19,000,000
公園の国際交流	20,000,000
公園の社会貢献	21,000,000
公園の環境保護	22,000,000
公園の防災・減災	23,000,000
公園の文化・芸術	24,000,000
公園のスポーツ・レクリエーション	25,000,000
公園の教育・研究	26,000,000
公園の国際交流	27,000,000
公園の社会貢献	28,000,000
公園の環境保護	29,000,000
公園の防災・減災	30,000,000

『東京市公園概況』昭和5年3月。なお『公園緑地』84巻1号の11～12頁の掲載資料とセットになる。

が水谷駿一、錦糸公園は太田謙吉が主任となった。横浜は井本政信が主任であり、公園完成後に横浜市の初代公園課長に就任した。当時は実施設計とその製図も復興局公園課内の直営作業であり、造園コンサルタントという職業は存在していなかった。公園設計図の仕上げは山本武（明治神宮造営局林務課雇から復興局に異動）が担当した。復興局の若手技術者の1人に黒澤昇太郎がいる。黒澤昇太郎は戦後の初代の横浜市公園課長となった（退職後は日本公園緑地協会事務局長）。

帝都復興事業が完成して、復興局は廃止されたが、折下吉延は十河信二（満鉄理事、満鉄経済調査会長、満洲国初期の政策立案を担当）の依頼で満鉄顧問となり、関東州と満洲国の公園緑地行政を指導した。この関係で佐藤昌、横山光雄、木村三郎、長松太郎、黒澤昇太郎など多数の公園技術者が内地から派遣された。

明治神宮造営、帝都復興公園、東京緑地計画と大緑地造成、満洲国の都市計画という四段階を踏んで、公園緑地の計画と実務経験が蓄積されていき、戦後は全国各地の戦災復興計画の公園緑地に活かされていく。

後藤新平が創設した内務省の都市研究会は都市計画法制定や帝都復興事業の普及啓蒙に役割を果たしたが、戦後は財団法人都市計画協会となった。都市計画協会では実務者を対象とした2つの功労賞を設けており、阿部功労賞（区画整理）と折下功労賞（公園緑地）である。このことから日本の都市計画の発展は区画整理と公園緑地が両輪であったことが分かる。



下谷黒門町広場と省線御徒町駅(1925年開業)、昭和6年撮影
江戸時代の下谷広小路は明治以降は道路となったが、帝都復興事業で下谷黒門町広場が新設された。松坂屋上野店(1929年竣工、鈴木禎次設計)と地下鉄上野広小路駅(1930年開業)が直結。日本で初めて百貨店と地下鉄駅の直結した。戦後、露店を広場に収容したため、その後、ビル化した結果、広場の大半が消滅した。越澤明所蔵。

7. 東京の復興公園計画

大正12年10月、帝都復興院計画局第二技術課は焼失区域内の公園計画案を作成した。予算総額は1億1,183万円(うち用地費は7,138万円、設備費は4,000万円)。100万坪(=約330ヘクタール)の公園を新設・拡張する。その内訳は都市公園(後の大公園)は8箇所、72万坪、近隣公園(1箇所平均1万2千坪)は5箇所、18万坪、児童公園(1箇所平均1,250坪)は10箇所、10万坪)であった。

焼失区域の戸数は40万戸、人口は180万人であり、焼失区域の人口1人当たりの公園面積は0.56坪(=1.85㎡)であった。世界各国の現状を比較すると、ワシントンは18.0坪、ロンドンは1.8坪、パリは2.1坪、ベルリンは1.0坪であった。

大正12年11月1日、帝都復興参与会に対して全体の復興計画の政府原案(甲案13億円、乙案9億6千万円)が提出された。この甲乙案では非焼失区域の幹線道路や大公園おり、戸山軍用地(旧尾張藩下屋敷)は公園予定地となっていた(戦後は都立戸山公園、都営住宅、早大、官公庁施設などになる)。この帝都復興計画の政府原案(甲乙案)の図面は『帝都復興事業誌』には収録されておらず、長年、謎となっていたが、1989年、都市計画協会に持ち込まれた山田博愛旧蔵資料の中から越澤明が発見し、雑誌『東京人』1989年9月に掲載して、世の中に初公開された。

大正12年11月1日～9日の帝都復興院参与会では本多静六参与から大中小の公園は公園連絡広路(パークウェイの日本語訳)又は幹線広路(ブルヴァールの日本語訳)で系統的に連絡させる、公園と公園連絡広路と公園広路兼用幹線道路の面積は市域の1割以上とするとの希望意見が出されている。

しかし、帝都復興院と大蔵省との折衝の結果、帝都復興事業の全体予算は7億円となり、非焼失区域の事業(道路や公園)は取り止め、焼失区域内でも事業を絞り込むことになった。大正12年11月、帝都復興院理事会で最終決定された東京復興公園計画は予算1,190万円(用地費1,010万円、設備費180万円)、公園は隅田公園、江東公園(後に錦糸公園と改称)、日本橋公園(後に浜町公園と改称)の3箇所、9万坪となった。

この公園設定理由書は次のように記載しており、日本公園150年の歴史で非常に重要な政策文書であるた

め、長文であるが引用する(カタカナを平仮名に改め、句読点を追加した)。

「当時(=平常時を意味する、越澤注)に有りては衛生、休養、慰安の機関として、非常時に有りては防火、避難、救護の要所として都市に於ける公園の配置及び面積の適否は都市計画上の重要事項なり。

而して従来我が国都市に於ける公園施設の殆ど見る可きもの無かりしは周知の事実にして、這般の火災に於いても亦た痛切に其の必要を体験したる処なり。

然れども今東京に対し直に理想的公園設置の実現を期することは国家財政の関係上、到底不可能に属するを以て、茲に将来に於ける全般的計画に対する相当なる考慮の下に、差し当た緊要やむを得ずものを実現するの程度に止めたり。

由来東京市内には幾多の官有地を包有し、就中、砲兵工廠(現在の後樂園スタジアムの敷地)、御茶ノ水女子高等師範学校跡(現在の東京医科歯科大学の敷地)、蔵前高等工業学校跡地(田園都市株式会社の大岡山と土地交換)等、或いは又、浜離宮、猿江町御料地(猿江恩賜公園となる)等の如き、皆均しく公園として適當の場所たるべきも、諸般の関係上、今直ちに公園に編入するは指南の事情にあり。依って、何しも全般的公園計画には此の予想し、他日公用の廃止の自機を待つて其の実現を期しむるものなり。

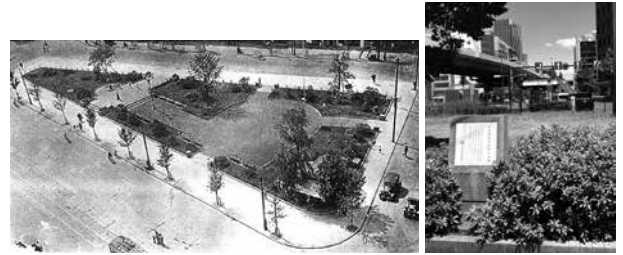
右に関し其の公園配置上、民有地買収を要するものも亦少なからず。然れども是れ一時に其の実現を期せむこと如上の見地より至難なるべきを以て、差し当たり最も有効なる左の三箇所の民有地を買収して、将来公園計画の一端たらしめんとす。

- 一 江東公園 約4万坪 (説明略)
- 一 隅田公園 約4万坪 (説明略)
- 一 日本橋公園 約1万坪(説明略) 」

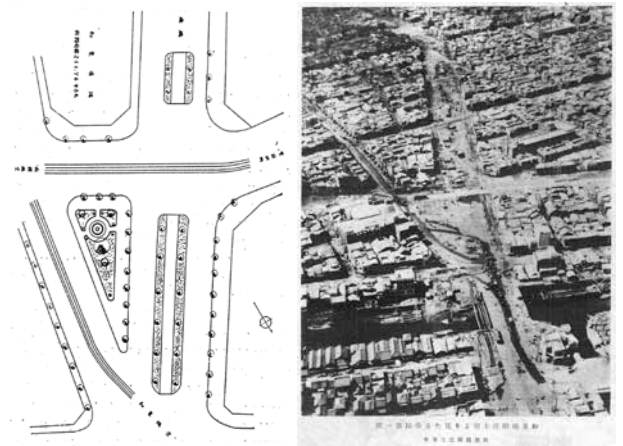
大正12年11月15日～18日、東京と横浜の公園計画は帝都復興院評議会に諮問され、次のような要望事項を附して原案が可決された(カタカナを平仮名に改め、句読点を追加)。

「帝都復興院評議会 公園広場に関する要望事項

- 一、交通、火防、衛生、美観の為め、主要街路の交差点其の他数箇所に広場を設くること。
- 二、公園は出来得る限り、之を増設すること。公園候補地としては、例えば、砲兵工廠跡及び糧秣廠跡



和泉広場、街路庭園、面積211平方メートル。



和泉町広場(設計図と工事中写真)

街路庭園の実例。昭和通りと大正通り(靖国通り)の交差点(現在の岩本町交差点)に新設された。昭和通りの植栽帯と一体で都心の緑を創出した。現在は、庭園は失われており、雑草が伸びて、「馬の水飲広場」という名称である。帝都復興事業で新設した街路庭園であることを東京都庁と千代田区役所は忘れてしまった。

(錦糸公園となる)、隅田川両岸の如きを考慮すること。

三、官有地は成る可く公園敷地として無償にて下附せられたきこと。」

大正12年11月24日～27日、公園を含めた帝都不幸計画の全体が帝都復興審議会に附議された。公園計画(公園配置と公園予算)は次の要望を附して原案通り可決された。

「帝都復興審議会 公園に関する要望事項」

今回の如き大震害の如き場合を顧慮し、公園内に消防に要する充分の貯水設備を為さしむること」

大正12年12月19日、衆議院で帝都復興予算は4億7千万円に縮小されて通過し、12月24日、貴族院を通過して、確定した。公園関係の予算は総額2,385万9千円となり、その内訳は、国施行の東京は1,190万円、国施行の横浜は195万9千円、東京市施行は1,000万円であった。

8. 東京の大公園

国施行の大公園は用地取得は買収によるため、公園用地は復興区画整理の区域には含めていない。隅田公園は日本で初めて本格的なリバーサイド公園として建設された。震災前の東京の下町は人口と家屋が密集していたが、公園は乏しかった。日本橋区における中央公園として浜町公園が、また、城東区における中央公園として錦糸公園が新設された。

隅田公園は水戸徳川家小梅邸を用地買収し、市有の河岸地を隅田公園に編入し、地下鉄（浅草上野間）と復興局の工事残土で庭園跡地を埋め立て地盤嵩上げた。また、荒川放水路の開鑿の結果、洪水の心配が減ったため、復興局は内務省土木局と協議し、浅草側の河岸を埋め立て、狭かった浅草側の公園用地を拡大した。この結果、隅田公園の面積は5万6,606坪となった。

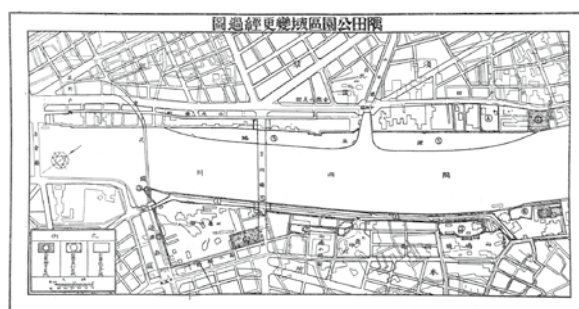
隅田公園の浅草側は明治以来、東京で唯一のボート競技の場所であり、一高、東大、商大の艇庫があった。明治神宮外苑は陸上競技の中心であるのに対して隅田公園は水上競技の中心となるように設計されたが、陸上競技場も設置した。隅田公園の本所側は江戸以来の墨堤として知られた景勝地であり、それらを都市計画の思想を用いて改良し、遊歩道と桜並木からなる歩行者主体の並木道路を新設した。公園と道路と河川が融合した質の高い公共空間が日本で初めて誕生した。本号の表紙に掲載した写真をご覧ください。

隅田公園は本格的なリバーサイド公園であり、河川沿いに美しい景観が誕生した。しかし、1964年東京オリンピック関連の都市改造で首都高速道路が建設され、隅田公園の遊歩道は高架の首都高速道路が貫通してしまい、隅田公園の雰囲気と景観は悪化し、今日に至っている。

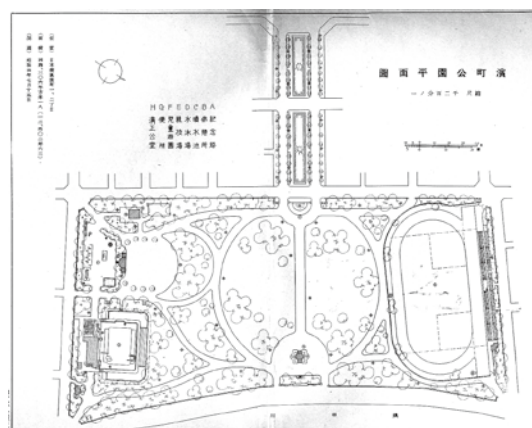
浜町公園は江戸時代は細川家、蜂須賀家などの大名屋敷があった場所で、明治以降は三業地に指定された。土地所有者は細川家、紀州徳川家、安田保善社（安田財閥）の三者のみで土地買収は容易であったが、借地借家が非常に多く、瓦礫も多く、移転補償と造成工事にはかなり苦労した。

浜町公園は幹線道路（清洲橋通り）から公園へのアプローチに、遊歩道を設けるという独特の設計を行った。幹線道路と遊歩道との角地は区画整理の結果、日本橋久松町にあった明治座がここに移転した。公園内は美

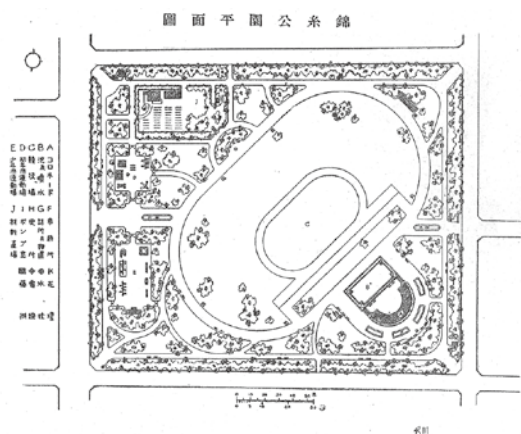
観本位で緩やかにカーブした苑路とした。隅田川に面して公園の中央に広場を設けて、記念塔を造った（設計は荘原信一）。永代橋のたもとにあったコンドル設計の開拓使物産売捌所はその後、日本銀行が創設されると本店となり、その後、日本銀行の集会所となった由緒ある建物が関東大震災で炎上した。その残材を使用して、コンドルの業績を永遠に偲ぶとの意図で、浜町公園の記念塔は建設された。しかし、浜町公園の記



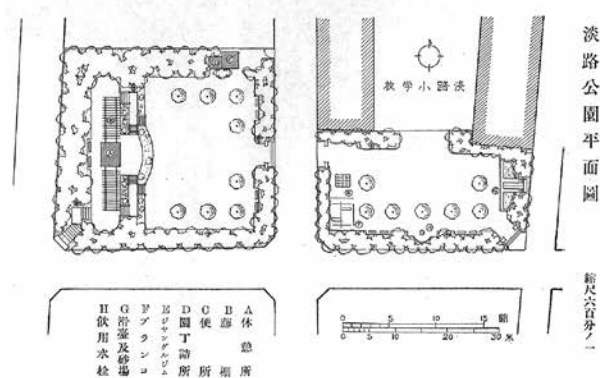
隅田公園の平面図、面積5万7千坪、昭和6年3月24日開園。浅草側は隅田川の埋立てで公園の幅を広くした。本所側は徳川邸が種値となっていた。出典：『帝都復興事業誌 公園篇』



浜町公園の平面図、4万4千㎡、昭和4年7月15日開園。昭和11年作成の図面、越澤明所蔵。



錦糸公園の平面図、面積5万6千㎡、昭和3年7月18日開園。出典：『帝都復興事業誌 公園篇』



淡路公園の平面図

淡路公園と淡路小学校は道路で分離して配置された。これは区画整理で街区の大きさ、換地の都合からこのように分離したと思われる。越澤明所蔵。

念塔は東京大空襲で焼失し、再建されなかった。

錦糸公園は旧陸軍糧秣廠の跡地に新設された。糧秣廠の地上部は焼失したが、基礎が残り、瓦礫が多く、撤去に苦勞をした。また、敷地が低湿地であり、舟運で復興局土木工事の残土を運んで、盛り土、造成を行った。公園の設備は競技場、幼年と少年を分けた運動場が主であり、プールは復興予算の制約で断念した。

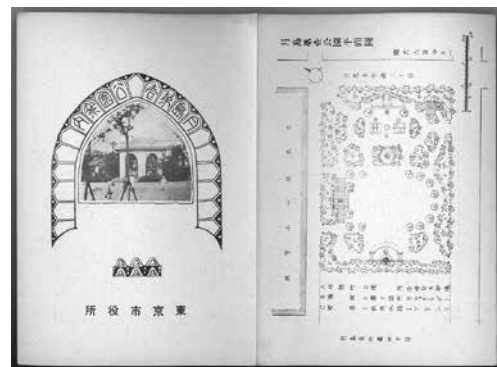
9. 東京市の復興小公園

関東大震災の帝都復興事業によって焼失区域に52箇所の小公園が小学校とセットで新設された。明治大正期の東京市区改正では小公園の建議は実現しなかったが、帝都復興事業で小公園が一挙に短期間で実現したことの意義は大きい。

大正13年3月24日、国施行の復興事業が開始された時期に、東京市長永田秀次郎から内務大臣水野錬太郎あてに「公園新設計計画並びに之が事業執行決定方稟請願」が提出された。大正13年4月26日、復興局は協議会を開催して検討した結果、区画整理換地設計として困難、近接地に市区改正公園があるなどの理由で7箇所を削除し、9箇所を追加し、21箇所の面積を変更し、合計52箇所の小公園を認めた。

これを受けて、大正13年5月9日、東京市長から内務大臣宛に「公園新設計計画並びに之が事業執行決定方稟請願」が提出された。この稟請文書には「東京市小公園設定に関する説明書」が添付されている。その内容を要約すると次のようになる。

- ・大正13年度～大正17年度の5ヶ年の都市計画事業で実施する。



月島第一公園の案内リーフレット

表紙はデザインを工夫している。越澤明所蔵。復興小公園52箇所の全部で公園案内が作成された（筆者は40年前に古書市で一括購入、北大から引越しの際に多くが行方不明）。公的図書館で52箇所のリーフレットを収集しデジタル公開してほしいものである。

- ・小公園の平均面積は約900坪とする。
- ・小公園は小学校に隣接して設置する。
- ・区画整理区域外である佃島公園、月島公園（2公園月島埋立地）を除いた50箇所は土地区画整理事業として執行する。

この東京市の稟請案は特別都市計画委員会に大正13年5月22日に付議され、審議を経て、大正13年6月17日に原案通り可決された。そして7月2日に内閣の認可を得て、7月4日に内務省から告示された。この告示には「前項の事業の一部は其の年割の範囲内に於いて土地区画整理事業として之を執行するものとする」と定めており、原則として復興土地区画整理事業の中で公園を新設することになった。

帝都復興事業の区画整理では、道路用地や公園用地となるため、宅地減少率（減歩）が1割未満の場合は無償で東京市が土地取得し、1割以上の場合は東京市が補償金を支払い土地取得を行った。

宅地減少率が1割以上の地区では、公園新設のために宅地減少率が高くなることを避ける必要が生じた。そこで、東京市は公園予定地の付近で用地買収を行った（戦後の用語では先行取得と呼ぶ、業界俗語では牛蒡抜き買収と呼ぶ）。その上で区画整理の換地を行い、小公園の敷地を確保した。

この結果、東京市の小公園52箇所の内、無償で公園用地取得は1箇所のみ（上六公園）であり、14箇所は補償金支払いで公園用地を取得し、34箇所は東京市の先行買収（換地充当地を買収し、換地として公園用地を取得）であった。

このことは、実は、区画整理の設計と公園の場所と大きさがすぐには確定しないことを意味する。その結

果、小公園の設計（位置と場所、面積と形状）が何度も何度も変更する作業が必要になってくる。

そのため、大正14年3月30日から昭和4年12月14日にかけて小公園の都市計画変更に関する内務省告示は42回も出されている。このことは、東京市の公園課にとっては多大な作業であった。何度も設計変更をして、区画整理委員会にも説明をして、特別都市計画委員会に関係文書を提出する。

このような膨大な作業が必要になった結果、東京市公園課のナンバー2（公園課技術掛長）であり、復興小公園の設計・立案の責任者であり、本多静六の教え子である大溝勇は体調を悪くし、死去した。過労死であると推測している。

当時の造園界の二大派閥は東京帝大の農学科と林学科であった。

復興大公園は内務省復興局が担当、明治神宮外苑を経験し、東大農学科（園芸）、笠原敏郎、折下吉延、佐藤昌などが中心である。

復興小公園は東京市公園課、明治神宮内苑を経験し、東大林学科、本多静六、井下清、大溝勇などが中心である。

10. 知られざる莊原信一と大溝勇

これまで建築史と土木史の研究で全く知られていない莊原信一という官庁建築技術者がいる。東大建築を大正12年卒で、同期生は17名という少人数である。莊原信一は復興局に配属されたが、これは明らかに佐野利器を行った人事と思われる。

莊原信一は復興局の次は都市計画神奈川地方委員会に勤務し、国策会社の満洲房産株式会社（満洲国の住宅公団に相当する）が設立されると、技術部門のトップの建設課長に就任した。例えるならば、満洲住宅公団建設部長に相当するポストである。戦後は内閣府技官という経歴である。莊原信一と東大同期生である桑原英治は神奈川県庁の庁舎建築（トップは佐野利器）を担当し、その後、満洲国に派遣され、笠原敏郎建築局長の下で庁舎建築の責任者となった。

佐藤昌は次のように証言する（聞き手は越澤明）。

「錦糸公園の設計は莊原信一さんだろうと思うんですね。それから浜町公園に造ったコンドルの四阿も莊原さんですよ。非常に絵がうまい人で、本当のデザイ

ナーですね。非常に上品な人です。僕はしょっちゅう莊原さんと将棋をさしていましたよ。」

さらに、佐藤昌によると、復興橋梁のデザインにも莊原信一は関わっていたという。今後の建築史・土木史研究で掘り起こしをすべき人として、本稿で記載しておく。

復興橋梁に関わった建築技術者は山口文象（1902～1978）がこれまで知られている。しかし、山口文象は東京高等工業学校附属職工徒弟学校（現・東京工大附属高校）という学歴である。中央官庁では技術者の学歴と職種階層の違いの差が厳しい。復興局では建築デザインに優れた東大卒の建築技術者がいたはずであり、莊原信一はその1人である可能性がある。

東京市が担当した52箇所の復興小公園は東京市公園課の井下清課長が中心となり推進して実現したことは良く知られている。

関東大震災の前に、大正10年、後藤新平市長は都市の緑を重視して公園課を設置した（全国の大中都市の中では最も早い）。課長は事務系の江馬建である（後に浅草区長）。当時の東京市では本庁課長から区長に異動が出世コースであった。関東大震災後、復興小公園は東京市が主体で計画立案と事業実施するようになったため、公園課が拡充された。技術系の課長が必要であると永田秀次郎市長が認識し、井下清を課長に抜擢した。

大正13年3月、東京市公園課のナンバー2である技術掛長というポストには、井下清より五歳年下で、俸給は井下課長と同じという待遇で国家公務員（内務省の採用）である大溝勇（東京帝国大学林学科卒）が配属された。東京市の公園課の職員の大半は造園施工、植栽管理の実務者であり、帝大卒の技術者は1人もい



東京市公園課の技術掛室、場所は三菱丸の内六号館
大正13年7月29日撮影、前列右端が大溝勇掛長。『神園』
25号。中澤慶人（大溝勇の曾孫）所蔵。



井下清課長外遊送別会、第三台場にて、大正14年7月19日
東京市公園課の雇人も含めた全員と推定。同一写真が『井下清先生
業歴録』（昭和49年刊）で掲載され、「井下課長歓迎会（大正15年7
月）」と記載されているが、これは誤記であることが判明した。『神園』
25号。中澤慶人（大溝勇の曾孫）所蔵。

なかった。井下清の次の公園課長に就任することが予定されていることが、復興局と東京市では誰が見ても分かる人事である。

大正14年7月、井下清は外遊を命じられた。技術系課長が外遊できることは異例であり、井下清の仕事に対する評価が東京市長には高かったためと推察される。しかし、井下清が外遊している時期は、区画整理と連動して復興小公園の計画とその頻繁な修正作業が最も多忙を極めていた時期である。その激務がたたき、昭和3年6月、大溝勇は在職中に肺炎で急逝した。享年38歳である。

大溝勇という公園技術者の存在はこれまで前嶋康彦著を含めて東京都公園協会の刊行物では名前が記載されてない。造園史・公園史のさまざまな著作でも名前が記載されず、忘れ去られた人である。

大溝勇は本多静六の愛弟子であり、明治神宮造営局林務課に勤務し、中堅幹部として評価が高かった。その後、北海道庁に転勤後、関東大震災の復興のために東京に呼び戻され、東京市公園課の技術掛長に就いた。この人事は東京市長の永田秀次郎、大溝の上司であった帝都復興院副総裁の宮尾俊治、帝都復興院参与の本多静六が相談した結果と思われる。

昭和7年10月19日、日比谷公会堂で「東京市公園制定六十年祭」が開催された。登壇は三名である。挨拶は永田秀次郎市長、報告は井下清公園課長、講演は本多静六林学博士である。このことから、東京市の復興小公園の計画には本多静六の影響力が大きかったことが判明する。

明治神宮史を専門とする今泉宜子博士（明治神宮国

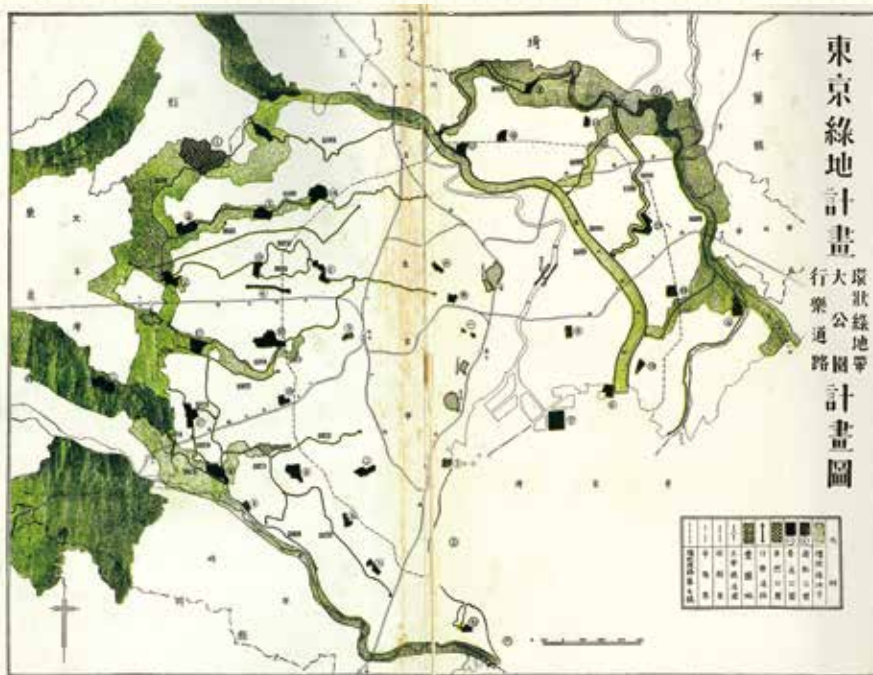
際神道文化研究所主任研究員）のもとに大溝勇のお孫さんが尋ねたことがきっかけとなり、今泉宜子氏、お孫さん、越澤明で大溝勇研究会を行い、その結果、大溝勇の果たした役割が判明してきたため、『神園』誌で資料として公開した。

【参考文献】

- 1) 『摂政宮と関東大震災 - 宮内省の記録から』昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展示図録、宮内庁書陵部図書課宮内図書館発行、平成25年9月1日、非売品、デジタル公開。
<https://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/kyodotenji-zuroku.pdf>
- 2) 昭和5年3月刊行、『帝都復興業図表』の第1図「震火災焼失区域、発火地点及延焼状況」が詳しく図化。市政図書館でデジタル公開。
- 3) 『帝都復興事業誌 建築篇・公園篇』復興事業局、昭和6年3月。国立国会図書館デジタルコレクションで公開。
- 4) 『折下吉延先生業績録』前島康彦編、折下先生記念事業会代表田阪吉徳、都市計画協会、昭和43年。
- 5) 『佐藤昌と近代公園緑地の歩み』（改題『浮生録記 - 佐藤昌先生米寿記念回想録』、佐藤昌先生米寿記念出版事業会、日本公園緑地協会、平成3年、66～79頁が隅田公園の思い出。
- 6) 越澤明「帝都復興計画原図 幻の後藤新平の帝都復興プラン」『東京人』1989年9月号附録。
- 7) 越澤明『東京都市計画物語』、第3章水辺のプロムナード隅田公園、日本経済評論社、1991年。ちくま学芸文庫、2001年。
- 8) 越澤明「関東大震災の復興計画と公園緑地」『公園緑地』1985年3月号、特集阪神・淡路大震災。
- 9) 越澤明『復興計画』中公新書、2005年。
- 10) 越澤明『後藤新平』ちくま新書、2011年。
- 11) 越澤明「大正期の帝都復興計画と昭和期の道路思想の展開」『道路』2018年8月号。
- 12) 越澤明「区画整理、困難を乗り越えた実現した日本独自の方法」『東京人』2023年9月号、特集関東大震災百周年。
- 13) 『東京市公園概況』東京市（昭和5年3月と推察）、『東京市公園概況』東京市、（昭和7年10月と推察）、全18頁。『東京市公園制定六十年祭』東京市役所、昭和7年10月19日、全9頁。『公園六十年』東京市役所、昭和7年10月、全22頁。
- 14) 川本昭雄『隅田公園』東京都公園文庫、東京都公園協会、1981年。前島康彦『東京公園史話』東京都公園協会、平成元年。154～172頁が帝都復興公園。
- 15) 小川陽一「後藤新平と棚田嘉十郎生誕150周年記念に思う」『新都市』2007年11月号。
- 16) 今泉宜子、中澤滋子・青木洋子「明治神宮造営局技手・大溝勇 写真資料目録」、越澤明「大溝勇の業績と本資料の意義」『神園』第25号、明治神宮国際神道文化研究所、令和3年5月。

本号でご紹介した太政官公園。本ページと併せてご覧ください。

日本の公園150年史(5) 緑地計画と大緑地【P10～17】



東京緑地計画 環状緑地帯・大公園・行楽道路 計画図(昭和14年4月報告)

昭和7年10月に設置された東京緑地計画協議会は、昭和14年4月、内務次官に東京緑地計画大綱を報告した。その内容は首都50キロ圏の環状緑地帯、大公園、行楽道路であった。環状緑地帯の拠点として6大緑地が昭和15年3月に都市計画決定され、事業が開始された。
出典『公園緑地』3巻2・3合併号、昭和14年3月、日本公園緑地協会。

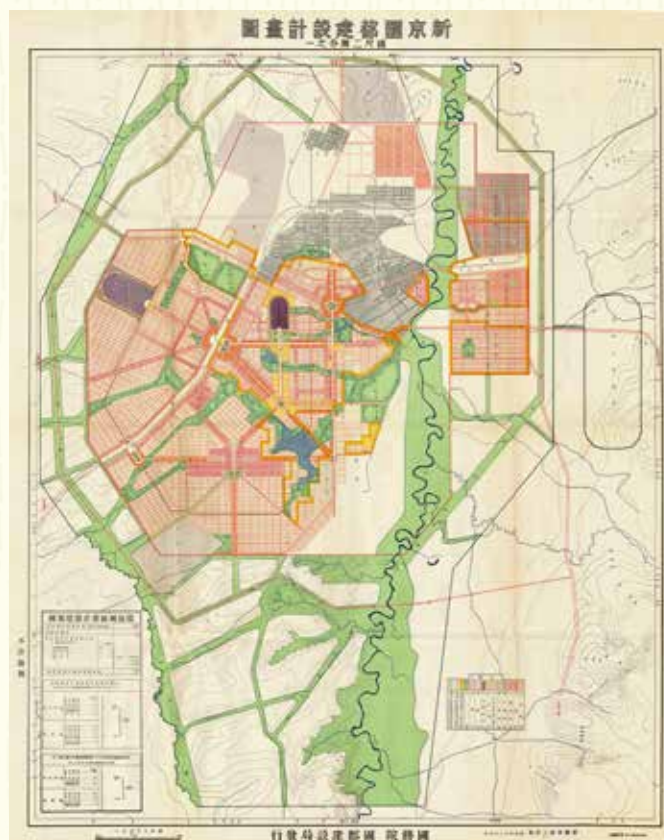


東京防空空地及び空地帯図(昭和18年3月指定)

昭和17年、防空法にもとづき東京と大阪で防空空地と空地帯が計画され、昭和18年3月に実際に指定された。半径15キロの位置に外環状空地帯は東京緑地計画の環状緑地帯を継承している。新たに半径10キロメートルの位置に内環状空地帯を指定し、下町では隅田川が空地帯の役割を果たしていた。
出典『公園緑地』7巻4号、昭和18年6月、日本公園緑地協会。

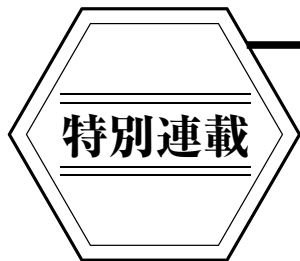
小金井緑地内の国民錬成所 (昭和16年)

昭和16年、小金井緑地のうち敷地9万坪が文部省直轄の国民錬成所となり、紀元二千六百年式典の式殿を移築した。昭和20年～26年、東宮仮御所 (皇太子御学問所) と学習院中等科となった。その後、この敷地は東京都の武蔵野郷土館を経て、江戸東京博物館たてもの園となった。
出典『公園緑地』5巻10号、昭和16年11月、日本公園緑地協会。



満洲国の国都建設計画 (1932 年決定、1937 年完成)

1932年～1937年、国都建設計画 (新京の都市計画) が満洲国政府の直轄事業として実施された。公園緑地は折下吉延が指導し、河川沿い帯状公園がつながる公園系統とした。1938 年から公園緑地は佐藤昌 (戦後、日本公園緑地協会会長) が新京特別市公園科長として担当し、公園緑地の拡充を進めた。郊外の河川沿い、環状道路沿い、水源は緑地域 (グリーンベルト) とした。『公園緑地』3 巻 4・5 合併号に新京の緑地計画図が掲載されているが、より鮮明な越澤明所蔵図を掲載する。



日本の公園150年史 (5) 緑地計画と大緑地

Regional Green Belt Plan and Large Green Parks

越澤 明

北海道大学 名誉教授 / 一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University)

1. 大都市の膨張と大緑地

大正12年(1923年)9月に関東大震災が発生したが、東京と横浜の帝都復興事業は昭和5年(1930年)3月に完成した。大正末期から昭和初期にかけて東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の六大都市では郊外電車が敷設され、郊外の都市化が進展し、人口が増加し、郊外の町村が母都市に合併され、市域が拡大し、大都市が形成された。

昭和初期の1930年代に、大都市の成立と大都市の膨張に対応した新たな都市政策が必要となった。それが環状緑地帯(グリーンベルト)の計画であり、その拠点に大緑地(自然を生かした大規模な公園)を新設することであった。

環状緑地帯の計画は東京、川崎・横浜、名古屋、大阪で計画された。大緑地は民有地を用地買収するため、農村集落や良好な農地は避けて選定し、雑木林、生産性の低い農地、河川沿い低地、沼地、溜池などからまとめた範囲を都市計画緑地として決定した。

都市計画決定と同時に都市計画事業も決定されたことが多く、直ちに、事業が開始され、数年間で用地買収をほぼ終えていた。本号の表紙とグラビアで東京と大阪の緑地計画図を掲載した。

大緑地の趣旨から自然地形を生かした粗造成であり、戦時中の食糧増産のため活用された場所も多い。東京の小金井緑地の一部には文部省教学局の国民錬成所が新たに建設された。この組織は現在の国立教育政策研究所の前身である。国民錬成所の建物は戦後は、皇太子御学問所となり、学習院中等科の校舎として活用された(本号のグラビアを参照)。この土地は都立の武蔵野郷土館を経て現在は江戸東京博物館たてもの園として活用されている。

戦後になると、自作農創設のために、買収済みであった大緑地が農地解放の対象となってしまう、残念なこ

とに大緑地の範囲がかなり縮小してしまった。

しかし、今日、東京の砧公園、舎人公園、水元公園、小金井公園、川崎の等々力緑地、生田緑地、横浜の保土ヶ谷公園、三ツ池公園、名古屋の庄内緑地、大高緑地、牧野ヶ池緑地、大阪の鶴見緑地、服部緑地、久宝寺緑地、尼崎の西武庫公園(大幅に縮小)、北九州(小倉)の三萩野公園など、大都市圏の郊外に大公園を誕生させるという大きな成果をあげた。

また、大緑地の一部は砧公園では世田谷清掃工場、中央卸売市場世田谷市場、国立病院、東名高速などの用地となり、舎人公園の地下には舎人ライナー車両基地が建設され、大阪の鶴見緑地はゴミ処分埋立場として使用されるなど、戦後、必要となった新たな公共施設の用地として活用されたことも大緑地の効果であり、公共的な多目的保留地としての役割ともいえる。

以上のような点から昭和10年前後の環状緑地帯と大緑地の事業は日本公園150年史の中では画期的な緑の都市政策、社会資本整備であったと評価できる。

2. 大東京の誕生と東京の都市計画

昭和7年(1932年)10月、東京市に隣接する五郡の82町村が東京市に合併され、東京市35区が誕生し、東京市の面積は6倍に拡大した。昭和11年10月、千歳村・砧村も合併され、今日の東京23区の範囲となった。この合併の範囲は、実は、大正9年(1920年)4月に決定された東京都市計画区域(東京駅から半径16キロメートルの範囲)とまったく同一であり、都市計画法の適用が大東京の合併範囲を議論する決め手となった。

この時期、東京都市計画として次のような新たな施策が実施された。昭和2年(1927年)8月、東京都市計画区域の全域を対象として郊外部に都市計画街路網が決定された。環状6号(山手通り)、環状7号、環状



昭和8年1月、東京市における風致地区の指定
出典：『東京府風致地区改善施設概要』東京府土木部。越澤明所蔵。

8号をはじめとして放射環状の幹線道路、その間に編み目のように補助線の街路が決定された。

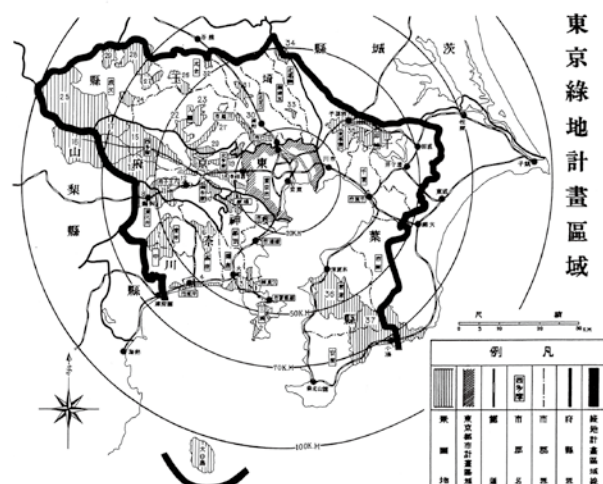
郊外の組合施行の区画整理は、大正13年5月、目黒小川柳町（中目黒・池尻大橋の一帯、約41ヘクタール）が最初であり、同年10月に大崎桐ヶ谷（約33ヘクタール）、世田谷荏原第一（約94ヘクタール）が都市計画法にもとづき認可された。東京では遠距離の郊外に組合区画整理が立ち上がり、実施されていく。近距離の郊外では区画整理が実施されないまま宅地化して、木造密集市街地となったことが多い。

風致地区の指定は大正15年（1926年）9月、明治神宮風致地区が最初である。都心型の風致地区はこの1地区のみであり、その後は、郊外の湧水池、河川沿い、武蔵野の雑木林など水緑の景観がよい場所が選定された。

昭和5年（1930年）5月、洗足、善福寺、石神井、江戸川の4地区、昭和8年1月、多摩川、和田堀、野方、大泉の4地区が都市計画決定された。この指定を担当したのは横山信二（都市計画東京地方委員会技師、東大農学卒1921年卒、1939年病死、北村徳太郎と同期生）である。

3. 東京緑地計画協議会の大任報告

1910年代、1920年代、ロンドン、ニューヨークなど欧米でも大都市が成長した。グレイター・ロンドンという言葉が使用され、日本語では「大口ロンドン」と



昭和7年10月、東京緑地計画の区域
第1回東京緑地計画協議会で決定。首都圏計画のルーツ。
出典：越澤明『東京都市計画物語』

訳された。これに習って日本でも大東京、大大阪（だいいおさか）、大名古屋などの言葉が誕生した。

昭和7年（1932年）10月10日、内務省は都市計画地方委員会（会長は内務次官）内に、東京緑地計画協議会（会長は内務次官）を設置し、東京緑地計画の調査立案を開始した。その計画対象範囲は東京、神奈川、埼玉、千葉の1府3県、東京50キロメートル圏、96万ヘクタールという広大なエリアであった。

4回の協議会、5回の特別委員会、16回の幹事会を開催しており、協議会の議題は次のようであった。詳細は『公園緑地』の各特集号、佐藤昌の大著に記載されている。



欧米の広域緑地計画の実例、ボストン1912年
出典：John Nolen, "City Planning", D.Appleton and Company, 1916, 1929 Second Edition, p167. 越澤明所蔵。ジョン・ノーレンは日本では無名であるが、草創期アメリカ都市計画の主要人物の1人。



『公園緑地』創刊号、昭和12年1月。
事務局は内務省都市計画課に置かれた。越澤明所蔵本。

●緑地の分類に関する事項

普通緑地（公園、行楽道路、墓苑、公開緑地、共用緑地、遊園地）

生産緑地（農業、林業、牧野、漁業地区）

緑地に準ずるもの（庭園、保存地、景園地）

●緑地計画区域に関する事項

●緑地の基準に関する事項

●緑地計画案の作製に関する事項

●緑地の実現に関する事項

●東京緑地計画 行楽道路（89路線）

●東京緑地計画 景園地（37ヶ所）

●東京緑地計画 環状緑地帯（延長72キロメートル、幅2キロメートル、面積4120万坪＝1万4千ヘクタール）

●東京緑地計画 大公園（普通公園19ヶ所、運動公園19ヶ所、自然公園2ヶ所）

鋭意、調査研究を重ねた結果、昭和14年（1939年）4月22日、都市計画東京地方委員会会長・内務次官館哲二から内務大臣木戸幸一あてに「東京緑地計画に関する件報告」を行い、成案を提出し、協議会は解散した。この報告文には東京緑地計画協議会に取り組んだ理由と意図が記されているため、全文を引用する。

「東京市及び其の近郊に於ける市街地の膨張、発展に伴い、緑地、空地は日々侵蝕され、自然の景勝風致は年と共に壊滅の途を辿りつつあり。市民の保健、衛生上は勿論、防空、防火其の他、保安上或いは情操教育上より観るも、頗る憂慮に堪えざる状態に有之候に付ては、東京市及び其の付近に於ける緑地の保存ならびに育成に関する計画を樹立せんが為、昭和7年10月、都市計画東京地方委員会内に『東京緑地計画協議会』を設立し、関係記各官公署職員ならびに学識経験者等の労力を得て、鋭意調査研究を重ねたる結果、

今回別冊の通り、東京緑地計画に関する成案を得たる次第に付き、之が実現上法令の制定其の他に於て格別の御高配相煩わせ度、此の段報告旁々及び御依頼候也り。」（カタカナを平仮名に直し、適宜、句読点を加えた。）

東京緑地計画の環状緑地帯（幅2キロメートル）は東京市の外周部に設定され、そこから石神井川、善福寺川など河川沿い低湿地に楔状に緑地帯が市街地内に入り込むように配置されている。この緑地帯のうち拠点箇所は、実際に都市計画緑地として決定され、都市計画事業としても決定され、農地、雑木林、低湿地など民有地の用地買収が開始された。

東京緑地計画は日本の国土計画・地方計画（リージョナルプランニング）の始まりと言える。東京緑地計画は日本政府が初めて府県を超えて政策立案を行った地方計画であり、産業立地（工業分散）、水資源、道路などよりも政策検討が早い。

4. 東京緑地計画の推進者

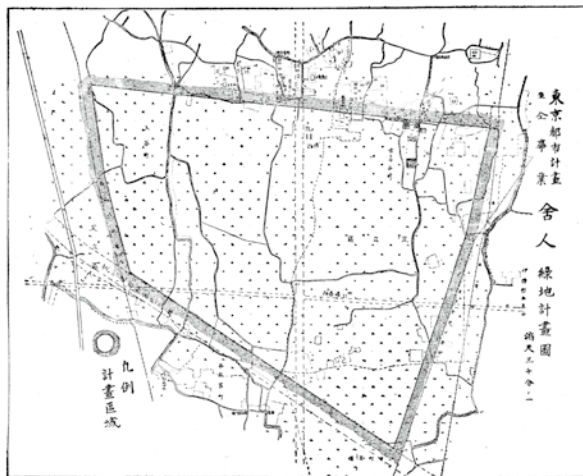
東京緑地計画を発案・推進したのは、内務省の事務官僚では大臣官房都市計画課長の飯沼一省（昭和6～9年在職）と松村光麿（昭和9～11年在職、昭和12～15年は内務省計画局長）という都市計画に理解がある2人の大物官僚であった。

飯沼一省（1892～1982年、その後、神奈川県知事、内務次官、最後の官選の東京都長官）は歴代の内務省都市計画課長の中では初代課長池田宏と並んで都市計画に深く傾倒した。飯沼一省はイギリスの田園都市、欧米の地方計画に関心が強く、著書『都市計画の理論と法制』（昭和2年）、『地方計画』（昭和8年）は、都市計画行政の関係者にとって必読の専門書であった。戦後は長らく都市計画協会会長を務めた。

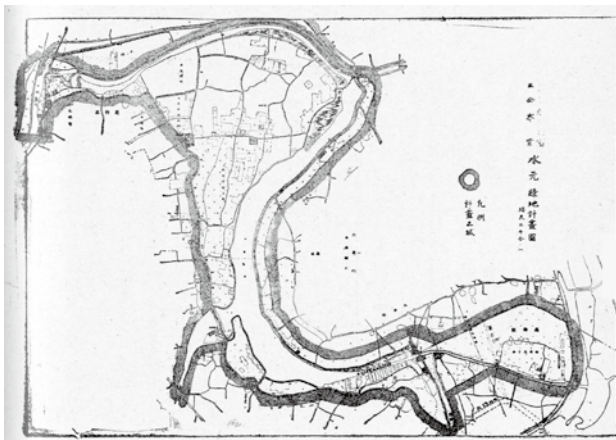
松村光麿（1894～1970年、その後、神奈川県知事、東京府知事、戦災復興院次長、公職追放）は、昭和12年4月の防空法公布に合わせて内務省の都市計画行政を強化し、昭和12年10月、大臣官房都市計画課を計画局に格上げした（庶務課、都市計画課、防空課の3課で）。昭和14年7月に、計画局に第一技術課、第二技術課を新設し、本省の技術官僚が課長に昇任できるようにした。また、道府県庁の都市計画課長（従来は書記官のポスト）に技師が就任する道を拓いた。この



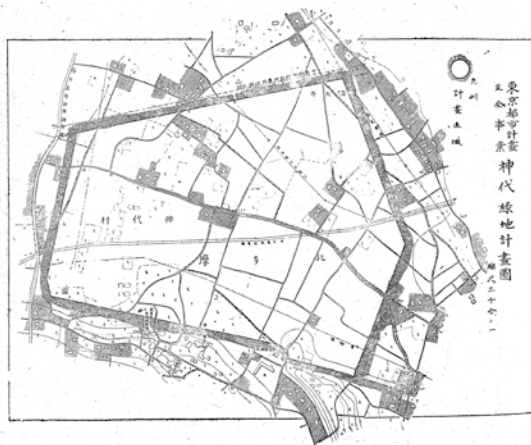
砧



舎人



水元



神代

昭和15年3月、東京の緑地(6大緑地)の決定
緑地計画図と昭和15年の現況写真は砧、舎人、水元、神代の4箇所を掲載した。

結果、野坂相如が神奈川県都市計画課長に就任できた。

松村光麿は昭和15年4月、都市計画法改正で、都市計画の目的に「防空」を加え、都市計画施設に「緑地」を追加することを実現させた。この結果、防空法による国庫補助を実現することになり、全国各地で都市計画緑地、都市計画公園が国庫補助で都市計画事業が開始されることに大きく貢献した。戦後、都市計画協会を創設して理事長を務めた。

佐藤昌（初代の建設省都市局施設課長、日本公園緑地協会会長）は自著『公園文化の歴史～公園文化を築いた人々』（日本造園修景協会、昭和60年、非売品）で、飯沼一省、松村光麿、新居善太郎（昭和16～18年内務省国土局長）に対して、「三氏は内務省上層部にあって公園を推進した三偉人ということが出来る」と記している。

緑地の理論化、制度化を推進した技術官僚は、内務省都市計画課（昭和16年から国土局計画課という名称）に28年間在職し、公園担当の主任技師であった北村徳太郎（1895～1964年）である。昭和11年、北村徳太郎は公園緑地協会（現在の日本公園緑地協会の前身）を創設し、雑誌『公園緑地』を発刊し、専門性のある論考も掲載し、日本国内に加えて海外の公園緑地の情報も積極的に紹介し、都市計画・公園緑地の専門的・学術的な発展と理論化に貢献した（詳しくは、『生誕百年記念 北村徳太郎公園緑地論集』の序文、解題を参照）。

北村徳太郎は戦災復興院が設立されると、計画局施設課長に就任したが、これは現在の国土交通省都市局公園緑地・景観課長の初代に相当する。退官後、母校

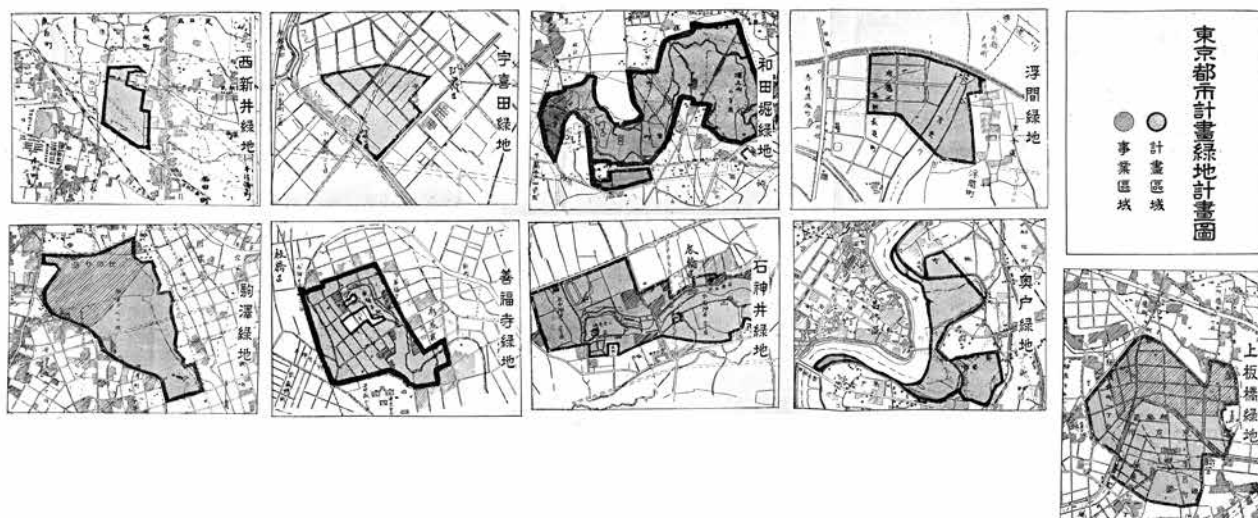
の東京大学農学部教授に就任した。平成5年（1993年）、郷里の米沢市では北村徳太郎を顕彰して市役所の筋向かいに北村公園が新設された。また、1995年『生誕百年記念 北村徳太郎公園緑地論集』が刊行された。

5. 防空法と紀元2600年

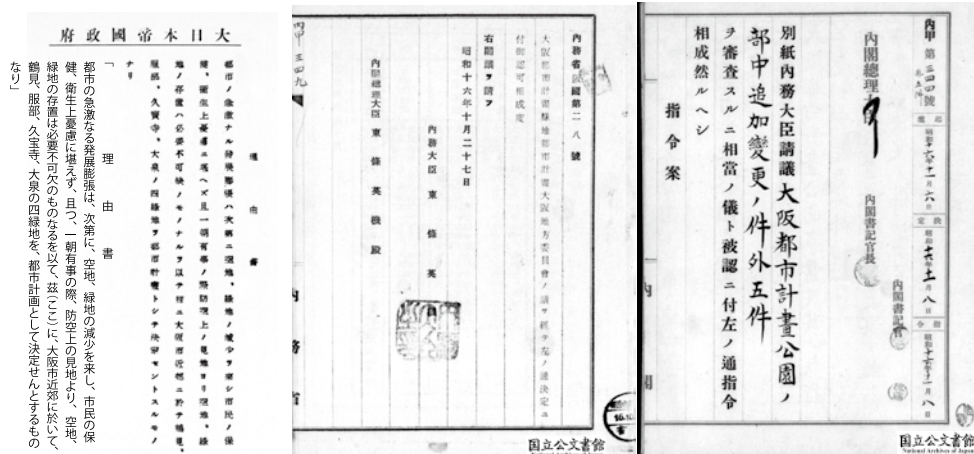
内務省の都市計画を担当する組織は1922年5月、大臣官房都市計画課から都市計画局に格上げとなった（庶務課、第一技術課、第二技術課）。しかし、1923年12月、帝都復興事業に人員を割くため、大臣官房都市計画課に逆戻りしていた。しかし、1937年4月に防空法が公布され、1937年12月に防空法が施行され、都市の不燃化（建物の防火改修、消防水利）と防空緑地が重要な国策となり、内務省の都市計画行政は再び局に格上げとなることで、1937年12月、内務省に計画局が設置された（庶務課、防空課、都市計画課の三課、その後、第一技術課、第二技術課が増設）。

大物官僚である防空課長亀山孝一（1900～1970年、内務官僚、その後、厚生次官、衆議院議員）は、防空法による国庫補助を大蔵省に認めさせることで、大緑地の実現化を立案した。亀山孝一は大緑地を財政面で実現に導いた立役者であるが、亀山孝一の功績は昭和史・政治史でも都市計画・造園学でも全く知られていない。

当時、都市計画事業に対する国庫補助は大災害の復興事業に限定されていた。飯沼一省課長が大蔵省に折衝して平時の都市計画街路に対する国庫補助を導入し



昭和17年1月、東京の緑地(中緑地)の決定
14箇所のうち、和田堀、善福寺、石神井、上板橋、駒沢、西新井、宇喜田、浮間、奥戸の9箇所を掲載した。



昭和16年11月 大阪都市計画緑地の内閣認可、国立公文書館所蔵

たが、予算額はわずかであった。平時の都市計画公園に対して大蔵省が国庫補助を認める見込みは全くなかった。大正・昭和初期の公園新設は府県市町の単独予算の事業であり、博覧会開催や御大典と関連させて公園が新設されたことが多いのは国庫補助がなかったためである。

この亀山孝一の発案に対して北村徳太郎は最初は反対したが、これに対して亀山孝一は「お前、そんなことを言っても予算が取れないんだから」と諭した(越澤明『東京の都市計画』164～166ページ)。当時の予算折衝は内務省では課長が自ら大蔵省幹部と行っていた。亀山孝一の実力で防空緑地の国庫補助が実現した。その結果、大緑地、中緑地が新たに都市計画決定され、防空大緑地、防空中緑地として位置づけた。既決定の小公園も防空小緑地として位置づけた。

この結果、防空法の国庫補助を受けることで、緑地、公園の用地買収が東京、川崎・横浜、名古屋、大阪(尼崎を含む)、小倉などで開始され、1945年までにほぼ買収を終えていた。公園緑地の開設のために民有地の用地買収を都市計画事業として実施したことは、日本の公園150年史では、この時期のみであったことは特記すべきである。

東京府では紀元2600年(昭和15年、1940年)を記念する事業として、大緑地7箇所の用地買収・造成整備の予算を議決した。この結果、東京府予算と国庫補助を合わせて、東京の6大緑地(砧、舎人、水元、小金井、神代)の用地買収が短期間で実現した。1箇所(大泉緑地)は陸軍からの緊急要請で大緑地から首都防衛のための飛行場(成増陸軍飛行場)に変更された(現在の光が丘)。

関東大震災後の東京における都市計画公園の決定は昭和13年(1938年)8月、5箇所(東品川、西巣鴨、荏原、小豆沢、南千住)、大正末期に都市化が進み、公園がほとんど無い近距離の郊外地であった。その後、次のように緑地と公園の都市計画決定が実行された。

昭和15年3月、緑地(大緑地6箇所)

昭和15年6月、公園(防空小緑地)、

昭和17年1月、緑地(防空中緑地14箇所、洗足緑地、和田堀緑地、石神井緑地、宇喜田緑地など)、
昭和18年8月、緑地(防空中緑地7箇所、祖師ヶ谷、妙正寺、赤塚、東澄江など)

昭和20年1月、緑地(防空中緑地1箇所、堀江)

この結果、昭和13年～昭和20年に、都市計画公園は合計で122箇所(279ヘクタール、国庫補助は防空小緑地)、都市計画緑地は合計で28箇所(1428ヘクタール、国庫補助は防空大緑地と防空中緑地)が決定され、都市計画事業と用地買収が実行された。

6. 大阪と名古屋の環状緑地帯

大阪の環状緑地帯は内務省本省から木村英夫(1909～2001年、東大農学卒、後に建設省計画局施設課長、佐藤昌課長の後任)が出張して、4大緑地の適地を都市計画大阪地方委員会(事務局は大阪府庁内、幹部職員は大阪府職員を兼務)と共同で選定した。

昭和9年に急死した大屋霊城の後任である森一雄(1890～1968年、東大農学卒、明治神宮造営局林苑務課、大正13年から都市計画庫地方委員会技師、昭和9年～16年大阪府に在職)によって大阪緑地計画が策定された。



大阪の環状緑地帯と大緑地(部分拡大)
久宝寺緑地が大阪緑地計画の中核であることが判断できる。

大阪緑地計画(本号の表紙に掲載)は郊外の府営公園である箕面公園、枚岡公園、住吉公園、浜寺公園を緑地帯に取り込みながら、市内の長居公園、郊外の4大新設緑地、飛行場(伊丹と八尾)、練兵場(現・東大阪流通センター)を緑地帯の中に配置して、水準が高い緑地計画をつくりあげた。

大阪緑地計画の決定日・告示日は、既存の複数の刊行物では不一致があった。そこで、『久宝寺緑地開設50年記念誌』で総論を執筆する際に、国立公文書館を原資料を当たった結果、内閣総理大臣東條英機の決裁文書を発見することができ、次の経緯が判明した。

昭和16年9月29日、都市計画大阪地方委員会
議決

昭和16年10月27日、内務大臣から内閣総理大臣
あて、内閣認可の閣議を請う

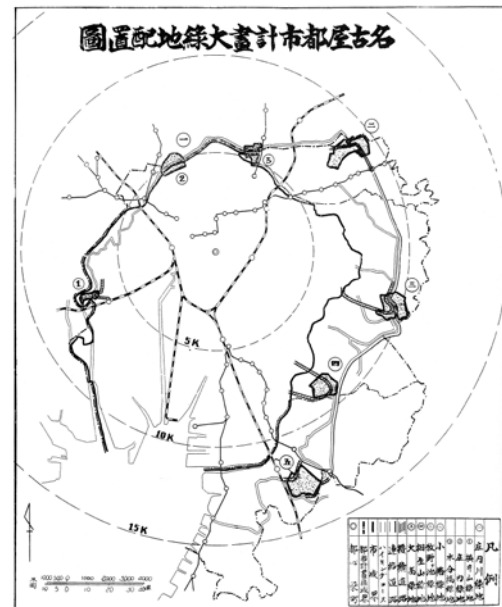
昭和16年11月8日、内閣総理大臣の決裁、内閣
認可

昭和16年12月3日、内務省告示、内閣認可を告
示

鶴見緑地は大阪市が施行し、服部緑地、久宝寺緑地、大泉緑地は大阪府が施行するよう分担した。大阪市は大阪府を退官した森一雄が大阪市公園課長(その後、緑地課長に改組)に迎えられ、長居公園、鶴見緑地の事業を推進した。

大阪府では三大緑地の整備を担当する大阪府緑地建設工営所が新設されて、井本政信(1894～1957年、東大農学卒、復興局で横浜を担当し、横浜市初代公園課長)が工営所長に就任しており、部下には楢西貞雄がいた。

名古屋の環状緑地帯の立案は井本政信(当時は都市



昭和15年12月、名古屋の大緑地の決定
名古屋の都心から10キロのライン上に等間隔で計画された。
接続道路、連絡道路、ハイキングコースが同時に計画されている。

計画愛知地方委員会技師)が担当し、部下には森堯夫(東大農学卒、後に建設省公園緑地課長、木村英夫課長の後任)がいた。井本政信の後任は田治六郎(1904～1975年、東大農学卒、その後、佐藤昌の後任で新京特別市公園科長)である。田治六郎は戦後は大阪市公園課長、公園部長となり、大阪万博日本庭園を設計監理した。

このような公園緑地の技術官僚、実務者について詳しく書いている理由は、90歳頃の佐藤昌先生から私あてに、戦前の都市計画地方委員会時代の公園緑地を担当した技師は知られていないため、君で書いて欲しいと、資料を渡され、託されたことがあったためである。

川崎・横浜の環状緑地帯と大緑地、また、名古屋の環状緑地帯と大緑地については、詳しくは次号で取り上げることにする。

関東大震災の復興公園の責任者であった折下吉延(復興局建築部公園課長)は、十河信二(満鉄理事、元帝都復興院経理局長)の招きで大連に居を構えて、関東州(大連)と満洲国(新京、哈爾濱、奉天、鞍山など)の都市計画、公園緑地を助言した。佐藤昌を始めとして復興局と東大農学部の弟子たちが関東州と満洲国に中堅幹部として派遣された。新京の都市計画(国都建設計画、グラビアを参照)では公園系統と緑地計画が実現している。

7. 東京の緑地と防空空地帯

関東大震災後に復興公園（大公園3箇所、小公園52箇所）が都市計画決定され、すべて実現した。その次の東京における都市計画公園の決定は昭和13年（1938年）8月、5箇所（東品川、西巢鴨、荏原、小豆沢、南千住）、約3万坪であり、いずれも大正末期に都市化が進み、公園がほとんど無い近距離の郊外地であった。

この時期から、東京緑地計画で位置づけた大緑地の具体化、防空法による国庫補助の実現、都市計画法改正で「緑地」を位置づけるなど、政策が動き始めたことから、昭和15年6月、昭和15年8月、昭和17年1月、昭和20年1月という合計4度の追加決定が行われた。

この結果、昭和13年～昭和20年に、都市計画公園は合計で122箇所（279ヘクタール、国庫補助は防空小緑地）、都市計画緑地は合計で28箇所（1428ヘクタール、国庫補助は防空大緑地と防空中緑地）が決定されており、都市計画事業が着手され、用地買収が実行された。

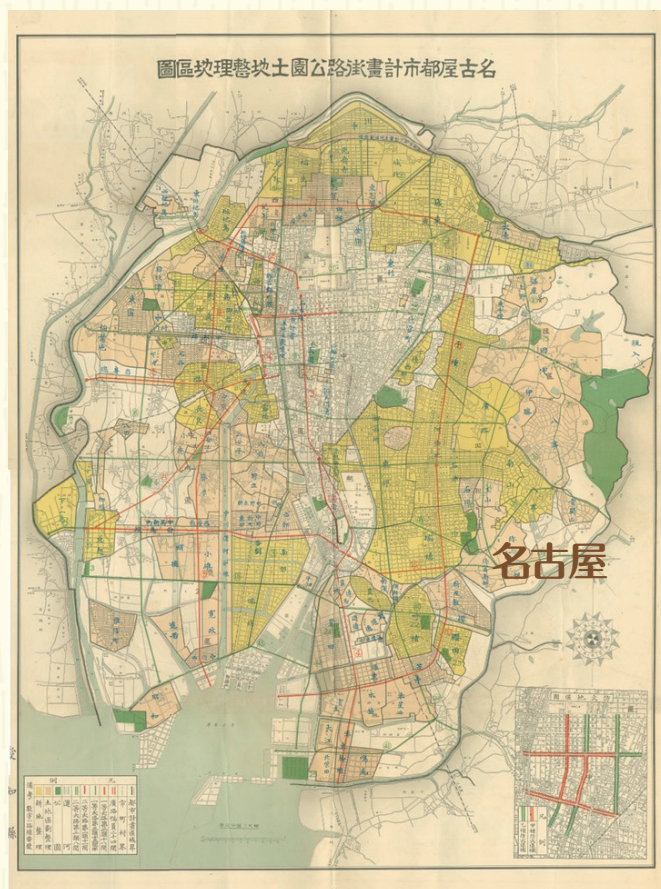
最後に、昭和10年代の大緑地と防空緑地による公園事業に関して記録刊行物は少ない。東京都公園協会は東京公園文庫シリーズで六大緑地の個別小冊子を刊行したが、全体像の記録誌は刊行していない。神奈川県・川崎市・横浜市は記録誌を作成していない。『名古屋公園100年のあゆみ』（名古屋市みどりの協会、2010年）では大緑地に関する記載が殆どない。大阪では府宮久宝寺緑地の指定管理者が詳細な記録誌を発刊しており、越澤明も総論歴史を執筆した。西武庫緑地は元兵庫県公園課長 辰巳信哉氏が自署を出版した。

【参考文献】

- ・『公園緑地』3巻2・3合併号、昭和14年3月、特集東京緑地計画。
- ・『公園緑地』3巻12号、昭和14年12月、特集大阪。
- ・『公園緑地』4巻4号、昭和15年4月、特集東京大緑地。
- ・『公園緑地』5巻3号、昭和16年3月、（特集神奈川県緑地計画）。備考：（ ）は越澤明による記載。
- ・『公園緑地』5巻9号、昭和16年10月、（特集大阪緑地計画）。
- ・『公園緑地』6巻2号、昭和17年2月、特集続東京緑地計画。
- ・『公園緑地』6巻8号、昭和17年9月、（特集防空と緑地事業）。
- ・『公園緑地』7巻4号、昭和18年6月、（特集防空空地）。
- ・佐藤昌「新京特別市の緑地計画に就て」『公園緑地』3巻4.5合併号、昭和14年3月。

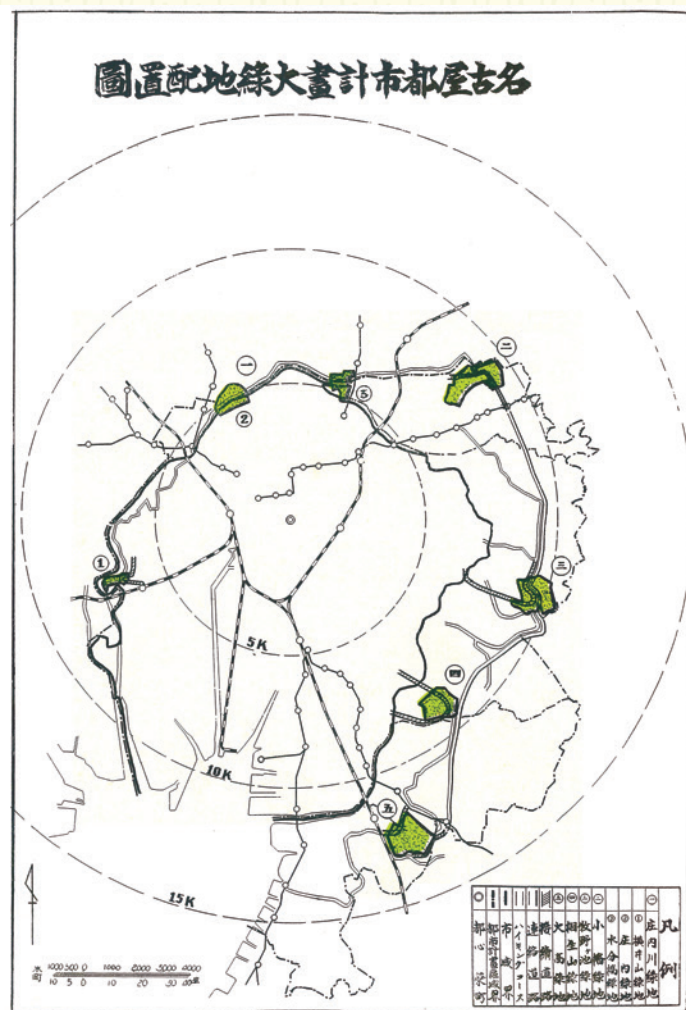
- ・真坂忠蔵「名古屋大緑地計画に就て」『公園緑地』4巻11号、昭和15年11月。
- ・『防空大緑地の話』都市計画叢書第5号、神奈川県都市計画課、昭和15年8月。
- ・『都市計画史』昭和41年11月15日、全90ページ、奥付無し。本冊子は『内務省史』第3巻（大霞会編、地方財務協会、1971年）の第6章都市計画行政（飯沼一省執筆）、第9章防空行政の草稿である。佐藤昌先生から越澤明に寄贈された。
- ・『日本公園百年史 総論・各論』、第22章大緑地設定と「緑地」の法文化、日本公園緑地協会、1978年8月。
- ・佐藤昌『日本公園緑地発達史』都市計画研究所、上下巻、1977年。
- ・『佐藤昌と近代公園緑地の歩み』改題『浮生緑記 佐藤昌先生米寿記念回想録』、環境緑化新聞社編、日本公園緑地協会、1991年。
- ・『生誕百年記念 北村徳太郎公園緑地論集』北村徳太郎生誕百年記念事業実行委員会編、日本公園緑地協会、1995年。委員長は佐藤昌（協会名誉会長）、幹事長は平野侃三（協会副会長、東農大教授）。幹事は浦田啓充（建設省）、石川幹子、越澤明、発田進（協会事務局長）。序文は佐藤昌、総論は平野侃三、教育論は井出久登。解説執筆者は横山光雄、川名俊次、石川幹子、越澤明などで担当した。
- ・木村英夫『都市防空と緑地空地』日本公園緑地協会、1990年。河出書房の「国民防空叢書」第7巻として執筆されたが、戦局悪化で出版できなかった。その原稿を拝借した越澤明が佐藤昌協会会長にお見せした結果、出版が実現した。
- ・木村英夫「内務省時代の都市計画一本省」『都市計画』144号、1987年3月。
- ・木村英夫「防空緑地」『都市計画』176号、1992年8月。
- ・『都市計画』176号、特集緑地計画の系譜と展望、資料編：舟引敏明、越澤明、石川幹子、1992年8月。
- ・前島康彦『東京公園史話』東京都公園協会、1989年、205～230ページ。
- ・石内展行『砧緑地（砧ファミリーパーク）』東京公園文庫13、北村信正『小金井公園』東京公園文庫31、末松四郎『東京の公園通誌 下』東京公園文庫32、郷学舎、1981年。
- ・越澤明編『神奈川県都市政策史料第5集 神奈川県公園緑地発達史』1989年12月。
- ・越澤明「大阪の公園緑地計画の推移」『公園緑地』51巻2号、1990年5月号。
- ・越澤明『東京の都市計画』第4章東京緑地計画、岩波新書、1991年。
- ・越澤明「大阪の公園緑地計画と四大緑地」『久宝寺緑地開設50年記念誌』都市公園久宝寺緑地指定管理者共同企業体、美交工業、2022年、7～41頁。
- ・辰巳信哉『西武庫公園・西猪名公園の歴史』神戸新聞総合出版センター、2003年。

日本の公園150年史(6) 名古屋、川崎、横浜の環状緑地帯と大緑地 [P5～13] をご覧ください。



名古屋の都市計画街路・公園・区画整理図

名古屋の都市計画は街路と組合区画整理をセットで推進し、石川栄耀技師(東大土木卒)が担当した。公園は狩野力技師(東大農学卒、名古屋市初代公園課長)が立案した。東山公園は大緑地の先駆的な実践例であることが判明する。本図は昭和初期に愛知県庁が作成。越澤明所蔵。



昭和15年12月、名古屋の大緑地の決定

名古屋の都心から10キロのライン上に等間隔で計画された。接続道路、連絡道路、ハイキングコースが同時に計画されている。愛知県都市計画課の真坂忠蔵課長(内務官僚、事務官)、田治六郎技師(東大農学卒)、森堯夫技師(東大農学卒)が立案した。計画された大緑地は昭和20年迄に用地買収を終えていたが、戦後、農地解放の対象となり公有地が減少した。骨格は名古屋郊外の大規模な緑地公園として誕生した。

出典『公園緑地』4巻12号、昭和15年12月、日本公園緑地協会



昭和15年、横浜の岸根公園

関東大震災の復興公園の後では、横浜市における本格的な新設公園は岸根公園が最初である。

出典『公園緑地』4巻3号、昭和15年3月、日本公園緑地協会



川崎市立の生田緑地と等々力緑地



横浜市、県立保土ヶ谷公園と県立三ツ池公園



名古屋市、愛知県立の大高緑地と牧野ヶ池緑地

川崎、横浜、名古屋の大緑地の現在の姿を航空写真で示す（日本公園緑地協会の編集）。
現在の都市計画公園（緑地）の区域線を赤で記載した。公園（緑地）の周囲はすべて宅地化した。
昭和10年代の大緑地の決定が、今日、大きな緑の財産を残したことが判明する。
保土ヶ谷緑地は都市計画決定が廃止された箇所でも緑が斜面緑地として現存している。
出典：国土地理院 空中写真に日本公園緑地協会にて作図



日本の公園150年史 (6) 名古屋、川崎、横浜の環状緑地帯と大緑地

Green Belt Plan and Large Green Parks in Nagoya, Kawasaki and Yokohama

越澤 明

北海道大学 名誉教授／一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University)

1. 昭和10年代に緑地・公園が飛躍的に進展

昭和10年代に全国で都市計画決定された公園、緑地、広場が飛躍的に増加した。その原因と理由は次の4点であった。

第一は、政策論・計画論の確立である。内務省が設立し、昭和7年～14年に活動した東京緑地計画協議会の結果、大都市圏の緑の政策が包括的に具体的に検討された。大都市の膨張に対する土地利用として環状緑地帯が計画され、また、民有地を公有地化し、緑の公共施設として整備する大緑地が具体化、事業化した。

第二は、法制度の充実である。昭和15年4月の都市計画法改正で、都市計画施設には従来の「公園」に加えて新たに「緑地」が加わった。この結果、都市化や宅地造成が開始される前の段階で、農地・山林・景勝地の状態のままで都市計画緑地を決定することが可能となり、都市計画決定された緑地、公園、広場などに対して建築制限が可能となった。

従来は、都市計画決定された都市計画施設区域内での建築制限は街路（用地買収前の民有地、街路予定地）のみであった。昭和15年4月の法改正後は、都市計画決定された公園、緑地、広場に対しても用地買収前の民有地の段階で建築制限が可能となり、都市計画で認可された区画整理区域内でも建築制限が適用され、建築物は知事の許可制となった。

第三は、昭和15年都市計画法改正で、都市計画の目的に「防空」が追加された。この時代の防空と現代の防災は実質的には殆ど同じ内容の政策である。都市計画の目的に防空（＝防災）が確立し、都市計画施設に緑地が加わった結果、都市の緑とオープンスペースの目的は従来からの国民大衆の慰楽と健康に加えて、防空（防災）という新たな政策目標と役割が誕生した。

第四は、国の国庫補助の確立である。従来は、大蔵省が認めてきた都市計画事業への国庫補助は帝都復

興、函館大火、三陸津波など災害復興に限定されてきた。平時の都市計画事業に対する国庫補助は街路事業のごく一部で認められた。しかし、大蔵省は平時の公園事業に対する国庫補助は認めなかった。

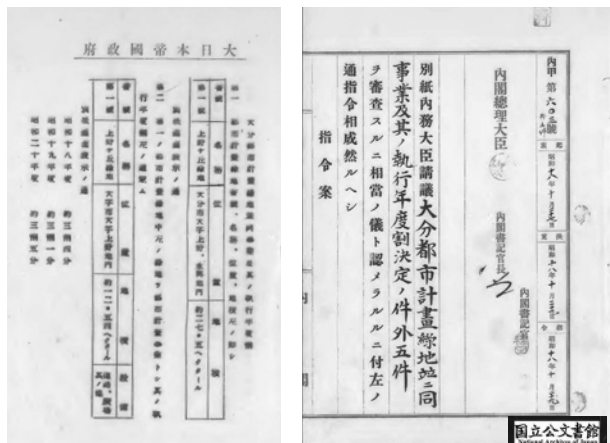
これに対して防空法（昭和12年公布）による国庫補助という方式（防空緑地）を大蔵省が認めたため、昭和14年度から六大都市および北九州の緑地事業（小公園）に対して国庫補助が実現し、昭和15年度から東京、大阪、名古屋、横浜、川崎の5都市の大緑地の事業に対して国庫補助が開始された。

昭和10年代の全国各地の緑地計画と大緑地について、佐藤昌の大著『日本公園緑地発達史』では東京と大阪に関する記述が主である。また、『日本公園百年史』は、佐藤昌の大著に掲載された全国都市計画緑地一覧表（昭和15年3月～昭和18年11月）を転載しているが、各緑地の具体的な記述まではしていない。

3年半という短い期間で全国17都市で、65箇所の緑地が都市計画決定され、その面積は3,903ヘクタールという膨大なものであった。このことは日本の公園緑地の歴史の中でも特筆すべきことであった。

「日本の公園150年史」の連載（5）「緑地計画と大緑地」では東京緑地計画協議会、東京と大阪を中心にして取り上げた。連載（6）では名古屋、川崎、横浜の環状緑地帯と大緑地、防空法の国庫補助による公園事業について、国立公文書館の公文書、戦前期の『公園緑地』、その他の行政刊行物、戦後の関係者の回想録などをもとにして、全体像を俯瞰することにする。

なお、関係する自治体（東京都、川崎市、横浜市、神奈川県、名古屋市、愛知県、大阪市、大阪府）では昭和10年代の緑地・公園の都市計画決定や事業実施について、また、戦後の農地解放による公有地の大幅削減について、その後の公園緑地事業の再開と民有地の再買収について、全体経過に関する記録誌は刊行されていない。



大分都市計画緑地の決定に関する公文書
昭和18年11月。このとき同時に、別府の児童運動場、佐賀関の運動場も都市計画決定された。国立公文書館所蔵。

大緑地の事業主体が県施行と市施行に分かれていたことも原因となったのか、資料も散逸し、全体像を俯瞰した記録や研究はこれまで存在していない。個別の緑地誌として『久宝寺緑地開設50年記念誌』が刊行されたことが目立つぐらいである。

本連載(6)では広島(二葉山、茶臼山など4箇所)、北九州(帆柱山、中央緑地の2箇所)、立川(日野、榎戸弁天、国分寺など7箇所)、松本(筑摩など3箇所)、大分(上野ヶ丘、1箇所)などで決定された都市計画緑地については記載を割愛する。なお、都市計画決定されたという史実を示すために、国立公文書館の公文書から大分都市計画上野ヶ丘緑地について、公文書の一部を抜粋して掲載する。

2. 名古屋の公園計画と狩野力

大正8年に都市計画法が制定された後、昭和10年までの時期を見ると、都市計画法を適用した都市では、先ず、都市計画区域を決定し、次いで街路の都市計画を決定することが多かった。しかし、公園の都市計画決定まで実行する都市は下記のように少なかった。

大正13年東京と大正14年横浜の都市計画公園は帝都復興事業の復興公園である。昭和9年函館は大火復興計画の公園である。これに対して、平時における全市の公園計画は、大正15年名古屋が全国初であった。次いで、昭和3年大阪(昭和8年に追加決定)、昭和4年岐阜、昭和5年長野、昭和8年鹿児島で都市計画公園が決定された。岐阜、長野、鹿児島の公園計画は記録や研究は殆ど見かけない。また、富山、京都、長崎

全国の都市計画公園の決定(昭和10年まで)

都市名	決定年月	公園の概要
東京	大13年3月	大公園3、小公園52、帝都復興
横浜	大14年1月	復興公園3、帝都復興
名古屋	大15年1月	24箇所、全市の計画
富山	昭3年3月	神通1箇所、河川改修
大阪	昭3年5月	33箇所、全市の計画
岐阜	昭4年3月	7箇所、全市の計画
長野	昭5年2月	14箇所、全市の計画
京都	昭7年11月	船岡山1箇所
大阪	昭8年12月	13箇所、公園道9、全市の計画(追加)
鹿児島	昭8年4月	22箇所、公園道10、全市の計画
函館	昭9年4月	3箇所、大火復興
京都	昭10年1月	児童公園4箇所
長崎	昭10年2月	唐八景1箇所

出典：佐藤昌『日本公園緑地発達史』上巻190頁を元にして表の配列を年月順に変更した。

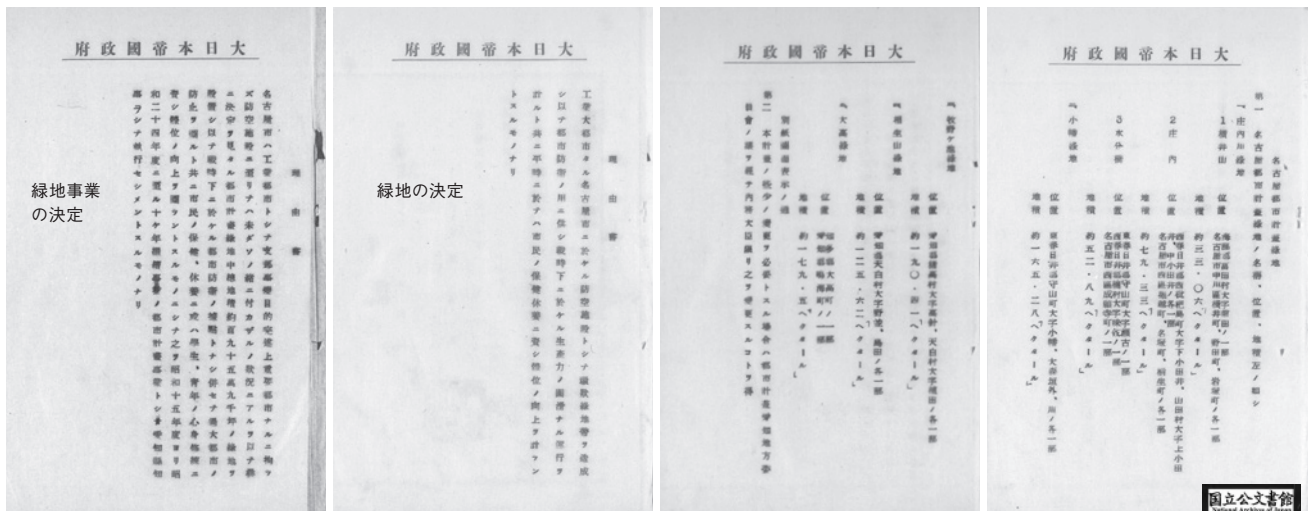
は個別の公園であり、全市の計画は未策定であった。

以上のことから、大正15年1月に都市計画決定された名古屋の公園計画は、日本の公園150年史にとって重要な意味を持っている。その立案者は都市計画愛知地方委員会の技師、^{かのう}狩野力(大正5年東大農卒、明治神宮造営局を経て、大正10年に着任)であった。

大正14年3月、内務省で唯一焼け残ったコンクリート建物内に執務室が置かれた内務省大臣官房都市計画課に、上京した狩野力が名古屋都市計画公園の原案を説明するために出張した。本省の造園担当の技師は大学卒業して3年目の北村徳太郎であった。その後、名古屋のすべての公園予定地を狩野力と北村徳太郎は現地調査をした。狩野力は二度目の上京では1ヶ月間東京に滞在し、内務省都市計画課と細部の詰めを行い、大正15年1月の内務大臣の告示が実現した。

狩野力は都市計画を計画の段階にとどめずに、都市計画公園の実現に尽力をした。狩野力は名古屋市郊外で実施される組合区画整理と連動して減歩によって公園用地を組合が市に寄付するやり方(提供公園)を、全国で初めて実現させた。この結果、志賀公園、篠原公園、道徳公園などが誕生した。また、狩野力は名古屋市の市域東端の広大な山林エリアに、自然地形を生かした大規模な東山公園を計画した(本号のカラーグラビアを参照)。

東山公園一帯は大規模な山林地主が土地を所有しており、大地主に対して将来の大名古屋の都市発展につながると説得して、かなりの用地の寄付を実現し、公園整備費の一部寄付も実現させた。その一方では、名古屋市と密接に連携を保ち、名古屋市が事業を行う東



昭和15年12月 名古屋都市計画緑地の決定 国立公文書館所蔵

山公園（東山動物園）の開設、郊外の幹線道路の新設、路面電車の敷設、それと同時併行で組合区画整理の着手を支援するため、石川栄耀（都市計画愛知地方委員会技師、東大土木卒、戦後は東京都建設局長、早大教授）と協力し、大岩勇名古屋市長に働きかけて推進した。

大岩勇（1867～1955）は昭和2年～13年の11年間、名古屋市長に在職し、都市計画の理解者であり、大名古屋の都市発展を推進した功績は大であるが、今日、その功績は忘れ去られている。

組合区画整理の財源である余剰地（戦後の用語では保留地、つまり、分譲地）の販売促進のために公園祭（昭和7年、8年、9年の夏）を狩野力と石川栄耀は県、市、公園協会の共催で実行した。昭和8年9月、名古屋市役所に初めて公園課が新設されると、大岩勇市長の招聘により、狩野力は初代名古屋市公園課長に迎えられたが、その半年後に急死した。そのため、狩野力の業績は、現在、名古屋市役所、名古屋都市センターなどでは忘れ去られている。

3. 名古屋の大緑地

東京と大阪に続いて環状緑地帯が策定されたのは名古屋と川崎・横浜であった。名古屋の環状緑地帯と大緑地の配置図は『公園緑地』で公表された（本号のグラビアを参照）。川崎・横浜の環状緑地帯の図面は当時の神奈川県都市計画課の刊行物で公表された。

北九州5市を対象とした環状緑地帯の計画は福岡県庁内部で検討された可能性はあるが、おそらく成案に

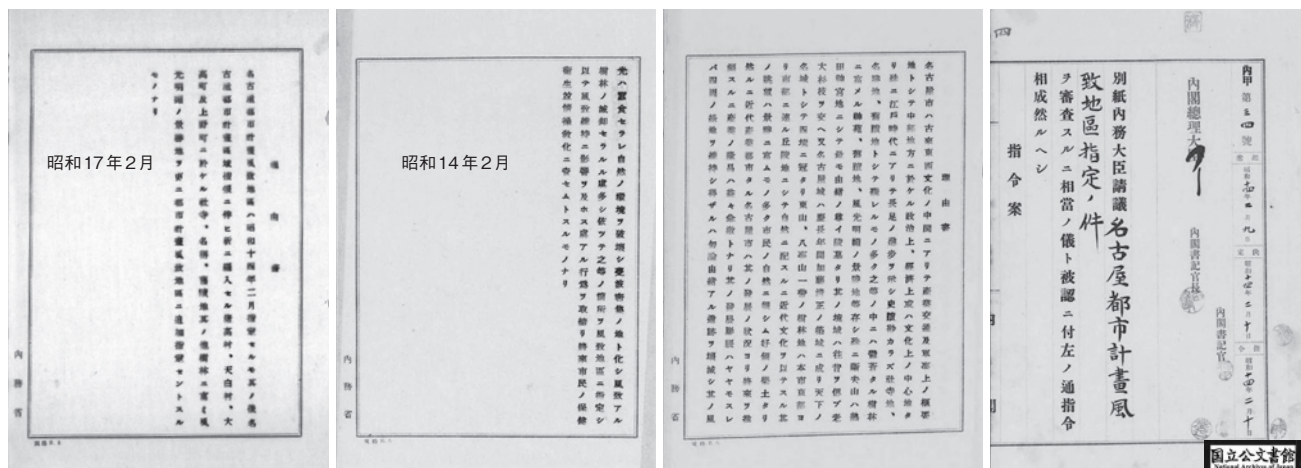
は至っていないと推測する。北九州5市の環状緑地帯の図面や説明文を私はまだ一度も見たことがない。

戦前の県庁では都市計画課の幹部職員は内務省の組織である都市計画地方委員会の事務官、技師を兼ねており、国と地方庁の二重の身分を持っていた。当時、愛知県庁では都市計画課長の真坂忠蔵（事務系）が都市計画を推進していた。名古屋帝国大学の新設に必要な条件として文部省から提示されていた用地提供について、名古屋郊外の大地主を説得して土地の無償寄付を実現させるというやり手の課長であった。

昭和15年12月、名古屋の都市計画緑地、5箇所、面積496万坪が決定された。名古屋の都心（栄地区）から10キロメートルの位置に、1箇所、約50万坪の大緑地がほぼ等間隔で配置された。東部丘陵の外縁部には小幡緑地、牧野ヶ緑地、相生山緑地、大高緑地が配置され、庄内緑地は河川沿いであるため3箇所に分割して選定した。幹線道路、連絡道路、ハイキングコースも同時に計画された（本号のグラビアを参照）。

都市計画決定の理由書は国立公文書館に所蔵されている。『公園緑地』誌や佐藤昌先生大著にも掲載されていない公文書である。歴史的にも重要な資料と判断して全文を引用する（平仮名に改め、句読点等を追加し、読みやすくした）。

「工業大都市たる名古屋市に於ける防空施設として、環状緑地帯を造成し、以て、都市防衛の用に供し、戦時下に於ける生産力の円滑なる運行を計ると共に、平時に於いては、市民の保健休養に資し、体位の向上を計らんとするものなり」



昭和14年2月、昭和17年2月 名古屋都市計画風致地区の指定と拡大 国立公文書館所蔵

昭和15年12月、同時に、都市計画事業緑地事業も決定された。庄内緑地（3箇所の内、横井山緑地と庄内緑地）、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、大高緑地、面積195万坪が事業決定され、相生山緑地と庄内緑地（3箇所の内、水分緑地）の事業化は保留となった。

都市計画事業決定の理由書も国立公文書館に所蔵されており、歴史資料として重要であると判断して、その全文を掲載する。

「名古屋市は工業都市として支那事変目的完遂上、重要都市なるに拘わらず、防空施設に至りては、未だに諸に付かざるの状況にあるを以て、ここに決定を見たる都市計画緑地中、総地積約百九十五万九千坪の緑地を設置し、以て、戦時下に於ける都市防衛の拠点とし、併せて、過大都市の防止を図ると共に、市民の保健、休養に、或いは、学生、青年の心身修練に資し、体位の向上を図らんとするものにして、之を昭和十五年度より昭和二十四年度に至十ヶ年継続事業の都市計画事業とし、愛知県知事をして執行せしめんとするものなり」

昭和15年8月の臨時愛知県会で緑地事業の予算が議決されていた。大緑地の造成事業は愛知県が事業者となった理由について、真坂忠蔵は次のように説明している。

愛知県と名古屋市が懇談を行い、各種の都市計画事業について、「これら凡てを市長が執行することは、人的要求に於て、又、財的需要に於て困難・（な）ので、緑地の如き高度なる防空、厚生施設及び市郡連絡の軍事的産業的重要道路は、県事業として協力することに円満なる協定を了した」と。

名古屋では昭和14年2月、東山、八事の東部丘陵地帯に風致地区を指定しており、風致景観の維持を図ろうとしていた。その後、名古屋都市計画区域が外周の町村まで拡大されたため、郊外町村の景勝地を選定して、風致地区の大規模な指定拡大を行った。この結果、都市計画公園、風致地区、都市計画緑地、拡大風致地区が一体となり、厚みのある環状緑地帯が形成されることになった。戦後になると風致地区は大幅に解除されたが、現在、名古屋市の旧風致地区エリアは大緑地にも近く、緑豊かな郊外住宅地となっている。

4. 川崎・横浜の環状緑地帯の計画

神奈川県庁では松村光磨知事（前内務省計画局長）の下で都市計画課長の野坂相如（^{すけゆき}1899～1978、大正12年東大土木卒）、公園担当の技師は小坂立夫（大正15年東大農卒）、竹之内勇（昭和3年東京高等造園卒、甘利正議員の叔父）、石原耕作（昭和8年東大農卒、戦後、千葉県土木部計画課長）が担当した。

松村光磨は内務省計画局の時に都市計画技師の処遇を改善するため、全国の都道府県庁で都市計画課長に技師が就任する道を拓いた。その結果、野坂相如が全国で初めて技師から県の都市計画課長に昇任した。

野坂相如は「今でこそ地方庁の都市計画課長は椅子は技術官が占めることが常識になっているが、この当時としてはまさに画期的で、事務官の方には申し訳なかったが、少しばかり嬉しいことであつた」と回想する（『新都市』昭和28年10月号）。

野坂相如は相模原の新興工業都市建設、湘南海岸公

園道路の建設、横浜の大緑地造成などをさまざまな都市計画事業を推進した。戦後は新潟県土木部長、副知事となり、全国の副知事では初めて技官から副知事に就任した。作家野坂昭如の実父である。

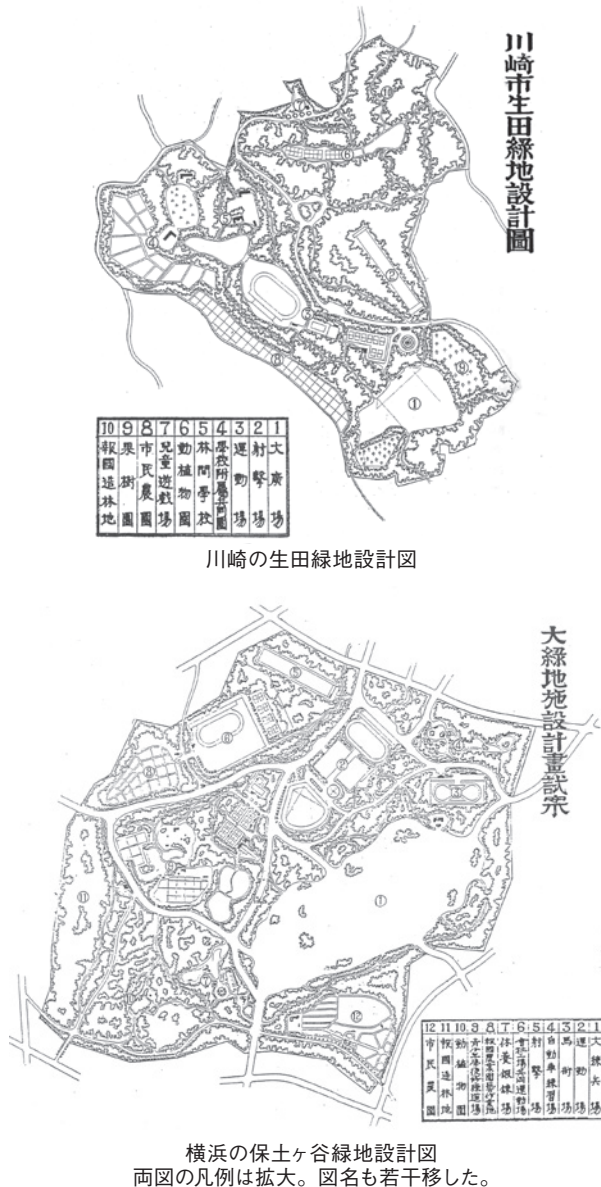
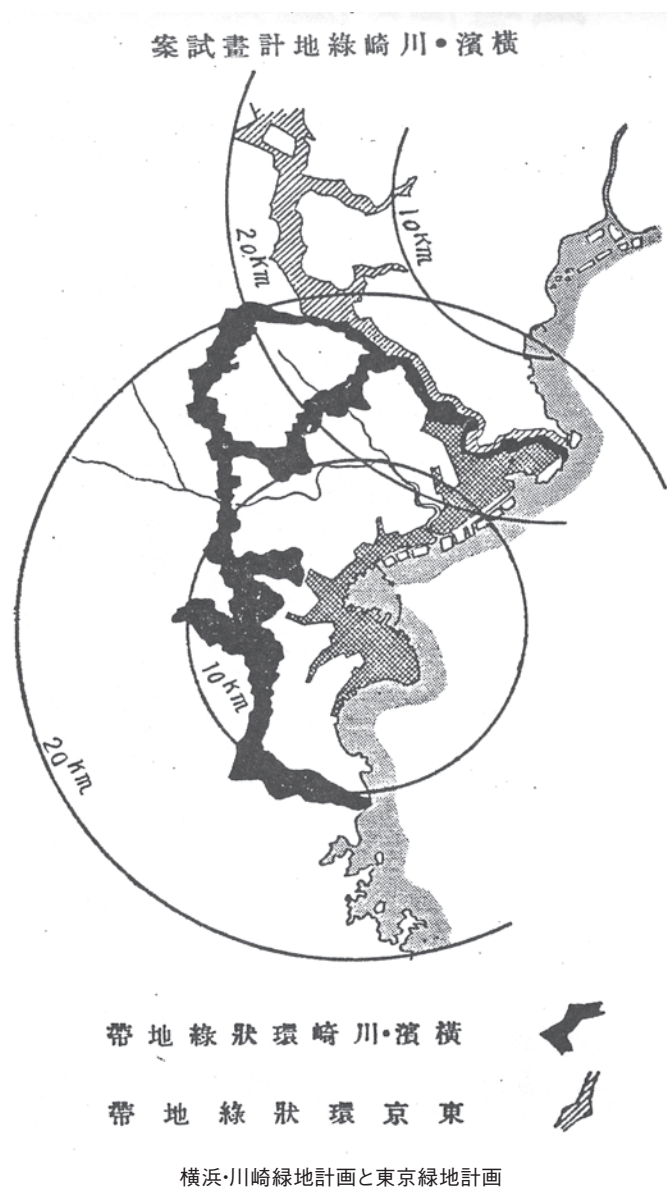
松村光麿は自身が推進した昭和15年都市計画法改正について、「これは緑地が議論の時代を過ぎて運用の時代となり、抽象を離れて実行の時代に移った」と述べた。そして、「我が神奈川県は帝都に隣接し関東地方計画区域に属するが、川崎、横浜は今や東京市に連続し、その伸展、亦停止する処を知らざる状態である。したがって、其の緑地計画たるや、亦、地方計画的見地に基き、東京緑地計画を根幹とし、相互の連絡統合を図り、以て、齟齬なからしむことは勿論、進んで本県の特異性を充分に発揮せしむべく、これが計画

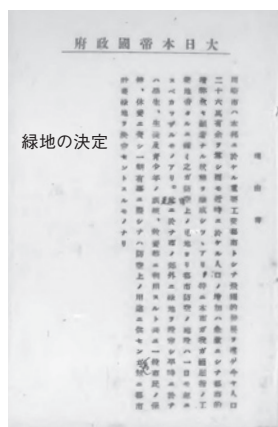
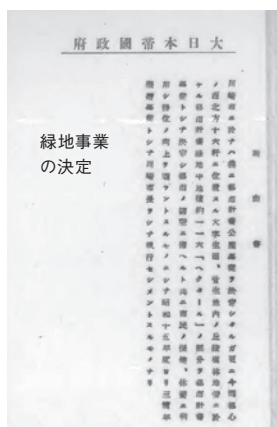
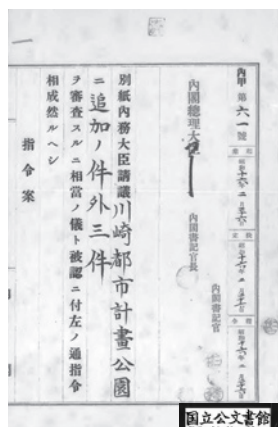
を樹立決定して行くことが最も肝要とする処である。」

とし、さらに、「この意味から言うも、前述する東京大環状緑地計画に順応し、これに連絡する処の川崎、横浜両都市計画の外郭を圍繞する大環状緑地計画を樹立することは最も必要なことである」と明確に述べた。

このような考えにもとづき、横浜・川崎環状緑地帯の計画試案が作成された。その特徴は次のようであったと筆者越澤明は考える。

- ①東京緑地計画との接続を充分に図っている。
- ②川崎環状緑地帯は多摩川の両岸で東京環状緑地帯と一体化した。川崎郊外では川崎都心から見て近郊と遠郊の二重の緑地帯を配置した。
- ③横浜環状緑地帯は横浜都心から半径10キロで設定し、横浜の西部・南部では分厚く設定し、山林丘陵





昭和16年2月、川崎都市計画緑地の決定
国立公文書館所蔵



生田緑地計画図、『公園緑地』6巻8号
1980年に協会所蔵本を筆者が複写。現在、原本は退色した。

附属共同園、林間学校、動植物園、市民農園、報国造林地などが設計されており、射撃場もある。

保土ヶ谷緑地の設計図を見ると、中央部に大規模な練兵場を置き、運動場、馬術場、自動車練習場、会社工場共同運動場、報国農業園芸作業地、休養鍛錬場などが設計されている。

世田谷区の陸軍自動車練習場(戦後、東京農大となった)を保土ヶ谷緑地に移転し、第二の馬事公苑をつくる構想があったのかもしれない。

5. 川崎の公園と生田緑地

川崎は六大都市に次ぐ発展を遂げており、東京から有力工場が移転・拡充し、臨海埋立地に大企業が進出し、昭和10年当時、工業生産額は全国で第1位の都市であった。しかし、市民の保健・慰安に必要な公園は皆無であった。

川崎市は昭和10年から公園調査を開始し、全市の公園計画案を作成し、昭和11年に都市計画公園第1号の富士見公園を決定し、事業を開始した。昭和14年度から防空法の小緑地の国庫補助を受けた結果、昭和17年現在で小田公園と御幸公園は竣工済みであり、大師公園、夢見ヶ崎公園、井田公園などは工事中であり、合計で8箇所、9万坪の公園事業が実施された。防空法の国庫補助の効果が絶大であったことが判明する。

この当時の川崎市は横浜市よりも公園事業に意欲的であり、市の財政事情も良かったのかもしれない。神奈川県が策定した川崎環状緑地帯計画にもとづき、そ

の保全を図った。

- ④横浜の北部では二重の川崎環状緑地帯と接続して一体化している。
- ⑤鶴見川について川崎・横浜の楔状の緑地帯とする考え方は採用しなかった。このことは筆者はやや意外という感想を持っている。
- ⑥東京環状緑地帯と同様に横浜環状緑地帯も半径10キロ、20キロを意識した。しかし、横浜市の西部、南部20キロでは都市化は当分生じないと考えたのか、外環状の緑地帯の設定はしていない。

この横浜と川崎を統合した緑地計画図は『防空大緑地の話』(都市計画叢書第5号、神奈川県都市計画課、昭和15年8月、筆者所蔵)で公表され、川崎の生田緑地、横浜の保土ヶ谷緑地の設計図も合わせて掲載された。このような大緑地の設計図面の公表はこの刊行物が唯一である。東京・大阪・名古屋の大緑地の設計図は『公園緑地』も含めて公表されていない。この神奈川県の刊行物は世界の緑地計画図を比較して掲載するなど小冊子でありながら意欲的な内容であった。

生田緑地の設計図を見ると、大広場、運動場、学校



昭和18年3月、横浜都市計画事業保土ヶ谷緑地の計画図
国立公文書館所蔵



保土ヶ谷緑地計画図、『公園緑地』6巻8号
1980年に協会所蔵本を筆者が複写。現在、原本は退色した。

の拠点として生田緑地、等々力緑地の二大緑地が都市計画決定されたが、都市計画事業は神奈川県ではなく、川崎市が事業者となった。

昭和16年2月、川崎の都心から西方約16キロの場所の丘陵樹林地に面積165ヘクタールの生田緑地が決定され、その大部分である面積116ヘクタールが都市計画事業として開始された。

国立公文書館には理由書が所蔵されており、その主な箇所を抜粋して掲載する。

「川崎市は本邦に於ける重要工業都市として飛躍的發展を遂げ、……都市的積弊愈々顕著なる状態を醸成しつつあり。特に本市が我が国屈指の工業地帯たるに鑑み、これが防空上の見地より都市防空の施設は一日もおろそかにすべからざるものあり。ここに於いて市の郊外に緑地を設定し、平時に於いては学生、生徒及び青少年の訓練、教養等に利用すると共に、一般市民の保健、教養に資し、一朝有事に際しては、防空上の用途に供せんが為に、茲に都市計画緑地を決定せんとするものなり。」

6. 横浜の大緑地と都市計画公園

横浜における公園の先駆けは明治初期に外国人居留地に開設された山手公園、横浜公園である。その後、

大正3年、旧彦根藩主井伊家の寄付で掃部山公園が開設された。その一方、民営の庭園・遊園としては三溪園、常盤園（その後、廃園）、花月園があった。関東大震災の復興事業として国（復興局）施行で山下公園、野毛山公園、神奈川公園が新設され、完成後に横浜市に移管された。横浜市は六大都市の1つでありながら、市による公園整備は経験が少なく、熱心とはいえなかった。

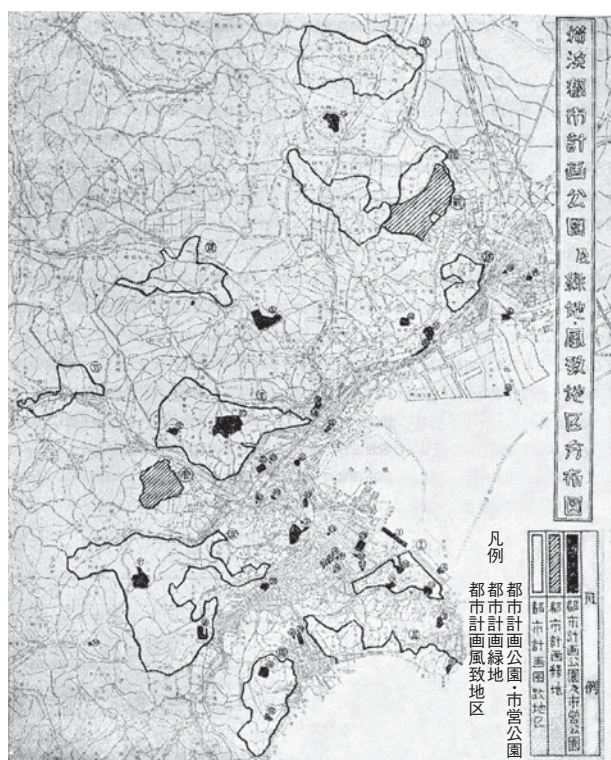
このような状態が転機を迎えたのが、昭和15年の環状緑地帯計画と防空法による国庫補助の実現である。表「横浜の都市計画公園と都市計画緑地（1953年現在）」で明らかのように、昭和15年から昭和18年にかけて都市計画公園が15箇所、決定され、中でも岸根公園（面積21ヘクタール、本号のグラビアを参照）と三ッ沢公園（面積21ヘクタール）は横浜市内の新設公園では最大規模であり、共に運動公園として整備された。また、この表では割愛をしたが、都市計画児童公園であり、7箇所が都市計画決定されている。

これに対して、昭和16年に決定された2箇所の大緑地は、保土ヶ谷緑地が面積89ヘクタール、三ッ池緑地が100ヘクタールと段違いに規模が大きかった。

横浜の都市計画緑地について神奈川県が事業者となった理由について記載した資料はこれまで筆者は見ることがない。愛知県と名古屋市と同様の協議が神奈川県と横浜市で実施されたと推測される。

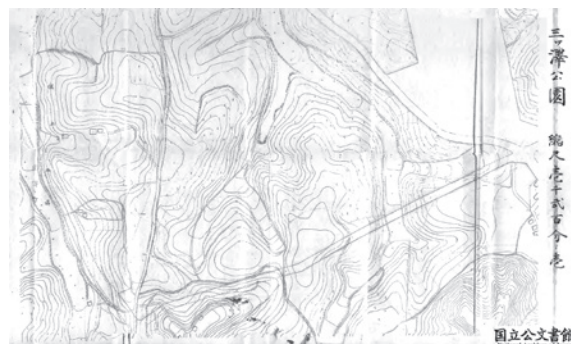
横浜の都市計画公園と都市計画緑地（1953年現在）

番号	公園名称	計画決定		事業決定		事業面積 (坪)	摘要
		年月日	面積 (ヘクタール)	年月日	面積 (ヘクタール)		
1	山下	大14.1.23	6.61	大14.1.23	6.61	22,461	洋式庭園・噴水池・印度水塔・ボートヘミング児童遊園等 全域接收中
2	野毛山	大14.1.23 変昭21.8.26	6.61 13.22	大14.1.23 —	6.61 —	27,513	動物園・噴水池・日本風庭園・児童遊園(有料・無料)等
3	神奈川	大14.1.23 変昭21.8.26	1.29 1.64	大14.1.23 —	1.29 —	4,341	野外ステージ・噴水池・児童遊園その他要整備
4	新山下	昭15.3.6	1.65	昭15.3.6	1.65	5,000	一部接收中要整備
5	岸根	〃	21.49	〃	21.49	52,682	苗圃・射撃場(工事中) 苑池・その他 一部接收中
6	小野	〃	3.44	〃	3.44	10,038	未着工・児童遊園・野外ステージ・水泳場・球技場を予定
7	本牧	変18.5.13	3.32	変18.5.13	3.32	4,996	全域接收中
8	弘明寺	昭16.2.26	1.65	昭16.2.26	1.65	13,801	徒渉池・ローラースケート場・展望台・児童遊園・花苑等
9	常磐	〃	3.64	〃	3.64	14,208	陸上競技場・庭球場・キャンプ場等
10	神ノ木	〃	2.31	〃	2.31	11,745	軟式野球場・苗圃 工事中
		変19.6.1 〃21.8.26	2.34 4.96	変19.6.1 —	2.34 —		
11	山手	昭17.3.31	2.31	昭17.3.31	2.31	7,663	児童遊園・庭球場・その他整備中
12	磯子	〃	2.31	〃	2.31	—	陸上競技場・庭球場・茶室・児童遊園その他
13	綱島	〃	6.66	変18.1.28 昭17.3.31	削除 2.64	8,248	
14	大黒	〃	0.66	〃	0.66	—	全域接收中
15	岡村	昭18.1.16	2.64	昭19.6.1 昭18.1.16	削除 2.64	10,193	
16	八聖殿	〃	1.34	昭18.3.31 変25.3.31	1.34 1.06	5,860	展望台・八聖展・船着場 要整備
17	三ツ沢	昭18.3.31	21.45	昭18.3.31 変19.6.1	9.26 7.27	90,000	陸上競技場・庭球場・苗圃・排球場・広芝生 その他要整備
18	子安台	〃	4.79	昭18.3.31	4.79	15,326	陸上競技場・児童遊園・その他要整備
計			140.77		86.43	324,823	
1	保土ヶ谷	昭16.3.28	89.26	昭16.3.28 変17.3.31 〃18.3.31 〃27.11.20	33.06 71.07 87.59 3.19	114,823	野球場・蹴球場・苗圃・徒渉池・庭球場・陸上競技場・その他工事中
2	三ツ池	昭和16.3.28	100.17	昭17.3.31 変18.3.31 〃27.1.30	10.74 66.11 21.54	61,997	三ツ池・苑池・苗圃・短艇場・その他工事中
計			189.43			176,820	

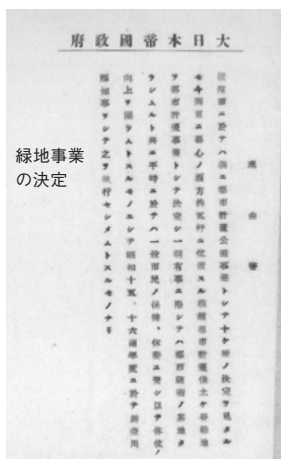


横浜都市計画の公園と緑地

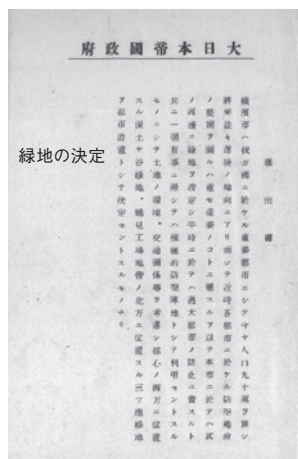
- ①横浜の都市計画公園は、帝都復興の3公園(山下、野毛山、神奈川)が最初である。
その後、昭和17年～昭和19年に15公園が決定された。本表はこの18公園を掲載した。
 - ②昭和21年と27年に戦災復興で16公園が決定されたが、未着工である。本表では掲載を割愛した。
 - ③児童公園が7箇所、昭和17年～昭和19年に決定された。本表では記載を割愛した。
 - ④都市計画緑地は、保土ヶ谷と三ツ池の2箇所である。昭和28年現在の状況が記載されている。
- 出典『横浜都市計画概要』昭和28年10月、横浜市建設局計画課、横浜市中心図書館所蔵。本図は小林和広・横浜市建築局住宅政策課長の協力を得た。



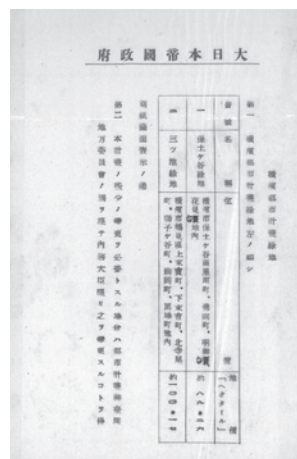
三ツ沢公園の決定時の状況(南半分を掲載)



緑地事業
の決定



緑地の決定



昭和16年3月、横浜都市計画緑地の決定 国立公文書館所蔵

昭和15年、横浜市都市計画課に公園係が独立の係として新設された。人数は約20名であり、岸根公園の整備などで手一杯であったと思われる。一方、神奈川県都市計画課は、横浜の臨海工業地帯、相模原の新興工業都市を県営事業で実施するなど、都市整備の事業経験と技術系職員が豊富であった。

昭和16年3月、横浜の保土ヶ谷緑地、三ツ池緑地が都市計画決定された。その理由書は国立公文書館に所蔵されており、歴史資料として価値があるため、全文を掲載する。

「横浜市は我が国に於ける重要都市にして、今や人口九十万を算し、将来益々伸展の傾向にあり。而して、近事各都市に於ける防空施設の整備を図るは、重も重要のことに属するを以て、本市に於いてはその周辺に緑地を設定し、平時に於いては過大都市の防止に資すると共に、一朝有事に際しては、積極的防空陣地として利用せんとするものにして、土地の環境、交通関係等を考慮し、都心の西方に位置する保土ヶ谷緑地、鶴見工業地帯の北方に位置する三ツ池緑地を都市計画として決定せんとするものなり。」

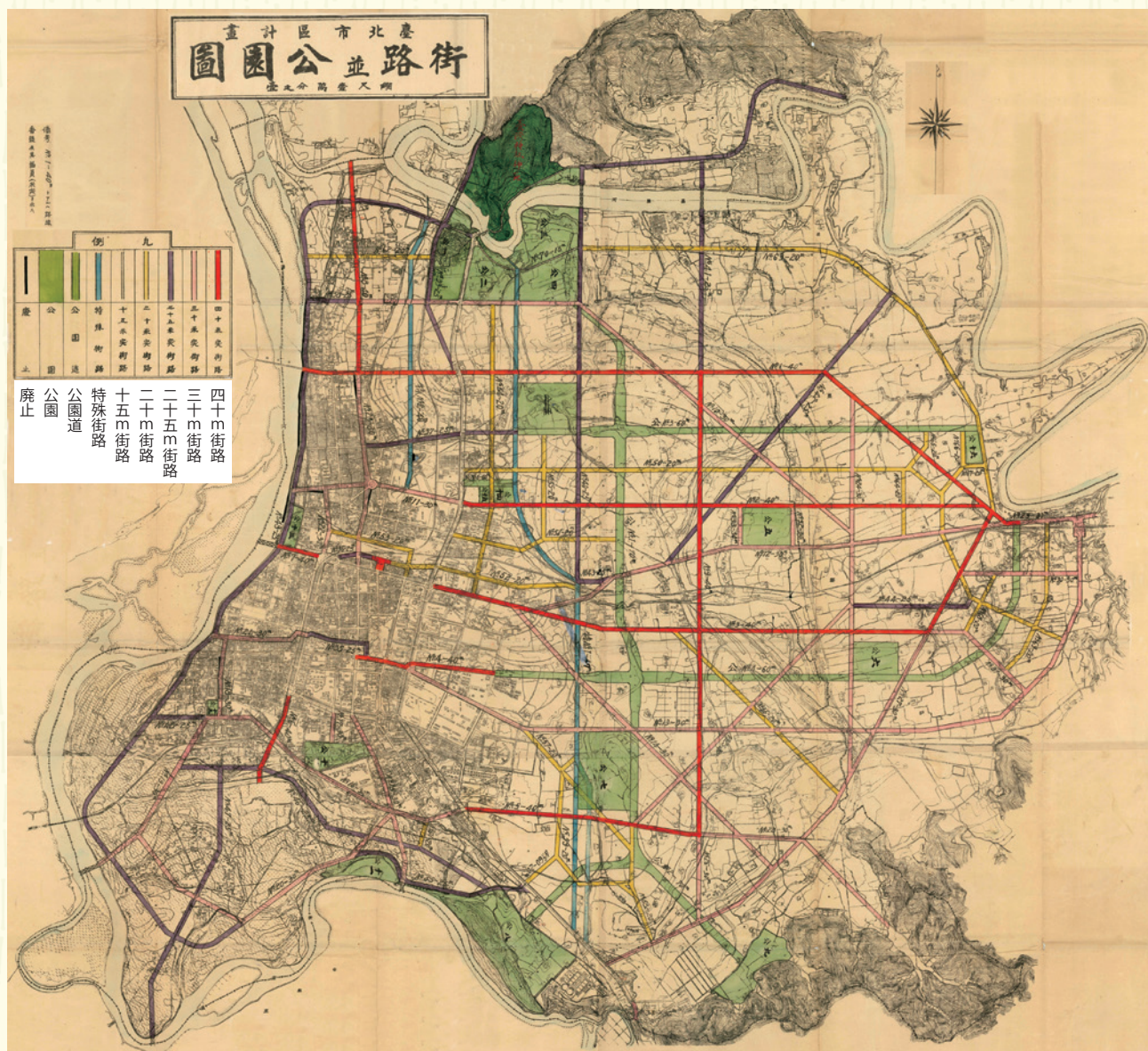
戦後、農地解放の実施、自作農創設のために、買収済みであった都市計画緑地の多くが、民有地となり、都市計画決定面積も縮小された。その中で、神奈川県の大緑地の面積削減は割と少なかった。昭和22年、全国の都道府県の都市計画課長の中で初めて造園職として佐藤昌が就任した。佐藤昌は生田緑地に連合国軍用のゴルフ場を建設することを発案して、農地解放を免れた(佐藤昌『浮世緑記』)。名古屋の牧野ヶ緑地のゴルフ場も同様の方策であった可能性がある。

【参考文献】

- ・佐藤昌『日本公園緑地発達史』上巻399～417頁、下巻34～50頁、都市計画研究所、1977年。
- ・『日本公園百年史』248～252頁、日本公園緑地協会、昭和53年。
- ・『久宝寺緑地開設50年史』都市公園久宝寺緑地指定管理共同体、美交工業、2022年。
- ・越澤明「都市計画決定、都市計画事業にともなう建築制限の歴史」『新都市』2009年7月号。
- ・狩野力「土地区画整理に依る公園計画の実現」『都市公論』14巻8号、昭和6年8月。
- ・北村徳太郎「名古屋都市計画決定当時の狩野課長の思ひ出」『公園緑地』1巻5号、昭和12年5月。
- ・佐藤昌「狩野力」『公園文化の歴史』日本造園修景協会、昭和60年。
- ・真坂忠蔵「名古屋大緑地計画に就て」『公園緑地』4巻11号、昭和15年11月。
- ・松村光麿「本県に於ける大緑地の造成に就いて」、野坂相如「横浜大緑地計画」、村井八郎「川崎市に於ける大緑地造成」、小島達太郎「川崎市大緑地事業」『公園緑地』5巻3号、昭和16年3月。
- ・田治六郎「名古屋都市計画緑地事業概況」、海老原西蔵「川崎市の緑地事業」、金子九郎「横浜の新設公園」『公園緑地』6巻8号、昭和17年9月。
- ・『かながわの緑と造園』神奈川県造園業協会、昭和59年12月。
- ・越澤明編『神奈川県都市政策史料 第1集』神奈川県都市部都市政策課、昭和60年12月。都市計画神奈川県地方委員会における生田緑地、保土ヶ谷緑地、三ツ池緑地の決定に関する議事録の全文を収録。
- ・越澤明編『神奈川県都市政策史料 第5集 神奈川県公園緑地発達史』神奈川県都市部都市政策課、1989年12月。大緑地と農地解放に関する資料を収録。

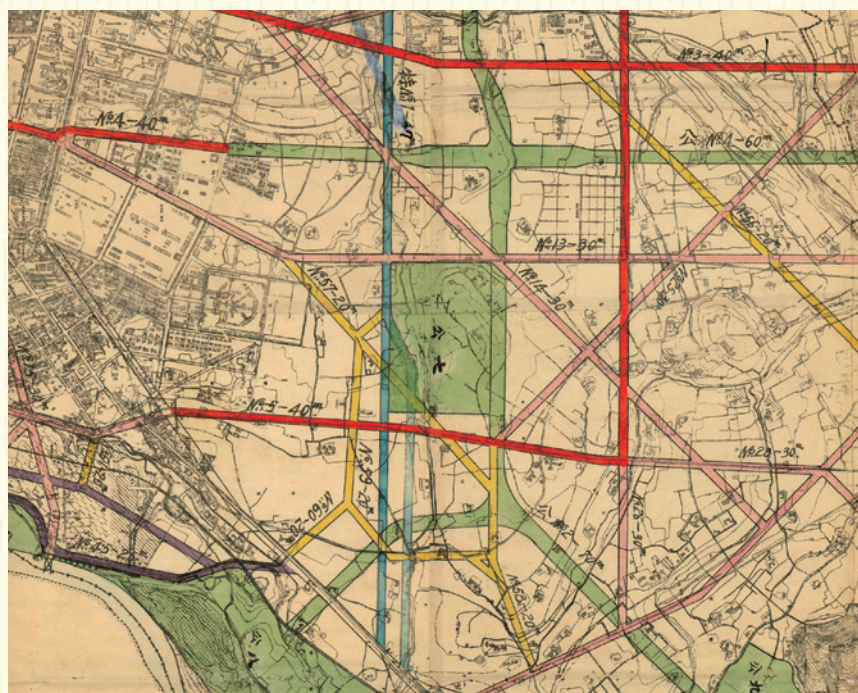
特別連載 日本の公園150年史

日本の公園150年史(7) 1932年台北都市計画・公園系統と折下吉延 [P5 ~ 12]をご覧ください。

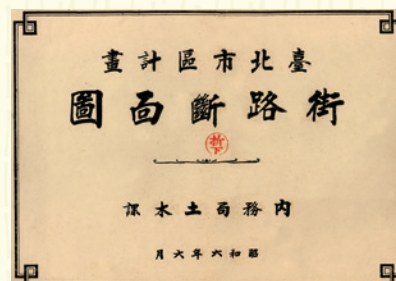


1932年の台北都市計画図(折下吉延が指導)

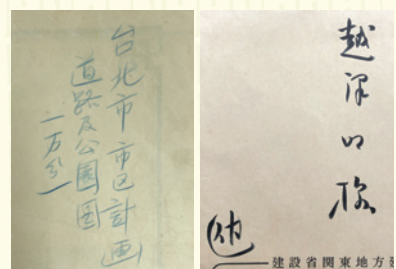
『台北市區計畫街路並公園圖』(縮尺1万分の1、縦120センチ、横120センチの大幅)。図名と凡例の位置は見やすいように変更した。折下吉延の旧蔵、佐藤昌の所蔵、越澤明に寄贈された。



部分拡大図 特殊街路(薄青)と7号公園の修正も図示



街路断面図(折下吉延の印が押されている)



写真左) 折下吉延の直筆(図面の裏に記載)

写真右) 佐藤昌先生の直筆(台北図面を入れた封筒)



大安森林公園（第7号公園）の完成予想図



1983年10月の台北都市計画図（台北市政府工務局）。台北市政府工務局の依頼で講演した際に寄贈された。非公開資料。



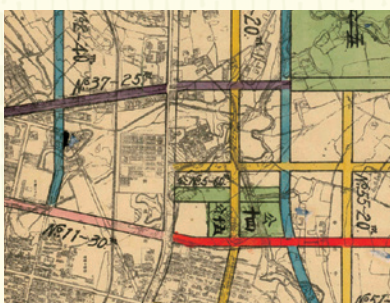
大安森林公園（第7号公園）の冊子から（左は、スラム街の写真。右は、森林公園の表紙の写真）。1992年12月印刷。台北市政府工務局を訪問した際に寄贈された。



実現した公園道第4号、幅員100メートルの区間（仁愛路、1990年越澤明撮影）



公園道第4号、仁愛路、幅員60メートル（2014年越澤明撮影）



1932年都市計画図の部分拡大図。都市計画14号・15号公園の付近。



第14号・第15号公園の工事開始（1997年、越澤明撮影）写真は15号公園。奥の遠方が14号公園。左手遠方の建物群は公園道が廃止された場所に建設された。黄世孟教授（建築学会理事長）が案内。



公園道第2号、幅員70メートル（2014年、越澤明撮影）。内政部営建署（＝内務省建設庁）の招待講演で訪問した際の自由時間で撮影。



日本の公園150年史 (7) 1932年台北都市計画・公園系統と折下吉延

Taipei City Planning and Park System in 1932 Under the Japanese Rule Advised by
Yoshinobu Orishimo

越澤 明

北海道大学 名誉教授／一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
Akira KOSHIZAWA (Professor Emeritus, Hokkaido University)

1. 公園行政の祖、折下吉延

日本の公園緑地行政の祖は折下吉延（^{おりしも}1881年生～1966年没）である。大正4年5月、内務省の明治神宮造営局の技師となり、神宮外苑の主任技師（責任者）となった。著名な銀杏並木、外苑全体の植栽、内外苑連絡道路は折下吉延の業績である。明治神宮外苑の造営は造園系都市計画の原点といえる。

大正8年5月21日、数え歳で39歳の折下吉延は内務省の東京市区改正委員会から「欧米各国における都市計画に関する調査」を嘱託された。長期海外出張のためには文官分限令にもとづき明治神宮造営局を休職する必要があり、その手続きは5月15日、内務大臣床次竹次郎から総理大臣原敬に稟議が上がっている。

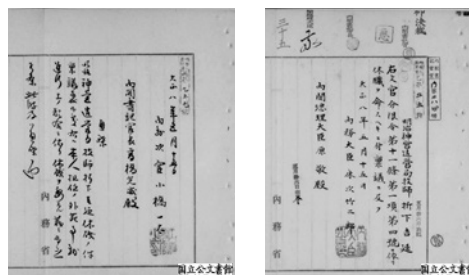
折下吉延は大正8年5月24日に横浜港を出航し、大正9年1月25日に帰国するまで欧米各国(米、英、仏、伊、瑞、蘭、独、白耳義)の都市計画、公園計画、庭園、史跡記念物を調査した。

この7ヶ月間の洋行命令が意味するところは、大正8年当時、折下吉延は明治神宮造営という造園・庭園の分野のみの専門技術者ではなくて、黎明期の都市計画行政・公園行政を担う幹部職員として見なされていたということである。そのため、当時の技術官僚にとって機会が少ない長期間の海外出張を経験して、欧米の最新事情を実地に学び、吸収する機会を与えられた。この決断をした内務省首脳部は内務次官と推測するが、池田宏初代都市計画課長（大正7年5月～大正8年8月在職）が判断したことは間違いない。

大正8年5月という時期は明治時代の東京市区改正条例（大正7年4月、東京以外の五大都市にも適用）の制度・組織から大正時代の都市計画法の制度・組織へと移行する時期であった。

大正7年5月、内務省の大臣官房という中枢部局に都市計画課が設置された。大正7年12月、都市計画

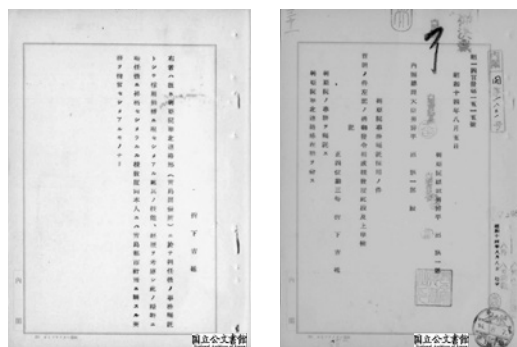
調査会（都市計画中央審議会の前身）で都市計画法及び建築法の草案が決定された。大正8年4月、都市計画法と市街地建築物法が公布された。大正9年4月に都市計画法が施行されて、内務省の都市計画技師が任命された（「技師」とは技術の幹部職員のランクであり、中央で2名、5大都市で8名の定員で発足した、主に都市土木）。



大正8年5月15日、明治神宮造営局技師折下吉延休職ノ件
国立公文書館所蔵



昭和5年4月1日、復興局技師折下吉延叙位ノ件



昭和14年8月5日、折下吉延興亜院事務嘱託並勤務ノ件
青島にある興亜院華北連絡部に勤務し、青島都市計画の指導が職務。
木村尚文(造園系)が派遣された。国立公文書館所蔵

2. 帝都復興と台湾総督府

大正12年9月1日、関東大震災が発生し、大正12年10月16日、折下吉延は帝都復興院技師と明治神宮造営局の兼務を命じられ、やがて帝都復興事業に専念した。大正13年、復興局建築部公園課長に就任し、東京・横浜における公園の新設、街路樹植栽の事務を統括し、昭和5年3月31日、帝都復興事業の完成により廃官となるまで在任し、50歳で退官した。

折下吉延は、昭和5年から昭和20年まで東京、京都、大連、新京、哈爾濱、奉天、上海、青島の都市計画・公園緑地を嘱託や顧問の立場で指導助言した。昭和8年から昭和20年までは大連に居を構えている。

昭和6年2月16日、折下吉延は台湾総督府から都市計画に関する事務を嘱託されて、1ヶ月間、台湾に滞在し、台北、台中、嘉義における公園計画を立案した。台湾で都市計画を指導した具体的な内容は佐藤昌先生の大著『折下吉延先生業績録』でも記載がない。

日本公園150年史連載の月号では1932年に台湾総督府が決定した台北都市計画（当時の用語は市区計画であった）の内容を取り上げる。折下吉延が指導した1932年台北都市計画は、公園緑地を都市インフラの骨格においた都市計画であり、世界的に見ても先進的な都市計画であり、意欲的な公園系統である。

1932年台北都市計画の特色を、彩色の都市計画大図（カラーグラビアに掲載）を原資料として論じることにする。この図面は折下吉延の旧蔵であり、佐藤昌先生から約30年前に越澤明に手渡された。この1932年「台北市区計画街路並公園図」は日本の国立公文書館、アジア経済研究所、台湾の国家文書館、台北市政府には所蔵されていないという点で非常に貴重な図面である。台湾では1949年～1987年は戒厳令下であり、台湾都市計画図は、軍事機密の扱いになっていたと推測している。

帝都復興計画は、大正12年秋の段階で、帝都復興院と大蔵省の折衝の結果、復興予算の総枠の制限から公園費が大幅に削減された。そのため、東京と横浜では全市的な公園計画の着手は断念し、国施行の復興6公園に限定されてしまった。折下吉延が本来は意図してた全市的な公園計画の考え方は、1932年の台北都市計画、1932年の新京国都建設計画で初めて実行に移された。

3. 折下吉延の都市計画思想

明治神宮外苑と帝都復興6公園の業績が著名である一方、折下吉延が欧米視察を経験して身につけた都市計画への想い、本来は実践したかった都市計画・公園計画とはどのようなものであったのかは、あまり知られていない。

帰国後の大正9年、日本園芸会で行った講演「都市計画と公園」には折下吉延の都市計画・公園計画の思想がよく示されているので、その一部分を抜粋して紹介する（『折下先生業績録』に収録）。

「欧米における都市計画においては上下水道、道路、港湾等の土木に関するもの、住宅、商店、公共的建築等の建築に関するもの、公園、公園道路、並木等の我々の園芸に関するもの、この三者はいずれの一つも軽んずることが出来ぬので、あたかも三足の鼎の感を呈しております。……」

元来、公園は、天然地形を利用し、在来の空地を利用する…事が多いのでありますから、その他[土木、建築を指す、越澤注]の計画は公園を基礎として計画する場合が少ないのであります。かの著名な英国の田園都市…は、市の中央にセントラルパークを置き、道路はそれより放射状に出す計画になっている。かかる場合には公園が都市計画の心となり核になるというても、あながち誇大の言ではないと思います。……

米国シカゴ市の南部公園区画は上中流の住宅多きために、公園も堂々たるもの多く、乗馬道あり、競泳場の設備…至れり尽せりの設備である。…西部公園区画は労働者町にあるため、労働者本位としている。労働者の子供のために色々な設備が行き届いている。……

（欧米では）この系統ある公園計画をパークシステムと申し、新しき都市計画には第一に研究され、論じられている…。米国は現今、都市計画に最も熱中せる国で、各都市競うて計画し、実に驚くべき大計画を立てております。…私の見て参ったうち…最も公園に熱心であって、成功を認められておる米国カンザス市の例を引いて、説明申し上げて、……。」

折下吉延は、都市計画ではまず最初に公園の配置が大事であり、公園が都市計画の骨格であると講演している。折下吉延がそれを実際の法定都市計画として初

めて実現化できたのが、1932年台北都市計画であった。1945年以降、台湾を統治する国民党政府の下で主に1960年代に都市のインフラ整備が進み、この1932年台北都市計画の内容は、大きな変更はなく維持され、かなりの程度実現した。それは現代の台北都市計画図と比較すると明白である(カラーグラビアを参照)。

4. 後藤新平の台北都市計画

1895年、日清戦争の講和条約で台湾は日本の領土となった。当時、台湾の市街地の衛生状態はきわめて劣悪であり、阿片が蔓延していた。

1896年4月、内務総督府の衛生顧問に就任した後藤新平(内務省衛生局長、現在の厚生労働大臣に相当する職務)は、1896年8月、日本の上下水道の父であるバルトン(内務省お雇い技師、東京帝国大学でも教鞭)を台湾に派遣した。

1897年4月、バルトンは第一に台北、第二に基隆、第三に台南、嘉義などで速やかに上下水道の工事が必要であると報告した。「台北市街設計図なるものを調製し、…幅員を定め、道路を開削し、これに附随する下水道を道路と同時に敷設」すべきであると報告した。つまり、都市計画を立案し、道路新設と上下水道を同

時に工事すべきであると報告した。

1898年3月、後藤新平は台湾総督府民政長官に就任し、バルトン報告を実施するため、1898年4月、台湾総督府に台北市区改正委員会を設置し、調査立案を開始した。1905年7月、台北市区改正規画方針が決定され、1905年10月、台北庁告示第198号として「台北市区計画」が告示された。これが1932年3月の全面改定まで効力を持った台北で最初の法定都市計画である。台湾総督府では野村一郎技師(東大建築卒、1868～1942年)が主に担当した。

1900年、後藤新平の指示で、台湾家屋建築規則が制定され、衛生面の規則が盛り込まれ、家屋は1階のセツトバックを義務づけたが、その代わり、地租は免除した。この結果、強い熱射と突発的な降雨を避けることができるアーケード状の歩行者通路が民地内に設置されることになった。この台湾市街地で独特なアーケードの設置義務は、現在の台湾の建築法規にも継承されている。

台北ではこれまで公園が皆無であったが、1908年、台北で初めての公園(新公園と命名、面積8ヘクタール)が開設され、公園内には熱帯樹が植栽された。

後藤新平の指示で、遊歩道路とするために台北城の城壁が撤去され、跡地はパリと同様の並木道(ブル



1895年台北市街図(台湾総督府作成)
福建系住民、広東系住民、官庁街の3地区に分かれていた。



府後街、市区改正による初の建築(野村一郎設計)



1920年代の上空写真。
3点は越澤明所蔵

ヴァール)として整備された。幅員は25～40間(45～72メートル)であり、内地には存在しない堂々たる広幅員街路であった。巾3メートルの植樹帯を2列設けており、中央部は車道、両側は歩道であった。歩車道が3列あるため、台北では三線道路という名称が誕生した。

城門5箇所のうち、西門は撤去したが、他の4箇所の城門は児玉源太郎総督、後藤新平民政長官の判断で保存することになり、城門を周回するように道路計画を修正させ、1913年に全線が開通した。

1914年度末までに台湾全島の17都市で市区計画が決定され、順に事業が実施されていった。

台湾総督府民政部土木課長(後に土木局長)には長尾半平(1865～1936)が埼玉県土木課長から転任して就任した。後藤新平が内務省土木局に有能な幹部技術者の派遣を求めた結果、長尾半平が選抜された。長尾半平は鉄道、築港、上下水道、都市計画などインフラ整備全般の責任者となり、その後、後藤新平東京市長のもとでは東京市電気局長に就任するなど後藤派の技術官僚となった。

東京帝大土木学科を卒業したばかりの優秀な若手が台湾総督府に何人か派遣されている。バルトンの教え子である浜野弥四郎(1869～1932、東大土木卒)は1923年にかけて台湾主要都市の上下水道を完成させた。その施設は東京、名古屋など内地の上下水道よりも立派なものであった。浜野弥四郎の部下が、台湾南部の農業水利で著名となる八田與一(1886～1942)である。

牧彦七(1873～1950)は卒業後、台北県土木課長などを4年間務め、長尾半平の薫陶を受け、内地に戻り、明治神宮造営局も兼務し、内務省の優秀な道路技師となり、母校東京帝大では道路、街路、都市計画を講義した。関東大震災の発生後は、横浜市都市計画局長、東京市道路局長、初代土木局長に就任した。この人事は後藤新平内務大臣、永田秀次郎東京市長が行った。横浜復興計画当初案(牧プラン)は緑を重視していた。牧彦七は広い意味では後藤・長尾の人脈に含まれる。

5. 1932年都市計画の特色

昭和5年度～6年度、台湾総督府内務局土木課は台北市街地の大規模な拡張を想定して、東部方面の平坦

な農地、北部・南部方面の山地の測量調査を実施し、都市計画(当時の用語では市区計画)の立案を進めた。

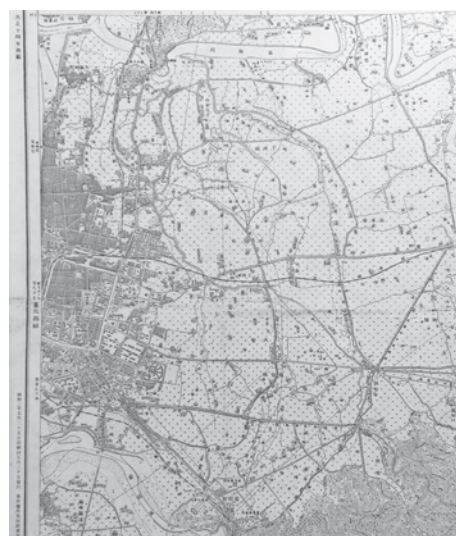
昭和9年当時で台湾総督府内務局土木課の陣容は、土木課長が事務官、土木事務官が2名、技師が12名、属26名、技手60名であり、他に、嘱託、雇、工手が多数いた。土木課の所管は上水、下水、河川、水利、都市計画、公園である。営善、鉄道、道路、港湾は別の課であった。

台湾総督府内務局土木課の筆頭の技師は小野栄作であり、内地の都市計画地方委員会を経験して台湾総督府に派遣されていた(専門は都市土木)。

昭和6年2月、台湾総督府は折下吉延を1か月間、招聘して、台北その他都市の都市計画・公園計画の指導助言を受けた。その結果、公園道と公園を骨格インフ



三線道路の東南部(台北市地形図、縮尺千分の1、1980年12月測量)三線道路の南部の幅員は67.27メートル、東部の幅員は40メートル。台北市工務局の招待で講演をした際に寄贈される。非公開図面。



台北の東部近郊の地形図(1930年頃)この図面に表示された近郊が1932年都市計画の予定地となった。台湾総督府作成、越澤明所蔵。

ラとした台北都市計画が立案された。このような公園系統を前面に出した都市計画は内地では前例がなかった。

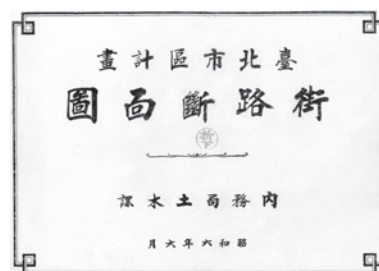
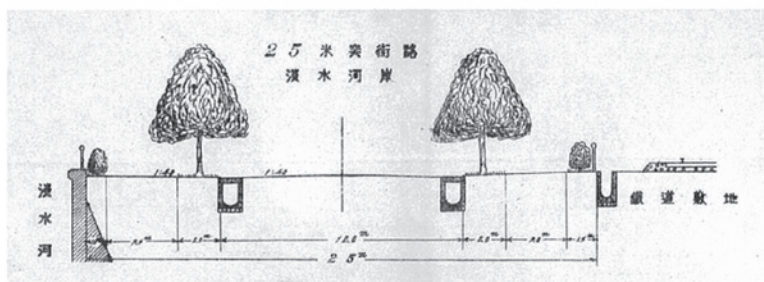
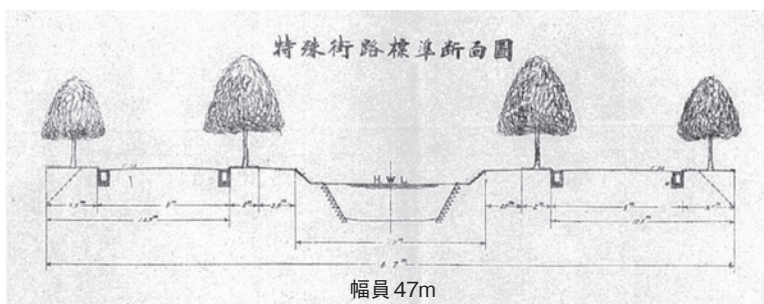
折下吉延の台湾訪問に随行した佐藤昌先生に対して1996年に越澤明はヒアリングをした。佐藤昌先生の談によると、折下吉延を台湾に招聘した台湾総督府高官は内務官僚の平山泰（1890～1946年）である。平山泰は東大法科卒、復興局書記官、復興局東京第3出張所長、復興事務局監理課長などを務めた復興局の幹部職員であり、折下吉延とは仕事仲間であった。平山泰は高雄州知事（1931年）、台北州知事（1931年～

1932年）に就任し、その後は、東京市監査局長・財務局長・電気局長を経て、晩年は故郷の松本市長を務めた。また台湾総督府の小野栄作技師は折下吉延の従兄弟であった。1932年台北都市計画は平山泰、小野栄作、折下吉延の3人の共同立案であると言ってよい。また、折下吉延は台中の公園計画、高雄のゴルフ場計画（実際に完成）を立案した。

昭和6年10月、台湾総督府は市区計画委員会（内地の都市計画中央委員会に相当する）を設置し、台北市区計画を附議した。9回の審議を経て昭和7年1月に



『台北州報』第765号、1932年3月7日。1932年台北都市計画の告示文と都市計画図。台湾政府国家文書館で越澤明が複写。紙面スペースのための図面の北部、東部を割愛。



1932年決定の台北都市計画の街路断面図(折下吉延の旧蔵、越澤明所蔵)と台湾都市計画令の制定の新聞記事

議決し、昭和7年3月、台北州告示第54号として公示された。告示文と略図は『台北州報』に掲載された。旧台湾総督府の文書の多くは台湾政府の国家文書館に引き継がれて閲覧と複写が可能である。しかし、台湾各都市の詳細な都市計画図は所蔵文書には含まれていない。その理由は軍事機密の扱いのためと推測する。

台北の将来人口は60万人、計画区域は交通機関を利用して30分、40分圏(半径6キロメートル)とし、将来市街地の面積は6,676ヘクタールであった。これは1905年市区計画と比較すると、人口は4倍、面積は9倍半となっている。そのなかで、山地、河川、低湿地な土地を除いた可住地面積は4,780ヘクタールであり、人口1人当たりの面積は80㎡とした。台北の新市街地は、東側は山地、北側の基隆河、南は新店溪に囲まれた平坦地全体を新市街地の区域とした。現在の台北はほぼこの計画通りに市街地が形成されている。

1932年台北都市計画の二大骨格は、「台北市区計画街路並公園図」という図名称が示すとおり、街路(都市の道路)と公園であった(カラークラブを参照)。

凡例を見れば明らかであるが、「公園道」(パークウェイ、ブルヴァール)と「特殊街路」(幹線排水路を兼ねた道路)が特別に計画されている。一般の街路は、幅員が40メートルから15メートルまで5段階であった。

幅員60～80メートルの幅広い公園道は(最大幅員は100メートル)が5本、東西、南北に配置されている。

台湾総督府(現・台湾総統府)から東に延びる公園道第4号(現・仁愛路)は台北のシンボルロードであり、

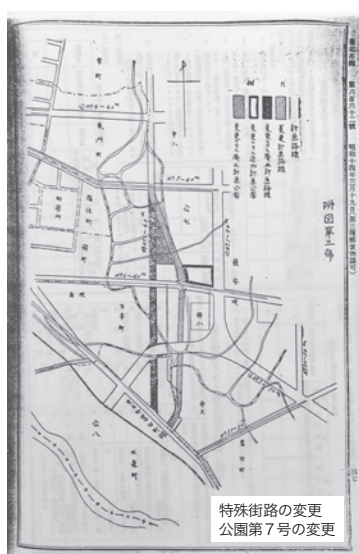
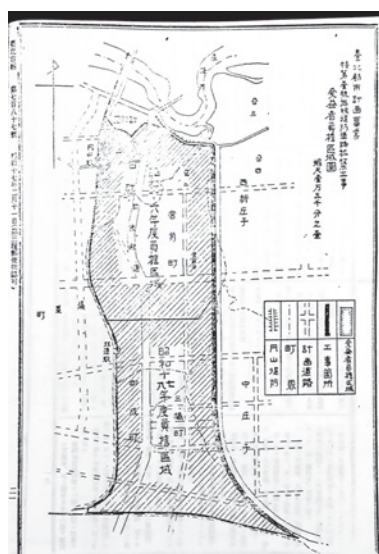
最大幅員100メートルで完成したが、あと2本の東西100メートル公園道は国民党政府は着工せず、実現しなかった。

特殊街路の第1号(幅員47メートル)、第2号(幅員40メートル)は、平坦地である東部方面の新市街地の排水処理のために、道路中央部に排水路＝人工河川(幅員13メートル、10メートル)を設置した。また淡水河沿いでは防水堤防を兼ねた街路2本が計画した。

台北の既設公園は三線道路、新公園、円山公園、龍山寺公園の4箇所、49ヘクタールであった。当時の都市人口は23万であり、人口1人当たりの公園面積は2.2㎡であった。そこで、1932年台北都市区計画では公園緑地の新設を重視した。亜熱帯の気候を緩和するためにも、計画人口60万に対して、1人当たり8平方メートルの公園面積となるよう計画した。また、市街地ではどの場所からも1キロメートルで公園に到達するように、配置を計画した。公園水準の抜本的改善のために、新市街地には大公園(面積10～32ヘクタール)を7箇所、配置した。

河川沿い、水源地付近を公園化したことも特色である。基隆河沿いの計画公園は円山公園、台湾神社の山、基隆河の水と一体の風致景観を意図している。淡水河の水源地の隣接地に公園を置き、水源の保護と河川との一体的な風致景観を意図している。

以上のような公園計画は折下吉延が欧米視察で体得した公園系統(パークシステム)の考え方を具現化しようとしたことは、明らかである。



最近變更された臺北都市計畫に就て				
昭和十三年度(昭和十三年)に變更された臺北都市計畫は道路、公園、二種でこれを示すと左の通りである。				
路名	變更年月日	告示番號	備考	要
第一號路	昭和十三年十月一日	第三四二號	御成町、三機町地内位置變更	
第二號路	同	同	宮前町地内位置及分岐位置變更	
第三號路	同	同	川崎町、馬場町地内位置變更	
第四號路	同	同	同	
第五號路	同	同	同	
第六號路	同	同	同	
第七號路	同	同	同	
公園第一號	昭和十三年十月一日	第三四二號	御成町、三機町地内位置變更	
公園第二號	同	同	宮前町地内位置及分岐位置變更	
公園第三號	同	同	川崎町、馬場町地内位置變更	
公園第四號	同	同	同	
公園第五號	同	同	同	
公園第六號	同	同	同	
公園第七號	同	同	同	

『台北州報』等662号、昭和14年3月19日、など。越澤明複写。
文献調査は黄世孟教授(国立台湾大学)、王恵君教授(国立台湾科技大学)の御協力を得た。

6. 台湾都市計画令と昭和14年変更

大正8年に内地で都市計画法が公布されたことに刺激されて、外地の朝鮮総督府では、大正9年、都市計画の法制化を検討したが、「朝鮮の民度に鑑み時期尚早なり」と見送りとなった。外地の台湾総督府では、大正10年と大正13年、内地の法律を勅令で台湾にも適用する方式を検討したが、見送りとなった。

大正期に大阪市長として大阪の都市計画・インフラ整備を推進した池上四郎(1857～1929、会津藩出身、秋篠宮紀子妃殿下の曾祖父)が朝鮮総督府政務總監に就任すると、朝鮮における都市計画法案の起草を指示した。それから5年後の昭和9年6月、朝鮮市街地計画法令が公布された。

この動きに影響されたのか、昭和9年9月、台湾総督府は総督府内に都市計画法施行準備委員会を設立した。起草、審議を経て、昭和11年8月27日、台湾都市計画令が公布され、昭和12年4月1日から施行された。台湾都市計画令の原案作成者は内務省都市計画課属(ノンキャリア)で都市計画と区画整理の法律に詳しい小栗忠七であった。台湾都市計画令は都市計画、建築基準、区画整理が一体化されており、内地の区画整理(帝都復興、名古屋の区画整理など)の経験が盛り込まれている。

この結果、昭和7年決定の「台北市区計画」は昭和

12年から「台北都市計画」と名称が改められ、東部方面の新市街地の区画整理の準備が開始された。また、都市計画の事業化の検討と共に、昭和13年10月と昭和14年1月に特殊街路、公園道、公園の都市計画が変更された。

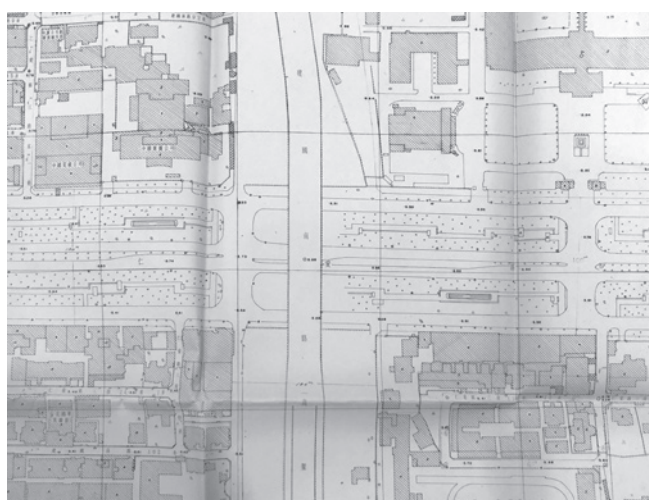
大きな都市計画の変更は南北方向の特殊街路のルート変更であり、昭和14年1月、台北帝国大学に近寄るように線形が変わり、第7号公園は正方形の形から台形の形に変更された。

7. 大安森林公園(第7号公園)

1932年に台湾総督府が決定した台北都市計画は、



1951年4月の台北都市計画図(台北市政府工務局)。台北市政府工務局より寄贈。非公開図面。



台北市地形図(縮尺千分の1、1980年12月測量)

左:東西100メートルの公園道(仁愛路)は完成し、南北100メートル特殊街路(建国南路)は地上部が完成し、高架橋は工事中。

右:東西の40メートル道路(信義路)は完成し、南北の70メートル特殊街路(建国南路)は地上部がほぼ完成し、高架橋は工事中。都市計画第7号公園(大安森林公園)は全区域が未着工で、スラム街となっていた。

台北市工務局の招待で講演をした際に寄贈される。非公開図面。この両図とカラーグラビア写真を比較して参照されたい。

1950年、台湾を統治する中華民国国民党政府によって、ほぼ、そのまま継承することが決定された。都市計画公園の番号もそのまま継承された。

1960年代から1970年代に、台北の都市計画は街路については1932年計画がほぼ実現していった。東西方向の軸線である公園道第4号（現・仁愛路）が完成し、亜熱帯系高木が緑陰となる並木道が出現し、その東端には台北市政府の新庁舎が移転した。仁愛路の沿道は台北でも一等地であり、高級マンション、ホテルなどが進出した。南北方向の特殊街路の水路敷には高架の高速道路が建設され、高架下は台北市内では不足している駐車場用地となった。

1980年代になっても第7号公園（現・大安森林公園）、第14号公園（現・林森公園）、第15号公園（現・康楽公園）は未着手のままであり、大陸から移住した国民党下級兵士とその家族が居住するスラム街となっており、台湾政府も台北市政府も放置していた。第7号公園の面積は25ヘクタールであり、約1300戸のバラックが建ち並んでいた。

台北市の市街地開発がほぼ終了し、台湾の経済水準も向上した結果、1985年（民国74年）、台北市政府工務局は第7号公園の着工に向けて調査を開始した。3代の歴代の台北市長、体育館設置問題、環境保護団体との激論を経て、台北市のセントラルパークとなる第7号公園の整備方針は生態系の緑を重視した「森林公園」として決定され、体育館の建設は不採用として、公園名称は台北市大安区にあることから大安森林公園と決定された。

1991年度～1994年度に工事が実施され、都市林であり、都市の肺である大安森林公園が完成した。撤去した家屋のうち合法は91戸のみであり、1257戸は不法占用であったが、土地収用補償、地上物補償にはかなりの費用を必要とした。

第14号公園（現・林森公園）、第15号公園（現・康楽公園）は隣り合っており、日本統治時代は三橋町公共墓地があり、明石元二郎（第7代台湾総督）の墓もあった場所に都市計画公園を設定した。1949年以降はスラム街となって放置されており、周囲は台北の商業地であった。

この両公園が着工された理由は台北市長選挙である。1997年、陳水扁市長（その後、台湾政府総統）が第14号、第15号公園の整備を公約の1つとした結果、

着工され、2002年に、都心部の憩いの場として両公園が開園した。

なお、両公園の北側に細長く立ち並んでいるホテル、住宅群が続く土地は、国民党政府が公園道の都市計画を廃止し、民有地に変えた場所である。

昭和15年8月、高雄でも公園道（15本、林陰道路）、広場、公園（12箇所）、排水路（23本）を骨格とした都市計画が告示され、戦後の国民党政府によって、ほぼその通り都市建設が実行された。（『新都市2011年3月号』にてグラビアで掲載）

【参考文献】

- ・前島康彦編『折下吉延先生業績録』都市計画協会内、折下先生記念事業会、昭和42年。
- ・台湾総督府内務局土木課『台湾総督府内務局主管土木事業』昭和5年8月。同、昭和10年11月。
- ・台湾総督府内務局土木課『台湾都市計画関係法規輯覧』昭和15年。
- ・黄世孟「台湾都市計画歴史之初探1895～1945年」『都市与計画』12巻1号、民国74年。
- ・越澤明「台北の都市計画 1895～1945年」『第7回土木史研究発表会論文集』1987年。
- ・同上論文は台北市政府の市史編纂刊行物で翻訳されたことから、台北市の歴史研究として評価されたことを示している。



- ・越澤明「台湾・満州・中国の都市計画」『岩波講座近代日本と植民地』第3巻、岩波書店、1993年。
- ・越澤明『後藤新平』ちくま新書、2011年。
- ・越澤明「関東大震災の復興公園」『公園緑地』84巻2号、2023年8月。

【付記】

1980年代から30年間、台湾の内政部営建署（内務省建設庁）、台北市政府工務局、工程師学会、都市計画学会、国立台湾大学、国立高雄大学の招聘で講演する機会に現地調査を行ってきた。黄世孟教授を始めとする関係の皆様には謝意を表します。

IV. 資料

一般社団法人 日本公園緑地協会

研究所長・研究顧問 名簿

令和4年6月10日現在

研究所長	役職名
進士 五十八	東京農業大学名誉教授・元学長、福井県立大学名誉教授・元学長

研究顧問 22名	役職名
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
石川 幹子	東京大学名誉教授・中央大学研究開発機構機構教授
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
勝野 武彦	日本大学名誉教授
金子 忠一	元東京農業大学地域環境科学部教授
亀山 章	東京農工大学名誉教授
小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
越澤 明	北海道大学名誉教授
後藤 春彦	早稲田大学教授
佐藤 信	東京大学名誉教授
島田 正文	元日本大学教授
下村 彰男	國學院大學研究開発推進機構教授
高良 倉吉	琉球大学名誉教授
中瀬 勲	兵庫県立大学名誉教授・兵庫県立人と自然の博物館長・兵庫県立淡路景観園芸学校学長
棚野 良明	元中央大学研究開発機構機構教授・公益財団法人都市緑化機構専務理事
根本 敏則	敬愛大学教授
平田 富士男	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科教授
古澤 達也	日本大学理工学部上席客員研究員
増田 昇	大阪公立大学大学院特任教授
森本 幸裕	京都大学名誉教授・公益財団法人京都市都市緑化協会理事長
師岡 文男	上智大学名誉教授
横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授

(五十音順 敬称略)

令和5年度 公園緑地研究所調査研究報告
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2023

令和6年6月6日 発行

編集・発行 一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所
〒101-0032

東京都千代田区岩本町3-9-13

岩本町寿共同ビル

電 話 03-5833-8552

F A X 03-5833-8553